海津町・平田町・南濃町

# 合併の記録

岐阜県海津市

# 海津町・平田町・南濃町合併の記録

# 「海津市」誕生

# はじめに

平成１７年３月２８日、海津郡海津町、平田町及び南濃町が合併し、岐阜県で２１番目の市となる「海津市」が誕生いたしました。

地方分権が実行の段階に入り、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化と効率化が不可欠の状況となっています。旧海津郡の３つの町は、従来より広域連合、一部事務組合を設置するなどして、町の枠組みを超えて互いに協力しながら効率的な行政サービスに努めてきました。更に、その規模・能力を強化していくことが喫緊の課題との認識のもと、平成１４年２月２２日に海津郡町村合併問題検討会が設置され、市町村合併についての検討を行うとともに、住民ニーズの把握、ＰＲ活動が行われました。同検討会が実施した住民意識調査では、回答をいただいた方の約７割が合併協議に前向きのご意見であり、そのうちの７割以上が海津郡３町の組み合わせが望ましいとの回答をいただいているところです。こうした状況を背景に、同年１０月１日に法定協議会である海津郡３町合併協議会が設置され、以来３６回にわたって協議が重ねられてきたほか、小委員会等も精力的に行われました。

協議は、必ずしも平坦な道のりばかりではありませんでしたが、議論の末それぞれの局面では活路を見出そうと懸命の努力が払われました。それには、原点として３町の合併を成就させようという強い気持ちがあったからではないかと存じます。

しかしながら、市町村合併はゴールではなく、スタート地点に立ったに過ぎません。市民の皆様の幸せを第一に考え、地域住民が生き生きと暮らすことこそ大切であり、早急に新市としての体力を養い、確立していかなければなりません。新市まちづくり計画では、「光と風と水のふれあい庭園都市」を将来像に掲げ、将来目標や基本方針を設定しており、本計画を着実に実現していくことによって、地域の発展と住民福祉の向上を図っていく必要があると存じます。今後は、市民の皆様と連携・協働して多様なニーズに全力を傾ける所存でございます。

この合併にご尽力をいただきました多くの皆様に感謝申し上げますとともに、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。

海津市長　松　永　清　彦

海津郡町村合併
問題検討会
平成14年
2月22日～9月30日

海津郡3町合併協
議会を設置
平成14年10月1日

合併協議会の様子

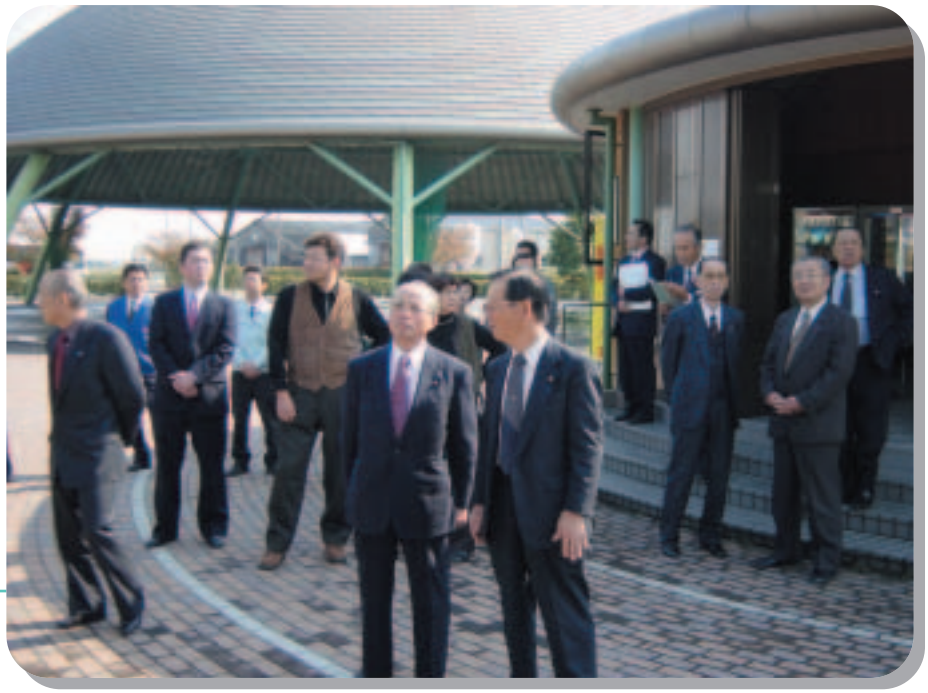

合併協議会委員
が地域内を視察

住民説明会を開催
平成15年2月13日
～22日、6会場
平成15年6月24日
～28日、5会場

合併協定書に
署名する3町長
（合併協定調印式）
平成16年9月10日

合併協定書を手に
握手
（合併協定調印式）

町長、合併協議
会委員、町議会
議員らによる記
念撮影
（合併協定調印式）

合併協定書

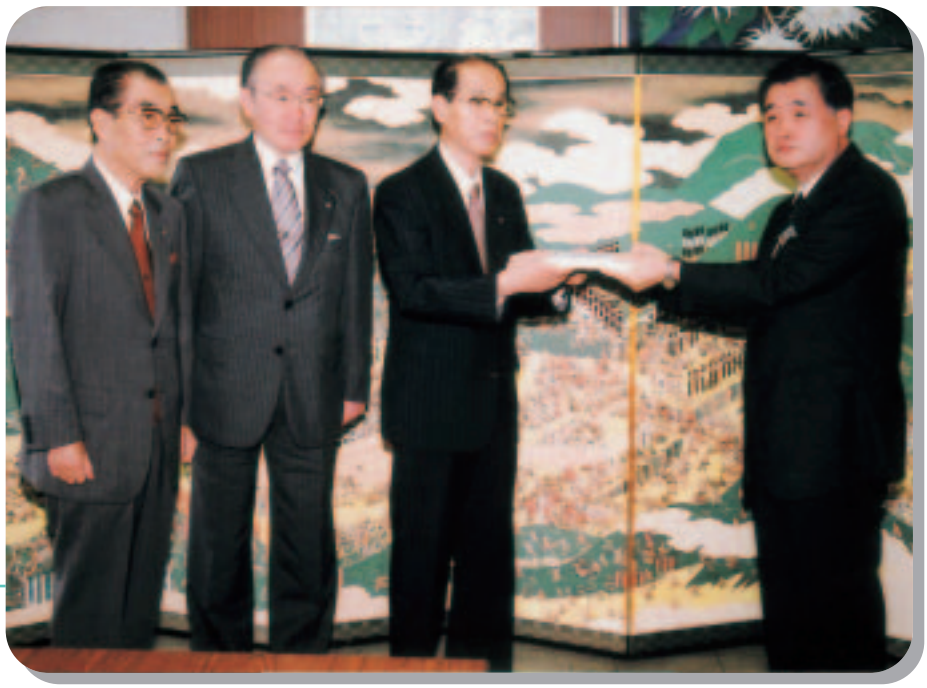

西濃地域振興局
長へ合併申請書
を提出
平成16年9月22日

愛知県立芸術大学において市章選定会議
平成17年2月10日

海津市誕生啓発ポスター

あいさつする
横山市長職務執
行者（開庁式）
平成17年3月28日

銘板除幕（開庁式）

市旗掲揚（開庁式）

くす玉開帳
（開庁式）

平成１７年３月２８日、海津町・平田町・南濃町の３町が合併して「海津市」が誕生。
面積１１２．３１㎢、人口４１，２０４人（平成１２年国勢調査）

光と風と水のふれあい庭園都市

# 海津市

海津市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曽・長良川によって愛知県に接しています。中央部を流れる揖斐川以東の地域は平地が広がり、河川によってもたらされた肥沃な土壌に培われた豊かな田園地帯となっています。また、それ以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平野からなり、山麓では、みかん園や柿園が広がっています。

気候は、冬季に伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いものの、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域です。

## 見どころ

### 大榑川堤桜並木 MAP

平田公園を中心とした大榑川堤7km区間が千本桜となっており、ソメイヨシノとサトザクラで開花が異なり、二度満喫することが出来ます。

### 月見の森 MAP

生活環境保全林として指定された37.5haの敷地には、自生した植物および観光みかん園に加え、アジサイ、ササユリ、サツキ、雑草など1万1千本余りが植栽され、四季折々に美しい姿を見せています。また散策道も整備され森林浴やハイキングに最適で、多くの人が訪れ、人気のスポットとなっています。

### 津屋川（彼岸花群生地） MAP

美しい水とのどかな自然の風景が水辺を彩ります。養老町に源を発する津屋川の堤防に、春は「菜の花」、秋には燃えるような「彼岸花」が隆盛を誇り、関西・名古屋方面から多くの人たちが訪れています。



### 南濃温泉（水晶の湯） MAP

養老山地の中腹・標高130mにあり、泉質は塩化物温泉（中性高張性）。湯船に浸かって濃尾平野が一望できるほか、近郊の夜景も楽しめます。施設には露天風呂、日替湯、歩行湯をはじめ、レストラン、マッサージルームがあります。

### さぼう遊学館 MAP

平成6年、岐阜県によって建てられました。我が国初の「砂防を楽しみながら学習する施設」として県内外より注目されています。鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り）平屋建ての施設（延床面積488.26㎡）には、ハイテク技術を駆使した機器が設置されています。

### 月見の里南濃 MAP

敷地面積約21,000㎡と県内最大級を誇る「道の駅」。物産館や農作物直売所、軽食レストランなどのほか、足湯（無料）なども併設され、施設も充実しています。養老山地から広がる扇状地にあり、濃尾平野が見渡せる絶好のロケーションです。

### 吉田出来山公園 MAP

公園内には、桜の季節になるとぼんぼりが設置され、およそ千本のソメイヨシノ・ヤマザクラによる夜桜が楽しめます。

## お千代保稲荷 MAP

「おちょぼさん」の愛称で親しまれている千代保稲荷神社は、筋売繁盛、合格祈願、縁結びのご利益が…。お千代保さんは庶民の神様。年間200万人の参拝者で賑わっています。

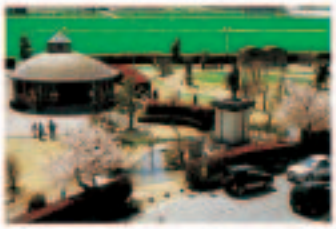

## 平田公園 MAP

三郷にある1.4haの公園。天然芝のパターゴルフ場のほか、雨天にも利用できる多目的ドーム、延長80mにも及ぶローラー滑り台、コンビネーション遊具、芝生公園、管理棟、120台収容の駐車場などがあります。

## 平田リバーサイドプラザ MAP

長良川の河川敷にある、27haもの広大な公園。多目的に使用できる約7haの芝生広場をはじめ、おもしろ自転車で遊べる「サイクルコース」、子供たちが自然に親しむ事のできる「水辺空間」や「自然の森」を備えた、緑あふれる憩いと安らぎの場です。

## クレール平田 MAP

長良川右岸堤防上の「道の駅」。最新の道路・観光情報を提供する情報交流館、落ち着いた和室の休憩所のほか、レストラン、直売所があり、ドライバーのオアシスとなっています。地域の特産品や生産者がわかる新鮮な農作物など安価で安心できる商品を取り揃えています。

## 今尾の左義長 MAP

2月11日、別名「どんど焼き」ともいわれる正月行事のひとつで、周囲7m、重さ2tの竹みこしを若者がかつぎ、そこに火をつける「火を崇め火伏せを祈願する」神事。県の重要無形民俗文化財に指定されており、炎と音の饗宴は見る人の胸を熱くさせます。

## 2006年 FISA 世界ボート選手権大会

平成17年8月28日（日）～9月4日（日）

## アクアワールド水郷パークセンター MAP

環境教育に関するさまざまな情報を提供しています。また、NPOが公園とパートナーシップを結び、公園の自然や建物を利用して、活動の輪を広げる拠点です。

## 歴史民俗資料館 MAP

海津の祖先が水と戦いながら郷土を築き上げてきた苦闘の歴史を通し、輪中の文化を伝えつつ、この故郷を更に発展させなければならないという願いのもとに設立された高須松平藩のお城を模した資料館です。

## 長良川サービスセンター MAP

障害者と健常者がお互いを知り、共に参加することができるノーマライゼイションを推進する拠点として、また世界最大規模のボートコースを持つ水面利用の拠点として利用されています。

## 千本松原 MAP

薩摩義士が揖斐川・長良川の締切堤約1kmにわたる工事完成のとき、苦難の歴史とその魂をこの地にとどめるために、千本の日向松の苗を植えたものと伝えられています。周囲には、宝暦治水工事を記念して建立された宝暦治水碑があります。

## 木曽三川公園センター MAP

愛知県、岐阜県、三重県にまたがる、日本一大きい国営公園が木曽三川公園です。高さ65mの展望タワーや木曽三川の歴史、自然を紹介する展示施設「水と緑の館」、輪中特有の「水屋」などを備えています。

## 海津温泉 MAP

100円温泉の呼び名で、広く地域の人たちに愛されているのが海津温泉です。食塩泉で黄土色をしたお湯は、リウマチ性疾患、慢性湿疹、更年期障害などに効能があるとされています。また施設では、食事、休憩のほか宿泊も可能です。

# 目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

## 第１章 新市の概要

１　新市のすがた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）位置・地勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（２）自然 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（３）人口・世帯数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（４）産業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
２　旧・海津郡３町（海津町・平田町・南濃町）の沿革 ・・・・・・・・・・・・・・4
（１）旧・海津町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（２）旧・平田町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
（３）旧・南濃町 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

## 第２章 合併の背景

１　海津郡町村合併問題検討会の取り組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
２　アンケート調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
３　合併の必要性と効果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（１）生活圏の広域化への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）新たな行政課題の山積と地方分権への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（３）厳しい財政状況への対応と効率性の高い行政運営 ・・・・・・・・・・・・・１３

## 第３章 合併の経緯

１　海津郡３町合併協議会の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１）海津郡３町合併協議会規約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（２）海津郡３町合併協議会の組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
（３）海津郡３町合併協議会組織相関図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
（４）海津郡３町合併協議会幹事会設置要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
（５）海津郡３町合併協議会事務局規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
（６）海津郡３町合併協議会歳入歳出決算（平成１４年度～１６年度）・・・・・・・２２
（７）海津郡３町合併協議会専門部会設置要領 ・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
２　住民の動向と住民説明会の開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
（１）住民の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

（２）住民説明会の開催状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
３　調印式と議案の議決　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（１）合併協定調印式　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
（２）合併関連議案の議決　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
４　合併申請書の提出から廃置分合告示まで　・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（１）合併申請書の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
（２）県議会議決及び知事の処分決定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
（３）市の廃置分合告示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４
５　市長職務執行者の選任に関する協議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
６　新市誕生（合併）に至るまでのながれ　・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
７　新市誕生までの主な動き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

## 第４章　海津市誕生

１　海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎の開庁式　・・・・・・・・・・・・・・・４３
２　各委員会の開催　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（１）海津市教育委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（２）海津市選挙管理委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４５
（３）海津市固定資産評価審査委員会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
３　海津市初議会（第１回臨時議会）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
（１）海津市議会議員　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
（２）議事日程等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
４　行政組織及び各庁舎の案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
（１）海津市行政組織　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０
（２）各庁舎の案内　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６２

## 第５章　資料

１　合併協定書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６５
２　新市建設計画・ダイジェスト版（縮刷版）・・・・・・・・・・・・・・・・７４
３　海津郡３町合併協議会だより（縮刷版）・・・・・・・・・・・・・・・・・８１
４　海津市誕生新聞広告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６３

# 第1章

# 新市の概要

# 第１章　新市の概要

## １．新市のすがた

### （１）位置・地勢

海津市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曽・長良川によって愛知県に隣接している。中央部を流れる揖斐川以東の地域は平地が広がり、以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなっている。一方、北部は、養老郡、安八郡に接し、北東は羽島市に接している。

東西方向は約１３km、南北方向は約１７km、総面積１１２k㎡。地目別では農用地３６％、森林２６％、宅地１０％、道路６％である。

### （２）自然

海津市には、東海地方の代表的河川である木曽・長良川が東境を、揖斐川が中央部を流れ、市域内には北端を流れる大榑川、内水排水路としての役割も持つ大江川、中江川、養老山地の水を集める津屋川が流れている。これらの河川は、豊かな自然生態系が維持・保全され、住民の生活に密着し、やすらぎと潤いを与えているとともに、河川によってもたらされた肥沃な土壌に培われた豊かな田園地帯が広がっている。また、西部には、標高５００～８００mの山々が連なる養老山地があり、山麓では、みかん園や柿園が広がっている。

気候は、冬季に伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いものの、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域である。

### （３）人口・世帯数

海津市の人口は、平成１２年１０月時点で４１，２０４人となっており、平成７年まで順調に増加してきたが、その後減少に転じている。年齢別人口では高齢化率が１８％まで上昇しており、平成７年と比べ約２ポイント増加している。それに対して、年少人口は１６％となっており、平成７年よりも約２ポイント減少し、少子高齢化が進んでいる。

また、世帯数は、平成１２年で１１，０７０世帯となっており、平成７年より５％増加し、１世帯当たりの人員は３．７人に低下している。

なお、旧町別の面積（平成１４年）、世帯数及び人口（平成１６年）のデータは表１のとおり。

## 表１　面積・人口・世帯数

（単位：ha、人、世帯）

| | | 海津市 | 海津町 | 平田町 | 南濃町 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 面　　積　（平成１４年） | 11,231 | 4,421 | 1,629 | 5,181 |
| | 世　帯　数　（平成１６年） | 11,420 | 4,006 | 2,284 | 5,130 |
| | 総　人　口　（平成１６年） | 40,290 | 14,744 | 8,344 | 17,202 |
| 年齢別人口 | 年少人口（０～１４歳） | 5,757 | 2,132 | 1,244 | 2,381 |
| | 構成比 | 14.3% | 14.5% | 14.9% | 13.8% |
| | 生産年齢人口（１５～６４歳） | 26,626 | 9,695 | 5,443 | 11,488 |
| | 構成比 | 66.1% | 65.8% | 65.2% | 66.8% |
| | 老年人口（６５歳以上） | 7,900 | 2,917 | 1.650 | 3,333 |
| | 構成比 | 19.6% | 19.8% | 19.8% | 19.4% |
| | 年齢不詳 | 7 | 0 | 7 | 0 |
| | 構成比 | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.0% |
| | １世帯当たり人員 | 3.5 | 3.7 | 3.7 | 3.4 |

（資料：岐阜県統計書）

※構成比の合計はラウンドのため一致しない。

### （４）産業

農業は、肥沃な土壌を利用して稲作と果樹生産が盛んであり、農業産出額は、８７億円（平成１４年）となっている。

工業は、小規模なものが多く、工場が３３４（平成１５年）、製造品出荷額等が８０３億円となっている。

商業は、小売店５０５店舗（平成１４年）が立地しており、年間販売額は３００億円となっている。

海津市には、「国営木曽三川公園」、「海津温泉」、「千代保稲荷神社」、「水晶の湯」があるなど、年間の観光客は５００万人以上にも及ぶ。

また、新市の産業別就業者割合は、第１次産業が１０％、第２次産業が４２％、第３次産業が４８％であり（平成１２年国勢調査）、岐阜県全体と比べ第１次産業、第２次産業就業者の占める割合が高くなっている。

表２　産業別就業者数の推移

（単位：人）

| 区分 | | 昭和５５年（１９８０） | 昭和６０年（１９８５） | 平成２年（１９９０） | 平成７年（１９９５） | 平成１２年（２０００） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 就業者数 | | 19,253 | 19,705 | 20,748 | 21,725 | 21,702 |
| 内訳 | 第１次産業 | 4,184 | 3,393 | 2,686 | 2,287 | 2,073 |
| | 第１次産業就業率 | 21.7% | 17.2% | 12.9% | 10.5% | 9.6% |
| | 第２次産業 | 7,775 | 8,640 | 9,424 | 9,579 | 9,082 |
| | 第２次産業就業率 | 40.4% | 43.8% | 45.4% | 44.1% | 41.8% |
| | 第３次産業 | 7,288 | 7,666 | 8,635 | 9,841 | 10,512 |
| | 第３次産業就業率 | 37.9% | 38.9% | 41.6% | 45.3% | 48.4% |
| | 分類不能産業 | 6 | 6 | 3 | 18 | 35 |

（資料：国勢調査）

## ２．旧・海津郡３町（海津町・平田町・南濃町）の沿革

### （１）旧・海津町

昭和３０年１月、町村合併促進法（昭和２８年９月）の制定に伴い、高須町、吉里村、東江村、大江村及び西江村の１町４ヵ村が合併、その後、同年２月に旧今尾町平原地区を編入合併して海津町が誕生。

海抜ゼロメートル地帯にあり、三大河川の三角州堆積物による沖積平野を北から南へ展開し、緩傾斜をなしている。平成７年には「長良川河口堰」が本格運用、続いて川底の浚渫工事も平成９年に完成し、洪水に対する安全度が高まった。

### （２）旧・平田町

昭和３０年２月、町村合併促進法（昭和２８年９月）の制定に伴い、今尾町及び海西村の１町１村が合併して平田町が誕生。

日本三大稲荷の一つと言われる「千代保稲荷神社」、パターゴルフ場をもつ平田公園のほか、平成１２年には長良川の右岸堤防沿いに道の駅「クレール平田」が完成し、観光交流資源を活用したまちづくりを進めてきた。

### （３）旧・南濃町

昭和２９年１１月、町村合併促進法（昭和２８年９月）の制定に伴い、城山町、石津村及び下多度村の１町２村が合併して南濃町が誕生。

養老山地の扇状地とそのすそ野に広がる平野に発展してきた。平成１６年１２月には国道２５８号沿いに道の駅「月見の里 南濃」が完成し、道路利用者と地域住民に向けた情報発信機能など、地域活性化の核的施設として期待されている。

# 第2章

# 合併の背景

# 第２章　合併の背景

## １．海津郡町村合併問題検討会の取り組み

平成１４年２月に町長及び各町５名ずつの議員において海津郡町村合併問題検討会を設置し、啓発パンフレットの作成、住民説明会の開催、住民意識調査を実施。住民意識調査においては、回答をいただいた約７割の方が合併に前向きの意向を示され、そのうちの約７割が「海津郡３町の組み合わせが望ましい」との結果になった。

### 海津郡町村合併問題検討会の組織

**海津郡町村合併問題検討会委員**

（敬称略）

| 役職名 | 氏　　名 | 町　名 | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 会　長 | 西脇　幸雄 | 平田町 | 第１回～第８回 |
| 副会長 | 大橋　直治 | 海津町 | 第１回～第８回 |
| | 堀田　富男 | 南濃町 | 第１回～第８回 |
| 委　員 | 永田　武秀 | 海津町 | 第１回～第８回 |
| | 倉田　正美 | | 第１回～第８回 |
| | 水谷　武博 | | 第１回～第３回　、第６回～第８回 |
| | 森　　昇 | | 第１回～第８回 |
| | 古川　信雄 | 平田町 | 第１回～第８回 |
| | 野村　治彦 | | 第１回～第８回 |
| | 近藤　輝明 | | 第１回～第８回 |
| | 水谷　守男 | | 第１回～第８回 |
| | 丹羽　恒夫 | 南濃町 | 第１回～第８回 |
| | 村山　龍平 | | 第１回～第８回 |
| | 伊藤　邦雄 | | 第１回～第８回 |
| | 平井　　肇 | | 第１回～第８回 |
| | 横山　善郎 | 平田町 | 第１回～第８回 |
| | 平野　義明 | 海津町 | 第３回～第８回 |
| | 後藤　庄吉 | 南濃町 | 第３回～第８回 |
| オブザーバー | 松永　清彦 | | 第２回～第８回 |
| | 小山　　豊 | | 第１回～第５回 |
| | 神田　長平 | | 第６回～第８回（第４回、第５回は委員として出席） |

## 2．アンケート調査結果

海津郡町村合併問題検討会が、平成１４年６月２８日から７月１５日にかけて合併協議の是非、望ましい合併パターンなどを設問とするアンケート調査を実施した。

１、調査目的

海津郡３町にお住まいの方々を対象に、町村合併への関心や地域の将来像についての意向等を把握し、将来構想・建設計画策定の基礎資料にするとともに、町村合併に対しての住民の関心を高めることを目的として実施した。

２、調査対象、調査方法及び回収結果

郡内２０歳以上無作為抽出で５，０００人（海津町：１，８００　平田町：１，０００　南濃町：２，２００）に郵送にて実施した結果、２，１８６人（海津町：７９０　平田町：３７８　南濃町：１，００４）から回答があり、回収率は、全体で４３．７％であった。次に性別、年齢別には、男性が９６３人（４４．１％）、女性が１，２０３人（５５．０％）、不明２０人（０．９％）で、２０歳代２７０人（１２．４％）・３０歳代２８６人（１３．１％）・４０歳代３４６人（１５．８％）・５０歳代４８１人（２２．０％）・６０歳代４２６人（１９．５％）・７０歳以上３６５人（１６．７％）・不明１２人（０．５％）となっている。

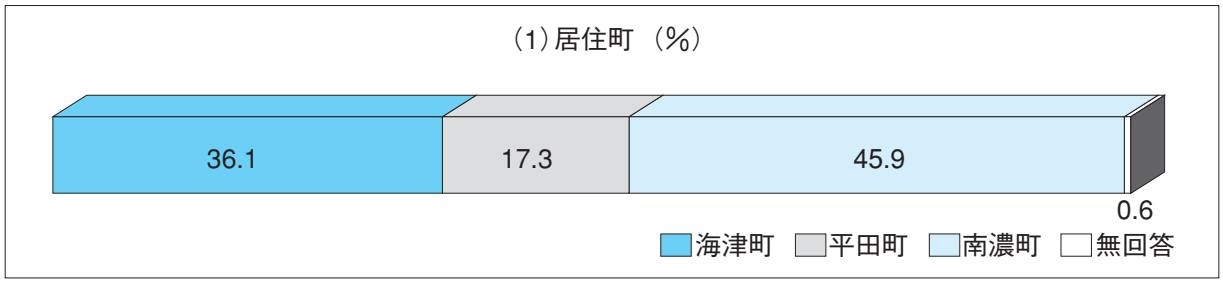


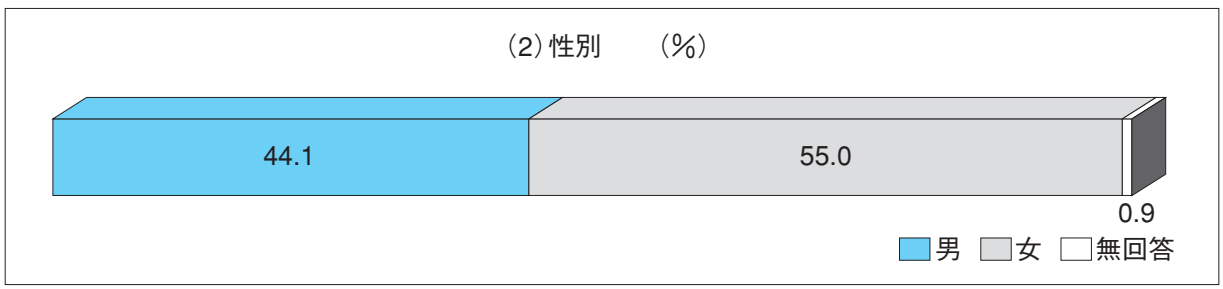


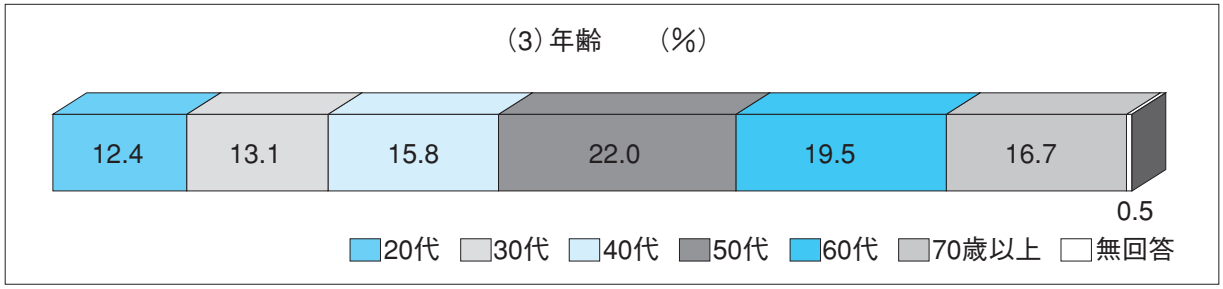

## ◇ まちの現状

Q　みなさんがお住まいになっている町の現状をどうお考えになっているか。

◎　満足度が高い項目は、１位が「自然環境の豊かさ」（満足３５．０％、やや満足２４．８％）、２位が「水道の整備状況」（同２０．０％、１７．１％）、以下「ごみの収集・処理の状況」（同１４．１％、１９．４％）と「道路の整備状況」（同１７．８％、１７．７％）となっている。

一方、不満が多い項目は、１位が「交通機関の便利さ」（不満３１．８％、やや不満２６．８％）、２位が「働きがいのある職場」（同１７．６％、２７．４％）、３位が「日常の買物の便利さ」（同１８．１％、２９．５％）となっている。

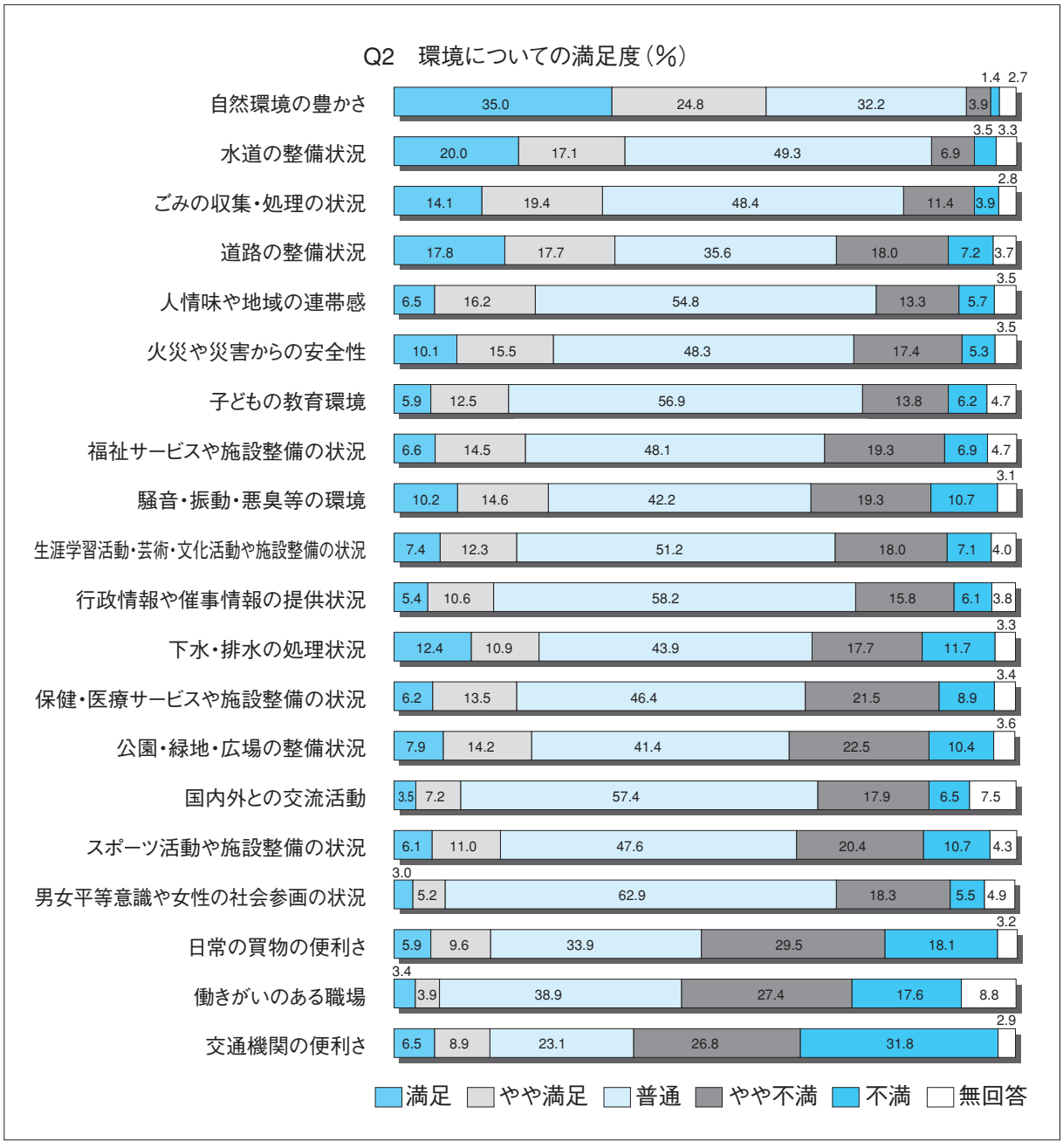

Q　現状のままで将来の行政需要に対応したサービスが提供できますか。

◎「できると思う」が７．４％、「どちらかといえばできると思う」が１８．８％で両者を併せて２６．２％が“できる”と答えている。また、「どちらかといえばできないと思う」が３２．４％、「できないと思う」が２２．６％で両者を併せて５５．０％が“できない”とのことであった。

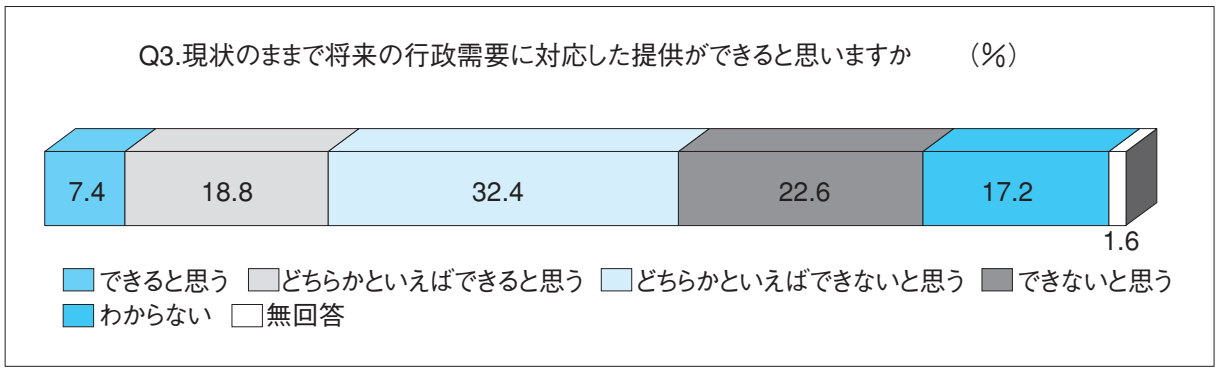


## ◇ 市町村合併について

Q　海津郡町村合併問題検討会の設置等、市町村合併に関しての認知度や関心度などについて。

◎　海津郡町村合併問題検討会の動きについて、「よく知っている」が２３．０％、「多少知っている」が６２．６％で両回答を合わせると８５．６％の人が“知っている”と回答され、「知らない」と答えた人は１３．５％にとどまっている。

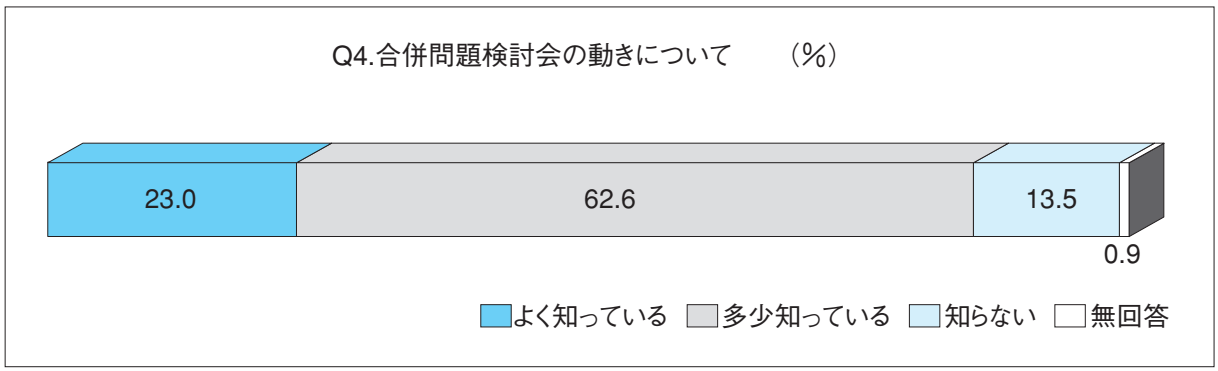


◎　合併についてどの程度関心があるかについて、「非常に関心がある」が２６．６％、「多少関心がある」が４８．９％で両回答を合わせると７５．５％の人が“関心がある”と答えており、「全く関心がない」が２．９％、「あまり関心がない」が２０．７％で両回答を合わせると２３．６％の人が“関心がない”となっている。

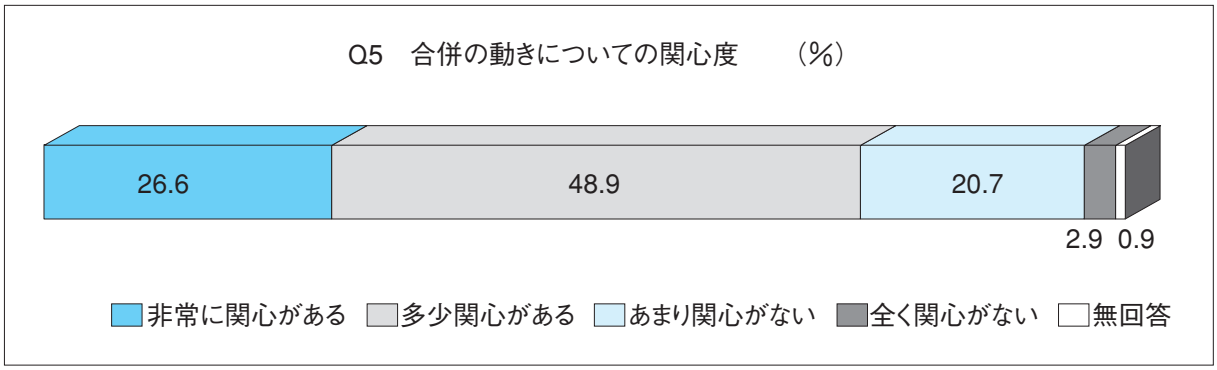


Q　海津郡３町が合併に向けて協議を進めていくことについて。

◎　合併協議の進め方について、「進めていくことが望ましい」が７１．７%と圧倒的に多く、「進めていく必要はない」との回答は６．７%にとどまり、「どちらでもよい」が１０．９%、「わからない」が９．２%となっている。

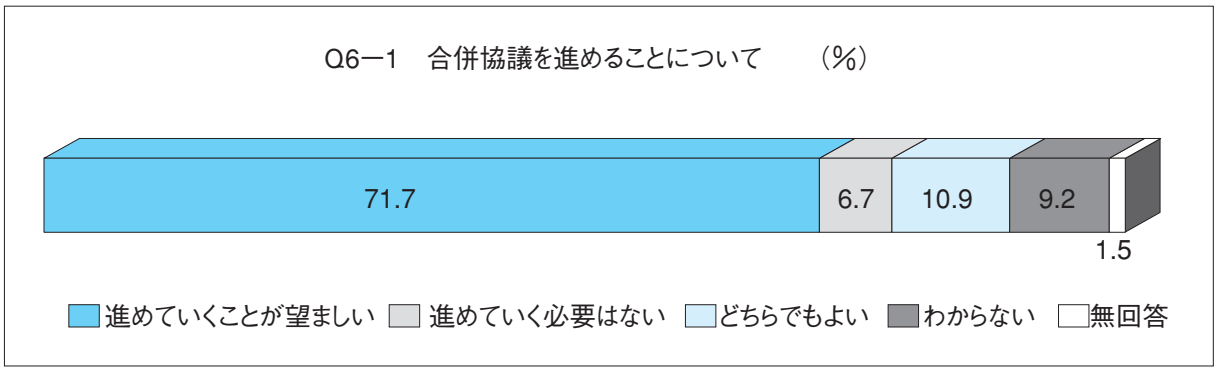


◎　「進めていくことが望ましい」と回答した人が考える望ましい組合せは、「海津郡３町」が７１．４%と圧倒的に多く、「２０市町村」が１０．２%、「１２市町」が１５．３%、「その他」が２．４%となっている。

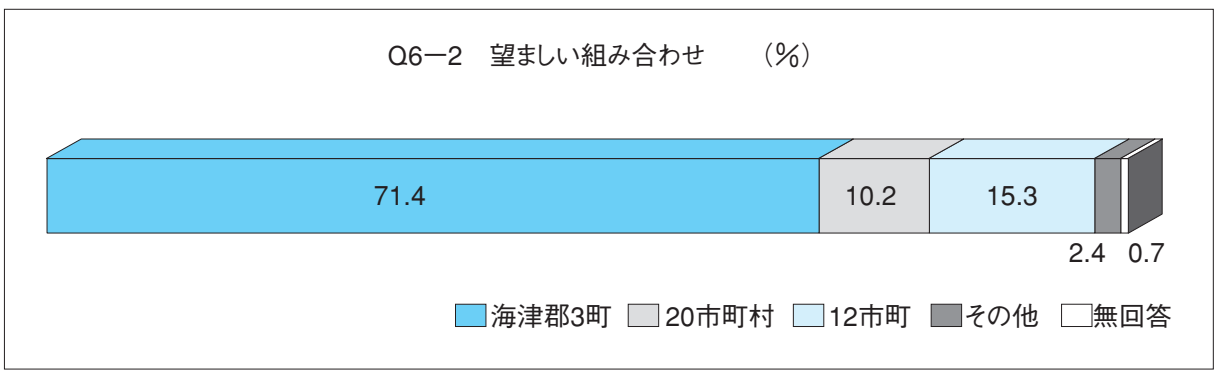

## ◇ 合併に対する期待

Q　市町村が合併する場合、どのような効果を期待するか。（複数回答）

◎　市町村合併に住民が期待することは、１位が「行政組織の統合などによる行政の効率化や経費の節減」で５０．９％、２位が「行政サービスの提供区域が広がり、自分たちの施設として利用できる公共施設の増加などによる生活の利便性や魅力の向上」で４２．８％、以下、「都市的サービスと豊かな自然など多様な地域資源を生かした一体的な整備による魅力あるまちづくりの推進」の３８．０％と「組織の統合化や専門職の増強などによる保健・福祉・土木をはじめとする専門的で高度な行政サービスの提供」の３７．３％と続いている。

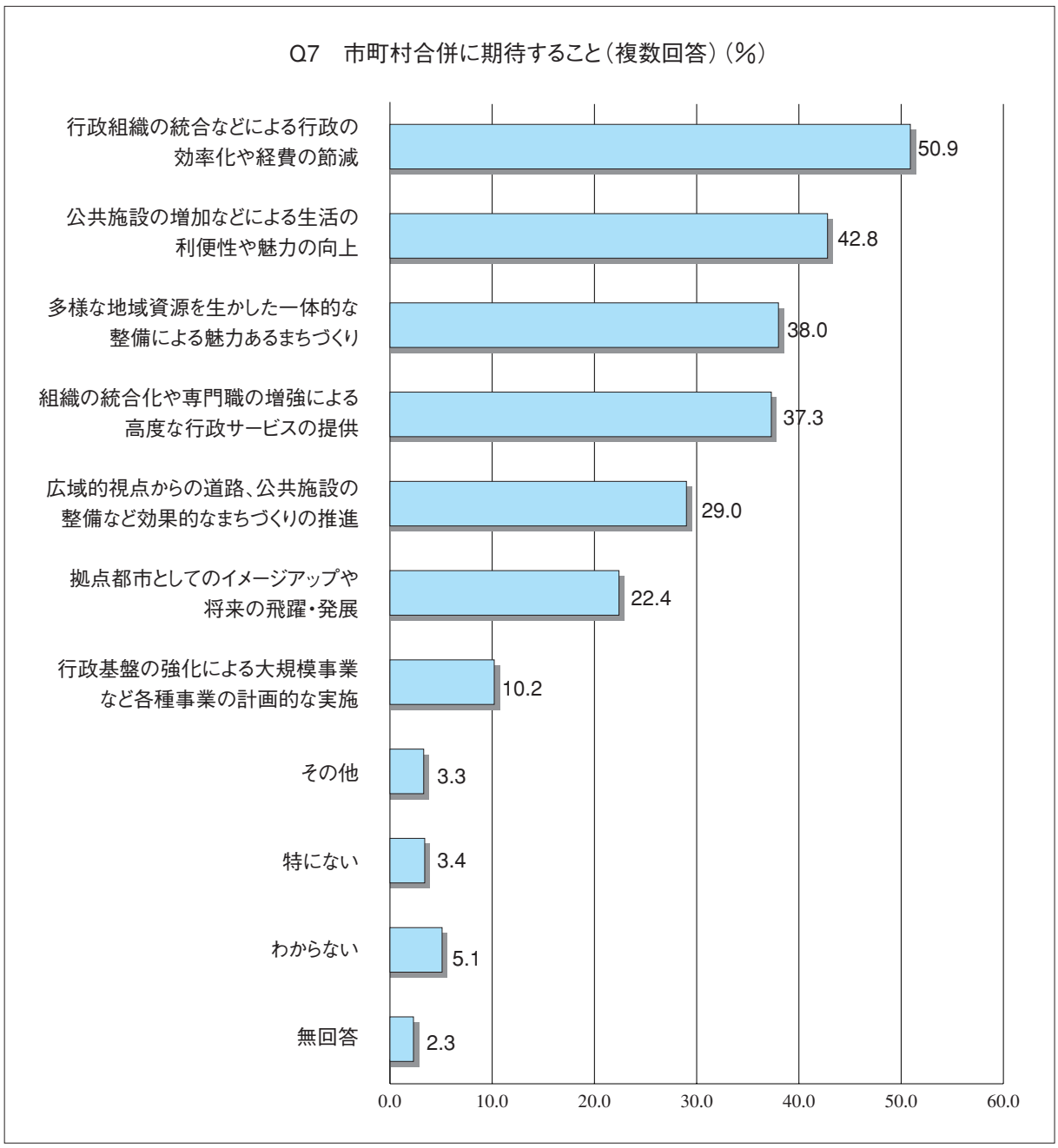

## ◇ 合併に対する不安

Q、市町村が合併する場合、どのようなことが心配ですか。（複数回答）

◎　市町村合併で住民が心配することは、１位が「公共料金など住民負担が増大する恐れ」で４８．５％、２位が「行政区域が広がり、きめ細かな行政サービスが難しくなる恐れ」で４６．３％、以下、「合併市町村内で地域格差（中心部と周辺部）が生じる恐れ」の３６．５％、「市役所への距離が遠くなり、不便になる恐れ」の３６．１％となっている。

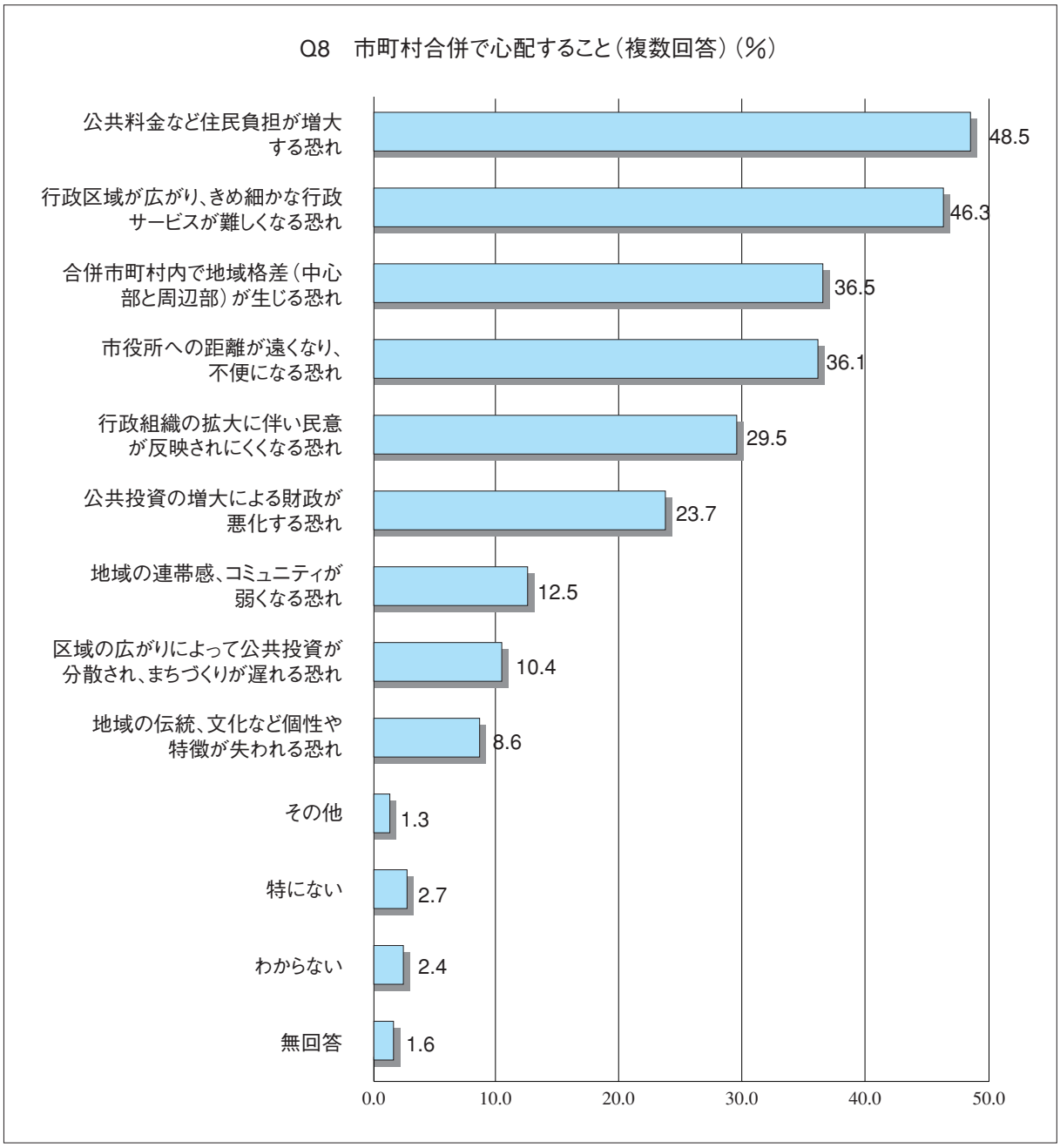

## ◇「市町村合併」で重点的に進める施策

Q　市町村が合併する場合、重点的に進めていく施策について。（複数回答）

◎　市町村合併で重点的に進める施策は、１位が「高齢者や障害者などの福祉サービスの充実」で５８．３％、２位が「地域保健医療体制や救急医療体制の充実」４５．２％、３位が「企業の誘致、商業の振興など地域経済の活性化」で３３．２％となっている。

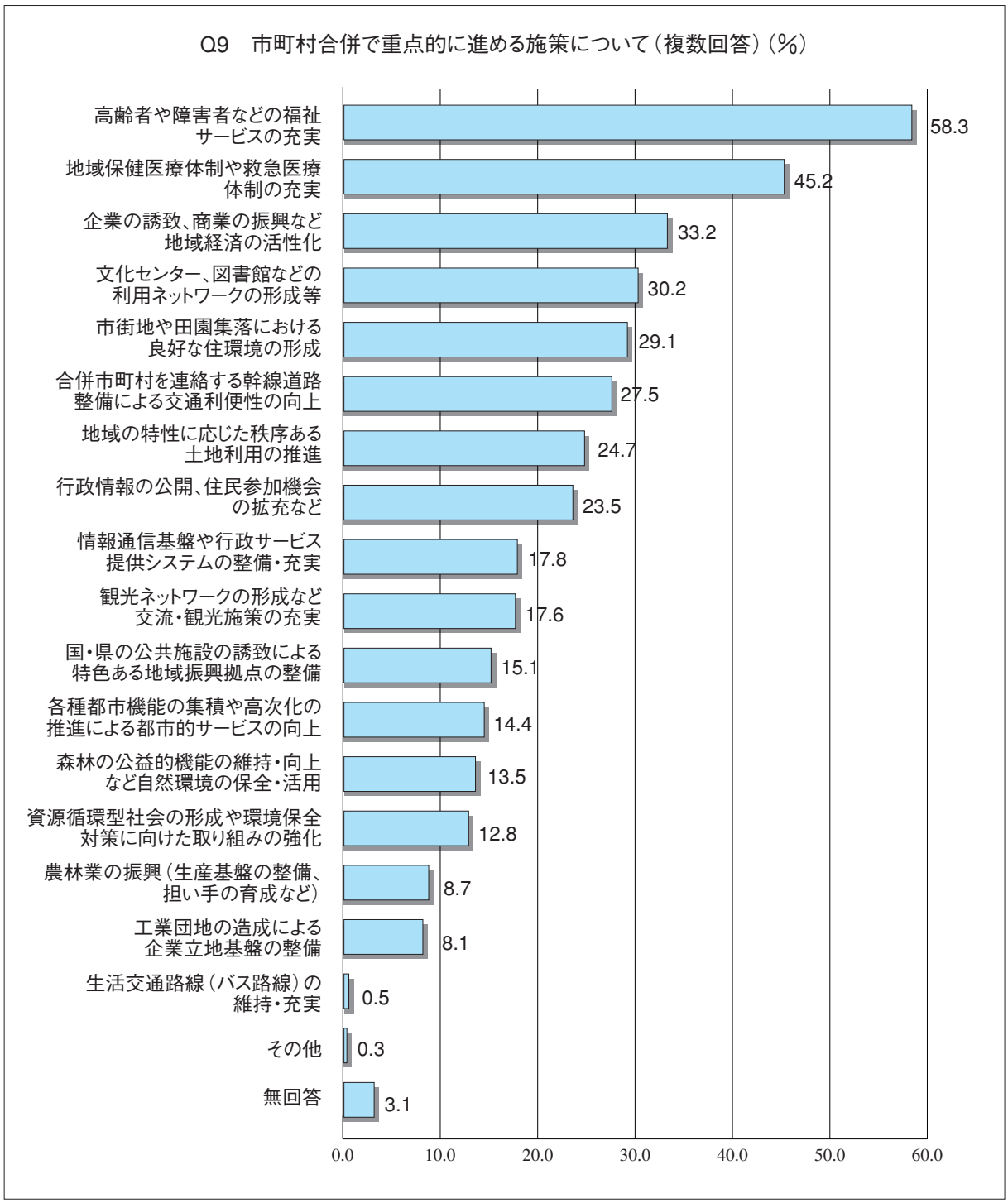

## 3．合併の必要性と効果

### （1）生活圏の広域化への対応

今日、モータリゼーションの発達、道路整備の進展などから、住民の就業、買物などの日常生活や、娯楽・レジャー活動は益々広域化している。海津郡においては、名古屋市などに通勤する人が多く、日常的な買物・娯楽は、海津郡及び周辺市町の幹線道路沿いに立地している専門店、大型スーパーマーケットやショッピングセンターが担っている。

このような生活圏の広域化に対応して、地域医療や高齢者福祉、ごみ処理・公害対策などを地域が連携しながら解決しているが、より効率的な行政を推進する必要がある。

また、サービスを受ける地域と税を払う地域が乖離する人が多くなってきており、住民の納税者意識を薄れさせ、行政依存を強める結果となっている。これからの行政は、住民との健全なパートナーシップに基づき実施していくことが求められる中で、納税者意識を高める生活圏の一体化を目指す必要がある。

### （2）新たな行政課題の山積と地方分権への対応

先に述べたように、今後更なる経済のグローバル化、地球環境問題の深刻化、超高齢社会の進展、ＩＴ革命・ブロードバンドの普及、デジタル社会の到来、男女共同参画社会の推進、ＮＰＯ活動の活発化などが予想される。こうした高度で複雑な行政課題に対応するためには、高い見識と高度な専門性を有する職員が必要である。

また、「地方でできることは地方で」という考え方に基づき、地域の自主性によって処理できるように権限移譲が行われている。その際、現在の町の規模では膨大な事務量を処理するマンパワー、専門性と責任の面で行政能力に欠ける面があり、そうした能力を有するに相応しい職員規模を持つ自治体へ再編することが必要になっている。

すなわち、合併によって自治体規模を拡大し、職員数の多い自治体になることによって、自己決定・自己責任で多くの行政サービスが実施できる能力を向上させる必要がある。

### （3）厳しい財政状況への対応と効率性の高い行政運営

国・地方とも厳しい財政状況にあり、財政再建は重要な課題となってきている。また、歳入の中で大きな割合を占めている地方交付税も大きな期待は望めない。

一方、高齢社会の進展に伴い、今後ますます福祉費（扶助費）の増大が予想される。

このように、地方自治体は財政的に厳しい局面に立たされており、海津郡３町においても、住民サービスの維持・向上を図るためには、自治体規模の拡大による財政基盤の強化と、徹底して無駄を省く効率的な財政運営とが求められる。

# 第3章

# 合併の経緯

# 第３章　合併の経緯

## １．海津郡３町合併協議会の設置

平成１４年２月２２日から同年９月３０日まで、９回に及ぶ海津郡町村合併問題検討会において検討した結果、法定協議会である海津郡３町合併協議会を設置するとの結論に達した。こうしたことから、同年に３町それぞれの９月定例議会において、海津郡３町合併協議会設置の議案を可決し、１０月１日に法定協議会（海津郡３町合併協議会）を設置した。その後、住民説明会を開催するとともに、合併協定項目の調整、新市建設計画作成などを合併協議会において確認し、平成１６年９月にそれぞれの町の議会において合併関連議案を可決した。また、同年１２月１６日に岐阜県議会において廃置分合を可決、平成１７年１月１７日に官報において告示された。実に合併問題検討会が９回、合併協議会が３６回、そのほか新市名称候補選定小委員会、事務所の位置等検討小委員会、協定事項調査検討小委員会などの協議を重ね海津市が誕生した。

### （１）海津郡３町合併協議会規約

**海津郡３町合併協議会規約**

（協議会の設置）

第１条　海津町・平田町・南濃町（以下「３町」という。）は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和４０年法律第６号。以下「法」という。）第３条第１項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の名称）

第２条　協議会は、海津郡３町合併協議会と称する。

（協議会の事務）

第３条　協議会は、次に掲げる事務を行う。

（１）３町の合併に関する協議

（２）法第５条の規定に基づく市町村建設計画の作成

（３）前２号に掲げるもののほか、３町の合併に関し必要な事項

（事務所）

第４条　協議会の事務所は、会長の属する町に置く。

（組織）

第５条　協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

（会長及び副会長）

第６条　会長及び副会長は、３町の長が協議し、３町の長のうちからこれを選任する。

２　会長及び副会長は、非常勤とする。

（委員）

第７条　委員は、次の者をもって充てる。

（１）３町の長

（２）３町の議会の議長及び３町の議会が選任する議員各２名

（３）３町の長が協議して定めた学識経験を有する者

２　委員は、非常勤とする。

（会長の職務代理者）

第８条　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位による副会長が会長の職務を代理する。

（会議）

第９条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　委員の３分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

３　会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営）

第１０条　会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

２　会議の議長は、会長がこれに当たる。

３　会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（小委員会）

第１１条　協議会は、担任事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができる。

２　小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（事務局）

第１２条　協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（職員）

第１３条　協議会の事務に従事する職員は、３町の長が協議して定めた者をもって充てる。

（幹事会）

第１４条　協議会に提案する必要な事項について協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費）

第１５条　協議会に要する経費は、３町の長が協議して負担する。

（監査）

第１６条　協議会の出納の監査は、会長の属する町の監査委員に委嘱して行う。

２　監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１７条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する町の例により会長が別に定める。

（報酬及び費用弁償）

第１８条　協議会の会長、副会長、委員及び監査委員等は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受け取ることができる。

２　前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長の属する町の例により会長が別に定める。

（協議会解散の場合の措置）

第１９条　協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（補則）

第２０条　この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附　則

この規約は、平成１４年１０月１日から施行する。

合併協議会の様子

## （2）海津郡3町合併協議会の組織

### 海津郡3町合併協議会委員

（敬称略）

| 役職名 | 氏　名 | 旧町名 | 選　出　区　分 | | 在　任　期　間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 会　長 | 横山　善郎 | 平田町 | 町　長 | | H14.10～H17. 3 |
| 副会長 | 後藤　庄吉 | 南濃町 | 町　長 | | H14.10～H15. 5 |
| | 勅使川原文生 | | | | H15. 6～H17. 3 |
| | 平野　義明 | 海津町 | 町　長 | | H14.10～H17. 3 |
| 委　員 | 神田　長平 | 海津町 | 議会議長 | | H14.10～H15. 4 |
| | 水谷　武博 | | | | H15. 5～H16. 8 |
| | 服部　　寿 | | | | H16. 9～H17. 3 |
| | 水谷　武博 | | 議会議員 | 議会選任 | H14.10～H15. 4、H16. 9～H17. 3 |
| | 神田　長平 | | | | H15. 5～H17. 3 |
| | 大橋　直治 | | | | H14.10～H16. 8 |
| | 伊藤　常行 | | 学識経験者 | 自治会の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 小粥　廣子 | | | 女性の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 芳賀麒一郎 | | | 農林水産業の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 瀧澤　伸二 | | | 商工業の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 永田　実彦 | | | 青年団体の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 小山　　豊 | 平田町 | 議会議長 | | H14.10～H14.10 |
| | 西脇　幸雄 | | | | H14.10～H17. 3 |
| | 六鹿　正規 | | 議会議員 | 議会選任 | H14.10～H15. 9 |
| | 野村　治彦 | | | | H15.10～H17. 3 |
| | 水谷　守男 | | | | H14.10～H17. 3 |
| | 棚橋　一好 | | 学識経験者 | 自治会の代表 | H14.10～H15. 3 |
| | 小山　　豊 | | | | H15. 4～H17. 3 |
| | 大橋　圭子 | | | 女性の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 近藤　正城 | | | 農林水産業の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 下村　和寿 | | | 商工業の代表 | H14.10～H15. 1 |
| | 水谷　芳郎 | | | | H15. 2～H17. 3 |
| | 後藤　啓太 | | | 青年団体の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 伊藤　邦雄 | 南濃町 | 議会議長 | | H14.10～H14.10 |
| | 田中　　正 | | | | H14.10～H15. 4 |
| | 丹羽　恒夫 | | | | H15. 5～H16. 3、H16. 9～H17. 3 |
| | 平井　　肇 | | | | H16. 4～H16. 8 |
| | 村山　龍平 | | 議会議員 | 議会選任 | H14.10～H16. 3 |
| | 丹羽　恒夫 | | | | H14.10～H15. 4、H16. 4～H16. 8 |
| | 田中　　正 | | | | H15. 5～H17. 3 |
| | 平井　　肇 | | | | H16. 9～H17. 3 |
| | 藤田　明弘 | | 学識経験者 | 区長会の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 加々本佐知子 | | | 女性の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 伊藤　友貴 | | | 農林水産業の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 伊藤　靖敏 | | | 商工業の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 加藤　鉄也 | | | 青年団体の代表 | H14.10～H17. 3 |
| | 佐藤　正幸 | 岐阜県 | 西濃地域振興局振興課長 | | H14.10～H16. 3 |
| | 宗宮　正典 | | | | H16. 4～H17. 3 |
| | 松永　清彦 | | 岐阜県議会議員 | | H14.10～H17. 3 |

## （３）海津郡３町合併協議会組織相関図

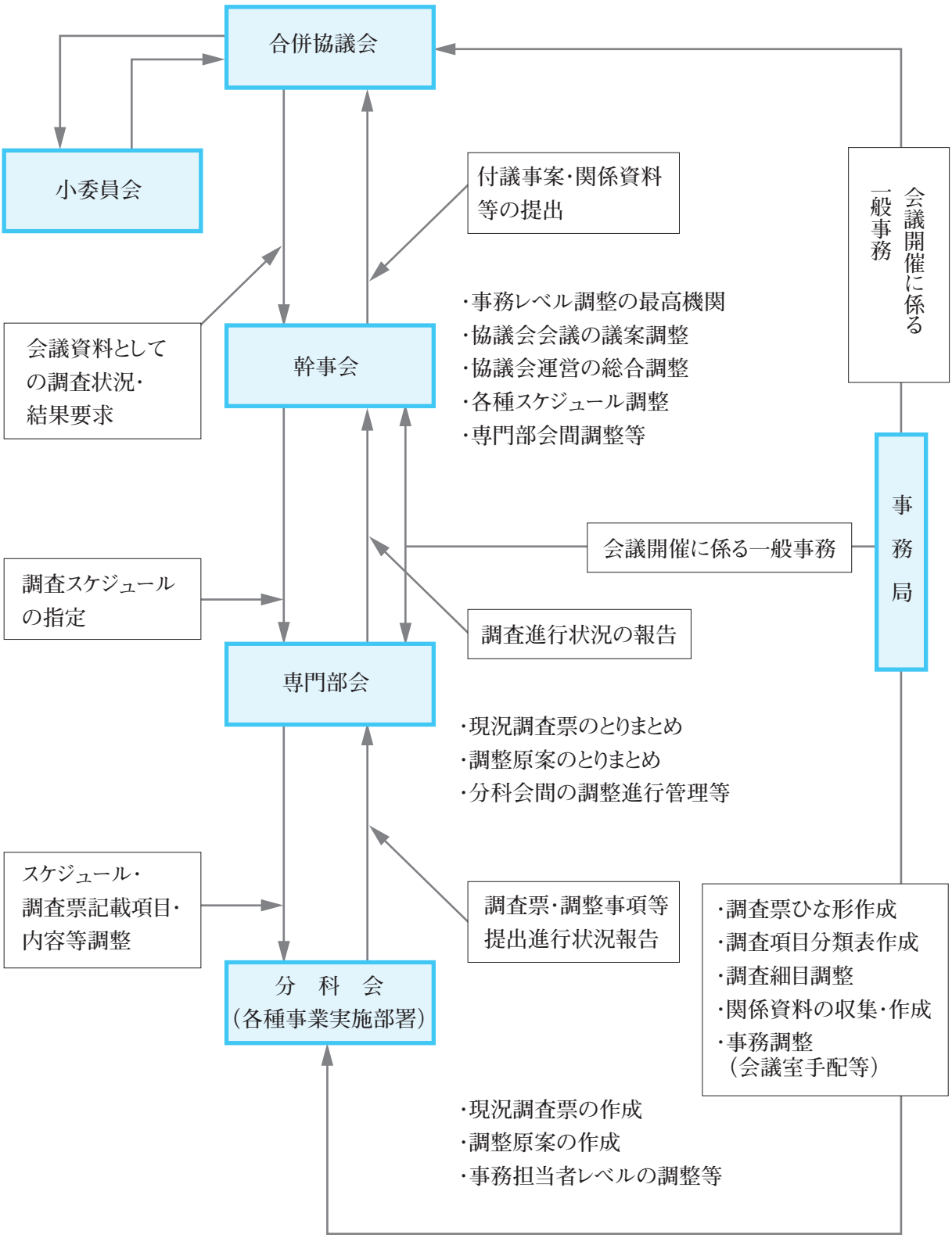

# 海津郡３町合併協議会幹事会設置要領

（幹事会の設置）

第１条　海津郡３町合併協議会規約（以下「規約」という。）第１４条第２項の規定に基づき、海津郡３町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　幹事会は、海津郡３町合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示を受け、海津郡３町合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

２　前項に規定するもののほか、海津郡３町の合併に必要な事項について、協議又は調整するものとする。

（幹事）

第３条　幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。

（組織）

第４条　幹事会は、幹事をもって組織する。

２　幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

（会議）

第５条　幹事会は、幹事長が必要に応じて随時開催する。

（会議の運営）

第６条　幹事長は、幹事会を主宰し、会議の座長となる。

２　副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第７条　幹事会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

（関係者の出席）

第８条　幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第９条　幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告するものとする。

（庶務）

第１０条　幹事会の庶務は、規約第１２条第１項に規定する協議会事務局において処理する。

（委任）

第１１条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

| 区　　分 | 職　　名 | | |
|---|---|---|---|
| 海　津　町 | 収　入　役 | 統　括　参　事 | 調整監兼総務課長 |
| 平　田　町 | 助　　役 | 総　務　課　長 | 企　画　課　長 |
| 南　濃　町 | 総括管理監 | 総務企画課長 | 総務企画課主幹 |

幹事会の様子

（５）海津郡３町合併協議会事務局規程

## 海津郡３町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第１条　この規程は海津郡３町合併協議会規約第１２条第２項の規定に基づき、海津郡３町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に挙げる事項を所掌する。

（１）協議会の会議に関すること

（２）協議会の協議資料の作成に関すること

（３）協議会の庶務に関すること

（４）その他協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第３条　事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

（職員の職務）

第４条　事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

２　その他の職員は、事務局長の命を受け、事務局の事務に従事する。

（決裁）

第５条　会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

（１）協議会の運営に関する基本方針の決定

（２）協議会に提案する議案の決定
（３）協議会の予算及び決算
（４）規程及び要領等の制定改廃
（５）その他特に事務局長が重要と判断する事項
（専決事項）
第６条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
（１）１件につき３万円未満の物品購入に関すること
（２）職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること
（３）その他軽易な事項に関すること
（代決）
第７条　会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。
２　会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。
（文書の取扱い）
第８条　事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する町の公文書の取扱いの例によるものとする。
（公印の取扱い）
第９条　協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体、用途及び個数は、別表のとおりとする。
２　協議会の公印の保管は、事務局長が行う。
（職員の服務）
第１０条　職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町の例による。
（給与）
第１１条　職員の給与については、それぞれ派遣する町の負担とする。ただし、職員の旅費については、会長の属する町の例により協議会が支給する。
（委任）
第１２条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。
附　則
この規程は、平成１４年１０月１日から施行する。

**別表（第９条関係）**

| | | | |
|---|---|---|---|
| １、名　称 | 海津郡３町<br>合併協議会<br>長之印 | 海津郡３町合<br>併協議会長職<br>務代理者之印 | 海津郡３町<br>合併協議会<br>事務局長之印 |
| ２、ひな形 | 省略 | 省略 | 省略 |
| ３、寸　法 | 1.8 cm×1.8 cm | 1.8 cm×1.8 cm | 1.8 cm×1.8 cm |
| ４、書　体 | 古印体 | 古印体 | 古印体 |
| ５、用　途 | 会長名をもって<br>発する文書用 | 会長職務代理者名を<br>もって発する文書用 | 事務局長名をもって<br>発する文書用 |
| ６、個　数 | 1 | 1 | 1 |

## （６）海津郡３町合併協議会　歳入歳出決算（平成１４年度～１６年度）

### ●平成１４年度歳入歳出決算

歳入

（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| １．分担金及び負担金 | | 41，399，000 | 41，399，000 | 41，399，000 | 0 |
| | １．負担金 | 41，399，000 | 41，399，000 | 41，399，000 | 0 |
| ２．諸収入 | | 1，000 | 111，120 | 111，120 | 110，120 |
| | １．諸収入 | 1，000 | 111，120 | 111，120 | 110，120 |
| ３．県支出金 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | １．県交付金 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 歳　入　合　計 | | 41，400，000 | 41，510，120 | 41，510，120 | 110，120 |

歳出

（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| １．運営費 | | 20，700，000 | 12，490，709 | 8，209，291 | 8，209，291 |
| | １．会議費 | 5，159，000 | 2，976，606 | 2，182，394 | 2，182，394 |
| | ２．事務費 | 15，541，000 | 9，514，103 | 6，026，897 | 6，026，897 |
| ２．事業費 | １．事業推進費 | 20，367，000 | 19，075，635 | 1，291，365 | 1，291，365 |
| | | 20，367，000 | 19，075，635 | 1，291，365 | 1，291，365 |
| ３．予備費 | | 333，000 | 0 | 333，000 | 333，000 |
| | １．予備費 | 333，000 | 0 | 333，000 | 333，000 |
| 歳　出　合　計 | | 41，400，000 | 31，566，344 | 9，833，656 | 9，833，656 |

### ●平成１５年度歳入歳出決算

歳入

（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| １．分担金及び負担金 | | 38，815，000 | 38，815，000 | 38，815，000 | 0 |
| | １．負担金 | 38，815，000 | 38，815，000 | 38，815，000 | 0 |
| ２．県支出金 | | 15，000，000 | 15，000，000 | 15，000，000 | 0 |
| | １．県交付金 | 15，000，000 | 15，000，000 | 15，000，000 | 0 |
| ３．繰越金 | | 9，943，000 | 9，943，776 | 9，943，776 | 776 |
| | １．繰越金 | 9，943，000 | 9，943，776 | 9，943，776 | 776 |
| ４．諸収入 | | 2，000 | 282 | 282 | △1，718 |
| | １．諸収入 | 2，000 | 282 | 282 | △1，718 |
| 歳　入　合　計 | | 63，760，000 | 63，759，058 | 63，759，058 | △942 |

歳出

（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1．運営費 | | 23，906，000 | 15，941，757 | 7，964，243 | 7，964，243 |
| | 1．会議費 | 5，260，000 | 3，205，692 | 2，054，308 | 2，054，308 |
| | 2．事務費 | 18，646，000 | 12，736，065 | 5，909，935 | 5，909，935 |
| 2．事業費 | | 39，358，000 | 20，897，386 | 17，830，614 | 18，460，614 |
| | 1．事業推進費 | 39，358，000 | 20，897，386 | 17，830，614 | 18，460，614 |
| 3．予備費 | | 496，000 | 0 | 496，000 | 496，000 |
| | 1．予備費 | 496，000 | 0 | 496，000 | 496，000 |
| 歳 出 合 計 | | 63，760，000 | 36，839，143 | 26，290，857 | 26，920，857 |

## ●平成１６年度歳入歳出決算（案）

歳入

（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 調定額 | 収入済額 | 予算現額と収入済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1．分担金及び負担金 | | 9，998，000 | 9，998，000 | 9，998，000 | 0 |
| | 1．負担金 | 9，998，000 | 9，998，000 | 9，998，000 | 0 |
| 3．繰越金 | | 26，919，000 | 26，919，915 | 26，919，915 | 915 |
| | 1．繰越金 | 26，919，000 | 26，919，515 | 26，919，915 | 915 |
| 4．諸収入 | | 2，000 | 87，209 | 87，209 | 85，209 |
| | 1．諸収入 | 2，000 | 87，209 | 87，209 | 85，209 |
| 歳 入 合 計 | | 36，919，000 | 37，005，124 | 37，005，124 | 86，124 |

歳出

（単位：円）

| 款 | 項 | 予算現額 | 支出済額 | 不用額 | 予算現額と支出済額との比較 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1．運営費 | | 14，361，000 | 11，465，170 | 2，895，830 | 2，895，830 |
| | 1．会議費 | 3，632，000 | 2，819，659 | 812，341 | 812，341 |
| | 2．事務費 | 10，729，000 | 8，645，511 | 2，083，489 | 2，083，489 |
| 2．事業費 | | 21，558，000 | 9，866，453 | 11，691，547 | 11，691，547 |
| | 1．事業推進費 | 21，558，000 | 9，866，453 | 11，691，547 | 11，691，547 |
| 3．予備費 | | 1，000，000 | 0 | 1，000，000 | 1，000，000 |
| | 1．予備費 | 1，000，000 | 0 | 1，000，000 | 1，000，000 |
| 歳 出 合 計 | | 36，919，000 | 21，331，623 | 15，587，377 | 15，587，377 |

# 海津郡3町合併協議会専門部会設置要領

（専門部会の設置）

第1条　海津郡3町合併協議会幹事会設置要領（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、海津郡3町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条　専門部会は、海津郡3町合併協議会幹事会幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、海津郡3町合併協議会規約第3条に掲げる事項について専門的に協議又は調整する。

（組織）

第3条　専門部会は、海津町・平田町及び南濃町の常勤の一般職職員等をもって組織する。

2　専門部会が所掌する事項の一部について、より専門的に協議又は調整するため、専門部会に分科会を置く。

3　専門部会名及び分科会名並びにそれぞれ関係する所管課等及びその構成委員については、別表のとおりとする。

（役員）

第4条　専門部会に、部会長及び副部会長2名を置く。

2　分科会に、分科会長及び副分科会長若干名を置く。

3　部会長及び副部会長2名は、それぞれ構成する分科会の分科会長及び副分科会長の互選により、分科会長及び副分科会長若干名は幹事会が指名する。

（役員の職務）

第5条　部会長は専門部会を、分科会長は分科会を代表し、それぞれの会務を総理する。

2　副部会長はそれぞれの部会長を、副分科会長はそれぞれの分科会長を補佐する。

3　部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、それぞれの部会長があらかじめ指名する順位による副部会長がその部会長の職務を代理し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、それぞれの分科会長があらかじめ指名する順位による副分科会長がその分科会長の職務を代理する。

（会議）

第6条　専門部会の会議及び分科会の会議（「以下「会議」という。）は、事務局長の要請により、若しくは部会長又は分科会長が必要に応じて招集し、随時開催するものとする。この場合において、会議に参加する者は、それぞれの町の所管課等の長が役員と協議して、その都度決定するものとする。

2　部会長及び分科会長（以下「部会長等」という。）は、それぞれの会議の議長となる。

3　部会長等は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

4　会議は、必要に応じて関係する部会又は分科会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第７条　部会長は専門部会の協議経過及び結果を幹事会及び協議会事務局に、分科会長は分科会の協議経過及び結果をそれぞれの専門部会及び協議会事務局に報告するものとする。

（庶務）

第８条　専門部会又は分科会の庶務は、それぞれの部会長等の属する町の担当部門が行うものとする。

（委任）

第９条　この規定に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１４年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

専門部会、分科会が精力的に行われた（水道分科会において）

## 別表（第３条第３項関係）

**・専門部会委員**　◇ 関係する課題に対し、関係課長等が出席する。

| 専門部会 | 分科会 | 海津町 | 平田町 | 南濃町 | サンリバー広域連合 | 海津郡消防組合 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 総　務 | 財　政 | 調整監兼総務課長 | 管理監兼総務課長 | 総務企画課長 | 事務局長 | 総務課長 |
| | 管　財 | 総務課・課長 | 管理監兼副収入役 | 総務企画課主幹 | | |
| | 総　務 | 会計課長 | 管理監兼企画課長 | 町民税務課長 | | |
| | | 税務課長 | 税務課長 | 副収入役 | | |
| | 人　事 | 水道課長 | 水道課長 | 水道施設課長 | | |
| | 電　算 | 参事兼住民課長 | 管理監兼住民課長 | 水道施設課主幹 | | |
| | 消　防 | | 兼総合福祉会館館長 | | | |
| | 税 | | | | | |
| | 広　報 | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 企　画 | 企　画 | 企画開発課長<br>調整監兼総務課長<br>総務課・課長 | 管理監兼企画課長<br>管理監兼総務課長 | 基盤整備管理監<br>総務企画課長<br>総務企画課主幹<br>産業振興課長 | | |
| 住　民 | 住　民<br>国保年金<br>環　境 | 参事兼住民課長<br>福祉課長 | 管理監兼住民課長<br>兼総合福祉会館館長<br>管理監兼福祉課長 | 町民税務課長<br>総務企画課長<br>総務企画課主幹<br>支所長<br>福祉健康課長<br>福祉健康課主幹<br>環境整備課長<br>水道施設課長<br>水道施設課主幹 | | |
| 福　祉 | 福　祉<br>健　康<br>社　協 | 福祉課長<br>海津苑所長<br>総合福祉会館館長 | 管理監兼福祉課長<br>管理監兼住民課長<br>兼総合福祉会館館長 | 福祉健康課長<br>福祉健康課主幹<br>環境整備課長<br>教育課長<br>総合福祉会館<br>ゆとりの森館長 | 事務局長 | |
| 産業経済 | 農林水産<br>商工観光 | 参事兼産業課長<br>企画開発課長<br>商工観光課長<br>建設課長 | 管理監兼農務課長<br>管理監兼総務課長<br>管理監兼企画課長<br>建設課長 | 基盤整備管理監<br>産業振興課長<br>建設管理課長 | | |
| 上下水道 | 水　道<br>下水道 | 水道課長<br>会計課長 | 水道課長<br>管理監兼企画課長 | 基盤整備管理監<br>水道施設課長<br>水道施設課主幹 | | |
| 建　設 | 建　設<br>都市計画<br>住　宅 | 建設課長 | 建設課長 | 基盤整備管理監<br>建設管理課長 | | |
| 教　育 | 学校教育<br>社会教育<br>施　設 | 教育長<br>調整監兼学校教育課長<br>調整監兼総務課長<br>総務課・課長<br>調整監兼スポーツ振興課長<br>文化振興課長<br>生涯学習課長<br>給食センター所長 | 教育長<br>教育課長<br>生涯学習センター所長<br>管理監兼企画課長 | 教育長<br>教育課長<br>教育課主幹<br>給食センター所長 | | |
| 議会事務局 | | 議会事務局長 | 議会事務局長 | 議会事務局長 | | |

・分科会委員

| 専門部会 | 分科会 | 所管課等 | | | | | 構成委員 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 海津町 | 平田町 | 南濃町 | サンリバー広域連合 | 海津郡消防組合 | |
| 総　務 | 財　政 | 総務課<br>会計課 | 総務課<br>出納室 | 総務企画課<br>会計課 | 事務局 | 総務課 | 所管課等に属する職員全員 |
| | 管　財 | 総務課 | 総務課 | 総務企画課 | 事務局 | 総務課 | 同　上 |
| | 総　務 | 総務課 | 総務課 | 総務企画課 | 事務局 | 総務課 | 同　上 |
| | 人　事 | 総務課 | 総務課 | 総務企画課<br>会計課 | 事務局 | 総務課 | 同　上 |
| | 電　算 | 総務課<br>水道課<br>住民課 | 総務課<br>水道課<br>住民課 | 総務企画課<br>水道施設課<br>町民税務課 | 事務局 | 総務課 | 同　上 |
| | 消　防 | 総務課 | 総務課 | 総務企画課 | | 総務課 | 同　上 |
| | 税 | 税務課 | 税務課 | 町民税務課 | | | 同　上 |
| | 広　報 | 総務課 | 企画課<br>総務課 | 総務企画課 | 事務局 | 総務課 | 同　上 |
| 企　画 | 企　画 | 企画開発課<br>総務課 | 企画課<br>総務課 | 総務企画課<br>産業振興課 | | | 同　上 |
| 住　民 | 住　民 | 住民課 | 住民課 | 町民税務課<br>支所 | | | 同　上 |
| | 国保年金 | 住民課<br>福祉課 | 住民課<br>総合福祉会館課<br>福祉課 | 福祉健康課<br>町民税務課 | | | 同　上 |
| | 環　境 | 住民課 | 住民課<br>企画課 | 環境整備課<br>水道施設課<br>総務企画課 | | | 同　上 |
| 福　祉 | 福　祉 | 福祉課<br>海津苑 | 福祉課<br>住民課<br>総合福祉会館課 | 福祉健康課<br>環境整備課<br>教育課<br>総合福祉会館<br>ゆとりの森 | 事務局 | | 同　上 |
| | 健　康 | 福祉課<br>総合福祉会館 | 福祉課<br>総合福祉会館課<br>住民課 | 福祉健康課<br>総合福祉会館<br>ゆとりの森 | | | 同　上 |
| | 社　協 | 福祉課<br>総合福祉会館 | 福祉課<br>総合福祉会館課 | 福祉健康課<br>総合福祉会館<br>ゆとりの森<br>能力活用協会 | | | 同　上 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 産業経済 | 農林水産 | 産業課<br>建設課<br>企画開発課 | 農務課<br>総務課 | 産業振興課<br>建設管理課 | | | |
| | 商工観光 | 商工観光課<br>産業課 | 企画課<br>建設課 | 産業振興課 | | | |
| 上下水道 | 水　道 | 水道課<br>会計課 | 水道課<br>総務課 | 水道施設課 | | | 同　上 |
| | 下水道 | 水道課<br>会計課 | 水道課<br>総務課 | 水道施設課 | | | 同　上 |
| 建　設 | 建　設 | 建設課 | 建設課 | 建設管理課 | | | 同　上 |
| | 都市計画 | 建設課 | 建設課 | 建設管理課 | | | 同　上 |
| | 住　宅 | 建設課 | 建設課 | 建設管理課 | | | 同　上 |
| 教　育 | 学校教育 | 学校教育課<br>総務課<br>給食センター | 教育課<br>企画課 | 教育課<br>給食センター | | | 教育長及び所管課等に属する職員全員 |
| | 社会教育 | 生涯学習課<br>スポーツ振興課<br>文化振興課 | 教育課<br>生涯学習センター | 教育課 | | | 同　上 |
| | 施　設 | 生涯学習課<br>スポーツ振興課<br>文化振興課 | 教育課<br>生涯学習センター | 教育課 | | | 同　上 |
| 議会事務局 | | 議会事務局 | 議会事務局 | 議会事務局 | | | 所管課等に属する職員全員 |

そのほか、次のような規程を定めている。

- 海津郡 3 町合併協議会財務規程
- 海津郡 3 町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- 海津郡 3 町合併協議会会議運営規程
- 海津郡 3 町合併協議会会議傍聴規程
- 海津郡 3 町合併協議会会議録等閲覧規程
- 海津郡 3 町合併協議会小委員会規程

## 2．住民の動向と住民説明会の開催状況

### （1）住民の動向

平成１４年１０月１日、法定協議会である海津郡３町合併協議会を設置し、平成１７年３月２７日までの２年６ヶ月にわたり、新市建設計画を含む３８項目の合併協定項目等について協議・調整を行った。

この間、合併への住民の理解と啓蒙を図るため、合併協議会だよりの発行、新市建設計画ダイジェスト版などの作成、住民説明会の実施、新市名称等住民意識調査の実施等様々な取り組みを行ってきた。

また、平田町において大垣市等１市８町との法定合併協議会設置を問う住民投票が実施されたほか、南濃町においても住民発議があった。

### （2）住民説明会の開催状況

#### ①　開催状況

| 日　　時 | 会　　場 | 参 加 者 |
|---|---|---|
| 平成１５年２月１３日　１９：００～ | ふるさと会館（平田町） | １５０人 |
| 平成１５年２月１３日　１９：００～ | 農村環境改善センター（南濃町） | ９３人 |
| 平成１５年２月１４日　１９：００～ | 海西公民館（平田町） | ８４人 |
| 平成１５年２月１５日　１９：００～ | 商工会館（南濃町） | １２０人 |
| 平成１５年２月１７日　１９：００～ | 北部公民館（南濃町） | １０５人 |
| 平成１５年２月２２日　１９：００～ | 文化センター（海津町） | ２６０人 |
| 平成１５年６月２４日　１９：００～ | 農村環境改善センター（南濃町） | ２５２人 |
| 平成１５年６月２６日　１９：３０～ | ふるさと会館（平田町） | １５８人 |
| 平成１５年６月２６日　１９：００～ | みかげの森「プラザしもたど」（南濃町） | １７６人 |
| 平成１５年６月２７日　１９：００～ | 商工会館（南濃町） | ２１２人 |
| 平成１５年６月２８日　１９：３０～ | 文化センター（海津町） | ３４８人 |

#### ②　参加者

平成１５年２月１３日から２２日までの説明会は、「住民説明会資料集」及び「新市まちづくり計画（案）新市建設計画・ダイジェスト版」の２つの資料をもとに、郡内６会場で開催し、参加者は海津町２６０人、平田町２３４人、南濃町３１８人の計８１２人であった。また、同年６月２４日から２８日までの説明会では、「住民説明会資料」及び「海津郡における合併効果を考える海津郡の合併効果調査・評価報告書概要版」の２つの資料をもとに郡内５会場で開催し、参加者は、海津町３４８人、平田町１５８人、南濃町６４０人の計１，１４６人であった。

このほか、構成町では、住民への説明が行われた。

### ③　主な意見及び質問

**（平成１５年２月１３日～２２日）**

・合併してのメリット・デメリットは。
・高齢者福祉の強化とは具体的になにか。
・大同合併で国会議員を輩出できるのでは。
・健全な財政運営とはなにか。
・区長の取扱いはどうなるのか。
・消防団の取扱いはどうなるのか。
・アンケート調査の結果について。
・合併の期日について。
・住民投票の考え方について。
・平田町での住民発議との関係はどうか。
・情報をもっとこまめに提供してほしい。
・財政計画の人件費と公債費について。
・住民投票で民意を問うべきではないか。
・もっとＰＲをしてほしい。
・都市計画税は賦課されるのか。
・特別会計も含めた財政計画を。
・海津郡３町の財政状況について。

住民説明会の様子

**（平成１５年６月２４日～２８日）**

・新市名称に伴う署名について、なぜ住民の意思を尊重しないのか。
・合併協議会とはどういうものなのか。
・大垣市との合併について、住民投票をしないのか。
・海津町において、新市名称に伴う請願が提出されたが、今後どうなるのか。
・海津郡３町の基金の状況はどうなっているのか。また、平成１３年の数字を使用しているのはなぜか。
・借金は、一般会計だけでなく特別会計も合算して比較すべきではないか。
・学校教育関係の調整方針の中で、幼稚園の関係についてはどうなるのか。
・財政的に本当に３町でやっていけるのか。
・社会福祉協議会は、市になるとどうなるのか。
・財政計画について、「健全な財政運営を継続することを基本」となっているが、人件費の削減率が甘いのではないか。
・合併に金銭的なメリットはないと考えていいのか。

## 3．調印式と議案の議決

### （1）合併協定調印式

新市建設計画を含む３８項目の合併協定項目の調整方針が確認され、平成１６年９月１０日、３町長による合併協定調印式が実施された。調印式は、平田町農村環境改善センター（ふるさと会館）の多目的ホールにおいて、合併協議会委員、各町議会議員の見守るなか行われた。また、岐阜県議会議員、海津町議会議長、平田町議会議長及び南濃町議会議長が立会人として署名した。

海津町・平田町・南濃町合併協定調印式次第

日時　平成１６年９月１０日（金）
午前９時３０分～
場所　平田町農村環境改善センター
（ふるさと会館）多目的ホール

| | |
|---|---|
| １．開式の辞 | 平田町助役 |
| ２．経過報告 | 合併協議会事務局長 |
| ３．合併協定書調印 | ３町長 |
| ４．立会人署名 | ３町議会議長<br>県議会議員 |
| ５．主催者あいさつ | 平田町長 |
| ６．祝辞<br>西濃地域振興局長（知事代理）<br>県議会議員 | |
| ７．閉式の辞 | 海津町収入役 |

立会人として署名する３議長

立会人として署名する県議会議員

## （２）合併関連議案の議決

合併協定調印を受けて、３町それぞれ議会が開催され、９月１３日に海津町議会、１５日に平田町議会、１７日に南濃町議会において、それぞれ合併関連議案が可決された。

提出議案は次のとおりである。

①海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合について

②海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

③海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合に伴い新たに設置される市の議会の議員の定数に関する協議について

④海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合に伴う議会の議員の在任に関する協議について

⑤海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合に伴う農業委員会の選挙による委員の任期に関する協議について

## 4．合併申請書の提出から廃置分合告示まで

### （1）合併申請書の提出

3町でそれぞれ合併関連議案が可決されたことから、平成16年9月22日に3町の町長は西濃地域振興局長を訪れ、合併申請書を提出した。

〈廃置分合申請書〉

海　総第518号
平　総第339号
南　総第956号
平成16年9月22日

岐阜県知事　梶原　拓　様

海津町長　平　野　義　明

平田町長　横　山　善　郎

南濃町長　勅使川原　文生

海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年3月28日から海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって新たに「海津市」を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

関係書類
第1　新市名及び名称選定の理由
第2　新市の事務所の位置及び選定の理由
第3　合併予定年月日
第4　廃置分合を必要とする理由
第5　合併協定書
第6　新市建設計画
第7　関係議決書、協議書の写し
第8　現況表等（市の要件に関する調書を含む。）
第9　その他参考資料

## （２）県議会議決及び知事の処分決定

１２月１６日、岐阜県議会定例会において、議案第１２７号町村の廃置分合について（海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合（合併）について）が可決された。また、同日付けで、岐阜県知事による市町の廃置分合が決定された。

## （３）市の廃置分合告示

平成１７年１月１７日付け（総務省告示第３９号）で総務大臣による海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合（合併）に関する官報告示（官報第４０１３号）が行われた。

〈市の廃置分合告示〉

○総務省告示第三十九号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって海津市を設置する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年一月十七日

総務大臣　麻生　太郎

〈市の廃置分合決定書〉

市町の廃置分合処分決定書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月二十八日から海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって海津市を置くものとする。

平成十六年十二月十六日

岐阜県知事　梶原　拓

## 5．市長職務執行者の選任に関する協議

合併関係町の町長は、合併の日の前日に失職することから、合併当日から市長が選出されるまで新市において市長が不在となる。このため、市長が選出されるまでの間の市長職務執行者を合併関係町の町長の中から選定する必要があり、平成１７年２月１６日に３町長が「海津市の設置に伴う職務執行者の選任に関する協議書」を取り交わした。

〈海津市の設置に伴う職務執行者の選任に関する協議書〉

海津市の設置に伴う職務執行者の選任に関する協議書

平成１７年３月２８日から海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって海津市を設置することに伴う、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１条の２第１項の規定による海津市長職務執行者について、次のとおり定める。

記

１　海津市長職務執行者
　　平田町長　　横　山　善　郎
２　任　期
　　海津市の設置の日から同市の長が選挙されるまでの間

平成１７年２月１６日

海津町長　　平　野　義　明

平田町長　　横　山　善　郎

南濃町長　　勅使川原文生

## 6．新市誕生（合併）に至るまでのながれ

海津郡町村合併問題検討会設置　平成１４年２月２２日（～９月３０日）

↓

海津郡３町合併協議会設置　平成１４年１０月１日（～平成１７年３月２７日）

↓

海津郡３町合併協議会（協議終了）　平成１６年８月２３日

↓

合併協定調印式　平成１６年９月１０日

↓

３町議会の議決　平成１６年９月１３日～９月１７日

↓

岐阜県知事への合併申請　平成１６年９月２２日

↓

岐阜県議会の議決　平成１６年１２月１６日

↓

岐阜県知事による廃置分合（合併）の決定　平成１６年１２月１６日

↓

総務大臣への届け出　平成１６年１２月１７日

↓

総務大臣の告示（官報）　平成１７年１月１７日

↓

海津市誕生　平成１７年３月２８日

## 7．新市誕生までの主な動き

| 年　月　日 | 内　　容 |
|---|---|
| 平成１４年<br>２月２２日 | 海津郡町村合併問題検討会を設置<br>（各町5名ずつの議会議員及び町長で組織）<br>第1回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ３月中旬 | 市町村合併啓発パンフレットを郡内全戸配布<br> 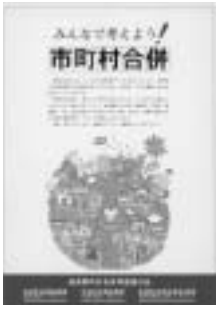 |
| ３月２５日 | 第2回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ４月　１　日 | 南濃町役場分庁舎内に町村合併準備室を開設 |
| ４月１２日 | 第3回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ５月　７　日 | 第4回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ６月初旬 | 市町村合併啓発パンフレットを郡内全戸配布<br> |
| ６月　４　日～２６日 | 市町村合併住民説明会を開催（郡内10会場） |
| ６月１１日 | 第5回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ６月２８日～７月１５日 | 市町村合併に関する住民意識調査実施（郡内20歳以上無作為抽出5,000人を対象）<br>※住民意識調査集計結果<br>回答者数2,186人（43.7%）<br>「合併協議を進めていくことが望ましい」…1,568人（71.7%）<br>上記のうち「海津郡３町の組合せが望ましい」…1,120人（71.4%） |
| ７月２３日 | 第6回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ８月　５　日 | 第7回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ９月　５　日 | 第8回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ９月１８日～２５日 | 各町の議会において、それぞれ海津郡３町合併協議会設置議案等を可決 |

| | |
|---|---|
| ９月２６日 | 第9回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| ９月３０日 | 海津郡町村合併問題検討会解散 |
| １０月１日 | 海津郡3町合併協議会を設置<br>平田町役場内に海津郡3町合併協議会事務局を開設 |
| １０月２日 | 合併重点支援地域に指定される。 |
| １０月２１日 | 第1回海津郡3町合併協議会開催 |
| １１月８日 | 第2回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「合併の方式」 |
| １１月１８日 | 第1回新市名称候補選定小委員会開催 |
| １１月２２日 | 第2回新市名称候補選定小委員会開催 |
| １２月９日 | 第3回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「財産及び債務の取扱い」、「地方税の取扱い」、「慣行の取扱い」 |
| 平成１５年<br>１月１日～３１日 | 新市名称候補募集　　応募総数2,403通<br> <br> |
| １月７日 | 第1回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| １月１４日 | 第4回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職等の身分の取扱い」、<br>「条例、規則等の取扱い」、「事務機構及び組織の取扱い」、<br>「一部事務組合・広域連合等の取扱い」 |
| １月２２日 | 第5回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「新市建設計画」、「使用料、手数料等の取扱い」、<br>「公共的団体等の取扱い」、「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」、<br>「町・字の区域及び名称の取扱い」 |
| １月３１日 | 第2回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| ２月３日 | 第3回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| ２月７日 | 第4回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| ２月１２日 | 第3回新市名称候補選定小委員会開催<br>※新市名称候補として、「かいづ」、「海津」、「木曽三川」、「三川」、<br>「治水」、「なんのう」、「ひらた」、「ひらなみ」の8候補を選定<br>第6回海津郡3町合併協議会開催 |

| | |
|---|---|
| 2月13日～22日 | 新市建設計画、経緯説明のため住民説明会を開催（郡内6会場） |
| 2月14日 | 第5回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| 2月19日 | 第6回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| 2月20日 | 第7回事務所の位置等検討小委員会開催<br>第7回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「広報公聴関係事業」、「姉妹都市・国際交流関係事業」 |
| 2月24日 | 第8回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」 |
| 3月 4日 | 第9回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「消防団及び水防団の取扱い」、<br>「総合交通関係事業」、「福祉関係事業」、「農林水産関係事業」、<br>「商工観光関係事業」、「建設関係事業」、「学校教育事業」、<br>「社会教育事業」 |
| 3月13日 | 第8回事務所の位置等検討小委員会開催<br>第10回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「人権対策事業」、「国民健康保険事業」、「上下水道事業」 |
| 4月初旬 | 新市建設計画概要版を郡内全戸配布<br> |
| 4月 3日 | 第4回新市名称候補選定小委員会開催<br>第11回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「コミュニティ関係事業」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、<br>「健康づくり事業」、「保育事業」、<br>「その他協議が必要な事業（指定金融機関等・電算システム）」 |
| 5月 8日 | 第12回海津郡3町合併協議会開催<br>新市名称懸賞当選者抽選会実施 |

| | |
|---|---|
| 6 月 初 旬 | 「海津郡の合併効果調査・評価報告書概要版」を郡内全戸配布<br> |
| 6 月 1 0 日 | 第13回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「環境対策事業」 |
| 6 月 2 4 日～ 2 8 日 | 新市建設計画を含む全38項目の合併協定項目の調整方針が確認されたことを受け、住民説明会を開催（郡内5会場） |
| 7 月 8 日～ 1 7 日 | 海津郡3町合併協議会長に対して、新市名称再考の要望書等が提出される。 |
| 7 月 1 4 日 | 第14回海津郡3町合併協議会開催 |
| 8 月 1 1 日 | 第15回海津郡3町合併協議会開催 |
| 9 月 2 8 日 | 平田町において、大垣市等1市8町との法定合併協議会設置を問う住民投票実施（反対3,331票、賛成2,237票　投票率84.84%） |
| 1 0月1 4日 | 第16回海津郡3町合併協議会開催<br>新市名称再考要望書が提出されたことを受け、その取扱いを協議するため、協定事項調査検討小委員会を設置 |
| 1 0月2 9日 | 第1回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 1 1月1 7日 | 第2回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 1 1月2 8日 | 第3回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 1 2月 6 日 | 第4回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 1 2月 8 日 | 第17回海津郡3町合併協議会開催 |
| 1 2月2 0日 | 第5回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 平成 1 6 年<br>1 月 6 日 | 第6回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 1 月 2 0 日 | 第18回海津郡3町合併協議会開催 |
| 1 月 2 8 日 | 第7回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 1 月 3 0 日 | 第19回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「新市建設計画（変更）」 |
| 2 月 1 8 日 | 第8回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 2 月 2 4 日 | 第20回海津郡3町合併協議会開催 |
| 3 月 1 9 日 | 第21回海津郡3町合併協議会開催 |

| | |
|---|---|
| 3月31日 | 第22回海津郡3町合併協議会開催<br>新市名称等住民意識調査実施を確認 |
| 4月 初旬 | 新市建設計画概要版（変更）を郡内全戸配布<br> |
| 4月19日 | 第23回海津郡3町合併協議会開催 |
| 5月7日～21日 | 新市名称等住民意識調査実施<br> |
| 5月31日 | 第24回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「新市の名称（変更）」、「町・字の区域及び名称の取扱い（変更）」<br>※新市名称等住民意識調査集計結果<br>実回答数25,081通（78.04%）<br>「設問1 新市名称について」<br>海津：20,383通　木曽三川：382通　三川：186通　治水：166通<br>なんのう：736通　ひらた：151通　ひらなみ：2,924通<br>「設問2　町・字の名称の取扱いについて」<br>現行のとおり：11,057通<br>現行の町・字名の前に、3町名を付ける：13,519通 |
| 6月10日 | 第25回海津郡3町合併協議会開催 |
| 6月29日 | 第26回海津郡3町合併協議会開催 |
| 7月 7日 | 第27回海津郡3町合併協議会開催 |
| 7月28日 | 第28回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「合併の期日（変更）」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（変更）」、「姉妹都市・国際交流関係事業（変更）」、「新市の事務所の位置（変更）」、「一部事務組合・広域連合等の取扱い（変更）」 |

| | |
|---|---|
| ８月１０日 | 第29回海津郡3町合併協議会開催 |
| ８月２３日 | 第30回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「議会の議員の定数及び任期の取扱い（変更）」<br>※すべての協定項目を確認 |
| ９月１０日 | 合併協定調印式 |
| ９月１３日 | 海津町議会にて合併関連議案を可決 |
| ９月１５日 | 平田町議会にて合併関連議案を可決 |
| ９月１７日 | 南濃町議会にて合併関連議案を可決 |
| ９月２２日 | 海津町長、平田町長及び南濃町長より西濃地域振興局長へ合併申請書を提出 |
| １０月１３日 | 総務省から県知事に廃置分合に伴う市制施行の協議について「異議なし」との回答 |
| １０月２２日 | 第31回海津郡3町合併協議会開催 |
| １１月５日 | 第32回海津郡3町合併協議会開催 |
| １１月２４日 | 市章デザイン募集<br>（期間：平成16年11月24日～平成17年1月5日）<br> |
| １２月１６日 | 岐阜県議会にて海津郡3町に関する町村の廃置分合議案を可決 |
| １２月２０日 | 第33回海津郡3町合併協議会開催 |
| 平成１７年<br>１月１７日 | 第34回海津郡3町合併協議会開催<br>官報告示（総務省告示第39号　市町の廃置分合） |
| ２月１０日 | 市章選定会議 |
| ２月１８日 | 第35回海津郡3町合併協議会開催<br>市長職務執行者に横山善郎氏を選任<br>市章デザイン内定 |
| ３月１４日 | 第36回海津郡3町合併協議会開催 |
| ３月２７日 | 海津郡3町合併協議会廃止 |
| ３月２８日 | 「海津市」誕生 |

# 第4章

# 海津市誕生

# 第４章　海津市誕生

## １．海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎の開庁式

平成１７年３月２８日、海津市が発足した。開庁式は、海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎において、それぞれ業務開始前の午前８時から開催された。海津庁舎においては、正面玄関前で西濃地域振興局長、岐阜県議会議員ほか来賓、庁舎職員、報道関係者など１６０人が参加し、また、平田庁舎及び南濃庁舎においては、各庁舎職員の立ち会いのもと銘板除幕と市旗掲揚を行った。この日は、合併の伴う事務手続きも多くあり、多忙な１日となった。

海津市開庁式次第

日 時：平成１７年３月２８日（月）
午前８：００～
場 所：海津市役所海津庁舎玄関前

１．開式
２．市長職務執行者あいさつ
３．来賓祝辞
４．海津市役所銘板除幕
５．市旗掲揚
６．くす玉開帳
７．閉式

～ 開庁式での海津市長職務執行者あいさつ ～

あいさつする横山市長職務執行者

〈あいさつの概要〉

本日ここに、海津市誕生を迎えるにあたりまして、来賓多数のご臨席を賜り、開庁式を挙行できますことは、誠に喜ばしい限りでございます。ご来賓の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、海津市民の皆様とともに心よりお祝いしたいと存じます。

振り返りますと、平成１４年２月に海津郡町村合併問題検討会、同年１０月に法定協議会である海津郡３町合併協議会を立ち上げて議論を重ねてまいりましたが、ここまでたどり着くことができましたのも、ひとえに関係各位の献身的なご尽力、県当局のご指導・ご協力、そして住民の皆様のご理解の賜物であると深く感謝申し上げます。

緑の木立をたたえる山々、とうとうと流れる木曽三川、小鳥がさえずる広大なほ場。今日より、海津町、平田町及び南濃町は海津市として名実ともに一つになるわけでございますが、新しいふるさととなり清新な気持ちでいっぱいでございます。

さて、海津市は東海地方の結節点にあって、へそのような大変重要な位置付けにあり将来の発展が期待できる地域でございます。地方分権時代にあって、自治体としての体力を養いながら、益々活性化し、発展いたしますことを願ってやみません。

市長が誕生するまでの短い期間ではございますが、職務執行者として新市まちづくり計画の将来像にございますように「光と風と水のふれあい庭園都市」に向けて精一杯の力を尽くしていきたいと存じますので、なお一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございます。

銘板を除幕する３町長

## 2．各委員会の開催

### （1）海津市教育委員会

合併当日（平成１７年３月２８日）、横山市長職務執行者は、旧町の教育委員の中で海津市の教育委員を臨時に選任し、第１回海津市教育委員会が開催された。

第１回　　海津市教育委員会

日程　平成１７年３月２８日
場所　海津市文化センター 会議室

１．海津市長職務執行者あいさつ
２．議　事
　議第１号　海津市教育委員会委員長の選挙について
　議第２号　海津市教育委員会委員長職務代理者の指定について
　議第３号　海津市教育委員会教育長の互選について
　議第４号　海津市教育委員会規則の制定について
　議第５号　海津市教育委員会事務局職員の任免について
　議第６号　平成１７年度海津市の教育の方針と重点について
　議第７号　平成１６年度海津市一般会計暫定予算（教育委員会分）について
　議第８号　平成１７年度海津市一般会計暫定予算（教育委員会分）について
　議第９号　海津市体育指導委員の委嘱について
３．その他

（敬称略）

| 職　名 | 氏　　名 | 就任年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 委　員 | 桑原富茂 | 平成１７年３月２８日 | 委員長 |
| 委　員 | 横川隆正 | 平成１７年３月２８日 | 委員長職務代理者 |
| 委　員 | 牧野誠照 | 平成１７年３月２８日 | |
| 委　員 | 近藤昇司 | 平成１７年３月２８日 | |
| 委　員 | 平野英生 | 平成１７年３月２８日 | |

### （2）海津市選挙管理委員会

合併当日（平成１７年３月２８日）、旧町の選挙管理委員の中で海津市の選挙管理委員として互選された４名において暫定的な選挙管理委員会が発足し、第１回海津市選挙管理委員会が開催された。

第１回　　海津市選挙管理委員会次第

日程　平成１７年３月２８日
場所　海津庁舎 委員会室

１．海津市長職務執行者あいさつ
２．議　題
　海津市設置に伴う事項について
　　議第　１号　海津市選挙管理委員会委員長選挙及び職務代理者の指定について
　　議第　２号　海津市選挙管理委員会規程の制定について
　　議第　３号　海津市選挙管理委員会処務規程の制定について
　　議第　４号　海津市選挙執行規程の制定について
　　議第　５号　海津市政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の証票に関する規程の制定について
　　議第　６号　海津市ポスター掲示場の設置に関する規程の制定について
　　議第　７号　検察審査員候補者選定規程の制定について
　　議第　８号　海津市選挙人名簿の閲覧に関する事務処理要綱の制定について
　　議第　９号　海津市選挙管理委員会情報公開条例施行規程の制定について
　　議第１０号　海津市選挙管理委員会個人情報保護条例施行規程の制定について
　　議第１１号　投票区の設置について
　　議第１２号　指定在外選挙投票区の指定について
　　議第１３号　選挙人名簿及び在外選挙人名簿の引継ぎについて
　海津市長選挙に係る事項について
　　議第１４号　海津市長選挙を行うべき事由の発生について
　　議第１５号　海津市長選挙の期日及びその告示日の決定について
　　議第１６号　開票事務と選挙会事務との合同決定について
　　議第１７号　海津市長選挙会の場所及び日時の決定について
　　議第１８号　投票所入場券の交付について
　　議第１９号　投票用紙の様式の決定について
　　議第２０号　投票用紙に押すべき印の決定について
　　議第２１号　仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印の決定について
　　議第２２号　選挙人名簿登録者の縦覧期間及び場所の決定について
　　議第２３号　選挙人名簿登録の移替えをしない期間の決定について
　　議第２４号　海津市長選挙における投票所の指定について
　　議第２５号　期日前投票所、不在者投票所の場所及び設ける期間等の決定について
　　議第２６号　ポスター掲示場の区画数の決定について
　　議第２７号　ポスター掲示場の総数の減少について

議第２８号　ポスター掲示場の設置場所の決定について
議第２９号　立候補予定者に対する事前説明会の日時及び場所について
議第３０号　立候補予定者に対する事前審査の日時及び場所について
３．その他

（敬称略）

| 職　名 | 氏　　名 | 就任年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 委　員 | 吉田正輝 | 平成１７年３月２８日 | 委員長 |
| 委　員 | 加賀武彦 | 平成１７年３月２８日 | 委員長職務代理者 |
| 委　員 | 伊藤聰行 | 平成１７年３月２８日 | |
| 委　員 | 水谷順子 | 平成１７年３月２８日 | |

## （３）海津市固定資産評価審査委員会

合併当日（平成１７年３月２８日）、横山市長職務執行者は、旧町の固定資産評価審査委員の中で海津市の固定資産評価審査委員を臨時に選任し、第１回海津市固定資産評価審査委員会が開催された。

第１回　海津市固定資産評価審査委員会

日時　平成１７年３月２８日
場所　海津庁舎 委員会室

１．海津市長職務執行者あいさつ
２．議　事
第１　委員長の選挙について
第２　委員長職務代理者の指名について
第３　議案第１号　海津市固定資産評価審査委員会規程の制定について
第４　議案第２号　海津市固定資産評価審査委員会情報公開条例施行規程の制定について
第５　議案第３号　海津市固定資産評価審査委員会個人情報保護条例施行規程の制定について

（敬称略）

| 職　名 | 氏　　名 | 就任年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 委　員 | 伊藤治生 | 平成１７年３月２８日 | 委員長 |
| 委　員 | 加賀博和 | 平成１７年３月２８日 | 委員長職務代理者 |
| 委　員 | 吉田貞夫 | 平成１７年３月２８日 | |

## 3．海津市初議会（第１回臨時議会）

平成１７年４月１１日から１３日までを会期として、海津庁舎３階の議場において、議員３９名により海津市初議会が開催された。議長、副議長の選挙と常任委員の選任が行われ、新市議会の構成が決定した。上程された議案は、市長職務執行者が３月２８日に専決処分した案件と議員提出議案であり、いずれも承認、可決された。

### （１）海津市議会議員

（敬称略）

| 議席 | 氏　名 | 常任委員 | 議席 | 氏　名 | 常任委員 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 大橋　孝義 | 文教福祉常任委員 | ２１ | 伊藤　善朗 | 文教福祉常任副委員長 |
| 2 | 小野島 敏夫 | 総務常任委員 | ２２ | 田中　良和 | 産業建設常任副委員長 |
| 3 | 福井　恭平 | 文教福祉常任委員 | ２３ | 村山　龍平 | 総務常任委員 |
| 4 | 田中　繁一 | 産業建設常任委員 | ２４ | 西脇　弘 | 産業建設常任委員 |
| 5 | 服部　寿 | 産業建設常任委員 | ２５ | 朝日奈 洋子 | 文教福祉常任委員 |
| 6 | 永田　武秀 | 産業建設常任委員 | ２６ | 西脇　利幸 | 文教福祉常任委員 |
| 7 | 堀田 みつ子 | 文教福祉常任委員 | ２７ | 伊藤　仁夫 | 産業建設常任委員長 |
| 8 | 丹羽　恒夫 | 産業建設常任委員 | ２８ | 赤尾　俊春 | 産業建設常任委員 |
| 9 | 近藤　輝明 | 文教福祉常任委員 | ２９ | 星野　勇生 | 総務常任委員 |
| １０ | 平井　肇 | 総務常任委員長 | ３０ | 神田　長平 | 文教福祉常任委員長 |
| １１ | 田中　正 | 総務常任委員 | ３１ | 松岡　光義 | 文教福祉常任委員 |
| １２ | 中島　聖次 | 総務常任委員 | ３２ | 安立　安正 | 産業建設常任委員 |
| １３ | 川瀬　厚美 | 文教福祉常任委員 | ３３ | 森　昇 | 総務常任委員 |
| １４ | 西脇　幸雄 | 総務常任委員 | ３４ | 藤田　敏彦 | 産業建設常任委員 |
| １５ | 古川　正和 | 産業建設常任委員 | ３５ | 山田　勝 | 文教福祉常任委員 |
| １６ | 小山　豊 | 総務常任委員 | ３６ | 大橋　直治 | 文教福祉常任委員 |
| １７ | 渡辺　光明 | 総務常任委員 | ３７ | 野村　治彦 | 産業建設常任委員 |
| １８ | 水谷　捨巳 | 産業建設常任委員 | ３８ | 水谷　武博 | 総務常任委員 |
| １９ | 倉田　正美 | 総務常任副委員長 | ３９ | 古川 一十四 | 総務常任委員 |
| ２０ | 水谷　守男 | 文教福祉常任委員 | | | |

（平成１７年３月２８日現在）

## （２）議事日程等

議　事　日　程

平成１７年４月１１日
午　前　９　時　開　議

日程第１　仮議席の指定
日程第２　議長の選挙
日程第３　議席の指定
日程第４　会議録署名議員の指名
日程第５　会期の決定
日程第６　発議第１号　海津市議会会議規則の制定について
日程第７　発議第２号　海津市議会事務局設置条例の制定について
日程第８　発議第３号　海津市議会委員会条例の制定について
日程第９　発議第４号　海津市議会傍聴規則の制定について
日程第１０　発議第５号　海津市議会広報の発行に関する条例の制定について
日程第１１　発議第６号　地方自治法第１８０条第１項の規定による市長の専決処分事項について
日程第１２　副議長の選挙
日程第１３　常任委員の選任について
日程第１４　議会運営委員の選任について
日程第１５　南濃衛生施設利用事務組合議員の選挙について
日程第１６　海津市農業委員会委員の推薦について
日程第１７　発議第７号　下水道対策特別委員会の設置について
日程第１８　発議第８号　津屋川改修推進特別委員会の設置について
日程第１９　下水道対策特別委員会委員の選任について
日程第２０　津屋川改修推進特別委員会委員の選任について

議　事　日　程

平成１７年４月１２日
午　前　９　時　開　議

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第２ | 報告第１号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（海津市役所の位置を定める条例ほか１５０件） |
| 日程第３ | 報告第２号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（証明書の交付等の事務委託について） |
| 日程第４ | 報告第３号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（大垣地域広域市町村圏協議会加入について） |
| 日程第５ | 報告第４号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（南濃衛生施設利用事務組合規約の一部を改正する規約について） |
| 日程第６ | 報告第５号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会加入について） |
| 日程第７ | 報告第６号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（指定金融機関等の指定について） |
| 日程第８ | 報告第７号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平成１６年度海津市一般会計暫定予算ほか１６件） |
| 日程第９ | 報告第８号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平成１７年度海津市一般会計暫定予算ほか１９件） |
| 日程第１０ | 報告第９号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について |
| 日程第１１ | 報告第１０号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（海津市税条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第１２ | 報告第１１号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数について） |
| 日程第１３ | 報告第１２号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平成１６年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算　第１回） |
| 追加日程第１ | 議案第１号 | 平成１７年度海津市一般会計暫定補正予算（第１回） |

議　事　日　程

平成１７年４月１３日
午　前　９　時　開　議

| | | |
|---|---|---|
| 日程第１ | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第２ | 海津市農業委員会委員の推薦について | |
| 日程第３ | 報告第１号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（海津市役所の位置を定める条例ほか１５０件） |
| 日程第４ | 報告第２号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（証明書の交付等の事務委託について） |
| 日程第５ | 報告第３号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（大垣地域広域市町村圏協議会加入について） |
| 日程第６ | 報告第４号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（南濃衛生施設利用事務組合規約の一部を改正する規約について） |
| 日程第７ | 報告第５号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（海津市・養老郡・安八郡地域結核対策委員会加入について） |
| 日程第８ | 報告第６号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（指定金融機関等の指定について） |
| 日程第９ | 報告第７号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平成１６年度海津市一般会計暫定予算ほか１６件） |
| 日程第１０ | 報告第８号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平成１７年度海津市一般会計暫定予算ほか１９件） |
| 日程第１１ | 報告第９号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について） |
| 日程第１２ | 報告第１０号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（海津市税条例の一部を改正する条例について） |
| 日程第１３ | 報告第１１号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数について） |
| 日程第１４ | 報告第１２号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>（平成１６年度海津市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定補正予算　第１回） |
| 日程第１５ | 議案第１号 | 平成１７年度海津市一般会計暫定補正予算（第１回） |

○専決処分をした条例

海津市役所の位置を定める条例など１５１件の条例の専決処分について

条例第１号　海津市役所の位置を定める条例
条例第２号　海津市の休日を定める条例
条例第３号　海津市公告式条例
条例第４号　海津市名誉市民条例
条例第５号　海津市議会定例会条例
条例第６号　海津市内部組織設置条例
条例第７号　海津市支所設置条例
条例第８号　海津市自主運行バス設置条例
条例第９号　政治倫理の確立のための海津市長の資産等の公開に関する条例
条例第１０号　海津市情報公開条例
条例第１１号　海津市個人情報保護条例
条例第１２号　海津市行政手続条例
条例第１３号　海津市印鑑条例
条例第１４号　海津市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例
条例第１５号　海津市多目的集会施設・農業研修施設等条例
条例第１６号　海津市防災会議条例
条例第１７号　海津市災害対策本部条例
条例第１８号　海津市地域防災センター条例
条例第１９号　海津市南濃中部防災コミュニティセンター条例
条例第２０号　海津市交通安全対策会議条例
条例第２１号　海津市生活安全条例
条例第２２号　海津市ポスター掲示場の設置に関する条例
条例第２３号　海津市監査委員条例
条例第２４号　海津市公平委員会設置条例
条例第２５号　海津市固定資産評価審査委員会条例
条例第２６号　海津市総合開発計画審議会条例
条例第２７号　海津市職員定数条例
条例第２８号　海津市の公益法人等への職員の派遣等に関する条例
条例第２９号　海津市職員の分限に関する条例
条例第３０号　海津市職員の定年等に関する条例
条例第３１号　海津市職員の再任用に関する条例
条例第３２号　海津市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
条例第３３号　海津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
条例第３４号　海津市職員の服務の宣誓に関する条例
条例第３５号　海津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

条例第３６号　海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
条例第３７号　海津市職員の育児休業等に関する条例
条例第３８号　海津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
条例第３９号　海津市役所職員互助会設置に関する条例
条例第４０号　海津市職員団体の登録に関する条例
条例第４１号　職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例
条例第４２号　海津市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
条例第４３号　海津市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
条例第４４号　海津市特別職報酬等審議会条例
条例第４５号　海津市介護老人保健施設サンリバーはつらつ施設長の報酬その他の勤務条件に関する条例
条例第４６号　海津市常勤の特別職職員の給与に関する条例
条例第４７号　海津市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例
条例第４８号　海津市職員の給与に関する条例
条例第４９号　単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例
条例第５０号　海津市職員の特殊勤務手当に関する条例
条例第５１号　海津市職員等の旅費に関する条例
条例第５２号　海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
条例第５３号　海津市財政状況の作成及び公表に関する条例
条例第５４号　海津市特別会計条例
条例第５５号　海津市税条例
条例第５６号　農村地域工業等導入促進法に係る海津市固定資産税の特例に関する条例
条例第５７号　中部圏都市開発区域の指定に伴う海津市固定資産税の不均一課税に関する条例
条例第５８号　海津市国民健康保険税条例
条例第５９号　海津市分担金徴収条例
条例第６０号　海津市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例
条例第６１号　海津市手数料徴収条例
条例第６２号　海津市税以外の諸納付金の督促手数料、延滞金徴収及び滞納処分執行条例
条例第６３号　海津市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例
条例第６４号　海津市基金条例
条例第６５号　海津市駒野奥条入会財産区管理会条例
条例第６６号　海津市駒野奥条入会財産区管理会委員の報酬及び費用弁償に関する条例
条例第６７号　海津市駒野奥条入会財産区基金条例
条例第６８号　海津市羽沢財産区管理会条例
条例第６９号　海津市教育研究所条例

条例第７０号　海津市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
条例第７１号　海津市教育職員の服務の宣誓に関する条例
条例第７２号　海津市教職員住宅条例
条例第７３号　海津市立小学校及び中学校設置条例
条例第７４号　海津市立学校施設使用条例
条例第７５号　海津市立小学校及び中学校就学区域審議会条例
条例第７６号　海津市立幼稚園条例
条例第７７号　海津市学校給食センター条例
条例第７８号　海津市社会教育委員条例
条例第７９号　海津市公民館条例
条例第８０号　海津市図書館条例
条例第８１号　海津市歴史民俗資料館条例
条例第８２号　海津市生涯学習センター条例
条例第８３号　海津市文化会館条例
条例第８４号　海津市働く女性の家条例
条例第８５号　海津市勤労青少年ホーム条例
条例第８６号　海津市青少年問題協議会条例
条例第８７号　海津市体育施設条例
条例第８８号　海津市文化財保護条例
条例第８９号　海津市福祉事務所設置条例
条例第９０号　海津市福祉計画等に関わる計画策定委員会条例
条例第９１号　海津市社会福祉法人の助成の手続に関する条例
条例第９２号　海津市福祉医療費助成に関する条例
条例第９３号　海津市災害弔慰金の支給等に関する条例
条例第９４号　海津市子宝祝金支給に関する条例
条例第９５号　海津市立保育所条例
条例第９６号　海津市保育の実施に関する条例
条例第９７号　海津市留守家庭児童教室条例
条例第９８号　海津市父子手当支給条例
条例第９９号　海津市老人福祉施設条例
条例第１００号　海津市海津総合福祉会館条例
条例第１０１号　海津市平田総合福祉会館条例
条例第１０２号　海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例
条例第１０３号　海津市心身障害者小規模授産所条例
条例第１０４号　海津市障害児通園訓練施設条例
条例第１０５号　海津市国民健康保険条例

条例第１０６号　海津市介護保険条例
条例第１０７号　海津市介護保険施設使用料条例
条例第１０８号　海津市介護老人保健施設等条例
条例第１０９号　海津市特別養護老人ホーム等条例
条例第１１０号　海津市保健センター条例
条例第１１１号　海津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
条例第１１２号　海津市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例
条例第１１３号　海津市ポイ捨て等防止条例
条例第１１４号　海津市環境審議会条例
条例第１１５号　海津市斎苑条例
条例第１１６号　海津市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
条例第１１７号　海津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例
条例第１１８号　海津市農村環境改善センター条例
条例第１１９号　海津市道の駅（地域食材供給施設等）条例
条例第１２０号　海津市道の駅月見の里　南濃条例
条例第１２１号　海津市月見の森条例
条例第１２２号　海津市火入れに関する条例
条例第１２３号　海津市南濃温泉施設条例
条例第１２４号　海津市道路占用料徴収条例
条例第１２５号　海津市河川占用料等徴収条例
条例第１２６号　大榑川堤防敷地占用条例
条例第１２７号　海津市法定外公共物管理条例
条例第１２８号　海津市羽根谷だんだん公園条例
条例第１２９号　海津市都市計画審議会条例
条例第１３０号　海津市都市公園条例
条例第１３１号　海津市市営住宅条例
条例第１３２号　海津市特定公共賃貸住宅条例
条例第１３３号　海津市モーテル類似旅館建築等の規制に関する条例
条例第１３４号　海津市下水道条例
条例第１３５号　海津市下水道事業受益者負担金に関する条例
条例第１３６号　海津市農業集落排水処理施設条例
条例第１３７号　海津市農業集落排水事業分担金徴収条例
条例第１３８号　海津市水道事業の設置等に関する条例
条例第１３９号　海津市水道事業給水条例
条例第１４０号　海津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

条例第１４１号　海津市簡易水道事業給水条例
条例第１４２号　海津市簡易水道事業分担金徴収条例
条例第１４３号　海津市消防本部及び消防署設置条例
条例第１４４号　海津市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例
条例第１４５号　海津市火災予防条例
条例第１４６号　海津市消防団の設置等に関する条例
条例第１４７号　海津市消防団員等公務災害補償条例
条例第１４８号　海津市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
条例第１４９号　海津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
条例第１５０号　海津市水防団条例
条例第１５１号　海津市水防協議会条例



## ●平成１７年度一般会計歳入歳出暫定予算

### 歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 金　額 |
|---|---|---|
| １．市税 | | ３，４５６，１０７ |
| | １．市民税 | １，３１８，９１５ |
| | ２．固定資産税 | １，８６５，３１７ |
| | ３．軽自動車税 | ６３，８０５ |
| | ４．市たばこ税 | １９８，６７０ |
| | ５．入湯税 | ９，４００ |
| ２．地方譲与税 | | ７１，０１０ |
| | １．所得譲与税 | １０ |
| | ２．自動車重量譲与税 | ５３，０００ |
| | ３．地方道路譲与税 | １８，０００ |
| ３．利子割交付金 | | １０ |
| | １．利子割交付金 | １０ |
| ４．配当割交付金 | | １０ |
| | １．配当割交付金 | １０ |
| ５．株式等譲渡所得割交付金 | | ２０ |
| | １．株式等譲渡所得割交付金 | ２０ |
| ６．地方消費税交付金 | | １１７，０００ |
| | １．地方消費税交付金 | １１７，０００ |
| ７．自動車取得税交付金 | | ４９，０００ |
| | １．自動車取得税交付金 | ４９，０００ |

| | | |
|---|---|---|
| ８．地方特例交付金 | | ５９，０００ |
| | １．地方特例交付金 | ５９，０００ |
| ９．地方交付税 | | １，７９５，０００ |
| | １．地方交付税 | １，７９５，０００ |
| １０．交通安全対策特別交付金 | | １０ |
| | １．交通安全対策特別交付金 | １０ |
| １１．分担金及び負担金 | | １１１，８４６ |
| | １．分担金 | ４，５０７ |
| | ２．負担金 | １０７，３３９ |
| １２．使用料及び手数料 | | １７５，６３５ |
| | １．使用料 | １１２，５２１ |
| | ２．手数料 | ６３，１１４ |
| １３．国庫支出金 | | ２６２，９６７ |
| | １．国庫負担金 | １５２，９１７ |
| | ２．国庫補助金 | ７３，９０８ |
| | ３．国庫委託金 | ３６，１４２ |
| １４．県支出金 | | ５０６，５７２ |
| | １．県負担金 | ４４，６４９ |
| | ２．県補助金 | ３８４，６６３ |
| | ３．県委託金 | ７７，２６０ |
| １５．財産収入 | | １３，２４２ |
| | １．財産運用収入 | １３，２１２ |
| | ２．財産売払収入 | ３０ |
| １６．寄附金 | | ７０ |
| | １．寄附金 | ７０ |
| １７．繰入金 | | １６５，５１０ |
| | １．特別会計繰入金 | １０ |
| | ２．基金繰入金 | １６５，５００ |
| １８．繰越金 | | ５００，０００ |
| | １．繰越金 | ５００，０００ |
| １９．諸収入 | | ３３９，４９１ |
| | １．延滞金、加算金及び過料 | １０ |
| | ２．市預金利子 | １０ |
| | ３．貸付金元利収入 | ４０，７１７ |
| | ４．受託事業収入 | ７，０７９ |
| | ５．雑入 | ２９１，６７５ |
| ２０．市債 | | ３７，５００ |
| | １．市債 | ３７，５００ |
| 歳　　入　　合　　計 | | ７，６６０，０００ |

## 歳出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 金　　額 |
|---|---|---|
| 1．議会費 | | 84，659 |
| | 1．議会費 | 84，659 |
| 2．総務費 | | 1，203，589 |
| | 1．総務管理費 | 951，993 |
| | 2．徴税費 | 172，709 |
| | 3．戸籍住民基本台帳費 | 32，132 |
| | 4．選挙費 | 38，328 |
| | 5．統計調査費 | 1，756 |
| | 6．監査委員費 | 6，671 |
| 3．民生費 | | 1，182，445 |
| | 1．社会福祉費 | 592，234 |
| | 2．児童福祉費 | 580，727 |
| | 3．生活保護費 | 9，166 |
| | 4．災害救助費 | 318 |
| 4．衛生費 | | 863，565 |
| | 1．保健衛生費 | 281，448 |
| | 2．清掃費 | 582，117 |
| 5．労働費 | | 17，798 |
| | 1．労働諸費 | 17，798 |
| 6．農林水産業費 | | 869，121 |
| | 1．農業費 | 808，124 |
| | 2．林業費 | 60，997 |
| 7．商工費 | | 170，820 |
| | 1．商工費 | 170，820 |
| 8．土木費 | | 533，682 |
| | 1．土木管理費 | 54，477 |
| | 2．道路橋梁費 | 196，670 |
| | 3．河川費 | 111，306 |
| | 4．都市計画費 | 168，527 |
| | 5．住宅費 | 2，702 |
| 9．消防費 | | 532，781 |
| | 1．消防費 | 532，781 |
| 10．教育費 | | 1，358，845 |
| | 1．教育総務費 | 99，450 |
| | 2．小学校費 | 252，871 |
| | 3．中学校費 | 178，613 |
| | 4．幼稚園費 | 112，227 |

| | | |
|---|---|---|
| | 5．社会教育費 | 314，726 |
| | 6．保健体育費 | 400，958 |
| 11．災害復旧費 | | 30 |
| | 1．農林水産業施設災害復旧費 | 10 |
| | 2．公共土木施設災害復旧費 | 10 |
| | 3．その他公共・公用施設災害復旧費 | 10 |
| 12．公債費 | | 20 |
| | 1．公債費 | 20 |
| 13．諸支出金 | | 812，645 |
| | 1．基金費 | 70 |
| | 2．特別会計費 | 812，575 |
| 14．予備費 | | 30，000 |
| | 1．予備費 | 30，000 |
| 歳　出　合　計 | | 7，660，000 |

## 4．行政組織及び各庁舎の案内

### （1）海津市行政組織

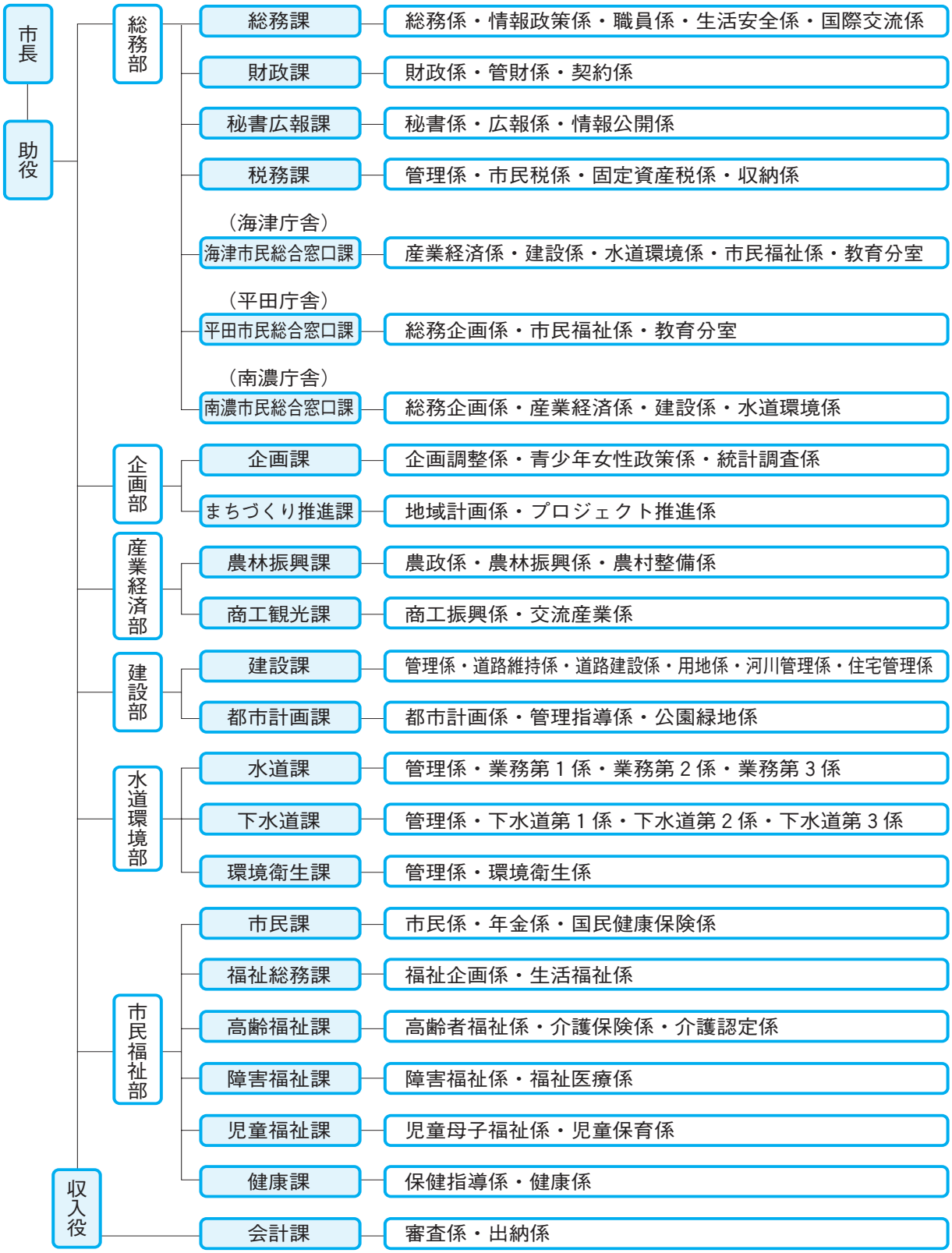

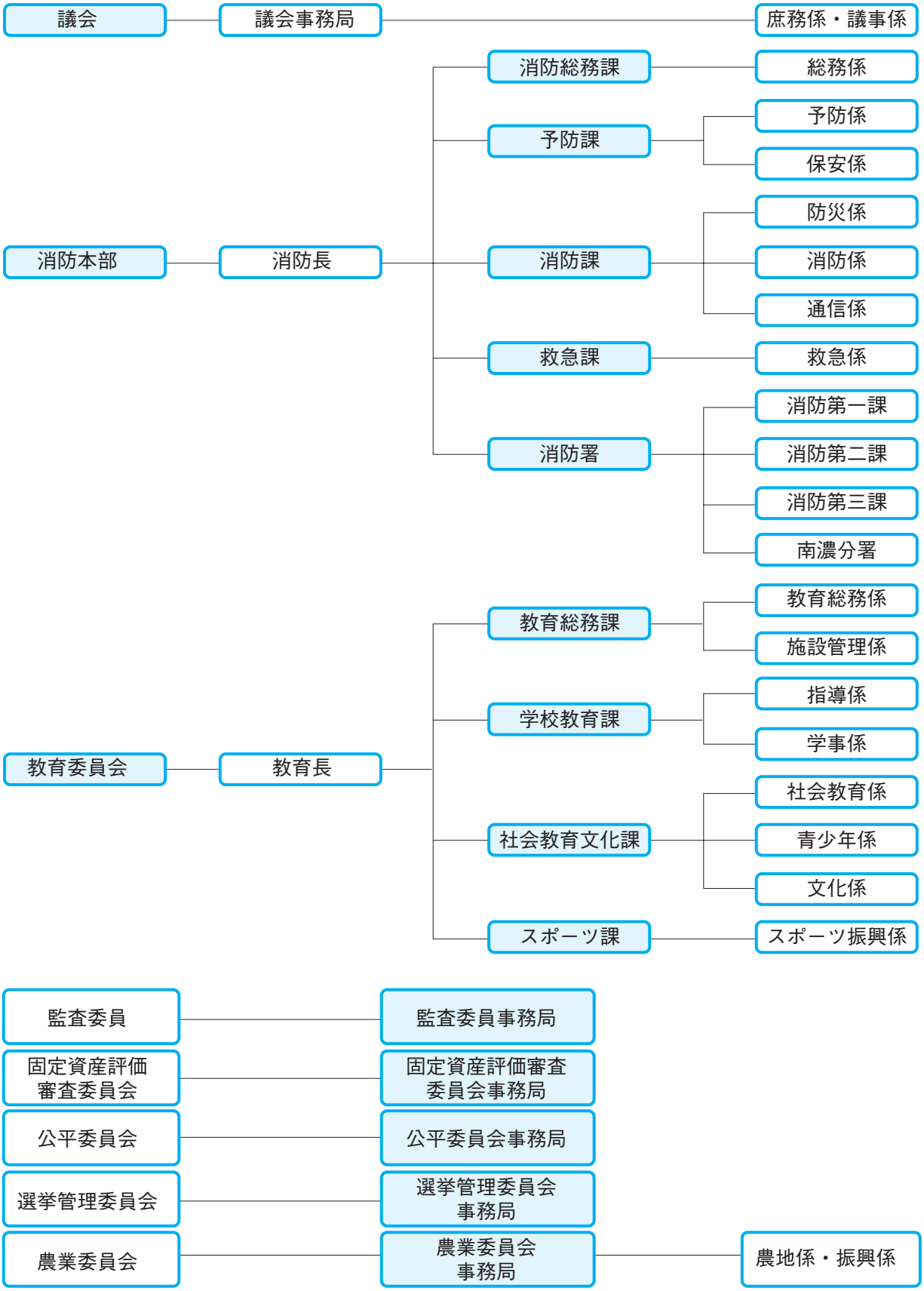
議会
議会事務局
庶務係・議事係
消防本部
消防長
消防総務課
総務係
予防課
予防係
保安係
消防課
防災係
消防係
通信係
救急課
救急係
消防署
消防第一課
消防第二課
消防第三課
南濃分署
教育委員会
教育長
教育総務課
教育総務係
施設管理係
学校教育課
指導係
学事係
社会教育文化課
社会教育係
青少年係
文化係
スポーツ課
スポーツ振興係
監査委員
監査委員事務局
固定資産評価審査委員会
固定資産評価審査委員会事務局
公平委員会
公平委員会事務局
選挙管理委員会
選挙管理委員会事務局
農業委員会
農業委員会事務局
農地係・振興係

# 海津庁舎

〒503-0695
岐阜県海津市海津町高須515
TEL 0584-53-1111
FAX 0584-53-2170

## 1階

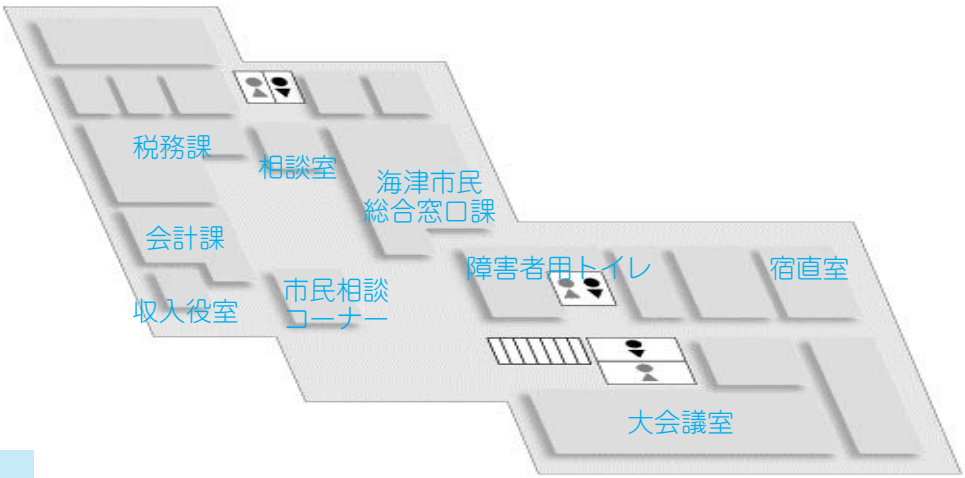


## 2階

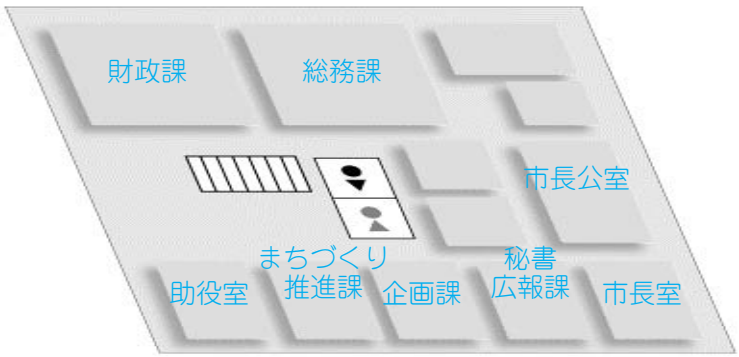


## 3階

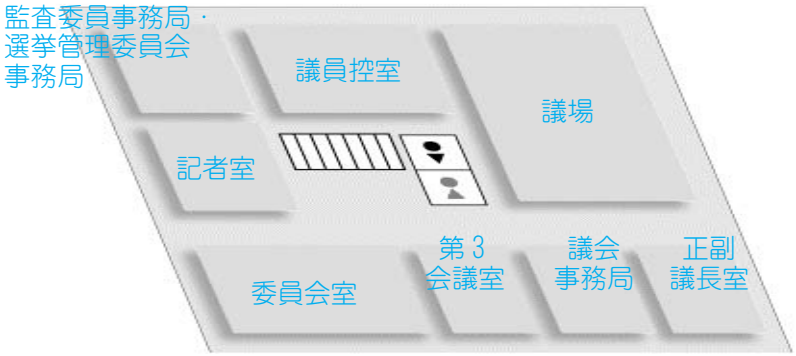

# 平田庁舎

〒503-0392
岐阜県海津市平田町今尾557
TEL 0584-66-2411
FAX 0584-66-4140

## 1階

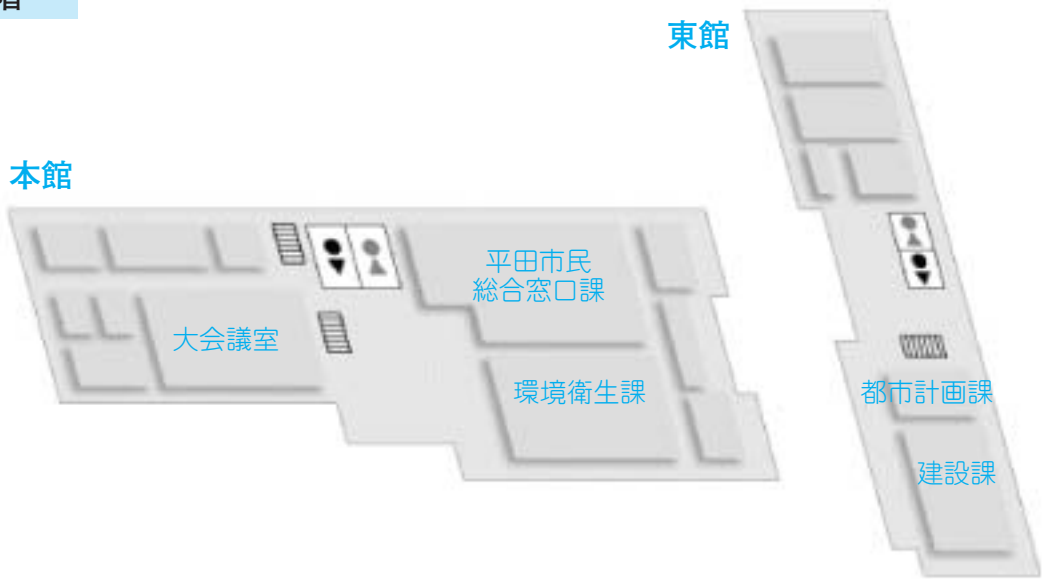


## 2階

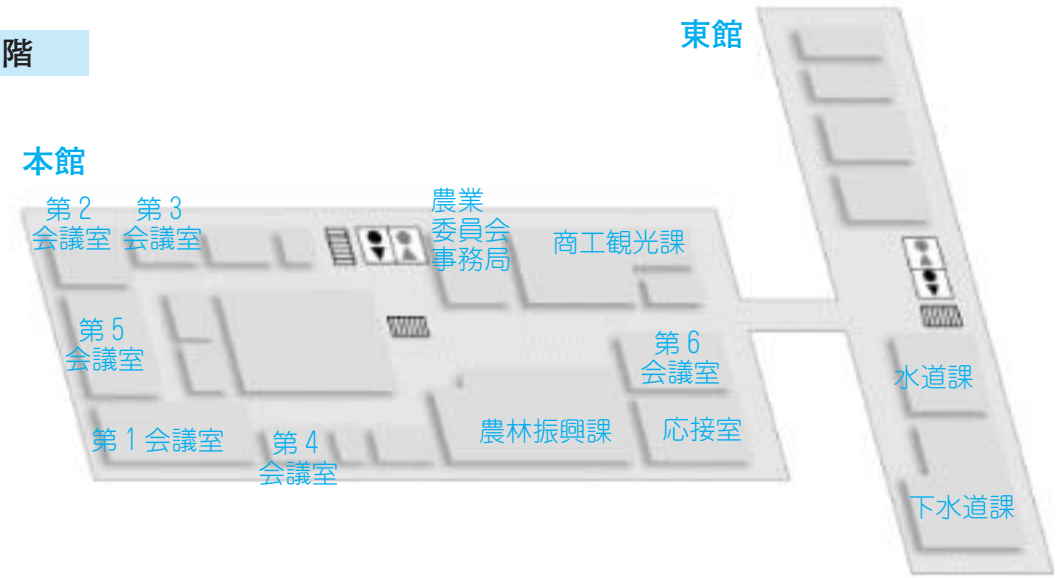

# 南濃庁舎

〒503-0495
岐阜県海津市南濃町駒野奥条入会地99-2
TEL　0584-55-0111
FAX　0584-55-0340

**B 1 階**

本館

**1 階**

本館

南濃市民総合窓口課
相談室
障害福祉課
高齢福祉課
市民課

新館

**2 階**

本館

会議室
福祉総務課
児童福祉課
応接室
相談室
健康課

新館

応接室　会議室　教育長室　教育総務課

**3 階**

新館

スポーツ課　社会教育文化課　学校教育課

**4 階**

新館

大会議室　教育研究所

# 第5章

# 資　料

## 1．合併協定書

# 合　併　協　定　書

平成１６年９月１０日

海津町

平田町

南濃町

1　合併の方式

海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2　合併の期日

合併の期日は、平成１７年（２００５年）３月２８日とする。

3　新市の名称

新市の名称は、「海津市」とする。

4　新市の事務所の位置

（１）当分の間、現３町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とし、各庁舎に、住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、海津庁舎の所在地（現海津町高須５１５番地）とする。

（２）統合庁舎については、新市において検討する。この場合において、統合庁舎の位置（新たな事務所の位置）については、安全性（地盤の強固さ、自然災害被害の危険度の低さ）を第一義として、利便性（鉄道、高速道路、国道、その他主要道路へのアクセス、付近への人口の集中度、他の公共機関利用への利便）、経済性（建設経費、管理経費）等を必須条件とし、住民の意向も含め、客観的、専門的に最適地を選定する。

（３）現南濃町の支所は、現行のとおりとし、統合庁舎移行後は、存続の方向でそのあり方を検討する。

5　財産及び債務の取扱い

３町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。

6　議会の議員の定数及び任期の取扱い

新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

①　新市の議会の議員の定数は、２０人とする。

②　議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第７条第１項第１号の規定を適用し、合併後６月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

7　農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

（１）農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に１つの農業委員会を置き、３町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第８条第１

項第１号の規定を適用し、平成１７年７月１９日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

（２）選挙による委員の定数は３０人とし、選挙区については３選挙区とする。

８　地方税の取扱い（国民健康保険税を除く。）

（１）個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税及び入湯税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

（２）鉱産税については、廃止する。

（３）入湯税については、減免措置について調整し、南濃町の例により新市に引き継ぐものとする。

（４）個人町民税の納期については、海津町及び平田町の例により調整するものとする。

（５）固定資産税の納期については、５月、７月、１１月及び翌年２月で調整するものとする。また、農村地域工業等導入促進法に係る特例及び中部圏開発整備法の規定による不均一課税は、平田町及び南濃町の例により調整する。

（６）個人町民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度については、当面存続し、報奨金の額等は合併時までに見直す。

９　一般職の職員の身分の取扱い

（１）海津町、平田町及び南濃町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第９条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

（２）海津郡消防組合、海津郡サンリバー広域連合及び高須輪中衛生施設利用組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

（３）職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化につとめるものとする。

（４）職員の任免等については、人事管理の適正化の観点から、合併時に統一を図る。

（５）給与については、給与の適正化の観点から、合併時までに調整し統一を図る。

なお、合併時、現職員について現給を保障するとともに、合併後、給料の格差是正を行う。

１０　特別職等の身分の取扱い

（１）新市の職務執行者については、３町の長が別に協議して定める。

（２）特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令等の定めがある場合は、その規定を適用する。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。

（３）教育長を含む特別職の職員の報酬等については、当面３町の例により調整し、新市において類似団体の特別職の職員の報酬等を参考にして定める。

１１　条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統一を図り新市における次の区分により整備するものとする。

①　合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの

②　合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの

③　合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

１２　事務機構及び組織の取扱い

新市における事務機構及び組織については、新市建設計画等との整合性を図りながら次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。

「新市における組織・機構の整備方針」

①　市民が利用しやすく、市民の声が適正に反映することができる組織・機構

②　市民サービスが現行より低下しないよう配慮した組織・機構

③　簡素で効率的及び指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構

④　行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構

１３　一部事務組合・広域連合等の取扱い

（１）海津郡の町で構成する一部事務組合及び広域連合については、合併の前日をもって当該組合及び広域連合を解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。

（２）その他の一部事務組合については、３町は合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

（３）大垣地域広域市町村圏協議会その他の協議会については、３町は合併の前日をもってこれらの協議会から脱退し、新市において合併の日に大垣地域広域市町村圏協議会その他必要と認められる協議会に加入する。

（４）大垣地域公平委員会においては、合併の前日をもって脱退し、新市において公平委員会を設置する。

（５）３町の土地開発公社については、合併の前日までに解散する。

１４　使用料、手数料等の取扱い（上下水道使用料、公営住宅使用料を除く。）

（１）使用料については、同一又は類似する施設に係るものを除き、現行のとおりとする。同一又は類似する施設の使用料は、合併時又は合併後速やかに、可能な限り統一するものとする。この場合において、必要に応じて経過措置（激変緩和措置）を設ける。

（２）手数料については、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決

定し、合併時に統一する。

１５　公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整につとめるものとする。

（１）各町共通の団体について

①　新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整につとめる。

②　国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

③　統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整につとめる。

（２）各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

１６　各種団体への補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、新市において調整するものとする。

①　３町又は２町で同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

②　独自の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。

③　整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。

１７　町・字の区域及び名称の取扱い

（１）町・字の区域は、現行のとおりとする。

（２）町・字の名称については、現行の町・字名の前に、３町名（海津町、平田町又は南濃町）を付ける。

１８　慣行の取扱い

（１）市章、市民憲章、市の花・木等については、新市において定めるものとする。

（２）各種宣言については、新市において定めるものとする。

（３）名誉市民制度については、新市において、平田町及び南濃町の例により調整する。

（４）表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。

１９　消防団及び水防団の取扱い

消防団は、合併時に統合し、水防団は、新市に引き継ぐ。

なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な組織体制について検討するものとする。

２０　各種事務事業の取扱い

２０－１　コミュニティ関係事業（自治組織）

自治組織を含め、依頼業務、財政的支援等について、合併時までにできる限り統一し、新市に引き継ぐ。

２０－２　広報公聴関係事業

（１）新市において、広報紙を発行する。なお、発行日、発行回数及び配布方法は、合併時までに調整する。

（２）新市において、ホームページを開設する。

（３）その他の広報公聴関係事業については、新市において調整する。

２０－３　姉妹都市・国際交流関係事業

交流事業については、平成１７年度は引き続き実施し、平成１８年度以降については新市において調整する。

２０－４　人権対策事業

（１）人権・同和啓発等事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても引き続き推進する。

（２）男女共同参画事業については、新市において計画を策定する。

２０－５　総合交通関係事業

（１）地方バス路線維持、スクールバス及び巡回バス等の公共交通機関の確保に関する事業については、当面現行の制度を新市に引き継ぎ、新市において運行経路等の調整をするものとし、料金は、合併時までに調整する。

（２）その他総合交通関係については、新市において調整する。

２０－６　国民健康保険事業

（１）国民健康保険税の税率については、合併時に調整する。

（２）国民健康保険税の賦課限度額、賦課期日については、現行のとおりとし、軽減割合に

ついては、南濃町の例による。
（３）国民健康保険税の納期については、南濃町の例による。ただし、１２月については１日から２０日までとする。
（４）保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

２０－７　環境対策事業
（１）ごみの収集方法については、新市までに統一を図り、調整する。
（２）一般家庭用指定ごみ袋については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
（３）最終処分場については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。
（４）斎苑については、当分の間現有施設を存続し、現有施設の統合を含め施設のあり方について、合併時までに調整する。

２０－８　保育事業
（１）保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
（２）保育時間については、平日については現行どおりとし、土曜日は基本保育時間を午前８時から午前１１時３０分までとする。
（３）延長保育については、保育所の開設日に全ての保育所において実施し、保育時間を午前７時３０分から午後７時までとし、費用は無料とする。
（４）一時保育については、南濃町の例により実施する。
（５）障害児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
（６）乳児保育については、生後１．５月から対象とする。
（７）保育料については、南濃町の保育料を基本に、新市発足時に統一する。

２０－９　福祉関係事業
現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

２０－１０　健康づくり事業
（１）各種健（検）診については、南濃町の例により新市に引き継ぐものとする。
（２）海津郡医師会病院以外で、人間ドックを受けた人間ドック助成金については、海津町の例により新市に引き継ぐものとする。

２０－１１　農林水産関係事業
（１）新市において新たな農業振興地域整備計画を策定する。新計画を策定するまでの間は、現計画（農振農用地区域を含む。）を新市に引き継ぐ。
（２）農業近代化資金等利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

（３）地域農政推進対策事業については、引き続き実施する。ただし、当事業の促進体制については、新市において確立する。
（４）林業関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

２０－１２　商工観光関係事業（イベント）

イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、運営方法等については、新市において調整するものとする。

２０－１３　上下水道事業

（１）水道事業

①　加入金については、南濃町の例により、一律１５，０００円（消費税別途）とする。

②　使用料金については、海津町 基本料金１，４００円／１０㎥超過料金１４０円／㎥
平田町 基本料金１，４００円／１０㎥超過料金１３０円／㎥
南濃町 基本料金　９５０円／１０㎥超過料金１００円／㎥
とし、合計額に消費税を加えたものとする。（１０円未満切捨て）
上記使用料金については、合併３年後に適正な価格を定めて統一する。

③　検針については、平田町の例により隔月検針とする。

④　用途区分及び口径別については、廃止する。

⑤　南濃町の簡易水道料金については、事業完了まで、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

（２）下水道事業

①　受益者負担金及び納期については、現行どおり新市に引き継ぎ、事業完了後統一するものとする。公共桝を２個設置する場合及び世帯の取扱いについても同様とする。

②　３町の公共下水道及び平田町の農業集落排水の使用料金については、海津町の例による基本料金１，６００円／１０㎥超過料金１６０円／㎥とし、合計額に消費税を加えたものとする。（１０円未満切捨て）

③　使用料の納期については、平田町の例により統一（隔月）するものとする。

④　南濃町の農業集落排水使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

２０－１４　建設関係事業

現行どおり新市に引き継ぎ、新市において新たな道路整備計画等を策定していくものとする。

２０－１５　学校教育事業（通学区域）

通学区域については、現行のとおりとする。ただし、合併後速やかに教育的・社会的状

況の変化に適切に対応し、通学区域の一部自由化を検討する。

２０－１６　社会教育事業

社会教育（社会体育）事業については、新市の一体性を確立するため、そのあり方について調整につとめる。

（１）各町共通の事業について

①　新市の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。

②　関係機関の助言等に基づき進められている事業については、それらを踏まえそのあり方について協議していくものとする。

③　統合に時間を要するものについては、将来の統合に向け検討を進める。

（２）各町独自の事業について

当面現行のとおり継続していくものとする。

２０－１７　その他協議が必要な事業

（１）指定金融機関等について

指定金融機関等については、合併時までに調整する。この場合において、信頼性の高い金融機関を指定し、複数金融機関等の期限付ローテーションは行わない。

（２）電算システム

①　電算システムについては、可能な限り合併時までに統合する。

②　統合できないシステムについては、住民サービスの低下を招かないよう対処するものとする。

③　新市において、地域情報化計画を構築するものとする。

２１　新市建設計画に係る事項

新市建設計画は、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

# 縮　刷　版

# 新市まちづくり計画

## 光と風と水のふれあい庭園都市

新市建設計画・ダイジェスト版

海津郡３町合併協議会

### 新市まちづくり計画とは

新市まちづくり計画は、海津町、平田町及び南濃町が合併してできる新しい市のまちづくりの方向性を定めるものです。計画を進めることにより、海津郡３町の速やかな一体化をめざすとともに、地域の発展と住民福祉の向上を図ろうというものです。

# 主要指標

### 面積

海津郡３町が合併してできる新市の面積は、112平方キロメートルとなります。

新市の総面積 112km² 　地目別面積割合

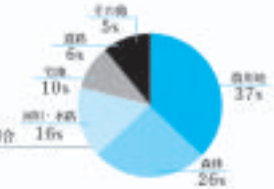


平成26(2014)年を計画の目標年としています。

### 人口

平成12(2000)年における総人口は41,204人であり、自然動態によるイメージアップ、新たな宅地整備の促進、住宅開発の誘導などによって活性化を図るものとし、目標年における人口を41,300人と設定します。

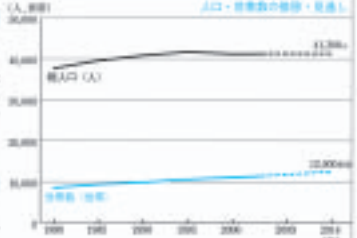


### 世帯数

人口の増加や単身高齢者世帯の増加が予想されるため、目標年には13,900世帯になるものと予測します。

### 就業人口

女性の社会進出、農業地帯としての特性から就業者の総数は増加傾向にあり、目標年における就業者数を22,600人と設定します。

このうち、第１次産業就業者数は、担い手の高齢化、後継者不足、輸入農産物の増加等の影響により就業者は減少傾向にあります。また、第２次産業就業者数は、経済不況、国内企業の海外移転、中国などからの安い商品の流入等によって工場数も減少傾向にあることから就業者数もやや減少すると考えられます。一方、第３次産業就業者数は、産業のソフト化・サービス化などによって増加傾向が進むものと思われます。

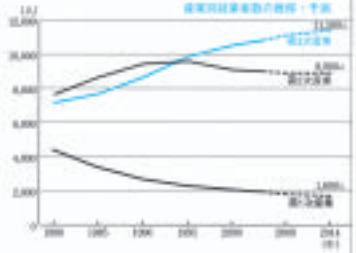


### まちづくりへの期待

海津郡町村合併調整協議会（平成14年3月末日まで設置されていた旧行政機関）が、平成14年6月から7月にかけて実施したアンケート調査では右のような結果がでており、新市まちづくり計画は、こうした意見を基礎として作成しています。

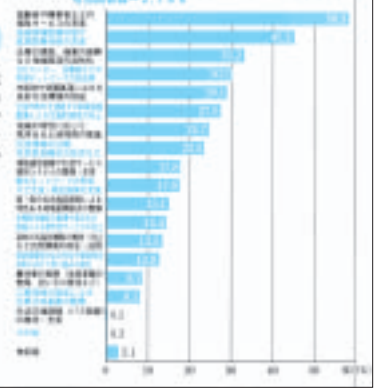

新市まちづくり計画は，「基本方針」，「新市の施策」及び「財政計画」等で構成されており，合併年度及びその後の１０年間（財政計画については平成１７年度～２６年度）を計画期間としています。

# 計画の構成



新市の将来像，目標を踏まえて，６本の柱からなる基本方針を定めました。基本方針と主要施策は次のとおりです。

# 基本方針と主要施策

## ❶ 安心できる地域医療・福祉の充実

### ① 保健・医療体制の充実

- 伯耆町医師会病院を地域の中核病院として，各医療機関の連携体制を強化し，住民が体系的な医療医給が受けられるようにつとめます。
- 救急医療体制の整備・充実につとめます。

### ② 健康づくりの推進

- 保健センター機能の充実，健康増進施設の整備を図り，市民の健康増進，健康診査及び健康相談等を充実します。

### ③ 子育て支援体制の充実

- 乳幼児医療費助成制度の充実，保育所の充実，子育て支援センターの整備など，市民が子どもを安心して生み育てられる環境整備・支援体制を充実します。

### ④ 障害者（児）福祉の充実

- 福祉事務所の設置を通して，自立の支援，機能回復訓練，在宅サービス体制，相談・指導体制の充実を図ります。

### ⑤ 高齢者福祉の強化

- 健康づくり・相談活動の強化，学習・交流機会の充実を図るとともに，特別養護老人ホーム，老人保健施設，老人福祉・保養施設，デイサービスセンターなどを整備します。なお，施設の整備に当たっては，民間活力の導入も推進します。
- ユニバーサルデザイン，主要道路での歩道設置を進め，高齢者が安心して外出できる環境整備を推進します。

【主要な事業】

| 施策項目 | 主要事業 | 備　考 |
|---|---|---|
| 保健・医療体制の充実 | 地域医療体制の充実 | |
| 健康づくりの推進 | 各種健康増進施策の充実 | |
| 子育て支援体制の充実 | 保育所整備事業 | |
| | 児童福祉施設整備事業 | |
| | 乳幼児医療費助成制度の充実 | |
| 障害者（児）福祉の充実 | 生活支援事業 | |
| | 交流機会の充実 | |
| 高齢者福祉の強化 | 特別養護老人ホーム整備事業 | |
| | 老人保健施設整備事業 | |
| | 老人福祉・保養施設整備事業 | |
| | デイサービスセンター整備事業 | |
| | 高齢者福祉サービスの充実 | |

## 2 安全で快適な基盤づくり

### ① 広域幹線道路網の整備

- 都市環状自動車道の整備促進及びインターチェンジ等の設置、国道258号の全線4車線化を図り、早期に整備していきます。
- 主要地方道、一般県道等の骨格道路の整備、木曽・長良川への架橋、持続可能への架橋の新設を図り、引き続き積極的に働きかけていきます。

### ② 生活道路の整備

- 商店の並ぶ地区・集落内を結ぶ生活道路の整備、維持・補修を推進します。
- 交通事情に応じた歩道の設置、交差点改良等を進めます。

### ③ 防犯対策、交通安全対策の充実

- 人通りの多い路線や危険箇所におけるカーブミラー、ガードレール、道路照明施設などの交通安全施設及び防犯灯の整備等により、安全で安心して暮らせる市民生活を実現します。

### ④ 公共交通機関の充実

- 近鉄養老線の輸送力増強、駅舎・ホームの改善、医療民営バスルートの存続、新設ルートの設定を関係機関に要望していきます。
- 市内循環バス（コミュニティバス）、広域循環バスの充実を図っていきます。

### ⑤ 集落・市街地環境整備の推進

- 新規造成地区や密集市街地については、重点整備地区として整備のあり方について関係市民と協働して検討していきます。
- 良好な質の住宅が供給されるよう宅地造成の開発指導を強化していきます。
- 集落内生活道路の拡幅、排水施設、広場などの整備を図ります。

### ⑥ 河川・排水の強化

- 揖斐川築堤整備等の改修事業の促進、天王川、中江川、山崎川、津屋川などの改修・整備、市街地内排水路の整備を図ります。
- 排水機の増強、維持管理の強化、ため池の整備等を進めます。

### ⑦ 治山・砂防の強化

- 森林の保全と維持管理を図ります。
- 治山・砂防事業を促進します。

### ⑧ 上下水道の整備

- 上水道施設・設備の整備、維持管理を強化し、上水の安定供給を図ります。
- 簡易水道の上水道への切り替えを進めます。
- 下水道未整備区域については、下水道の整備を図るとともに合併処理浄化槽の設置などにより、全体水洗化を図ります。





### ⑨ 防災対策の強化

- 地域防災計画の策定を進め、地震・台風・洪水など災害時の応急復旧体制、備蓄の充実などを進めます。
- 市民の防災意識の高揚・自主防災組織の育成を図り、総合的な防災対策を推進します。
- 耐震性貯水槽の充実、防災行政無線の整備を図ります。
- 住宅の耐震診断を支援し、学校等の公共建築物については、計画的策定に基づき計画的に改修します。
- 河川改修、排水ポンプ場の強化、避難場所の整備を図ります。

### ⑩ 消防・救急体制の充実

- 常備消防の強化、防火水槽・消火栓の整備、消防団体制の維持強化により、火災時の消防力の強化を図ります。
- 市民の防火意識を高め、火災予防につとめます。
- 救急・救助業務の体制充実を図ります。

### ⑪ 公園・緑地の整備、緑化の推進等

- 「国営木曽三川公園中央水郷地区（木曽三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター）」「長良川水辺公園」「月見の森」等の整備を進めます。
- 揖斐川ふれあい緑地、防災機能等多目的機能を持った公園等の整備を図ります。
- 河川周辺や公共施設、新規造成地区等の植樹や花壇の整備を進めます。
- 住宅における生け垣整備を進め、市民の協力を得ながら緑豊かな街並み形成を推進します。
- 墓地の整備については、市民の意向等を踏まえて検討し、実施していきます。

【主要な事業】

| 施策項目 | 主要事業 | 備　考 |
|---|---|---|
| 広域幹線道路網の整備 | 道の駅設置事業 | |
| | 県単道路改良事業（木曽三川公園線） | 県事業 |
| | 県単道路改良事業（北方多度線） | 県事業 |
| | 県単道路改良事業（宮八角津線） | 県事業 |
| | 公共特定交通安全施設整備事業（岐阜南濃線） | 県事業 |
| | 東海環状自動車道の整備及びインターチェンジ等の設置促進 | |
| | 国道258号道路の整備促進 | |
| 生活道路の整備 | 主要市道整備事業 | |
| | 老朽橋梁架替整備事業 | |
| 防犯対策、交通安全対策の充実 | 交通安全施設整備事業（カーブミラー等） | |
| | 防犯灯整備事業 | |
| 公共交通機関の充実 | 近鉄養老線の輸送力増強 | |
| | 路線バス網の拡充 | |
| | コミュニティバス・広域循環バス運営事業 | |
| 集落・市街地環境整備の推進 | 優良農村環境整備事業（海津南部） | 県事業 |
| | 密集市街地等総合整備事業の検討 | |
| | 開発指導の強化 | |
| 河川・排水の強化 | 公共広域基幹河川改修事業（津屋川、大江川） | 県事業 |
| | 県単河川局部改良事業（山路川、大江川） | 県事業 |
| | 県営ため池等整備事業（諸桑２号） | 県事業 |
| | 排水路整備事業 | |
| | 海津川堤防の整備促進 | |
| 治山・砂防の強化 | 公共通常砂防事業 | 県事業 |
| 上下水道の整備 | 総合都市水道整備事業 | |
| | 上水道整備事業 | |
| | 下水道整備事業 | |
| | 快適なふるさとづくり整備事業 | |
| | 合併処理浄化槽設置整備事業 | |
| | 下水道終末処理場の維持管理委託 | |
| 防災対策の強化 | 地域防災計画策定事業 | |
| | 公共施設耐震改修事業 | |
| | 耐震性貯水槽整備事業 | |
| | 防災行政無線設置通信制御局舎設整備事業 | |
| | 防災無線デジタル化整備事業 | |
| | 家屋震災診断助成事業 | |
| 消防・救急体制の充実 | 免震性消防本部・本署庁舎整備事業 | |
| | 緊急通信指令施設整備事業 | |
| | 北部地区消防・防災拠点整備事業 | |
| | 消防ポンプ自動車整備事業 | |
| | 救急・救助体制の充実 | |
| 公園・緑地の整備、緑化の推進等 | 都市公園整備事業 | |
| | 多目的公園整備事業 | |
| | 長良川水辺公園整備事業 | |
| | 歴史公園等の整備 | |
| | 公共施設等緑化推進事業 | |
| | 墓地整備事業 | |
| | 国営木曽三川公園中央水郷地区の整備促進 | |





# 3 美しい自然環境の保全と循環型社会の推進

## ① 自然共生の地域づくりの推進

- 国・県と協力して，自然生態系に配慮した治水事業を進めます。
- 河川敷，河川沿岸や堤防農地を活用したビオトープとして，自然環境の保全・再生につとめます。
- 奥美山地の森林，社寺林の保全につとめます。

## ② 省エネ・省資源対策の強化

- 電気やガスなどのエネルギー節約を図るため，市民への啓発を強化します。
- 電気自動車やハイブリッドカーなどの積極的導入・普及を図ります。
- ソーラーシステムの活用，風力発電の普及を図ります。

## ③ 循環型社会の推進

- 分別収集の徹底を図ります。
- リサイクル拠点の整備，生ごみ処理システムの改善を検討し，普及につとめます。
- 市民のまちの美化意識を高めます。
- 不用品交換市の開催，地域での廃品回収事業の支援などを促進します。
- 環境教育を推進します。

【主要な事業】

| 施策項目 | 主要事業 | 備　考 |
|---|---|---|
| 自然共生の地域づくりの推進 | 公共広域基幹河川改修事業（津屋川、大江川） | 県事業 ※再掲 |
| | 県単河川局部改良事業（山路川、大江川） | 県事業 ※再掲 |
| | 森林保全事業 | |
| 省エネ・省資源対策の強化 | 風力発電所建設事業 | |
| | 太陽光発電設置事業 | |
| 循環型社会の推進 | 廃品リサイクル活動支援事業 | |
| | 最終処分場の整備 | |
| | リサイクル拠点整備の検討・推進 | |
| | 生ごみ堆肥化システムの検討・推進 | |

## 4 地域を担う人材育成・教育文化の振興

### ① 小中学校施設等の整備・充実

- 教育内容の充実、教職員の資質の向上、学校給食の充実を図ります。
- 地域の状況に応じた学校管理・運営体制の充実、校舎改築など教育環境の整備充実を図ります。
- 児童・生徒数の動向を踏まえ、通学手段の確保を前提として通学区域の見直し、学校規模の適正化を図ります。
- 小中学校の高速通信網インターネット利用環境を整備します。

### ② 生涯学習・文化拠点の整備

- 各種学級・講座の拡充や指導者の発掘・養成を図ります。
- 社会教育施設の整備、ネットワーク化を進めます。
- 新市にふさわしい拠点的文化施設の整備を図ります。
- 市民に豊かな芸術文化に接する機会を提供し、文化行事の活発化、文化団体・グループを育成します。

### ③ スポーツ施設ネットワークの整備

- 既存のスポーツ施設の整備・拡充を図ります。
- 各種スポーツ・レクリエーション行事を積極的に開催します。
- 総合型地域スポーツクラブの組織を構築します。

### ④ 国際交流・協力の推進

- 外国人講師による文化講座等の開催、多様な国際交流・協力事業を推進します。

【主要な事業】

| 施策項目 | 主要事業 | 備　考 |
|---|---|---|
| 小中学校施設等の整備・充実 | 幼稚園施設整備事業 | |
| | 小中学校施設整備事業 | |
| | 学校給食センター整備事業 | |
| | パソコン等教育設備・備品整備事業 | |
| 生涯学習・文化拠点の整備 | 社会教育施設建設事業 | |
| | 文化センター整備事業 | |
| | 図書館蔵書の充実事業 | |
| | 歴史公園等の整備 | ＊再掲 |
| スポーツ施設ネットワークの整備 | 総合スポーツセンター整備事業 | |
| | 市民プール活用事業 | |
| 国際交流・協力の推進 | 小中学生海外交流事業 | |
| | 外国人講師招致事業 | |
| | 姉妹都市等交流事業 | |



## 5 豊かで活力のある産業の振興

### ① 都市近郊農業等の育成

- 未整備地区における基盤整備を進めます。
- 優良農地の保全と中核的担い手農家の育成・確保を図ります。
- 施設園芸、露地野菜、果樹などの都市近郊農業の振興を図ります。
- 新鮮で安全な農産物や農産加工品を販売できる直売所の整備を進めます。
- 適正な森林管理につとめるとともに、特用林産物の振興を推進します。
- 河川環境の保全・再生、治山事業の整備・充実を図ります。

### ② 個性的な商業地の形成、商業者への支援

- 商工団体と連携して商店の近代化・合理化支援、若い手の育成、商業者による共同事業の推進を支援します。
- 幹線道路沿道地区への新規商店の誘導を進めます。

### ③ 既存工業・起業家への支援

- 既存工業の合理化・近代化を支援します。
- コミュニティビジネスなど起業家への支援を進めます。

### ④ 観光資源の発掘とネットワークの形成

- 既存の祭やイベント、既存観光施設の魅力向上を図ります。
- 新たな観光拠点の形成・イベント開催、特産品の開発等と合わせて観光振興を図ります。
- 周辺の観光施設との広域連携を強化し、効果的な情報発信を図るとともに、集客力の向上を図ります。

【主要な事業】

| 施策項目 | 主要事業 | 備　考 |
|---|---|---|
| 都市近郊農業等の育成 | 経営体育成基盤整備事業（団地・道・下油井） | 県事業 |
| | 水田農業振興総合整備事業（海津・海津2期・平田） | 県事業 |
| | 県営畑地帯総合土地改良事業（南部） | 県事業 |
| | 県営広域営農団地農道整備事業（高地農2期、高地農3期） | 県事業 |
| | 農村振興総合整備事業 | |
| | 林道整備事業 | |
| | 農産物直売所設置事業 | |
| 個性的な商業地の形成、商業者への支援 | 商店街活性化総合支援事業 | |
| | 商工団体活動支援事業 | |
| 既存工業・起業家への支援 | 新規産業等の立地誘導 | |
| | 起業家支援制度の創設 | |
| 観光資源の発掘とネットワークの形成 | 観光拠点整備事業 | |
| | 観光協会の設置とＰＲ事業 | |
| | 観光イベント開催事業 | |

## 6 市民参加・市民自治の推進と情報化

### ①コミュニティ基盤の整備

- コミュニティセンター等の整備・充実を図ります。
- 行政窓口機能、情報センター機能、防災センター機能を充実します。

### ②市民参加と協働型自治を支える体制の整備

- 市民参加を促す情報提供や活動をコーディネートできる人材の育成を図ります。
- ＮＰＯ活動やコミュニティ活動の支援、生涯学習講座の開催、ボランティア活動の育成、まちづくり基金の設置等に取り組みます。
- まちづくりを推進する条例の制定などを検討します。

### ③地域情報化・電子自治体の推進

- 新市内を結ぶWANを整備し、情報活用システムの整備を図ります。
- インターネットを利用した市民との双方向の情報受発信機能を強化します。
- 主要公共施設内のＬＡＮ整備とともに、情報リテラシーの向上、情報アプリケーションの導入を図ります。

### ④新都市行政拠点の整備

- シビックセンターの整備について、市民の意向や財政状況等を踏まえ検討していきます。

【主要な事業】

| 施策項目 | 主要事業 | 備　考 |
|---|---|---|
| コミュニティ基盤の整備 | 地区集会所整備事業 | |
| | コミュニティセンター等整備事業 | |
| 市民参加と協働型自治を支える体制の整備 | まちづくり基金設置事業 | |
| | 自治会・NPO等市民活動団体支援事業 | |
| | 男女共同参画社会推進計画の策定 | |
| 地域の情報化・電子自治体の推進 | 高速情報通信網等の整備 | |
| | 電子自治体の構築 | |
| 新都市行政拠点の整備 | シビックセンターの検討 | |

# 財政計画

新市の財政計画は、合併後の10年間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績、経済情勢、人口推移等を勘案しながら推計し、普通会計*ベースで作成しました。

作成に当たっては、合併後の10年間はもとより、これ以降においても健全な財政運営を確保することを基本としました。

＊普通会計とは、一般会計に公営事業会計（公営企業会計、収益事業会計等）を除いた特別会計を加えたものをいいます。

## 歳入

（単位：百万円）

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 地方税 | 4,088 | 4,068 | 4,088 | 4,087 | 4,083 | 4,074 | 4,068 | 4,081 | 4,094 | 4,046 |
| 地方交付税 | 5,344 | 5,336 | 5,303 | 5,420 | 5,474 | 5,495 | 5,508 | 5,560 | 5,507 | 5,619 |
| 国庫支出金 | 1,234 | 933 | 731 | 989 | 987 | 986 | 994 | 992 | 990 | 989 |
| 県支出金 | 793 | 762 | 761 | 781 | 780 | 759 | 658 | 657 | 657 | 656 |
| 地方債 | 1,200 | 2,000 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,200 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,000 |
| その他 | 3,419 | 3,438 | 3,419 | 3,415 | 3,415 | 3,413 | 3,413 | 3,411 | 3,409 | 3,407 |
| 歳入合計 | 15,848 | 15,537 | 15,502 | 15,492 | 15,539 | 15,527 | 15,240 | 15,291 | 15,257 | 15,317 |

## 歳出

（単位：百万円）

| | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人件費 | 3,126 | 3,042 | 3,014 | 2,987 | 2,969 | 2,932 | 2,909 | 2,877 | 2,893 | 2,823 |
| 扶助費 | 875 | 874 | 876 | 878 | 880 | 882 | 884 | 886 | 888 | 890 |
| 公債費 | 896 | 1,001 | 1,208 | 1,464 | 1,552 | 1,686 | 1,796 | 1,882 | 1,906 | 1,992 |
| 物件費 | 2,736 | 2,721 | 2,725 | 2,719 | 2,633 | 2,548 | 2,458 | 2,389 | 2,391 | 2,192 |
| 補助費等 | 2,243 | 2,243 | 2,243 | 2,243 | 2,243 | 2,243 | 2,243 | 2,243 | 2,243 | 2,243 |
| 繰出金 | 2,019 | 2,038 | 2,098 | 2,120 | 2,198 | 2,193 | 2,229 | 2,286 | 2,303 | 2,348 |
| 普通建設費 | 2,436 | 2,905 | 1,815 | 1,919 | 1,948 | 1,782 | 1,477 | 1,535 | 1,586 | 1,704 |
| その他 | 1,812 | 1,812 | 1,862 | 1,262 | 1,257 | 1,282 | 1,248 | 1,243 | 1,238 | 1,233 |
| 歳出合計 | 15,848 | 15,537 | 15,502 | 15,492 | 15,539 | 15,567 | 15,240 | 15,291 | 15,257 | 15,317 |

改訂発行　平成16年３月　海津郡３町合併協議会
海津郡平田町今尾５５７番地　平田町役場内
TEL.0584−65−0175
FAX.0584−66−4140
http://www.nanno.com/~gappei/

# 縮　刷　版

海津郡3町合併協議会だより No.1
創刊号
2002年11月1日
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会 〒503-0393
岐阜県海津郡平田町今尾567 平田町役場内
TEL 0584-66-8175 FAX 0584-66-4148

## 会長あいさつ

平田町長 横山善郎

海津町、南濃町、平田町の皆さん、日頃より行政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。

海津郡三町では、今年二月、海津郡町村合併問題検討会を設置、以来、九回にわたって協議が重ねられたほか、パンフレットの作成、アンケート調査や住民説明会を実施して地域の皆さんへの啓発活動、またニーズの把握に努めてきたところでございます。そして、九月には、各町の議会において、合併協議会設置の議決をいただき、十月一日からは「海津郡三町合併協議会」として新たに出発をいたしております。

この背景には、日常生活圏の拡大、地方分権の進展、少子高齢社会の到来及び厳しい財政状況など、市町村を取り巻く状況の変化がございます。これらに対し、海津郡の各町では、これまで広域連合や一部事務組合の設置など広域行政を進めて対応してまいりました。しかしながら、こうしたことにも限界がございます。そこで、市町村合併も視野に入れて、検討を進めてきたわけであります。

さて、海津郡三町は、古くより強い結びつきがございます。行政だけでなく、住民の皆さんの交流も活発です。山あり、川ありの美しい自然に恵まれた郷土が一つになりますことは、いわば必然的であると思います。また、自己決定・自己責任という地方分権の原則のもと、今後、市町村間で違いが鮮明に出てまいります。海津郡が一つになることにより、住民の皆さんに対する公共サービスが確立でき、今まで以上に行政能力が高く、財政的にも効率の良い基礎的自治体となりますことを信じて疑わないところでございます。

今後、合併協議会を中心に、地域の未来像を議論していくわけでございますが、皆さんのご指導・ご協力を賜りますようお願いいたします。

Photo
十月一日、平田町役場内において、海津郡三町合併協議会事務所開所式が行われました。
【写真】事務所前でがっちりと握手する三町長



## 合併協議会の動き

▲第1回海津郡3町合併協議会の様子

十月二十一日、平田町役場大会議室において、第一回合併協議会が開催されました。

会議では、あいさつ、自己紹介の後、報告及び議案の審議が行われました。

### 報告事項

**○報告第一号**
**海津郡三町合併協議会設置の経緯について**

海津郡町村合併問題検討会の設置より、現在に至るまでの主な経緯が説明されました。

**○報告第二号**
**海津郡三町合併協議会規約について**

今年九月に郡内各町の議会で可決された合併協議会規約について、説明が行われました。

**○報告第三号**
**海津郡三町合併協議会幹事会設置要領について**

**○報告第四号**
**海津郡三町合併協議会専門部会設置要綱について**

**○報告第五号**
**海津郡三町合併協議会事務局規程について**

**○報告第六号**
**海津郡三町合併協議会財務規程について**

**○報告第七号**
**海津郡三町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について**

**○報告第八号**
**平成十四年度海津郡三町合併協議会事業計画について**

今年度の主なものとしては、新市町村建設計画策定業務（平成十五年度への継続）、事務事業一元化事業などがあります。

**○報告第九号**
**平成十四年度海津郡三町合併協議会予算について**

当協議会の予算（総額四千百四十万円）について報告がありました。

### 協議事項

**○協議第一号**
**海津郡三町合併協議会会議運営規程について**

会議を原則公開として、傍聴や会議録の閲覧ができることなど、会議の運営について必要な事項が承認されました。

**○協議第二号**
**海津郡三町合併協議会会議傍聴規程について**

傍聴に関して次のような必要事項が承認されました。

会議の一般傍聴人の定員は二十人とします。

会議開催予定時刻の十五分前より受付を行い、先着者が定員を超えるときは、くじ引きとさせていただきます。

**○協議第三号**
**海津郡三町合併協議会会議録閲覧規程について**

会議録の閲覧場所や閲覧時間など必要な事項が承認されました。なお、閲覧場所は三町の役場、閲覧時間は三町の執務時間です。

**○協議第四号**
**海津郡三町合併協議会小委員会規程について**

協議会から付託された事項について、調査・審議等を行う小委員会に関して必要な事項を定めた小委員会規程について承認されました。

### 申し合わせ事項

**○合併協議会の定例開催について**

合併協議会を原則として毎月一回、第二日曜日の午後一時三十分より平田町役場等において開催することが確認されました。ただし、十一月については八日(金)。

**○傍聴者への資料提供の取り扱いについて**

協議会資料は、原則として傍聴人に対しても配布することが確認されました。

### その他

**○郡内三町視察について**

郡内について、良く知って頂くため、次回協議会の午前中に郡内視察を行うことが確認されました。

# 合併協議会の組織

海津郡三町合併協議会は、合併協議会、小委員会、幹事会、専門部会・分科会、事務局で構成されています。

**○合併協議会**
合併協議会は、地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律に基づいて設置された法定の協議会で、三町の合併に関するあらゆる協議や新市建設計画の策定を行います。
町長、議長、議会議員及び学識経験者といった二十九名で組織され、協議内容は原則として公開されます。

**○小委員会**
**（必要に応じて設置）**
小委員会は、合併協議会から付託された事項について調査・審議を行います。

**○幹事会**
幹事会は、九名の幹事（海津町：収入役・総務参事・調整総務課課長、平田町：助役・総務課課長・企画課長、南濃町：助役・総務管理監・総務企画課主幹）で組織され、協議会に提案する必要な事項について協議・調整を行います。

**○専門部会・分科会**
専門部会は、三町の職員で構成され、総務・企画・住民・福祉・産業経済・上下水道・建設・教育・議会事務局といった九部門に分かれて、専門的に協議・調整を行います。また、その内部組織として二十六の分科会があります。

**○事務局**
事務局は、合併協議会の運営を円滑に進めていくため、資料の収集及び作成などを行います。県から派遣される予定の事務局長（現在空席）を筆頭に、各町二名ずつの派遣職員及び臨時職員で構成されています。

## 次回の合併協議会

**11月8日（金）13：30～**
平田町役場大会議室

★インターネットホームページ
http：//www.nannou.com/~gappei/

## 協議会委員の変更

十月二十二日、平田町議会が開かれ、議長など役職が決められました。
海津郡三町合併協議会の新しい委員は、次の通りです。
（敬称略）

西脇　幸雄（議会議長）
六鹿　玉司（議会議員）
水谷　守男（議会議員）

### 海津郡三町合併協議会委員　（敬称略）

会長　横山善郎（平田町長）　副会長　後藤庄吉（南濃町長）　副会長　平野義明（海津町長）

| 海津町 | | 南濃町 | | 平田町 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 議会議長 | 笹田　長平 | 議会議長 | 伊藤　邦雄 | 議会議長 | 小山　章 |
| 議会議員 | 大橋　直也 | 議会議員 | 丹羽　恒夫 | 議会議員 | 西脇　幸雄 |
| 議会議員 | 水谷　武博 | 議会議員 | 村山　都平 | 議会議員 | 水谷　守男 |
| 学識経験者 | 伊藤　宮行 | 学識経験者 | 藤田　明弘 | 学識経験者 | 大橋　忠子 |
| 学識経験者 | 小浦　寛子 | 学識経験者 | 加々本　佐知子 | 学識経験者 | 石原　正成 |
| 学識経験者 | 笠賀　鍛一郎 | 学識経験者 | 伊藤　友義 | 学識経験者 | 下村　和寿 |
| 学識経験者 | 瀧澤　和二 | 学識経験者 | 伊藤　晴敏 | 学識経験者 | 後藤　浩太 |
| 学識経験者 | 永田　実彦 | 学識経験者 | 加藤　鉄也 | | |

（H14.10.21現在）



## 合併に至るまでの流れ

合併協議会の設置（H14.10.1）
・合併に関する事項の協議
・新市建設計画の策定など
▼
合併協定調印
▼
3町議会の議決
▼
県知事への申請
▼
県議会の議決
▼
県知事による合併の決定
▼
総務大臣への届け出
▼
総務大臣の告示
▼
新市の誕生

## 関係資料が閲覧できます

合併協議会の会議資料などは、海津町、平田町、南濃町の各町役場において、自由に閲覧することができます。
なお、閲覧時間及び閲覧場所等は合併協議会会議録等閲覧規程に基づいて行われます。

## 協議会は傍聴できます

合併協議会は、地域住民の皆様方に積極的に情報提供するため、会議は原則として公開しています。
どなたでも、傍聴することができますが、会場の都合等により、傍聴人数等の制限をさせていただく場合がありますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

## 合併推進窓口

平田町役場総務課
☎六六―二四一一

海津町役場総務課
☎五三―一一一一

南濃町役場総務企画課
☎五五―〇一一一

海津郡三町合併協議会
☎六五―〇一七五

## 編集後記

海津郡三町の合併協議会が、いよいよスタートしました。
郷土における歴史の一大転換期に事務に携わることができ、町職員として大変光栄に思います。
さて、皆さんは、この海津郡をどのような地域だと思いますか。あふれる緑、豊かな水、住み良い気候、それでいて大都市にも近い地理的条件。私がこの地域のすばらしさを実感したのは、東京で暮らしたときでした。東京に出た友人たちも異口同音に「いいところだなあ」と感じます。
朝日を浴びて七色に輝くレガッタコース、千代保稲荷神社の朱塗りの鳥居、西の山を黄金色に染め上げるミカン、そのどれもが今までより愛しく思えるのは私だけではないのでは…。
（T・M）

# 海津郡3町合併協議会だより

No. 2

## それぞれの町の魅力、再発見！

十一月八日、海津郡三町合併協議会では、郡内視察を行いました。地域の現状やそれぞれの町の特性を知ろうと実施されたもので、委員の皆さんはエリアの広さに改めて驚いていらっしゃいました。

バスの車中で、皆さんをご案内したのは各町の町長さんら三役。バスガイドさながらに、町の現況、施設の紹介などを行いました。

また、海津町の「さぼう憩学館」、海津町の「歴史民俗資料館」、平田町の「輪中公園」などを回って施設を見学。

こうした施設を地域みんなで利用し、更なるネットワーク化を図っていくことも市町村合併による効果なのですね。

【写真】施設を見学する合併協議会委員の皆さん



# 新設合併を確認

## 合併協議会の動き

十一月八日、平田町役場大会議室において、第二回合併協議会が開催されました。

会議では、あいさつ及び会議録署名委員の指名に続いて、具体的な協議に入りました。

### 報告事項

○報告第十号
**海津郡三町合併協議会委員の変更について**

平田町議会、南濃町議会において議長改選が行われ、それに伴い合併協議会委員も次のとおり変更となりました。

（敬称略）

＊平田町
**議長**
小山　豊　▽西脇幸雄
**委員**
西脇幸雄　▽六鷹正城

＊南濃町
**議長**
伊藤両雄　▽田中　正

### 協議事項

○協議第五号
**海津郡三町合併協議会合併協定項目について**

海津郡三町合併協議会における合併協定項目（案）が示され、原案のとおり確認されました。

決定した協定項目は次のとおり。

**（基本的協定項目）**
1 合併の方式に関すること
2 合併の期日に関すること
3 新市の名称に関すること
4 新市の事務所の位置に関すること
5 財産及び債務の取扱いに関すること（合併特例法に規定されている協定項目）
6 議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること
8 地方税の取扱いに関すること
9 一般職の職員の身分の取扱いに関すること
**（その他必要協定項目）**
10 特別職等の身分の取扱いに関すること
11 条例、規則等の取扱いに関すること
12 事務機構及び制限の取扱いに関すること
13 一部事務組合・広域連合等の取扱いに関すること
14 使用料、手数料等の取扱いに関すること
15 公共的団体等の取扱いに関すること
16 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関すること
17 町・字の区域及び名称の取扱いに関すること
18 慣行の取扱いに関すること
19 消防団及び水防団の取扱いに関すること
**（各種事務事業の取扱いに関すること）**
20 ①コミュニティ関係事業
②広報広聴関係事業
③都市計画・都市・国際交流関係事業
④人権対策事業
⑤総合交通関係事業
⑥国民健康保険事業
⑦環境対策事業
⑧福祉事業
⑨保健衛生関係事業
⑩健康づくり事業
⑪農林水産関係事業
⑫商工観光関係事業
⑬上下水道事業
⑭建設関係事業
⑮学校教育事業
⑯社会教育事業
⑰その他協議が必要な事業
21 新市建設計画に関すること

○協議第六号
**合併の方式について**

海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、

### 次回の合併協議会

**12月9日（月）**
**13：30～**
**平田町役場大会議室**

○傍聴できます
合併協議会は、原則として公開しています。どなたでも傍聴できますが、会場の都合等により傍聴人数の制限をさせていただく場合があります。

○閲覧できます
合併協議会の会議資料等は、郡内の各町役場において閲覧することができます。なお、閲覧時間、閲覧場所等は、閲覧規程に基づいて行われています。

その区域をもって新しい市を設置する新設合併とすることが確認されました。

○協議第七号
**合併の期日について**
平成十六年（二〇〇四年）三月三十一日の合併を目指して事務を進めるものの、国等の動向を見極めるため継続協議となりました。

○協議第八号
**新市の名称について**
一般公募により募集し、小委員会で選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会で決定することが確認されました。
また、議長より小委員会委員の指名が行われ、それぞれ各町二名ずつの委員が選ばれました。小委員会の委員は次の方です。
（敬称略）

海津町
大橋貞和委員
小坂豊子委員
永田実彦委員
平田町
服部一好委員
大橋まり子委員
南濃町
竹内和夫委員
加々美佐知子委員
伊藤友貴委員

○協議第九号
**新市の事務所の位置について**
事務局より資料の説明が行われ、具体的協議は次回に行われることとなりました。

○協議第十号
**財産及び債務の取扱いについて**
事務局より資料の説明が行われ、具体的協議は次回に行われることとなりました。

【その他】
○先進地視察報告書について
目的等を明確に位置付けるため、具体的協議は次回に行われることとなりました。

## 小委員会

第三回海津郡三町合併協議会において設置された新市名称公募選定小委員会が十一月十八日及び二十二日に平田町役場において行われました。
小委員会において決められたことがらは、第三回合併協議会において報告されることとなっています。

## 協議会委員の変更

十月二十九日、南濃町議会が開かれ、議長に田中正氏が選ばれました。
議長は協議会規約第七条第一項第二号の規定により、海津郡三町合併協議会委員となります。

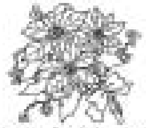

★インターネットホームページ
http://www.nannou.com/gappei/

## 力を合わせて

永田実彦（海津町）

海津町は、平坦でなだらかな地形。古くから水との結びつきが強く、生活に密着してきました。
2005年には世界ボート選手権が開催されることとなっています。開催は、合併の年であり、新市4万1千人みんなの手で大会を成功させ、世界に情報発信したいものですね。

後藤啓太（平田町）

平田町は県内有数の観光の町。その代表がお千代保さんや毎年2月11日に行われる今尾の左義長。県内外より多くの人が訪れます。
そして、道の駅。ここでの人気商品は野菜です。町内の農家などから運ばれた新鮮で安価な品物は評判も上々。合併により、益々活性化するのでは……。

伊藤友貴（南濃町）

南濃町は、南北13.5キロ、東西3～5キロの細長い町です。
私たちの町の魅力といえば、豊富な緑と水。養老山地に降った雨が、時間を超えて名水にも匹敵するおいしい水を生みます。
合併して、是非、海津町や平田町の皆さんにも味わっていただきたいですね。



海津郡3町の
# 施設探訪
Vol.1

## 事務局の紹介

岐阜県海津町村課の吉田課長補佐が、平成十四年十一月十五日付けをもって海津郡三町合併協議会事務局長に就任しました。事務局の体制は次のとおり。

**事務局長**
吉田 修（岐阜県）
**総務係**
三木幸典（南濃町・係長）
山崎賢二（平田町・主任）
**企画調整一係**
安藤博二
（海津町・課長補佐）
伊藤泰丈
（南濃町・課長補佐）
**企画調整二係**
近藤正人
（平田町・課長補佐）
安立敏人（海津町・主任）

## 歴史民俗資料館（海津町）

鉄筋コンクリート、鉄骨造り三階建て（一部木造仕上げ）の建物には、高須輪中、輪中と長良の農業、漁業などについての貴重な品が展示されています。夜間にはライトアップが施されて建物が闇の中に浮かび上がり、幻想的な雰囲気を醸出します。
また、屋外には、堀田、排水機などが展示されており、地域の歴史を知る上でも非常に重要です。

## 輪中公園（平田町）

平田町三郷にある一・四ヘクタールの公園。十八ホール、パー七十二、高麗芝コースのパターゴルフ場のほか、雨天にもゲートボールなどに利用できる多目的ドーム、延長八十メートルにも及ぶローラー滑り台、コンビネーション遊具、管理棟などがあります。
このうち、パターゴルフ場はナイター設備も整い、家族そろってのスポーツに最適です。

## 南濃温泉「水晶の湯」（南濃町）

泉質は低張性温泉（中性低張性）。養老山地の中腹・標高百三十メートルにあり、濃尾平野が一望できます。鉄筋コンクリート一部木造二階建ての建物には、サウナ、檜風呂、露天風呂等のほか、レストラン、マッサージルームがあります。
源泉地の近くに「水晶谷」と呼ばれる場所があり、水晶の神秘なイメージから命名されました。

## 編集後記

先日、お千代保稲荷へ出かけました。昔ながらの風情を漂わす参道には、新鮮な野菜や、漬物、川魚料理といった店が軒を連ね、活気にあふれています。白い息を吹きかけながら串カツを口に運ぶ親子連れ、リンゴ飴に染まった頬でお参りにブリキ製のおもちゃをねだる幼児、セピア色に染まった光景に、ノスタルジーいっぱいで、心もホカホカ。
さて、県の調査によると、西濃地方の観光入り込み客数のトップは平田町、そして二番目が国営木曽三川公園を擁する海津町です。このほど、南濃町にオープンした「水晶の湯」を加えると、誕生する新市は高山市を抜き岐阜市に次いで県内第二位の観光都市となりそうです。
私の願いごとは……「合併によって、日本一住み良い地域となりますように」
（T・M）

# 海津郡3町合併協議会だより

編集・発行
海津郡3町合併協議会　平成14年12月
海津町・平田町・南濃町
No.3

▲上空から見た海津郡

## 地域の発展と住民の幸福を願って

明けましておめでとうございます。今年は、海津郡にとって大切な年となりそうです。三町は、昨年十月一日に法定の合併協議会を設置、現在、協議が進められています。

全国でも、市町村合併という強い風が吹いています。各地で、法定協議会、任意協議会、研究会等が設置されており、設置数の合計は、昨年十月一日現在、六六七（二、六四七市町村）にもおよびます。これは、全市町村数（三、二一八）の八二・三％に相当するものです。

こうした動きは、行財政の効率化を求めてのことにほかなりませんが、最も重要なことは地域に住んでいる私たち住民の幸福です。海津郡が更なる発展を続け、住みやすい地域となりますよう皆さんのご協力をお願いします。



動き

## 新市名称の募集要領など決める

第三回合併協議会は、十二月九日、平田町役場大会議室において開催されました。新市名称候補選定小委員会報告が行われ、委員会原案の通り一般公募し、選定が行われることとなったほか、新たに三つの協定項目が確認されました。

### 報告事項

**○報告第十一号**
**新市名称候補選定小委員会報告**

永田実座長委員長より、募集要領、スケジュールなど小委員会の協議結果の報告がありました。

なお、募集要領の主なものは次のとおりです。

**応募できる人**▽どなたでも応募できます。

**応募の方法**▽専用応募用紙又はホームページから応募できます。ただし、お一人様一点のみ応募可能とさせていただきます。

**募集の方法**▽協議会だよりとホームページで周知します。専用応募用紙は、郡内の公共施設にも置いてあります。

**応募の期間**▽一ヶ月（平成十五年一月一日～一月三十一日）

**記載の内容**▽新市の名称、名称のふりがな、名称の理由、住所（郵便番号を含む）、氏名、年齢、性別、電話番号

**選定の方法**▽新市名称候補を選定する小委員会において十候補以内を選定し、最終的に合併協議会で決定します。

**選定の基準**▽①漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称であり、②合併により誕生する市の名称として最もふさわしいもの。（例えば、海津郡が地理的にイメージできる名称、郷土郡の歴史文化にちなんだ名称、美城の特徴を表す名称、合併を記念した名称等。）なお、既存の市と同一の名称は採用されません。（「平田市」については、岐阜県の平田市と同一の名称（表記）となりますので、採用されません。ただし、「ひらた市」のように表記が異なるもの、平田市の前後に別の文字を付したもの（○○平田市）などは、採用することができます。）

**懸賞**▽**名付け親大賞**（一名、十万円分商品券）新市の名称として決定された作品の応募者の中から抽選により一名。

**名付け親賞**（十名以内、一万円分商品券）名付け親大賞から漏れた方の中から抽選により最高十名を決定。

**特別賞**（二十名以内、五千円分図書券）新市の名称として決定されなかった名称の応募者の中から、抽選により最高二十名を決定。

**応募先**▽郵送の場合（専用応募用紙のはがき部分を切り取って五十円切手を貼り投函）、持参される場合（海津町役場、平田町役場及び南濃町役場（南濃支所及び北部支所を含む））

**発表**▽合併協議会だよりとホームページに発表します。

**その他**▽採用された作品については、一部補正する場合もあります。応募された作品に関する一切の権利は、海津郡三町合併協議会に帰属します。

### 協議事項

**○協議第七号**
**合併の期日について**

平成十六年（二〇〇四年）三月三十一日の合併を目指すものの、現状に引き続き国等の動向を見極めるため継続協議とされました。

**○協議第八号**
**新市の名称について**

新市名称候補選定小委員会報告のとおり、新市の名称候補を募集し、選定を行うことが承認されました。

**○協議第九号**
**新市の事務所の位置について**

事務所の位置は、小委員会で検討し、協議会で決定することが承認されました。

また、議長より小委員会委員の指名が行われ、それぞれ各町三名ずつの委員が選ばれました。小委員会の委員は次の方です。

（敬称略）

海津町
平野義則町長
神田長平議員
伊藤常行委員

平田町
横山善郎町長
西脇幸雄議員
近藤正城委員

南原町
後藤田吉町長
田中　正議長
藤田明生委員

**○協議第十号**
**財産及び債務の取扱いについて**

「三町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。」という調整方針が確認されました。

**○協議第十一号**
**議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて**

「新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。①議会の議員について、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項の規定を適用する。ただし、同項の規定を適用すること（合併後引き続き新市の議会の議員として在任することとする期間を含む。）に関し、予め三町議会の議員の意見を聴くものとする。②新市の議会の議員の定数は、平成十五年一月一日から施行される改正後の地方自治法第九十一条第二項に規定する上限数（二十八人）以内において、予め三町議会の議員の意見を聴いて定める。」という調整方針が承認されました。

**○協議第十二号**
**地方税の取扱いに関することについて**

「個人町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税・特別土地保有税・入湯税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。鉱産税については、廃止する。入湯税については、減免措置について調整し、南原町の例により新市に引き継ぐものとする。個人町民税の納期については、普通町・平田町の例により調整するものとする。固定資産税の納期については、五月・七月・十一月・翌年二月で調整するものとする。また、農村地域工業等導入促進法に係る特例及び中核開発整備法の規定による不均一課税は、平田町・南原町の例により調整する。個人町民税及び固定資産税に係る納税義務者制度については、当面存続し、廃止の是非等は合併時までに見直す。」という調整方針が確認されました。

**○協議第十三号**
**慣行の取扱いについて**

「①祭礼、各民俗芸、市の花・木等については、新市において定めるものとする。②各種宣言については、新市において定めるものとする。③名誉市民制度については、新市において、平田町及び南原町の例により調整する。④表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。」という調整方針が確認されました。

## 力を合わせて　No.2

**小粥廣子**（南原町）

南原町は気心知れた間柄。それぞれの町の長所を活かせばすばらしい市が誕生すると思います。特に、名古屋からここまでわずか30分の位置であるにもかかわらず、自然があふれ、ゆったりと時間が流れていきます。この環境を大切にしたいものですね。

**大橋圭子**（平田町）

私が住んでいるのは、お千代保幼稚園のすぐそば。園児客で賑わう通りが、新市の誕生により更に活性化するものと大きな期待をしているんです。きっと、地域の人たちも元気ムードを吹き飛ばし、元気いっぱいになれるのではないでしょうか。

**加々本佐知子**（南原町）

海津郡の合併に期待することは、施設の相互利用です。お互いに足りない部分を補い合って、更に住民が更に住み良くなるといいですね。また、一人の母親として、子どもたちが地域内で交流することにより、今まで以上に広い視野を持ってもらいたいものです。



## 次回の合併協議会

平成15年**1月14日**(火)　13：30～
平田町役場大会議室

## 新しい市の名称を募集！

（応募期間）
平成15年1月1日
～1月31日

★詳しくは市町広報紙又はホームページ
http://www.nannou.com/~gappei/

海津郡3町の
# 施設探訪
Vol.2

## 海津町民プール（海津町）

巻原コンクリート造り二階建ての建物内部には、縦水の二十五メートル屋内プール、千人も用プール、幼児用プールがあり、冬でも快適に水泳を楽しむことができます。また、エアロバイクやローイングマシーンを備えたトレーニング室があります。

一方、屋外には、スリル満点のウォータースライダーなどが設置され、夏には多くの人で賑わいます。

## クレール平田（平田町）

長良川右岸堤防上の「道の駅」。最新の道路・観光情報を提供する情報交流館、落ち着いた和室の休憩室のほか、レストラン、直売所があり、ドライバーのオアシスとなっています。

地域の特産品や、生産者がわかる新鮮な農産物など、安価で安心できる商品を取り揃えた直売所は人気も上々。また、災害時に備えて水防倉庫やヘリポートが併設されています。

## さぼう遊学館（南濃町）

羽根谷周辺の自然と移動展示を学習材料として、楽しく遊びながら学び、理解していただくための施設。

施設内部には、映像学習室、展示スペースがあり、九面マルチビジョンテレビ、パソコンなどが設置されています。

このほか、デ・レーケの指導による国の有形文化財・旧石積堤防、バーベキュー施設、炭詰められあいセンターなどがあります。

## 編集後記

海津郡を囲む土で欠かすことのできないのが「水」。先人たちは、古くから水と戦い続けてきました。その代表的なものが宝暦治水など、薄津義士が命と名誉をかけて行った治水工事。この功績に感謝して、幸内三町には、治水神社や薄原義士のお墓があり、えにしの糸で結ばれています。

一方、水は私たちの生活に欠かすことができないものでもあります。割りんのメッカ大江川、輪紫木に彩られる大榑川（おおぐれがわ）、ハリヨのすむ湧水・津屋川など、どれもが地域と深くかかわっています。

川面を伊吹おろしが吹き抜け、雪をするいくつかの光の粒。そのプリズムが重なりあい大地を覆め、やがて陽だまりとなります。海津郡に住む人々の温かな心は、必ずや地域づくりの原動力となっていくことでしょう。

（T・M）

# 海津郡3町合併協議会だより

No.4

2003年2月
海津町・平田町・南濃町

編集・発行
海津郡3町合併協議会　〒503-0392
岐阜県海津郡平田町今尾667　平田町役場内
TEL.0584-68-0375　FAX.0584-68-4140
http://www.nanno.com/~gappei/

## まちづくりに熱い想いを

左義長は、「どんど」とも呼ばれ、お正月の行事として全国で行われています。

毎年、二月十一日に平田町の秋葉神社で行われているのが「今尾の左義長」。四百年もの歴史を持ち、岐阜県の重要無形民俗文化財にも指定されています。

千本近い青竹から火炎で爆竹音がこだまし、火炎が燃え盛る中を願いの書じゃばんに白たび姿の若衆が炎と煙の周りを駆け回ります。八分どおり燃えたところで、水に浸した太鼓で勇壮な観巻きが始まり、竿を見計らってその年の恵方（えほう）に倒し、倒れ方で吉凶を占います。

新市のまちづくりに、左義長の炎のような熱い想いを。

【写真】昨年行われた「今尾の左義長」の様子



## 新市の姿が次第に明らかに
## 新市建設計画など協議

第四回合併協議会は、一月十四日、平田町役場大会議室において開催されました。

事務所の位置等検討小委員会報告が行われたほか、継続協議四件、新規協議二十一件が上程されました。

### 報告事項

○報告第十二号
事務所の位置等検討小委員会報告

田中　正志委員より、小委員会の協議状況について報告がありました。

### 協議事項

○協議第七号
合併の期日について

平成十六年（二〇〇四年）三月三十一日の合併を目指すものの、引き続き国等の動向を見極めるため継続協議となりました。

○協議第八号
新市の名称について

現在、名称を公募中であり、引き続き継続協議とすることになりました。

○協議第九号
新市の事務所の位置について

現在、事務所の位置等検討小委員会において審査・審議中であり、引き続き継続協議となりました。

○協議第十一号
議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて

現在、それぞれの町の議会の議員の定数を勘案しているところであり、引き続き継続協議となりました。

○協議第十四号
新市建設計画について（案）

合併特例法第五条の規定による新市建設計画（「新市まちづくり計画」）を定めることについて、説明が行われ、継続協議となりました。

○協議第十五号
一般職の職員の身分の取扱いに関することについて

①海津町、平田町及び南濃町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。②海津郡消防組合、サンリバー広域連合及び高須輪中農業共済組合事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。③職員数については、新市において定員管理の適正化計画を策定し、定員管理の適正化につとめるものとする。④職員の任免等については、人事管理の適正化の観点から、合併時に統一を図る。⑤給与については、給与の適正化の観点から、合併時までに調整し統一を図る。なお、合併時、現職員について現給を保障するとともに、合併後、給料の格差是正を行う」という調整方針が確認されました。

○協議第十六号
特別職等の職員の身分の取扱いに関することについて

①新市の執務執行等については、三町の長が別に協議して定めるものとする。②特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令等の定めがある場合は、その規定を適用する。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。③教育長を含む特別職の職員の報酬等については、当面三町の例により調整し、新市において審議会等を設置し、新市において審議のうえ定める。」という調整方針が確認されました。

○協議第十七号
条例・規則等の取扱いに関することについて

「条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統一を図り新市における次の区分により整理するものとする。①合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの　②合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの　③合併後、逐次制定し、施行させることとするもの」という調整方針が確認されました。

○協議第十八号
事務機構及び組織の取扱いに関することについて

「新市における事務機構及び組織については、新市建設計画等との整合性を図りながら次の『新市における組織・機構の整備方針』に基づき整備するものとす

も。

◎新市における組織・機構の整備方針　①市民が利用しやすく、市民の声が適正に反映することができる組織・機構　②市民サービスが現行より低下しないよう配慮した組織・機構　③簡素で効率的及び効率的な体系がわかりやすく、責任の所在が明確な組織・機構　④行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織・機構」という調整方針が確認されました。

○協議第十九号
一部事務組合等の取扱いに関することについて

「①各市部の町で構成する一部事務組合及び広域連合については、合併の前日をもって当該組合及び広域連合を解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。②その他の一部事務組合については、三町は合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。」旨を協議し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

## 住民説明会を開催

次の日程にて、合併協議に関する説明会を開催します。

<海津町>
○2月22日（土）19:00～
文化センター

<平田町>
○2月13日（木）19:00～
ふるさと会館
○2月14日（金）19:00～
海西公民館

<南濃町>
○2月13日（木）19:00～
農村環境改善センター
○2月15日（土）19:00～
商工会館
○2月17日（月）19:00～
北部公民館

◎大垣地域広域市町村圏組織会その他の協議会については、三町は合併の前日をもってこれらの協議会から脱退し、新市において合併の日に大垣地域広域市町村圏協議会その他必要と認められる協議会に加入する。

④大垣地域公平委員会については、合併の前日をもって脱退し、新市において公平委員会を設置する。

◎南濃町土地開発公社及び平田町土地開発公社については、海津町土地開発公社に信権を譲渡し、及び信務を引き継がせ、合併の前日までに解散するものとする。

海津町土地開発公社及び平田町土地開発公社の信権を譲り受け、及び信務を引き受け、新市における土地開発公社とする。」という調整方針が確認されました。

次の協議第二十号から協議第三十四号までは、資料の説明が行われ、次回、具体的に協議されることとなりました。

○協議第二十号
使用料、手数料等の取扱いについて（上・下水道使用料、公営住宅使用料を除く）

○協議第二十一号
公共的団体等の取扱いに関することについて

○協議第二十二号
各種団体への補助金、交付金の取扱いに関することについて

○協議第二十三号
町・字の区域及び名称の取扱いに関することについて

○協議第二十四号
消防団及び水防団の取扱いに関することについて

○協議第二十五号
コミュニティ関係事業について

○協議第二十六号
広報公聴関係事業について

○協議第二十七号
姉妹都市・国際交流関係事業について

○協議第二十八号
総合交通関係事業について

○協議第二十九号
福祉関係事業について

○協議第三十号
農林水産関係事業について

○協議第三十一号
商工観光関係事業について

○協議第三十二号
建設関係事業について

○協議第三十三号
学校教育事業について

○協議第三十四号
社会教育事業について

［その他］

○今後の日程について
協議案件が非常に多くなってきているので、合併協議会を月二回以上開催していきたいとの説明が行われ、了承されました。

第五回合併協議会が一月二十二日に開催されました。協議された内容等、詳細については三月号に掲載いたします。

# 2月の合併協議会

**2月12日(水) 午後1時30分～**
平田町やすらぎ会館

**2月20日(木) 午前9時～**
平田町ふるさと会館

海津郡3町の
## 施設探訪
Vol.3

### 海津町図書館（海津町）

大江川に面したおしゃれな建物。施設内には、音楽、児童用読書コーナー、AVコーナー、多目的ホールなどがあります。

蔵書は、六万九千二百九十八冊の蔵書があり、郷土資料も充実しています。

また、著名作家の作品を「紙碑」として、保存し、展示するため日本現代紙碑文学館が設置されており、同人誌、俳句、短歌など多数の蔵書があります。

### 平田町生涯学習センター（平田町）

「生涯学習センター」は、生涯学習の拠点施設。様々な教室や講座を行う創作室、パソコン二十台が設置された学習室、百二十二の固定席を持つビデオシアターなどがあります。

また、施設内には図書館もあり、その蔵書数は、一般・児童書を合わせて六万冊に及びます。このほか、AVコーナー、レファレンス、お話コーナーなども設置されています。

### 南濃町働く婦人の家・農村環境改善センター（南濃町）

働く婦人や勤労者家庭の主婦の生活向上と福祉の増進を図るために昭和五十二年に建設されたのが「働く婦人の家」。

料理実習室、託児室、和室集会室等を備えているほか、各階に位置する農村環境改善センターと通路で結ばれています。

また、婦人の家内には南部支所があり、南濃町南部地区における地域振興の拠点施設となっています。

## 編集後記

合併協議が佳境を迎えています。新市の名称募集が終了したほか、合併協議会においても、上程する案件が多くなり、回数も増えてきました。協定項目にかかる事務レベルでの調整作業も、そのほとんどが幹事会に移ってきています。

自治とは遠いところで決まっていると感じることがあります。それは、視点がそれぞれの町から、新市という広域的なものになってきているということ、協議会や事務レベルにおいても、それぞれの町の状況などに理解を示す光景が多くなってきているのです。「頑固者はひとつ」という言いは、昔から実施に積極へと変わってきました。

国営木曽三川公園も、平成記念神社も月見の森も、今は私たちの大切な宝物と感じられます。（T・M）

海津郡3町合併協議会だより
No.5
2003年3月
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会

## 新市名は、「ひらなみ市」

海津郡三町が合併した場合における新市名が「ひらなみ市」と決まりました。

今年一月の応募期間中に寄せられた応募の総数は計二千五百五十九件、必要事項の記載がなかったものなど無効なものを除くと二千四百三件でした。このうち郡内の方からの応募が約それ別の二千百七十一件。また、年齢別には、十歳から七十九歳が最も多く全体の十八・五%を占めているほか、男女別ははぼ同数という意見が出ています。

新市名称候補選定小委員会では、八候補まで絞り込みを行い、最終的に合併協議会において決定されました。

誕生する「ひらなみ市」を築くのは、私たち住民。お力添えをお願いします。

（写真）「ひらなみ市」の名称を手に結束を誓う三町長



# 進む合併協議

## 「新市建設計画」などを確認

### 第五回合併協議会

第五回合併協議会が一月二十二日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

### 協議事項

○協議第七号
合併の期日について
平成十六（二〇〇四）年三月の合併を目指すもの、引き続き国等の働きを見極めるため座談協議となりました。

○協議第八号
新市の名称について
現在、名称を公募中であり、引き続き継続協議となりました。

○協議第九号
新市の事務所の位置について
現在、事務所の位置等検討小委員会において調査・審議中であり、引き続き継続協議となりました。

○協議第十一号
議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて
現在、それぞれの町の議会の議員の意見を取りまとめているところであり、引き続き継続協議となりました。

○協議第十四号
新市建設計画について（案）
合併特例法第五条の規定による新市建設計画（新市まちづくり計画）を定めることについて、一部修正を加え修正案が確認されました。（県との協議終了後、計画のダイジェスト版を郡内各家庭にお配りいたします。）

○協議第二十号
使用料、手数料等の取扱いに関することについて（上下水道等使用料、公営住宅使用料を除く。）
使用料については、同一又は類似する施設に係るものを除き、現行のとおりとする。同一又は類似する施設の使用料は、合併時又は合併後速やかに、可能な限り統一するものとする。この場合において、必要に応じて経過措置の設定及び緩和措置を設ける。手数料については、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一する。」という調整方針が確認されました。

○協議第二十一号
公共的団体等の取扱いに関することについて
「公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整につとめるものとする。1、各町共通の団体については、①新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように関係につとめる。②国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。③統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整につとめる。2、各町独自の団体について　原則として、現行のとおりとする。」という調整方針が確認されました。

○協議第二十二号
各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関することについて
「各種団体への補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、新市において調

# 3月の合併協議会

**3月4日(火)　午後6時～**
平田町ふるさと会館

海津郡3町の
## 施設探訪
Vol.4

### 海津町総合福祉会館「ひまわり」（海津町）

ステンドグラスから差し込む日差しが柔らかいひまわりプラザ（交流ホール）。一階には海津町心身障害児者親の会による喫茶室などがあるほか、二階にはカラオケルーム、心身障害児通園施設「まつぼっくり園」などがあります。

「ひまわり」の花言葉は「あこがれ、憧憬、尊き」など。皆に福祉に光を当ててみんながサンサンと輝いていたいものですね。

### 平田町総合福祉会館「やすらぎ会館」（平田町）

「心と体にやすらぎを」そんな願いを込めて建設された施設。ロビーは天井の高い吹き抜け、開放感にあふれています。保健センター、デイサービスセンター、老人福祉センターが機能的に配置され、訪れる人たちを優しく包み込みます。

屋外にはゲートボール場が設置され、降り注ぐ陽の下で、健康づくりをすることができます。お年寄りの笑顔が目に浮かびます。

### 南濃町総合福祉会館「ゆとりの森」（南濃町）

「ゆとりのある環境の中で生きがいを持って暮らせる福祉社会を目指して」をテーマに、人に優しい配慮が施された施設。ぬくもりと、ゆとりのあるデイサービスに努めているほか、おもちゃの図書館「とろーる」が開設されているなどボランティア団体の活動拠点ともなっています。

緑々な語調、ご質問をいただき、説明責任の重要さを改めて痛感する一方、どうすれば私たち住民が幸福に暮らせることができ、地域が活性化するのか、原点に立ち返って考えさせられた思いがします。

地方分権は、市町村間で競争する時代。連帯を深し、将来に希望を持ちつづけることこそ必要なのではないでしょうか。

だって、新しい市は私たち住民の手によって築いていくものなのですから。

（T・M）

## 担当後記



新市のすがた①

# 可住地面積県下第二位の市に

▼位置・面積▲

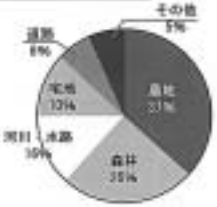


新市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曽川・長良川によって愛知県に接しています。これは、東海三県の中心部となります。

地形的には、新市の中央部を揖斐川が流れ、それ以東は平地が広がり、一方西部は養老山地とその裾野に広がる起伏地、平地からなっています。

面積は、前市十二平方キロメートル、三七%を田畑が占め、森林（二六%）、河川・水路（一六%）と続きます。

毎年すべきは可住地割合（八十一・七一平方キロメートル）で、山の多い岐阜県にあって、現在ある市のうちでは岐阜市に次いで県下二番目の広さとなります。

協議会委員の変更

平成十五年二月十四日付けで、海津郡三町合併協議会委員が次のとおり変更されました。（敬称略）

○平田町学識経験者
下村和彦▽水谷英雄

## 力を合わせて

**芳賀顕一郎**（海津町）

私の出身中学は今尾ですし、母親の実家は南濃町。三つの町が一つになることは私にとって自然なことで、必然的です。農協の合併にも立ち会い、平野や南濃の人と仲良くおつきあいをしてきました。ただ、新市になっても、自然は大切にしてほしいものですね。

**近藤正城**（平田町）

協議会委員は町の代表であり、まとめ役でもあります。海津郡は一つという気持ちで、キチンと筋を通し、純粋に考えることこそ大切。それぞれ相手の立場になって聞く耳を持てば、必ずすばらしい郷土ができると思います。また、農業にも明るい展望を持ちたいです。

**伊藤晴敏**（南濃町）

合併協議会の委員は大きな仕事だし、責任の重大さを感じます。その一方で、少しずつ新市が形になっていく様子が楽しみです。海津郡は、既存に流されず個性を大切にしていくべきではないでしょうか。ナンバーワンではなく、オンリーワンのまちづくりを。

海津郡3町合併協議会だより

No. 6

について
○協議第三十六号
人権対策事業について
○協議第三十七号
環境対策事業について
○協議第三十八号
健康づくり事業について
○協議第四十号
国民健康保険事業について
○協議第四十一号
上下水道事業について
○協議第四十二号
保育事業について
○協議第四十三号
その他協議が必要な事業について

## 第八回 合併協議会

第八回合併協議会が二月二十四日、平田町やすらぎ会館において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

### 報告事項

○報告第十七号
事務所の位置等検討小委員会報告
第七回小委員会が二月二十日に開かれ、田中委員長よりその協議結果の報告がありました。
○報告第十八号
新市建設計画事前協議に係る報告
合併協議会での協議を受けて、平成十五年一月二十三日付けで県に照会をしていたところ、二月十四日付けで回答があり、その報告が行われました。

### 協議事項

○協議第七号
合併の期日について
「合併の期日は、平成十六年（二〇〇四年）三月二十九日とする。」という調整方針が確認されました。
○協議第八号
新市の名称について
小委員会において選定した八つの候補について議論が交わされ、最終的には委員の投票によって決めるべきとのことで意見が一致し、その結果、「ひらなみ市」が最多得票を得て、確認されました。
○協議第九号
新市の事務所の位置について
「①当分の間、現三町の庁舎を[illegible]庁舎とし、平田庁舎及び[illegible]庁舎を[illegible]とし、各庁舎に、住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、[illegible]庁舎の所在地（[illegible]一五番地）とする。②新合庁舎については、新市において検討する。③[illegible]町の支所は、現行のとおりとし、総合庁舎移行後は、存続の方向でそのあり方を検討する。」という調整方針が確認されました。
次の協議第十一号から四十三号までは継続協議となりました。
○協議第十一号
議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて
○協議第二十四号
消防団及び水防団の取扱いに関することについて
○協議第二十五号
コミュニティ関係事業について
○協議第二十八号
総合交通関係事業について
○協議第二十九号
福祉関係事業について
○協議第三十号
農林水産関係事業について
○協議第三十一号
商工観光関係事業について
○協議第三十二号
建設関係事業について
○協議第三十三号
学校教育事業について
○協議第三十四号
社会教育事業について
○協議第三十五号
農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することについて
○協議第三十六号
人権対策事業について
○協議第三十七号
環境対策事業について
○協議第三十八号
健康づくり事業について
○協議第四十号
国民健康保険事業について
○協議第四十一号
上下水道事業について
○協議第四十二号
保育事業について
○協議第四十三号
その他協議が必要な事業について

## 第九回 合併協議会

第九回合併協議会が三月四日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は次のとおり。
○協議第十一号
議会の議員の定数及び任期の取扱いに関することについて
「新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。①新市の議会の議員の定数は二十人とする。②議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年一月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。」という調整方針が確



認されました。
○協議第二十四号
消防団及び水防団の取扱いに関することについて
「消防団は、合併時に統合し、一本化する。なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な組織体制について検討するものとする。」という調整方針が確認されました。
○協議第二十五号
コミュニティ関係事業について
三町間でコミュニティの組織・体制が違い、その調整のために引き続き継続協議となりました。
○協議第二十八号
総合交通関係事業について
「①地方バス路線維持、スクールバス及び巡回バス等の公共交通機関の確保に関する事業については、当面現行の制度を新市に引き継ぎ新市において運行経路等の調整をするものとし、料金は、合併時までに調整する。その他総合交通関係については、新市において調整する。」という調整方針が確認されました。
○協議第二十九号
福祉関係事業について
「現行のとおり新市に引き継ぐものとする。」という調整方針が確認されました。
○協議第三十号
農林水産関係事業について
「①新市において新たな農業振興地域整備計画を策定する。新計画を策定するまでの間は、現計画（農振農用地区域を含む）を新市に引き継ぐ。②農業近代化資金等利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐ。③地域農業推進対策事業については、引き続き実施する。ただし、事業の推進体制については、新市において確立する。④林業関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。」という調整方針が確認されました。
○協議第三十一号
商工観光関係事業について
「イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、運営方法等については、新市において調整するものとする。」という調整方針が確認されました。
○協議第三十二号
建設関係事業について
「現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな道路整備計画等を策定していくものとする。」という調整方針が確認されました。
○協議第三十三号
学校教育事業について
「通学区域については、現行のとおりとする。ただし、合併後速やかに教育的・社会的状況の変化に適切に対応し、通学区域の一部自由化を検討する。」という調整方針が確認されました。
○協議第三十四号
社会教育事業について
「社会教育（社会体育）事業については、新市の一体性を確立するため、そのあり方について調整につとめる。①各町共通の事業について 一、新市の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。二、関係機関の助言等に基づき進められている事業については、それらを踏まえその在り方について協議していくものとする。三、統合に時間を要するものについては、将来の統合に向け検討を進める。②各町独自の事業について 一、当面、現行のとおり継続していくものとする。」という調整方針が確認されました。
次の協議第三十五号から四十三号までは継続協議となりました。
○協議第三十五号
農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することについて
○協議第三十六号
人権対策事業について
○協議第三十七号
環境対策事業について
○協議第三十八号
健康づくり事業について
○協議第四十号
国民健康保険事業について
○協議第四十一号
上下水道事業について
○協議第四十二号
保育事業について
○協議第四十三号
その他協議が必要な事業について

## 第十回 合併協議会

第十回合併協議会が三月十三日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

### 報告事項

○報告第十九号
新市建設計画正式協議に係る報告
平成十五年三月七日付け、市町村第一五七〇号にて県知事より「市町村建設計画について異議なし」との回

答があり、その報告が行われました。

○報告第二十号
平成十四年度海津都三町合併協議会会計予算流用報告

（款）事務費、（項）事務諸費の間で流用が行われ、その報告がありました。

## 協議事項

○協議第二十五号
コミュニティ関係事業について

三町別でコミュニティの組織・体制が違い、その調整のために引き続き継続協議となりました。

○協議第二十五号
農業委員会委員の定数及び任期の特例に関することについて

各町の農業委員会委員の定員を確保するため、引き続き継続協議となりました。

○協議第二十六号
人権対策事業について

①人権・同和啓発等事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き推進する。②男女共同参画事業については、新市において所要の予算を計上する。」という調整方針が確認されました。

○協議第二十七号
環境対策事業について

考え方を調整するため、引き続き継続協議となりました。

○協議第二十八号
健康づくり事業について

人間ドック助成金等の方針について再調整するため、引き続き継続協議となりました。

○協議第四十号
国民健康保険事業について

①国民健康保険税の税率については、合併時に調整する。②国民健康保険税の賦課限度額、賦課期日については、現行のとおりとし、税減免合算については、南濃町の例による。③国民健康保険税の納期については、南濃町の例により、一律一万五千円（調整税別途）とする。

③使用料金については、海津町で基本料金千四百円／十㎥、超過料金百四十円／㎥、平田町で基本料金千四百円／十㎥、超過料金百三十円／㎥、南濃町で基本料金千四百十円／十㎥、超過料金百四十円／㎥とし、合計額に消費税を加えたものとする。（十円未満切り捨て）

上記使用料金については、合併三年後に適正な価格を定めて統一する。④検針については、平田町の例により隔月検針とする。⑤料金区分及び口径別については、廃止する。⑥南濃町の簡易水道料金については、事業完了まで、現行どおり新市に引き継ぐものとする。」、また下水道事業について「①受益者負担金及び納付については、現行どおり新市に引き継ぎ、事業完了後統一するものとする。公共桝を二個設置する場合及び住居の取り扱いについても、同様とする。②三町の公共下水道及び平田町の農業集落排水の使用料金については、海津町の例による基本料金千六百円／十㎥、超過料金百六十円／㎥とし、合計額に消費税を加えたものとする。（十円未満切り捨て）③使用料の納入については、平田町の例により統一（偶月）するものとする。④南濃町の農業集落排水使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。」という調整方針が確認されました。

○協議第四十二号
平成十四年度海津都三町合併協議会会計補正予算（第一号）について（案）

繰入歳出予算の総額に繰入歳出それぞれ三百九十七万一千円を追加し、繰入歳出予算の総額を、繰入歳出それぞれに四千五百三十七万一千円とすることが確認されました。

○協議第四十三号
その他協議が必要な事業について

引き続き継続協議となりました。



# 基本項目をすべて確認！

**合併期日は、**
**平成16年（2004年）3月29日とします。**

## 新市の名称が「ひらなみ市」に

平田町、南濃町、海津町の頭文字をとる

［選定経過］
①合併によって誕生する市にふさわしい名称を、全国から応募しました。
②応募された名称の中から、小委員会（新市の名称候補について専門的に検討するため、合併協議会の委員九名（各町三名ずつ）で構成）において、八候補を選定しました。
③八候補からの選定について、三回にわたって合併協議会の委員全員（二十九名）で投票し、最終的に投票で「ひらなみ市」を選定しました。

## 現在の庁舎を、新市の庁舎として利用

当面、現在の庁舎（3町の役場）を、新市の庁舎として利用します。このうち、市長の執務室（市条例における事務所の位置）は、海津庁舎となります。

○三町の庁舎が、それぞれ、ひらなみ市平田庁舎、ひらなみ市南濃庁舎、ひらなみ市海津庁舎となります。
○三つの庁舎に、ひらなみ市の組織（課、課及び議員等）を、おおむね三つに分けて配置します。
○証明書の申請等は、三つの庁舎（現在の役場）で対応できるようにして、住民の皆さんに不便をかけないよう配慮していきます。
○また、新しい庁舎については、新市になってから、検討していくこととします。

# 4月の合併協議会

**4月3日(木)　午後1時30分～**
平田町役場大会議室

海津郡3町の
## 施設探訪
Vol.5

### 海津町文化センター（海津町）

昭和六十年四月にオープン。七百席の固定席をもつ大ホールのほか、小ホール、リハーサル室、研修室、工芸室などがあります。

また大ホールの緞帳（どんちょう）は、「国際養土水曽三川僧水千本松原絵巻」。三重県出身の画家・中村左州が明治初年以前と明治末期の千本松原周辺の光景を俳筆で描いたものです。

今でもその名残をとどめており、当時の様子が偲ばれます。

### 平田町ふるさと会館（平田町）

農村総合整備モデル事業により昭和五十六年度に整備されました。

農村環境改善センターとして、住民の道徳意識醸成、文化の向上、健康管理、生産技術の研修等に幅広く利用されています。

施設内には、ステージを備えた多目的ホール、会議室、和室などがあり、地域づくりの拠点として欠かすことのできない施設となっています。

### 南濃町文化会館（南濃町）

南濃町は古墳の町。南濃町文化会館ホールの緞帳（どんちょう）は、古墳から出土した銅鏡が描かれています。

同会館には、六百三十人を収容できるホール、練習室、表装などがあります。

住民の芸術文化及び教育の振興と福祉の増進を図るため昭和五十四年度に設置されたもので、コンサートや講演会など、芸術文化活動の拠点となっています。

## 編集後記

モノトーンに染まっていた風景が次第に色づき始めました。最初の土手は若草色をたたえ、柔らかな日差しの中で生まれたばかりの葉を揺らせます。また、桜の木々は、鮮やかなベールを身にまとい、やがて辺り一面をピンク色のじゅうたんに。

風もずいぶんと暖しくなりました。頬に触れても、先端までの刺すような痛みはまるで感じられません。

一方、雨の音で目覚めは、第一楽章から次のフレーズへと移ってきました。水嵩が大きな流れとなって大地を潤し、生命の躍動を高らかにうたう編曲です。

自然のステージで輝く新生・ひらなみ市。将来像である「光と風と水のふれあい庭園都市」へ一歩一歩近づいていくことでしょう。

・・・自慢すべき故郷の誕生が、今から楽しみです。

（T・M）



新市のすがた②

## ▼観　光▲

## 県下第二位の観光都市に

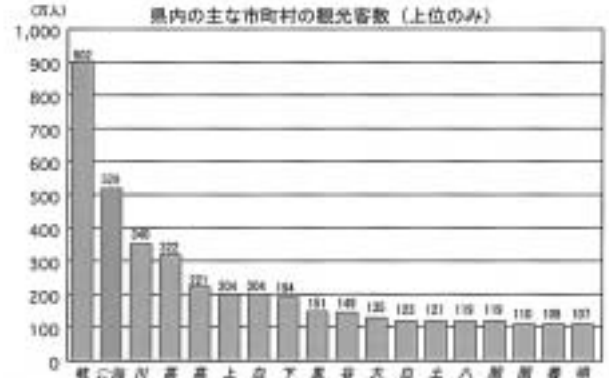


平成十三年岐阜県観光レクリエーション動態調査によると、この年の観光客数は延べ人数で六千四百十一万八千人（実人数四千二百三十九万二千人）と推計されています。

このうち、海津郡三町の合計は延べ五百二十八万七千人であり、県全体の八・二パーセントを占めています。日帰り客、宿泊客といった違いこそあるものの、実に県内自治体のなかでは岐阜市（九百二万一千人）に次いで二番目の数字となります。

海津町の国営木曽三川公園、平田町の千代保稲荷神社、南濃町の水晶の滝など豊かな観光資源を持つ新生「ひらなみ市」は、有数の観光都市となることでしょう。

### 力を合わせて

**加藤鉄也（南濃町）**

緑がまぶしい養老山地の山並み、ゆったりと時を刻む川の流れ、この自然は私たちの財産です。また、ひらなみ市を築いていくのは私たち住民です。若者からお年寄りまで、みんなが誇ることができるまちづくりこそ大切。私も積極的に参加していきたいです。

**水谷芳郎（平田町）**

誕生するひらなみ市は、東海地方の中心部に位置し、岐阜県の南の玄関口でもあります。魅力あるまちづくりにより、発展する可能性は高いと思います。また市町村合併は終着点ではなく、スタート地点。前向きの議論で今までより上に住みやすくなるといいですね。

**瀧澤伸二（海津町）**

海津郡3町は、まとまりがあって古くより関係が深い町同士。合併により、すばらしい都市が誕生するのではないでしょうか。住民みんなで盛り上げていきたいものです。また、緑豊かで心安らぐこの地域が、自然と共生して更に発展してくれればと願っています。

# 海津郡3町合併協議会だより

No.7

編集・発行
海津郡3町合併協議会　〒503-0292
岐阜県海津郡海津町今尾857　平原町役場内
TEL 0584-53-2115　FAX 0584-53-2130
http://www.sanmachi.com/gappei/
2003年5月
海津町・平原村・南濃町

## 川を治めるには まず山を

「これでは治水は無理だ。土砂が川へ流れ込んでしまう。川を治めるには、まず山を治めなければだめだ。」明治六年に日本政府に招かれて来日したヨハネス・デ・レーケは、この地方の様子を見て真っ先にこう考えたようです。

デ・レーケは、当時、はげ山と化していたところに木々を植えたり、土砂の流出を阻止するために砂防施設である江石積堰堤（現在、国の重要有形文化財）を築くよう指導しました。揖斐かで住みやすい都土は、先人たちの努力の上に成り立っているのです。

さぼう遊学館では、五月五日に「こどもイベント」、六月七日に「砂防フォーラムin海津」を開催します。

江石積堰堤をバックに記念写真を楽しむ皆さん



# 農業委員会 選挙による委員の定数は三十人

▼第十一回合併協議会

第十一回合併協議会が四月三日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

### 報告事項

○報告第二十一号
専決処分の報告について
平成十五年三月二十五日付けで、平成十四年度海津郡三町合併協議会会計補正予算の専決処分が行われ、その報告が行われました。
内容としては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五百九十七万一千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ四千百四十万円とするもので、原案通り承認されました。

○報告第二十二号
新市名称候補選定小委員会報告
第四回委員会が四月三日午前中に開かれて「新市名称候補名選定の進め方について」の協議が行われ、永田委員長よりその協議状況の報告がありました。

○報告第二十三号
調整方針に関連する基礎について「新市における庁舎の機能分担について」
「新市における海三町の庁舎の機能分担は、次のとおりとする。①議会・総務部門、企画部門、会計部門は、海津庁舎に置くものとする。②産業経済部門、建設部門、水道環境部門は、平田庁舎に置くものとする。③市民福祉部門、教育委員会部門は、南濃庁舎に置くものとする。」という報告が行われました。

### 協議事項

○協議第二十五号
コミュニティ関係事業について
「自治組織を含め、従前業務、財政的支援等について、合併時までにできる限り統一し、新市に引き継ぐ」という調整方針が確認されました。

○協議第三十五号
農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することについて
①農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に一つの農業委員会を置き、三町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年間は引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。②選挙による委員の定数は三十人とし、審議区については、三選挙区とする。」という調整方針が確認されました。

○協議第三十七号
環境対策事業について
各町についての考え方を調整するため、引き続き継続協議となりました。

○協議第三十八号
健康づくり事業について
「①各種検（診）査については、南濃町の例により新市に引き継ぐものとする。②海津総医師会病院以外で、人間ドックを受けた人間ドック助成金については、海津町の例により新市に引き継ぐものとする。」という調整方針が確認されました。

○協議第四十二号
保育事業について
「①保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。②保育時間については、平日については現行どおりとし、土曜日は基本保育時間を午後八

## CLOSE UP

### クローズアップ

合併協定項目のほとんどが確認され、新市の骨格が固まってきました。今後、細部にわたって協議が行われるとともに、合併準備に入っていきます。

そこで、このコーナーでは、海津郡三町が合併した場合の身近なことがらについてシリーズでご説明いたします。第二回目の今回は、「行政庁について」および「保育事業について」です。

#### ①ひらなみ市役所

同月三日に行われた第十一回海津郡三町合併協議会において、「庁舎における庁舎の機能分担について」が検討され、承認されました。また、第八回協議会では、「新市の事務所の位置」について確認されています。当分の間の庁舎の機能分担をイメージ図に表すと下図のようになります。各庁舎を有効利用して機能分担を図るとともに、住民の皆さんに不便をかけないよう総合窓口を設けます。

なお、総合庁舎については、新市において検討することとなります。

### 庁舎の機能分担イメージ図

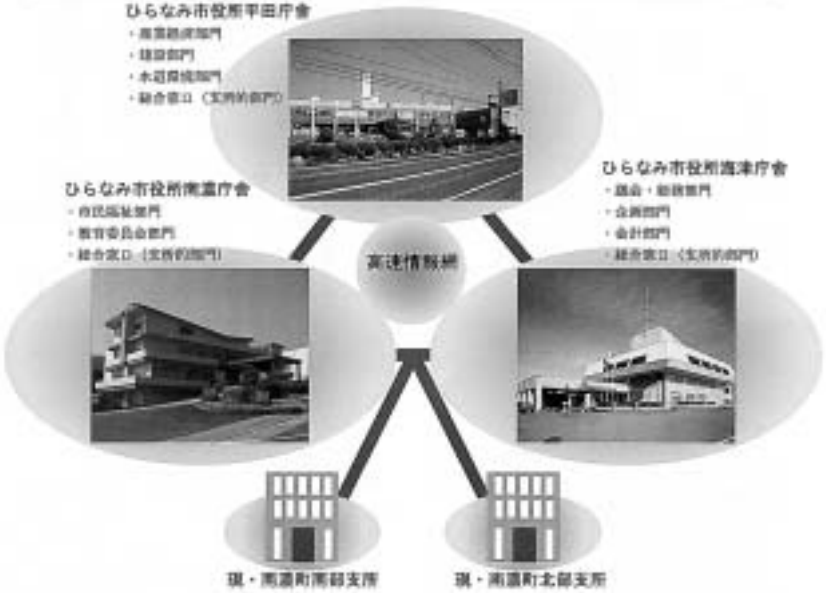




## 合併協議会に関する詳しい情報は

合併協議会事務局には、住民の皆さんより様々なご意見が寄せられます。

その中で最も多いのが情報公開に関するものです。協議会の資料や会議録、名称募集の得票数、合併した場合の合態早課の取扱いなど、これらを全て合併協議会だよりに掲載するといいのですが、紙面の都合でそれもかないません。このため、合併協議会では、インターネットのホームページを開設して多くの情報をリアルタイムで皆さんにお知らせしています。４月２０日現在、９，３００件を超えるアクセスがあり、内容については今後も充実していきたいと考えています。

http://www.sainou.com/~gappei/

しかしながら、インターネットの利用環境にない方もいらっしゃいます。このため、各町の合併担当課において各種資料の閲覧が可能となっているほか、他のメディアを利用するなど情報提供に努めてまいりたいと思いますので、お気軽にご相談ください。

なお、町域内において無料でインターネットが利用できる施設は次のとおりです。

海津町…役場、総合福祉会館、文化センター、図書館、町民プール、歴史民俗資料館、医師会病院、海津苑、木曽三川公園「長良川サービスセンター、管理センター」

平田町…役場、生涯学習センター、海西公民館、やすらぎ会館

南濃町…役場、北部支所、南部支所、ゆとりの森、福祉会館

○協議第四十三号
その他協議が必要な事業について

（1）指定金融機関等について「指定金融機関等については、合併時までに調整する。この場合において、信頼性の高い金融機関を指定し、複数金融機関等の振込きローテーションは行わない。」また（2）徴収システムについて「①徴収システムについては可能な限り合併時までに統合する。②統合できないシステムについては住民サービスの低下を招かないよう対処するものとする。③新市において地域情報化計画を策定するものとする。」という調整方針が確認されました。

○協議第四十五号
合併協定書について（案）

現在、確認まで至っていない合併協定項目があり、継続協議となりました。

○協議第四十六号
新市名称候補者の投票方法について

新市名称候補選定小委員会報告に基づいて協議が行われ、「次回合併協議会終了後に名前計観大賞、名付け親賞、特別賞の抽選を行う。当選者について、町名及び氏名を合併協議会だよりにおいて公表する。」などを内容とする調整方針が確認されました。

### その他

国において、内協議制度の廃止等合併手続の迅速化を図る措置が決定されたことから、これらに伴うスケジュール（見込み）が説明されました。

# 5月の合併協議会

**5月8日(木)　午後1時30分～**

平田町ふるさと会館

## 海津郡3町の 施設探訪 Vol.6

### 海津苑（海津温泉）

（海津町）

吉円組楽の呼び名で、広く地域の人たちに愛されているのが御神楽湯。県内外から年間五十五万人の人が訪れます。食塩泉で真土色をしたお湯はうつマチ性疾患、慢性湿疹、更年期障害などに効能があるとされています。

施設コンクリート造り二階建ての施設では、食事、休憩のほか宿泊も可能で、一日ゆったり過ごす人も多いようです。公共（いで湯）の草分けとも言われます。

### 海西公民館

（平田町）

社会教育講座、レクリエーションなど、地域における生涯学習の拠点となっているのが海西公民館。昭和五十三年に設置され、施設コンクリート造り二階建ての施設には、視聴覚室や会議室、料理実習室がありま す。また、三面接いた和室があり、合計すると七十二畳にもなります。結婚式場としても利用され、今まで、およそ十数組のご夫婦がここでゴールインされています。

### みかげの森「プラザしもたと」

（南濃町）

正面玄関上に設置されている大きなソーラーパネルの形が印象的なのは、北部コミュニティセンターみかげの森「プラザしもたと」です。

春老山麓の緑豊かな景色に溶け込み、省エネなど随所に配慮されていることがうかがえます。施設内部には、役場北勝支所が設置されているほか、会議室、研修室、トレーニング室などがあり、地域活動の拠点となっています。

（T・M）

## 編後記

宮沢賢治は、故郷である花巻市周辺（「岩手県」をイーハトーブと名づけてこよなく愛しました。そこは、彼が心の中に描いたドリームランドだったのです。

そして私たちの理想郷が新生・ひらなみ市。銀河鉄道が流れる満天の星空、伊吹おろしとなって雪が降る風の又三郎、豊穣の土人公が住んでいそうな緑あふれる山々。ここには、賢治の故郷に帰るとも劣らない私たちの郷土があります。

レモン色のじゅうたんを敷き詰めたような堤防の土手、美らかな日差しを照びて七色に変化する川面、大海原のように波打つモザイク模様の田畑。私たちはこの魅力に気づかずにいるのではないでしょうか。

耳を澄ませてみてください。私たちのイーハトーブの囁きが聞こえてきません か。

（T・M）



②保育事業

基本的には、公立保育所については現在のまま新市に引き継ぐこととなります。

このうち保育時間については、平日が、今までどおり午前八時から午後四時までです。また、土曜日の基本保育時間は午前八時から十一時三十分となります。

延長保育については、保育所の開設日に全ての保育所において実施し、保育時間は午前七時三十分から午後七時までとなります。また、一部の町で有料だった食材は無料となります。

一時保育については、一部の町で実施されていませんが、全ての保育所において行われることとなります。

障害児保育は、現在、全ての保育所において実施されており、このまま新市に引き継ぐこととなります。

乳児保育については、現在実施されていなかったり生後八ヶ月からの町もありますが、生後一・五ヶ月からとなります。

保育料については、最も低い階層を基本に、新市発足時に統一されます。

（参考）各通町の保育料徴収基準額表　（円）

| 階層区分 | 3歳未満児 | 3歳以上児 |
|---|---|---|
| 1 | 0 | 0 |
| 2 | 5,500 | 5,000 |
| 3 | 12,500 | 11,000 |
| 4 | 20,500 | 18,000 |
| 5 | 25,000 | 22,000 |
| 6 | 28,000 | 25,000 |
| 7 | 31,000 | 28,000 |

第一階層…生活保護世帯による被生活保護世帯（単給者含む）

第二階層…町民税非課税世帯

新

第三階層…町民税非課税世帯

第四階層…所得税額六万円未満

第五階層…所得税額六万円以上十六万円未満

第六階層…所得税額十六万円以上四十万八千円未満

第七階層…所得税額四十万八千円以上

# 新市のすがた③ ▼農　業▲

## 実り豊かなアグリシティに

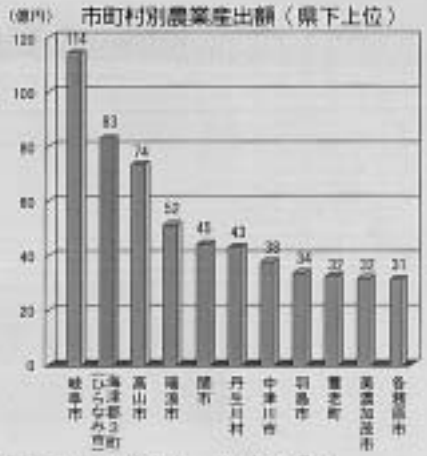


平成十三年「耕地面積調査」によると、新市（海津郡三町）の耕地面積合計は三十六・七五平方キロメートルと、県全体（五百九十七平方キロメートル）の六・一%を占め、この数字は岐阜市（二十八・六平方キロメートル）に次いで、県下二番目となります。

また、農業産出額の合計額（平成十三年生産農業所得統計）は八十三億三千九百万円であり、これも岐阜市（百十四億四千六百万円）に次ぐものです。

一方、作物別（平成十三年作物統計調査）にみると、収穫量が県下トップなのは柿（水稲除く）、小麦、大豆、きゅうり、トマト、いちご、メロン、ピーマン、みかんなど多品目に及び、これ以外にも上位を占める作物があります。

こうしたことから、新市は、農業（アグリカルチャー）と都市的機能が共存した実り豊かな農業都市（アグリシティ）といえるのではないでしょうか。

海津郡3町合併協議会だより No. 8
2003年6月
海津町・平田町・南濃町
編集・発行 海津郡3町合併協議会

三町の歴史①

# 実り豊かな地に

## 佐久間家（平田町）が下池（南濃町等）の干拓に尽力

下池にある平松翁之碑と武藤山治

南濃町の北部東区と海津町にまたがる広大な農地、下池と呼ばれる地区です。

ここには、かつて県下最大の池がありました。江戸時代、水田として干拓しようと試みられましたが、莫大な費用を投じたにもかかわらず、いずれも失敗していました。

明治に入り、海西村（今の平田町）の武藤山治（「紡績王」とも呼ばれる）、平松甚四郎ら佐久間家出資の佐久間株式会社を設立し、県下最初に近代干拓事業として新田開発に取り組みました。しかし、当初は砂を運搬して埋め立てるという方法で、わずか二、三反できただけでした。そこで不屈らは、当時の最新式蒸気機関を使うことに着眼。大正五年堤に着手し、大正九年頃までには約三十五ヘクタールの干拓に成功しています。地域の結びつきは、時代を超えてこんなところにもあるのですね。



▼第十二回合併協議会

# 二件を継続協議

第十二回合併協議会が五月八日、平田町ふるさと会館において開催されました。議案（三ページ以降に掲載）を除く協議会の概要は次のとおり。

**報告事項**

○報告第二十四号
海津郡三町合併協議会委員の変更について
このほど、合併協議会委員が次のとおり変更になりました。（敬称略）

・海津町
議長
神田長平▽水谷武男
議員
水谷武男▽神田長平

・平田町
学識経験者
都築一好▽小山 森

・南濃町
議長
田中 正▽丹羽征夫
議員
丹羽征夫▽田中 正

**協議事項**

○協議第三十七号
環境対策事業について
各町についての考え方を調整するため、引き続き継続協議となりました。

○協議第四十五号
合併協定書について（案）
現在、協議まで至っていない合併協定項目があり、継続協議となりました。

**その他**

今後のスケジュール等について説明されました。

▲抽選会の様子

▲堀井副会長より懸賞を手渡される木下新吾さん（中央）

## 名付け親大賞に木下さん

— 新市名称懸賞抽選会 —

五月八日の合併協議会終了後、平田町ふるさと会館において新市名称懸賞抽選会が行われました。

協議会委員の見守るなか、厳正な抽選が行われ、次の方々が当選されました。おめでとうございます。

（順不同・敬称略）

名付け親大賞
木下新吾（南濃町）

名付け親賞
奥田幸子（南濃町）

特別賞
石川和義（南濃町）
伊藤路昇一（岐阜市）
伊藤嘉央（海津町）
伊藤宗吉（海津町）
岡田和昭（南濃町）
鈴木敏夫（海津町）
高橋美代子（海津町）
永田弘子（海津町）
二ノ宮満祥（南濃町）
早崎正明（大垣市）
林 光子（南濃町）
平田敏夫（同 市）
古川光子（南濃町）
牧野小智（平田町）
南 智弘（南濃町）
安田昭弘（海津町）
山下新夏（南濃町）
吉田一幸（南濃町）
鷲野香織（南濃町）
渡邉宗也（海津町）

海津郡における合併効果を考える

# 松村調査研究部長が講演

熱弁をふるう松村さん

五月八日に行われた第十二回海津郡三町合併協議会において、社団法人地域問題研究所の松村調査研究部長が講演を行いました。協議会が「海津郡の合併効果調査・評価報告」について調査委託していたもので、様々な切り口から説明が行われました。

講演内容及び資料の概要は次のとおりです。

## 市になることによるメリット

皆さん、こんにちは。今回、海津郡三町合併協議会より調査委託を受けて「合併効果調査・評価報告書」を作成しました。それについてご説明します。

まず、何を調査したかということです。海津郡三町は来年三月の合併を目指しているわけですが、第一章は住民生活に与える影響です。第二章からは、海津郡の合併か、西南濃地域での合併かを検証しようというものです。後者のポイントとしては、一点目に「必要性から考えてどちらが強いか」、二点目に「メリットの大きさはどちらか」、三点目に「合併の不安をどちらが解消できるか」ということです。最後に、これからの新市の運営をどのように考えていくべきかを参考にさせていただいています。

合併の定義については、大垣市及び九町での枠組みを「西濃市地域」、海津郡を含んだ一市四町を「西南濃地域」としています。

さて、市制施行に伴って住民の生活に様々な影響が出てきます。町村と市では扱いが違ってくるのです。市において「市」というものでも、町村においては「一不可」というものがあります。そのうち、最も大きな違いが社会福祉法の関係です。つまり、福祉事務所の設置による住民のメリットです。

次に市制施行に伴う事務移譲影響として四つあります。

一つ目に「市制施行に伴って移譲されるもの」です。二つ目に「国の仕事が市に移譲されるもの」、三つ目に「法律に基づく県の事務が市に移譲されるもの」、そして最後に「要綱・通知等に基づく県の事務が市に移譲されるもの」です。

こうした移譲に伴って、住民の皆さんには様々なメリットが生じます。一番目に「県の経由がなくなることに伴い、事務が迅速化すること」、二番目に「身近なところでサービスが提供されること」、三番目に「迅速な判断と機動な対応が可能となること」です。また、「県と町で窓口が分かれていたものが、一元化されて総合的な対応」「総合事務・施策との組み合わせによる的確な対応」ができるようになるものもあります。

一方、合併によって住民生活に直結するものとして、「住所が変わる」ということがありますが、大体の業務は手続の必要がありません。

## 合併の必要性

私は科学的・客観的にデータをお示しし、判断されるのは皆さんです。

最初に、なぜ合併が必要かということですが、次の三つの理由があります。一つ目に「生活圏の広域化への対応」、二つ目に「地方分権時代における行政能力の向上」、そして「国の厳しい財政状況への対応」です。

さて、昭和三十年頃の合併当時の交通手段は自転車であり、生活のほとんどを自分の町で行っていました。しかし、現在は主な交通手段が車になっており、そう

合併協議会の様子

ではなくなっています。つまり、サービスを受ける自治体と税を払う自治体が違ってきているのです。

さて、海津郡三町は明治三十年に郡制を引いてから統合されるまでの二十五年間、強い行政の結びつきがありました。住民の意識も相当を越えており、現在においても日常的に行われている事務は特殊なものを除き郡単位となっています。

通勤・通学の状況からみても海津郡内での流動が最も高く、就労者の五六%は延関でも郡内にいます。一方、最寄品である一般食料品は七割から八割が郡内で買われています。このほか、全国で合併が進んでいますが、郡内及び郡内の一部による合併が半数を占めているという状況にあります。

## 行政能力向上の必要性

地方分権時代では、的確に事務を処理する職員数と、専門能力を持ったスタッフが必要となります。現状では「市」において課で対応しているものが、「町」では係で行っています。海津郡の合併により人口四万人の都市ができるわけで、類似団体の行政機構を見ると、現在の大垣市と大差がありません。一方、西濃市地域は合併によって三十万人都市、つまり中核市となります。これにより最も大きいのが保健所の設置です。しかし、西濃地域保健所はそのまま継続される可能性が高く、海津郡の住民にとっては変わりないのではないかと思います。このほかにも移譲される事務がありますが、多くの住民にとってはそれほど関係がありません。ただし、スタッフの数から言いますと、西南濃地域の方が優位といえるでしょう。

## 健全な財政状況の海津郡

国と地方を合わせた借金残高は七百兆円、交付税特別会計の実質赤字は四十五兆円に達しています。交付税に充てる財源は主要五税の三割程度ですが、不況のためなどにより膨らんでいます。このため、行政の効率化が必要となりますが、それを最も効果的にできるのが合併です。

財政の状況をみると、削減が困難な義務的経費は海津郡が二六%であるのに対し、西濃市地域は四〇%に達しています。また、経常収支比率は都市では七五%以下が健全ですが、海津郡が六六%と非常に健全であるのに対して、西濃市地域は七六%となっており、財政が硬直しているといえます。

一方、地方債残高は海津郡が借金より基金が多く、人口一人当たり六万二千円の貯金があるのに対して、西濃市地域は人口一人当たり二十八万四千円の借金を抱えています。このほか、土地開発公社の土地は自治体が買い戻さなければならず、いわば隠れた借金といえるわけですが、海津郡が人口一人当たり一万二千円であるのに対して西濃市地域は八万三千円にも達しています。

また、投資的経費は、西濃市地域が人口一人当たり六万円であるのに対して、海津郡では十一万円となっており、海津郡で約二倍の建設投資が行われています。

このほか、面積が大きくなると管理コストが多くかかり、西南濃地域での合併は非効率です。

## 負担・サービスは良くなる項目が多い

次に、合併がもたらすメリットから考えて見ましょう。合併によるサービスの調整については、従来「サービスは最高の自治体に合わせ、負担は最低の自治体に合わせる」ことが行われていました。しかし、こうしたことは財政破綻を招くことがあり、適切に調整されることが多くなってきています。海津郡において調整が完了したものについてみると、各町とも負担・サ

議員の皆さんも熱心に聴講

ービスは現在よりも良くなる項目が多く、特に平田町においてその項目が多くなっています。

また、西濃市境域と合併しますと、個人住民税の均等割は二千円から二千五百円にアップするほか、海津郡で課税されない事業所税がかかり、税負担が増加することとなります。また、国民健康保険税についても、被保険者一人当たり額は海津郡平均より大垣市が上回っており、負担が増加する可能性があります。

## 人口一人当たり財政削減効果の大きい海津郡

次に、経常経費の削減について見てみましょう。ここでは、類団比較法及び類似都市比較法を用いました。

それによると、海津郡では十二・四億円（人口一人当たり三・〇万円）、西南濃地域は六十八億円（人口一人当たり二・一万円）の削減効果があります。

## 財政支援措置から考えると

国の財政支援措置は十年間で海津郡が約百四十八億円、西南濃地域が六百四十八億円となりますが、住民一人当たり額では海津郡が三十六万円、西南濃地域が二十万円と、一・五倍以上海津郡が多くなります。もし、一人当たり負担額を同じとすると、合併特例債はほぼ同じとなりますが、他の財政支援措置は住民一人当たり海津郡が三・六七万円、西南濃地域が一・八二万円となり、やはり海津郡が二倍高くなります。

更に規模が大きくなればなるほど大きな事業ができます。つまり、一般財源で事業を実施するためには西南濃地域が有利です。しかし、地域において偏りなく事業を行うことよりとなれば海津郡が有利となります。

また、四万人より三十万人の方が大きな施設ができますが、こうした施設は中心部にできる可能性が大きく、各周辺である海津郡の住民の利便性がそこなわれると考えられます。

## 進んでいる海津郡の基盤整備

道路の整備状況を見ると、道路改良率は海津郡が六四・九％であるのに対して西南濃地域が四七・九％、道路舗装率は海津郡が八七・八％であるのに対して西南濃地域が七二・一％、下水道普及率は海津郡が四五・一％であるのに対して西南濃地域が四一・六％となっています。

つまり、海津郡は相対的に基盤整備が進んでおり、西南濃地域全体が海津郡の整備水準まで追いつくためには莫大な投資が必要となります。

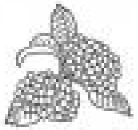

## 図りやすい海津郡のイメージアップ

合併は、地域のイメージアップになります。

海津郡は、輪中のまち、国営木曽三川公園のまち、千代保稲荷神社のまち、南濃町「水晶の滝」のまちという具合に都市のイメージアップが図りやすく、個性ある都市づくりができるのではないでしょうか。

## 合併の不安を取り除くことが重要

アンケート調査によると、合併による様々な不安が出されています。

最も高いのが、「公共料金など住民負担が増大する恐れ」であり、「行政区が広がり、きめ細かな行政サービスが難しくなる恐れ」、「合併市町村内で地域格差（中心部と周辺部）が生じる恐れ」、「役場所への距離が遠くなり、不便になる恐れ」と続いています。住民の皆さんのこうした不安



を取り除く必要があります。

まず、「都市周辺部での建設投資の希薄化」です。基盤整備投資は人口規模に応じて実施されるのが公平であると考え、類似団体の人口一人当たり額を用いました。それによると、海津郡の合併は、西南濃地域に加わるより、一・三〜一・五倍程の基盤投資が望めます。また、西南濃地域では、中心市街地の整備など大規模な整備が必要であり、海津郡への投資の希薄化が懸念されます。

## きめ細かなサービスを行うのなら海津郡

自治体規模が大きくなると、地域の隅々まで行政の目が行き届かなくなるのではないかとの不安が出されています。

これに対して、気配りという側面から考えてみました。それによると、海津郡の方が職員及び議員一人当たり人口は少なく、きめ細かな行政が可能といえます。また、海津郡の方が市役所まで近く、小回りのきいた行政が可能といえるでしょう。

## 合併を契機に住みやすく、暮らしやすいまちに

合併を契機として住みやすく暮らしやすい、豊かなまちづくりをする必要があります。

このため、第一に「目配り・気配りの行き届いた行政」を推進する必要があり、住民が行政に参画することが重要です。

第二に「財政の一層の効率化・健全化」が求められています。これには、民間委託やPFI事業の活用などを行う必要があります。

第三に「投資における戦略的配分・集中主義の是正」です。旧町意識を早期に払拭し、新しい町として一体感を高めて、都市の発展のために建設事業投資の選択と集中を図ることが重要なのです。

## 講師紹介

松村　久美秋

社団法人地域問題研究所調査研究部長、技術士（建設部門、都市及び地方計画）、一級建築士、大同工業大学非常勤講師（都市計画学）、名古屋学芸大学非常勤講師（地域経営学）

市町村合併関連では、[illegible]（愛知県）、[illegible]ビジョン策定調査（岡崎市）、[illegible]（[illegible]）、[illegible]など数々の自治体調査業務を手がける

# クローズアップ

# 税については現状通り

## 人間ドック助成金を実施

このコーナーでは、海津郡三町が合併した場合の身近なことがらについてご説明しています。第二回目の今回は、「地方税の取扱いについて（国民健康保険税を除く）」及び「健康づくり事業について」です。

### ①地方税の取扱い

個人市民税の均等割については従来どおり二千円（人口五万人以上五十万人未満の市の場合は二千五百円）、所得割も従来どおりの標準税率（地方公共団体が課税する場合に、通常よるべき税率として地方税法に規定されている標準的な税率）です。また、普通徴収の納期については、第一期が六月一日から同月末日まで、第二期が八月一日から同月末日まで、第三期が十月一日から同月末日まで、第四期が翌年一月一日から同月末日までとなります。

法人市民税の均等割は従来どおり標準課税とし、法人税割も従来どおりの標準税率（百分の十二・三）です。

固定資産税の税率は、従来どおりの標準税率（百分の一・四）で、合併によって課税標準が変わることはありません。また、農村地域工業等導入促進法に係る固定資産税の特例に関する条例（三年間非課税）及び中部圏開発整備法の規定による不均一課税は、一部の町で行われていませんが、実施されている町の例によって調整されます。また、納期は、第一期が五月一日から同月末日まで、第二期が七月一

# 新市のすがた④

## 上位にランクイン

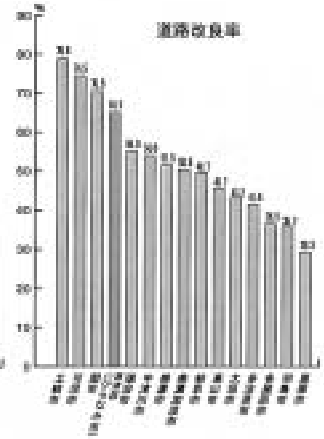


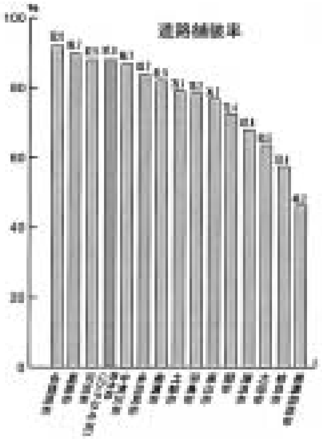


### ▼道路整備▲

県市町村課が作成している平成十三年度市町村財政の状況（市町村公共施設台帳編、平成十四年三月三十一日現在）によると、新市の道路（市道）実延長は千百キロメートルにも及び、道路敷地面積は五・六平方キロメートルとなります。

道路の整備状況を示す指標として改良率及び舗装率があります。

このうち、道路改良率とは、道路延長に占める四メートル以上の幅員道路の割合で、県計が五〇・二％であるのに対し、新市は六四・九％であり、県内の市（十四）の中では四番目に位置しています。

一方、舗装率は、県計が七四・五％、新市は八七・八％であり、これも県内の市の中では四番目にあります。

このように、新生・ひらなみ市の道路整備は進んでおり、他の地域に比べても新たな投資の必要性は比較的低くなっています。

## CLOSE UP

日から翌月末日まで、第三期が十一月一日から翌月末日まで、第四期が翌年二月一日から同月末日までとなります。

軽自動車税の税率は、総務省令の標準税率です。町たばこ税の税率は法律において定められており、現行のとおり新市に引き継がれます。

鉱産税については課税客体がなく廃止されます。

特別土地保有税の税率は三町とも同じで、取得分が土地の取得価額の三％、保有分が一・四％です。なお、免税点も従来どおりの五千平方メートルです。

入湯税については、二つの町で定められており、従来どおり入湯客一人一日当たり四十円です。ただし、減免措置については差異があり、今後、調整されます。

前納報奨金制度については、一部の町でありますが、当面存続し、報奨金の額等は合併時までに見直されることとなります。

特別土地保有税については、税法改正により、平成十五年度以降、当分の間、新たな課税は行われません。

③健康づくり事業

胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診については、一部の町で四十歳以上となっていましたが、新市においては三十歳以上と対象者が拡大されます。また、子宮がん検診、乳がん検診については、従来どおり三十歳以上の女性が対象となります。

一部の町で実施されている人間ドック助成金は、新市全域において実施されます。これは、通常健康診査の検診以外の医療機関で人間ドックを受け、他の制度の助成を受けていない者に対して、人間ドック受診料の半額（限度一万二千円）を助成しようというものです。なお、海津町国保診療所での人間ドックについては三町で実施されており、そのまま新市に引き継がれます。



# 海津郡3町の 施設探訪 Vol.7

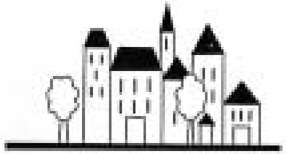

### 海津町体育館・武道館・柔道場（海津町）

海津町体育館は昭和四十五年に建設され、バレーコート二面の設置が可能です。また、体育館に隣接して昭和五十三年に武道館（写真）が建設されました。館内では、剣道や空手に元気な声が響いています。

一方、正規の競技が行える道場として、平成二年に建設されたのが柔道場です。建築的にも因縁の深い旧藩邸津の官営剛健・尚武の気風を大切に守り育てようとしています。

### 平田町民体育館（平田町）

昭和五十四年、平田町役場北に建設されたのが平田町民体育館です。一階にバレーコート二面が設置可能な体育館、トレーニング室、ミーティングルームがあります。また、二階には柔道・剣道・卓球場が設置され、スポーツ振興の拠点となっています。

この他か、それぞれの地域には、高田体育館、三郷体育館、牧浅体育館があり、住民にとってなくてはならない施設となっています。

### 南濃町体育館・勤労青少年体育施設（南濃町）

国道二五八号に面した交通利便な場所に位置する箱型の建物が、南濃町体育館です。バレーコート二面の設置が可能で、昭和五十年に建設されました。

また、体育館に隣接して勤労青少年体育施設があり、一階に軽運動室やサーキットトレーニング室、二階には柔道、剣道場が設置されています。近年、ミーティングルームも整備され、スポーツ関係の会議など多方面に利用されています。

### 編集後記

私たちは、情報という大きな渦の中にいて、様々なマスメディアから膨大な量の情報が流れ込みます。イラク戦争においても、報道のコントロールが行われたようです。もはや、情報は大きな武器であり、世論を先導する重要な手段となっています。

テレビ、ラジオ、新聞といった従来からのメディア、そして、パソコンの普及とともに近年目を見張るのがインターネットです。私たちの仕事や日常生活においても、欠かせない技術です。し、それぞれの町でも積極的に情報化施策を進めています。

しかし、こういう時代であるからこそ、私たちは情報を見極めて正しいものを選択するとともに、判断力を身に付けなければならないのではないでしょうか。

（T・M）

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

海津郡3町合併協議会だより
No. 9
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会

三町の歴史 ②

# 共に支えあい、理解しあう

## 株井戸など、「輪中」の知恵

海津郡を語る上で欠かすことのできない言葉の一つが「輪中」。海津町・平田町の属する高須輪中、南濃町北部の多芸輪中、南部の太田輪中。

こうした地域では、大雨のたびごとに家屋や田畑が流され、先人たちは、土を掘り、石を積んで堤を造り、必死になって暮らしを守ってきました。水防という意識で、人々が一体となって運命共同体を形成してきたのです。

また、独特の文化を育んできました。食文化や言葉をはじめ、水屋、堀田、上げ舟など、水利慣行もつくられました。その代表的なものが株井戸です。輪中地帯の土地の高低差から、低位部では高位部より流れ込む溜まり水に悩まされ、その解消の策で井戸の本数を制限したのです。

このように私たちは、それぞれ共に支えあい、理解しあってきました。この絆は、今後益々強くなっていくことでしょうね。

▲合併協議会の様子

▼第十三回 合併協議会

# すべての協定項目を確認

## 「合併協定書（案）」についても

第十三回合併協議会が六月十日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

### 報告事項

○報告第二十五号
海津郡三町合併協議会委員の変更について

このほど、合併協議会委員が次のとおり変更となりました。（敬称略）

＊南濃町
町長
後藤荘吉⇔前松川昭文

### 協議事項

○協議第三十七号
環境対策事業について

「①ごみの収集方法については、新市までに統一を図り、調整する。②一般家庭用指定ごみ袋については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。③最終処分場については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。④斎場については、当分の間現有施設を存続し、現有施設の統合を含め、施設のあり方について、合併時までに調整する。」という調整方針が確認されました。

○協議第四十五号
合併協定書について（案）

すべての合併協定項目が確認されたことにより、合併協定書の原案が確認されました。

### その他

今後のスケジュール等について説明されました。

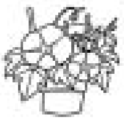

CLOSE UP

議会の議員・農業委員会の委員

# 議員定数は二十人

## 農業委員会は三十人

このコーナーでは、海津郡三町が合併した場合の調整方針を具体的に説明しています。第三回目の今回は、「議会の議員の定数及び任期の取扱い」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」です。

**⑤議会の議員の定数及び任期の取扱い**

市町村議会の議員の定数は、人口を基準に条例で定めることとなっています。海津郡三町が誕生する人口五万人未満の市の場合には、法律に定める議員定数の上限数が二十六人とされています。

海津郡三町（ひらなみ市・人口四万一千人）では、「新市の議会の議員の定数は、二十人とする。」と確認されており、合併効果の一つである経費の削減を議員自らが行うことにより、行財政の効率化に貢献しようというものです。県内の同規模の新設自治体をみてみると、山県市（人口三万一千人）が二十二人、瑞穂市（人口四万七千人）が二十人となっているほか、本巣町・真正町・糸貫町・根尾村合併協議会（本巣市・人口三万四千人）が二十一人、揖斐郡町村合併協議会（揖斐市・人口三万人）が二十六人、益田郡合併協議会（人口四万人）が二十六人となっています。

つまり、同規模自治体と比較して少ない人数で議会運営されることとなります。

また、合併特例法では、激変緩和的な措置として特例を定めています。海津郡三町では、「議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年一月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。」とあり、在任特例をとっています。

これは、「合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長二年間在任できる。」という規定に基づくものです。この制度は、合併前の合併関係市町村の議会の議員が合併後も引き続き合併市町村の議会の議員であることを一定期間保障し、その意見を合併市町村の事務・事業の遂行に反映させようということから設けられました。海津郡三町では、この期間を最長の二年ではなく、一年一ヶ月に限定しようというものです。なお、一ヶ月としたのは、合併期日が三月二十九日であることから、事務の継続する年度末の選挙を避ける意味で設定されました。通常、議員の任期は四年間ですが、海津郡三町の選挙期日から考えると在任特例を利用しなくてもそれぞれ一年半から二年と短く、議論されるまでの過程において地域内の議員の皆さんのご理解と行財政改革に向けての並々ならぬ決意があったからにほかなりません。

**⑥農業委員会委員の定数及び任期の取扱い**

農業委員会は、自作農の創設及び維持、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を行う市町村の執行機関です。

新市の調整方針では、「①農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に一つの農業委員会を置き、三町の選挙で選任された農業委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。②選挙による委員の定数は三十人とし、選挙区については三選挙区とする。」となっています。

つまり、新市における農業委員会は一つとなりますが、選挙区は三つに分かれることとなります。

また、農業委員会委員の定数は、法令によって定められており、海津郡三町の場合、農業従事及び基準農業者数から三十人以下となっています。海津郡三町の合併後面積は、三十六・九四平方キロメートルと岐阜市（三十九平方キロメートル）に次いで県内二番目の広さであること、農業委員会委員の職務範囲が比較的広く財政に及ぼす影響が小さいことなどを勘案して、上限数である三十人と定められました。

さらに、合併特例法では、農業委員会の選挙による委員の任期について、「新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後一年を超えない範囲で当該協議で定める期間」は、委員として在任できることとなっています。海津郡三町においてもこの特例を利用して、現在の委員が新市になっても一年間、委員として在任することとなります。

なお、この特例を利用しても、在任期間は二年九ヶ月と、通常の任期である三年には及びません。



インターネット（URL）
http://www.nannou.com/~gappei/

## 合併協議会に関する情報は

海津郡三町合併協議会では、合併に関する様々な情報を住民の皆さんにお知らせしています。

この合併協議会だよりをはじめ、六月下旬には町内五ヶ所で住民説明会を行いました。

また、会議録及び会議資料は、それぞれの役場の合併担当窓口に設置されています。協議の状況、詳細な情報をお知りになりたい方は是非、ご覧ください。

住民説明会の様子

一方、ご自宅でもインターネットで様々な資料を得ることができます。

海津郡三町合併協議会のホームページ上では、「合併協議会のあゆみ」「合併協議会の開催状況」「合併協定項目」「新市建設計画」「小委員会の開催状況」「新市名称募集結果」「アンケート調査の概要」などが公開されており、アクセス数も六月二十四日現在、三万七千件を超えています。

また、六月十日の第十三回合併協議会において、すべての協定項目が確認されました。合併期日である来年三月二十九日まで残すところ後九ヶ月、これからの事務は合併準備にシフトしていくこととなります。

今後とも、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

新市のすがた ⑤ ▼経済規模・産業構造▲

# 合併により産業構造のバランスを改善

## ・経済規模はモンゴルに匹敵・

― 新市の産業別特化係数 ―

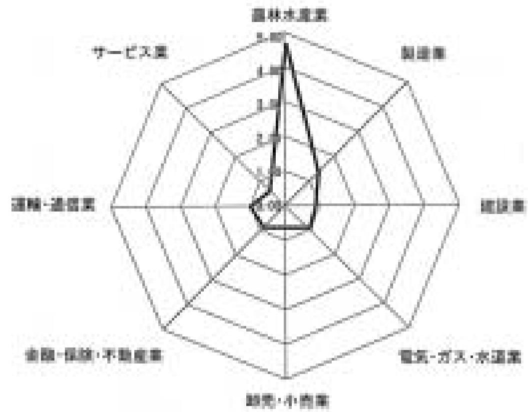


今回は、海津郡三町の経済規模及び産業構造を各種統計データから見てみましょう。

まず、産業別町内総生産額（県統計調査課「平成十二年度岐阜県の市町村民経済計算結果」より）です。海津郡三町の経済規模（総生産額）は十億七百万米ドル（千百十二億四千八百万円、一ドル＝一一〇・五二円として換算）であり、世界と比較すると、タジキスタン（九億九千百万ドル）、モンゴル（九億六千九百万ドル）と同程度となっています。（GDPは、世界銀行「World Development Indicators 2002」による。）

次に、海津郡三町合計の産業構造を特化係数（海津郡における産業の構成比／県全体における産業の構成比）から考えると、農林水産業が極めて高く、製造業も高くなっています。一方、卸売・小売業、サービス業、建設業は低くなっています。

それでは、現在の各町の特徴を見てみましょう。

農業粗生産額は、海津町が五十一億二百万円、平田町が二十一億六千五百万円、南濃町が十三億三千万円となっています。（農林水産省「平成十二年生産農業所得統計」より）

次に、製造品出荷額等は、海津町が三百三十二億四千六百万円、平田町が三百十一億八千十九万円、南濃町が二百一億八百二十三万円です。（県統計調査課「平成十三年工業統計調査」より）

更に、小売業の年間商品販売額は、平田町が百四十億五千九百七万円、海津町が九十九億七千四百四十二万円、南濃町が八十八億三千六百九十六万円です。（県統計調査課「平成十一年商業統計調査」より）

こうしたことから、農業の海津町、製造業の南濃町、小売業の平田町といえるのではないでしょうか。この三町が合併することにより、それぞれのウイークポイントを補い合うバランスのとれた住みやすい都市ができるのでは。



海津郡3町の **施設探訪** Vol.8

### 海津町民グランド（海津町）

海津町役場南にあるのが海津町民グランド。隣接の社会体育館や中学校と有機的に連携し、活発な活動が行われています。昭和五十四年に整備され、一・〇ヘクタールの面積を有しています。野球やソフトボールに利用され、県外における地域スポーツ活動の拠点となっています。

隣接して、全天候型テニスコート四面があり、どちらの施設も夜間照明を備えています。

### 平田町民グランド（平田町）

昭和五十二年、平田町役場北に設置されたのが平田町民グランドです。一・三ヘクタールの面積を持ち、郡内唯一の公式球場として野球などに利用されています。水はけがよく、利用者にも好評です。毎年一回、ここを会場として町民運動会が開催されており、多くの人が参加します。

また、砂入り人工芝のテニスコート（二面）も併設されています。両方とも夜間照明施設完備。

### 南濃町総合運動場 南部運動場（南濃町）

南濃町のほぼ中央部、体育館に隣接して設置されているのが総合運動場です。平成十年度にリニューアル。施設を一新しています。面積は一・二ヘクタールで、夜間照明施設を備えています。テニスコートは、透水性砂入り人工芝。

一方、南濃町の住宅地近くにあるのが南部運動場。二・二ヘクタールという広大な敷地を活用して、サッカー、テニスなど多目的に利用されています。

### 編集後記

名君で知られる米沢藩の上杉鷹山。鷹山は、自ら倹約の範を示し、人材を登用するとともに、学問を奨め、産業の振興、藩政改革に英断を振るいました。また、「為せば成る」と言い切り、その簡素で温かな人柄も人々の信望を集める要因であったようです。

私たちの郷土にも誇れる偉人がいます。武藤山治です。山治は、平田町の出身。明治二十七年鐘淵紡績に入社してその再建に努め「紡績王」として称賛されるとともに、衆議院議員としても政財界の革新に努めました。特に、女子工員らの待遇改善や労働環境を改善し、家族制度・日本初の共済組合設置等福利厚生に尽くしました。

地域をつくるのは、まちを愛する熱い気持ちと思いやりの心。鷹山や山治がこの地にいたなら、きっとそうアドバイスしてくれることでしょう。（T・M）

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

# 海津郡3町合併協議会だより

No.10

［写真］
末雲三川の雄大なパノラマを背景とした行基寺庭園

三町の歴史 ③

## 温故知新

### 高須藩松平家の結ぶ縁

南濃町上野河戸、養老山麓の権山の中腹に建つのは行基寺。天平の頃、行基菩薩が開山・建立したと伝えられています。

また、このお寺は、高須藩松平家の菩提寺としても知られています。元禄十三年より、歴代公は境内及び全伽藍を改築、補修に努して再興しました。それ以来、明治維新に至る二百年間は一般庶民の登山参詣は禁止されていたようです。

高須藩松平家は石高三万石と小さいものの、尾張徳川家の「おひかえ」の格式を持っており、後継者が絶えると相続人を送り出していました。このため、江戸城における格式は大大名と同格であったといわれています。

行基寺庭園の山水をわたる滝水の音、静寂のなか響く鹿威し、しばし江戸時代にタイムスリップ。



▼第十四回 合併協議会

## 平成十四年度決算を認定

第十四回合併協議会が七月十四日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

### 報告事項

○報告第二十六号
平成十四年度海津郡三町合併協議会決算書について

歳入総額四千百五十一万百二十円、歳出総額三千百五十六万六千三百四十四円で決算することについて、原案どおり認定されました。

なお、差引額九百十四万三千七百七十六円は会計剰余金として、平成十五年度に繰り越されました。

### 協議事項

○協議第四十七号
平成十五年度海津郡三町合併協議会会計補正予算（第一号）について（案）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千七百九十七万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ六千三百七十六万円とするもので、原案通り承認されました。

これは、県の助成制度である合併協議会支援交付金（合計千五百万円）の申請及び平成十四年度の決算額が確定したことに伴う歳入の補正、合併準備のための調査経費の計上に伴う歳出の追加を行おうというものです。

○報告第二十七号
新市名等に関する要望について

海津町議会議員より、新市名称「ひらなみ市」の変更に関する再考方要請嘆願書』、海津町神社代表の堀古武五氏より『三町合併協の新市名称を海津市に変更』に関する再考方要請について』の要望書』、福島県児島人会の森　勝太会長より要望書が出され、その報告が行われました。

### その他

合併協定調印式等の今後のスケジュールについて説明されました。

### 合併協議会に関する情報は…

## 協議会資料、会議録などを公開中

海津郡三町合併協議会では、住民の皆さんに様々な方法で情報提供を行っています。

毎月一回発行している合併協議会だよりでは、協議会の概要、審議された事例の解説、新市の姿などを掲載、住民の皆さんにお届けしています。

また、協議会で配られた資料や会議録は、三町役場の合併担当課窓口において閲覧できるほか、インターネットのホームページで平に入れることができます。

（アドレス：http://www.pamphlet.net）

ホームページでは、海津郡三町の合併について、更に詳しい説明など多くの資料が掲載されていますので、ご利用ください。

なお、巡回訪問において気軽でインターネットが利用できる施設は次のとおりです。

**海津町**
役場、総合福祉会館、文化センター、図書館、町民プール、歴史民俗資料館、医師会病院、巡回苑、木曽三川公園（長良川サービスセンター、管理センター）

**平田町**
役場、生涯学習センター、神西公民館、やすらぎ会館

**南濃町**
役場、北部支所、南部支所、ゆとりの森、福祉会館

新市のすがた ⑥ ▼将来像Ⅰ▲

# 「光」と風と水のふれあい庭園都市

## 「太陽の恵み」「観光」「福祉」をイメージ

▲新市発足に伴い、更なる活性化が期待される「お千代保さん」

新市建設計画では、新市のめざす将来像を「光と風と水のふれあい庭園都市」としています。今回は「光」にスポットを当ててみましょう。

「光」とは、降り注ぐ太陽の恵み、魅力的な「観光」の振興、訪者に一層光を感じる福祉の充実・発展を表しています。

まず、一つ目は太陽の恵み。海津郡は、岐阜県の最南端に位置しています。広域連合などに使われているサンリバーの名称は、「三川」を意味するだけでなく、「サン（sun）」は「太陽」を掛け合わせた言葉でもあります。

次に「観光」。以前、お知らせをしましたが、海津郡三町は国営木曽三川公園、お千代保稲荷、南濃梁来「水晶の森」などの観光資源を有し、現在の自由体では県内二番目の観光入り込み客数があります。新市スタートによるネットワークの強化で、更に活性化していくことでしょう。

そして「福祉」です。市になれば福祉事務所がおかれることとなります。福祉事務所では、次のような事務が行われます。

①生活保護に関すること
②特別障害者手当等に関すること
③見意扶養手当に関すること
④障害者（知的、身体）支援費事務に関すること
⑤動産施設、母子生活支援施設への入所等に関すること
⑥児童福祉施設事務に関すること
⑦母子、寡婦福祉事務に関すること
⑧DV防止一時保護に関すること
⑨自動車税等減免のための生計同一証明書発行事務
⑩民生委員、児童委員に関すること
⑪災害救助に関すること
⑫障害者施策に関すること

なお、福祉事務所は、各民福祉部門のおかれるひらなみ市役所南濃庁舎（現・南濃町役場）に置かれることとなります。

私たちの身近なところに福祉事務所が設置されることにより、ますます福祉の充実・発展が図られそうですね。





上下水道事業、姉妹都市・国際交流関係事業

# 上水道の料金体系は 三年間、ほぼ現状維持

## 下水道の使用料金については 海津町の例に

このコーナーも第四回目。今回は、「上下水道事業」、「姉妹都市・国際交流関係事業」です。

⑦―1上下水道事業（上水道）

調整方針は、①加入金については、南濃町の例により、一律一万五千円（消費税別途）とする。②使用料金については、海津町▽基本料金千四百円／十㎥（超過料金百四十円／㎥）、平田町▽基本料金千四百円／十㎥（超過料金百三十円／㎥）、南濃町▽基本料金九百五十円／十㎥（超過料金百円／㎥）とし、合計額に消費税を加えたものとする。（十円未満切り捨て）上記使用料金については、合併三年後に適正な価格を定めて統一する。③検針については、平田町の例により隔月検針とする。④用途区分及び口径別については、廃止する。⑤南濃町の簡易水道料金については、事業完了まで、現行どおり新者に引き継ぐものとする。」です。

このうち、加入金については、三町の中で最も低い南濃町に合わせて口径の大きさを問わず一律一万五千円（消費税別途）となります。

また、使用料金（一般用）については、現在の各町の料金体系が合併後三年間は維持されることとなります。ただし、南濃町については、内税方式が外税方式となり、新たに消費税分を負担していただくこととなります。

さて、本来、水道事業は、公営企業であり、その企業の収入をもって経費に充てることとされています。つまり、独立採算制なのです。また、水道法では、公正な水道料金の設定、差別的取扱の禁止等が定められており、合理的な理由がない限り、統一料金であることが要求されます。したがって、できるだけ早い時期に統一料金を目指すことが必要です。海津郡三町では、三年後に適正な価格を定めて統一することとなります。

統計については、平田町の例により偶数月に検針を行い、奇数月にお支払いいただくこととなります。なお、一部の町にあった用途区分及び口径別の料金体系は廃止されます。

一方、南濃町には五つの簡易水道（北部簡易水道、北西広域簡易水道、駒野簡易水道、駒野簡易水道（拡張区域）、上野河戸簡易水道）がありますが、これらの水道料金については、事業完了まで、現行どおり各市に引き継ぐこととなります。

⑦―2上下水道事業（下水道）

下水道事業については、①受益者負担金及び納期については、現行どおり各市に引き継ぎ、事業完了後統一するものとする。②共栄を設置する場合及び後津の取扱いについても同様とする。③三町の公共下水道及び平田町の農業集落排水の使用料金については、海津町の例による基本料金千六百円／十㎥、超過

◀アボンデールの子どもたちとも、すぐ仲良しに…

料金百六十円／㎥とし、合計額に消費税を加えたものとする。（十円未満切り捨て）②使用料の納期については、平田町の例により統一（隔月）するものとする。③雨畑町の農業集落排水使用料金については、現行のとおり旅客に引き継ぐものとする。」という調整方針が確認されています。

このうち、受益者負担金及び納清、生活や公共柵の取り扱いについては、それぞれの町の下水道事業が終了するまで現行のとおりです。そして、事業完了後に統一されます。

三町の公共下水道及び平田町の農業集落排水の使用料金については、海津町の例により合わせられます。この額は、基本料金が十㎥当たり千六百円、超過料金が一㎥当たり百六十円、この合計額に消費税を加えたものとなります。これは、海津町において徴収どおり、平田町が五十㎥までの場合は徴収どおりで、それを超える世帯は負担が少なくなります。一方、南濃町では、基本料金が安くなりますが、超過料金が高くなり、使用量によって負担が軽くなる世帯と重くなる世帯が出てきます。

使用料の納清については、平田町の例によって統一され、上水道と同じ奇数月となります。

一方、南濃町の農業集落排水の使用料金は、従来より徴収額を据置しておらず世帯の人数によって決められており、これについては現行のとおりです。

**④姉妹都市・国際交流関係事業**

海津町では、鹿児島県国分市、アメリカ合衆国アラ

ンサス州アボンデール市と姉妹都市及び中国江蘇省南昌縣籍付属実験小学校との交流があります。また、平田町では、山形県平田町と友好連携、アメリカ合衆国ユタ州との交流があります。

調整方針は、「交流事業については、十六年度は引き続き実施し、十七年度以降については新市において調整する。」となっています。

つまり、平成十六年度については、現行のまま実施することとなりますが、十七年度以降については、新市において受入や交流先の体制と調整することとなっています。

# 8月の合併協議会

**8月11日(月) 午後1時30分～**

平田町役場大会議室

・傍聴は会議15分前より受け付けます。
・希望者が20名を超える場合は抽選となります。

## 海津郡3町の 施設探訪 Vol.9

### カイコウズ・レストパーク（海津町）

岐阜県と愛知県の緑地環境整備二十周年を記念して設けられたのがカイコウズ・レストパーク。現在、色鮮やかな赤紅色の花が咲き誇り、南国ムードを演出しています。

この公園の中にあって、ひときわ高い位置にある西阿（あずまや）、実は一階部分が水防倉庫となっています。周囲の景観に溶け込みつつも、有事の際には心強い施設なのです。また、小高い丘は、土砂用の土

### 長良川野寺水防拠点（平田町）

この地域では、昔から水に親しみ、水と戦ってきました。憩いのスペースであると同時に災害緊急時の排水取場・備蔵、水防作業スペースとして機能しているのが長良川野寺水防拠点です。「道の駅クレール平田」といえば、お分かりいただけるでしょう。

緊急時には、パネルを河川情報システムに切り替えることが可能で、管理内には、水防倉庫、ヘリポートもあります。

### なんのう地域防災センター（南濃町）

海津郡消防署南部分署に隣接して設置されているのは、"なんのう地域防災センター"。一階は、大型テント、車両用ベッドなど様々な物資が収められた備蓄倉庫、二階には防災対策室や研修室が設けられ、防災の拠点として機能します。また、給水車、飲料水浄用組別性貯水槽、ヘリポートが設置されています。

このほか、敷地には、防災資機材備蓄施設があり、有事に備えています。

## 編集後記

豆腐っ盛り。せみ時雨が容赦なく降り注ぎ、猛暑を演出します。

市町村合併をめぐる話題も連日のように報道され、その加熱ぶりが伺われます。今年初めに九十九あった県下の市町村数は、山県市、瑞穂市の誕生により現在九十六となりました。新聞では、平成十七年三月末までに二十程度の行政区に編約されるとの見込を報道しています。

老夫婦世帯の父母が周囲の人たちの温かな思いやりに感謝することしきり。心のこもった差し入れや気遣いの数々、この地域で暮らすことのありがたさを実感しているようです。

市町村再編という時代の大きな流れにあって、互の豊かさ、住民にとっての幸福とは何かを、今、互側に考える必要があるのではないでしょうか。

（T・M）

# 海津郡3町合併協議会だより

No.11
編集・発行
海津郡3町合併協議会　〒503-0302
岐阜県海津郡平田町今尾1601　平田町役場内
TEL.0584-53-2175　FAX.0584-53-2149
http://www.nannou.com/~gappei/

［写真］
海津北高校生徒らによる介護実習風景
（「サンリバーはつらつ」にて）

●三町の連携

## 温かい地域社会を

海津郡三町では、地域のもつ共通の課題や広がる日常生活圏に対し、広域連合や一部事務組合を設置するなどして、住み良い地域社会を築いてきました。

特に連携を進めてきたことのひとつとして"高齢社会への対応"があります。

「新市まちづくり計画」によると、老年人口（六十五歳以上）の構成比は、平成十二年に一七・六％であったのに対して、二十五年には二三・五％となることが予想されています。つまり、四人に一人が高齢者となるのです。

こうした状況から、計画では、「安心できる地域医療・福祉の充実」を基本方針の一番目に掲げて、高齢者、障害者（児）など社会的に弱い立場にある人々が安心していきいきと暮らせる地域医療・福祉の充実を進めることとしています。

より住み良い地域社会を実現したいものですね。



協議会の動き

### ▼第十五回合併協議会

第十五回合併協議会が八月十一日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

**協議事項**

○協議案四十八号
海津町長等の給与の特例に関する条項への対応について

前に、海津町長などから表題が提出されたのを受けて、これへの対応について協議されました。なお、継続協議となっています。

**その他**

今後の日程について、話し合われました。

CLOSE UP

## 職務執行者の協議が必要に

### ⑱特別職等の身分の取扱い

このコーナーでは、海津郡三町が合併した場合の様々なことがらについて説明しています。第五回目の今回は、「特別職等の身分の取扱い」についてです。

⑱特別職等の身分の取扱い調整方針は、①旧市の職務執行者については、三町の長が別に協議して定める。②特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令等の定めがある場合は、その規定を適用する。なお、法令等の定めがない場合は、旧市において教育長を含む特別職の報酬等については、当面三町の例により調整し、旧市において類似団体の特別職の職員の報酬等を参考にして定める。」というものです。

特別職等というのは、町長、助役、収入役、各種審議会委員等で、これらの人たちは合併の日の前日に失職します。職務執行者は、新市の市長が選挙されるまでの間、行政運営に支障をきたすことがないよう、その職務を管定的に行う者です。職務執行者は、合併関係町の町長の中から適宜する必要がありますが、その者は現職のまま新市の市長選挙や議会議員選挙に立候補することはできず、辞職することとなります。この職務執行者を三町の長が協議して定めようというものです。

二点目の、法令に定めのある行政委員会には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会があり、これらはその設定に従うこととなります。また、これら以外については、旧市において新たに設置されることとなります。

一万、特別職の職員の俸給については、旧五三町の例によって調整が行われます。そして、旧市において、人口規模や第二次・第三次産業人口比率を基準とした類似団体における報酬等を参考にして定めることとなります。なお、多くの自治体において、審議会など第三者機関を設置して報酬等を定めています。

**合併についての更に詳しい情報は…**

<インターネット>
http://www.nannou.com/~gappei/

この「海津郡三町合併協議会だより」は、県の財政支援制度である広域交付金を受けて作成しています。

新市のすがた ⑦ ▼将来像Ⅱ▲

# 光と『風』と水のふれあい庭園都市

## 風は、「おもむき」「情報発信」などを表す

前回、新市の将来像である「光と風と水のふれあい庭園都市」のうち「光」にスポットを当てて説明しました。今回は、「風」です。

「風」とは、まず第一に、伊勢湾から吹く恵みをもたらす暖かい「風」や伊吹おろしの冬の季節風の地域特性を表しています。

ご存知のとおり、養老山地の南端山麓は岐阜県で唯一のみかん産地です。あるみかん生産農家にお伺いすると、栽培には暖風が必要だということで、伊勢湾より吹き込む暖かい風はみかん作りに欠かせないそうです。一方、平野部は伊吹おろしにさらされます。大根のはさがけは、冬の風物詩ともなっていますが、評判の高いお千代保さんの沢庵漬けは、こうした冷たい風によって生まれるものです。

二点目として、「風」は、歴史の中で培われたまちの持つ風格、木曽三川の景観などの「おもむき」といった豊かなまちづくりを表しています。

精霊が住んでいそうな深い緑の山々、ゆっくりと時を刻む大河の流れ、そして実り多き広大な農地。この風情あふれる景色は訪れる人たちを魅了します。おもむきある美しく豊かな自然環境を大切にしようというものです。

三点目として、地域から新しい風を起こす、地域の情報発信力を高めることです。

県下第二位の観光客数、農業産出額を誇る新市は、それだけでも十分に情報発信が可能です。それに加えて、先進的農業、自然環境、地域づくりなどによって積極的に情報発信していくことだってできるのです。

新しい風をとらえて地域のアイデンティティーを示す。新市は、夢ある大きな可能性を秘めているのではないでしょうか。

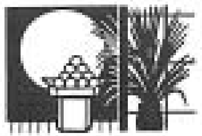

（3） 2003. 9. 1 海津郡3町合併協議会だより

## 次回の合併協議会

**10月14日(火) 午後1時30分～**
平田町役場大会議室

- 傍聴は会議15分前より受け付けます。
- 傍聴者が20名を超える場合は抽選となります。

## 海津郡3町の施設探訪 Vol.10

### 海津町浄化センター（海津町）

町全域を一つの公共下水道事業の区域としているのが海津町。平成九年に供用開始し、目標は平成三十年度。

下水処理を一手に担うのが海津町浄化センターです。国営木曽三川公園「アクアワールド水郷パークセンター」西に位置し、デザインにも配慮されています。オランダの建物をイメージして建築されたおしゃれな外観は、周囲の田園風景にもマッチしています。

### 今尾浄化センター（平田町）

平田町の下水道事業は、二つの特定環境保全公共下水道と二つの農業集落排水からなっています。

各浄化センターから発生する汚泥を有効利用するため、設計と連携して全国的にも珍しい炭化の実証実験を行っているほか、郡内では平田町だけという移動脱水車が汚泥脱水に威力を発揮しています。今年三月には今尾浄化センターが完成し、環境整備は着実に進んでいます。

### 中南部浄化センター（南濃町）

南濃町は、二つの公共下水道事業と二つの農業集落排水事業からなっています。このうち竣工済みとなっているのが中南部浄化センター。センターの管理棟では、職員が常駐してすべての施設の集中管理を行っており、稼働状況などが確認できます。

一方、北部浄化センターでは隣接して浄水公園があり、池では鯉やハリヨが泳ぐとともに、四季折々の花が咲き乱れています。

### 編集後記

今年は、いつになく雨が多いようです。雨粒は、屋根や地面をたたき、美しいセレナーデを奏でます。時に激しく、また繊細に。窓ガラスをつたういくつかの流れは、リズムに合わせてコミカルに踊ります。

一方、雨は、乾いた大地や私たちの心を潤します。雨雲が垂れ込めた後には、大空というキャンバスに七色の光の帯が描かれることだってあるのです。

いくつかの難題を抱える合併協議。「雨降って地（じ）固まる」こととなるのでしょうか。そして、仮に「雨に沐（かみあら）い風に櫛（くしけず）る」状況を打開することとなっても、「雨晴れて笠を忘る」ことのないように、平穏で争いのない「雨塊（つちくれ）を破らず」の地域社会を築いていきたいものですね。

（T・M）

R100

2003. 9. 1 海津郡3町合併協議会だより （4）

海津郡3町合併協議会だより
No.12

三町の歴史

# 戦国時代に思いを馳せる

▶高須城の櫓跡に築かれた土塁跡（そんなとぼし）

天下分け目の関ヶ原。当時、この地域にはいくつかの城がありました。市橋下総守長勝の今尾城（平田町）、徳永寂印寿昌の松ノ木城（海津町）、高木十郎左衛門盛秋の高須城（海津町）、原図城守盛昌の太田城（南濃町）、高木九郎兵衛清刀の駒野城（南濃町）、高木人斎右衛門正家の串原城（南濃町）です。

「美濃を制するものは、天下を制す」と言われるとおり、この地域が戦略上の焦点となっていたことがうかがえます。

これらの武将は、徳川家康率いる東軍、石田三成率いる西軍に分かれて雌雄を決したのです。主なものとして、高須城の戦い、駒野城の戦い、串原城の戦いなど高木一族に関わるものをはじめ、福束城（養老町）の戦いが繰り広げられました。

皆さんも、それぞれの町の町史などをひもときながら、郷土の史跡を訪ねてみてはいかがでしょう。



CLOSE UP

# 新市において定員適正化計画を策定

## ⑩一般職の職員の身分の取扱い

このコーナーでは、海津郡三町が合併した場合の身近なことがらについて掲載しています。第六回目の今回は、「一般職の職員の身分の取扱い」についてです。

⑤一般職の職員の身分の取扱い

調整方針は、①海津町、平田町及び南濃町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第九条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。②海津郡消防組合、海津郡ヤンリバー広域連合及び高須輪中衛生施設利用組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。③職員数については、原則において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化につとめるものとする。④職員の任免等については、人事管理の適正化の観点から、合併時に統一を図る。⑤給与については、給与の適正化の観点から、合併時までに調整し統一を図る。なお、合併時、現職員について現給を保障するとともに、合併後、給料の格差是正を行う。」となっています。

市町村の一般職の職員の身分の取扱いについては、地方公務員法の定めるところにより、一定の場合を除いて、その意思に反して免職等をされないこととなっています。しかし、市町村の合併が行われた場合には、合併により消滅する市町村の職員は、いったんはその身分を失うこととなります。

市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」ということとします。）第九条では、合併により失職することとなる一般職の職員について、合併市町村の一般職の職員として引き続き身分を保有するよう措置しなければならないこととしています。したがって、合併の日において、合併市町村の長の職務を行う者等が、採用の辞令を交付することとなります。調整方針は、改めてそれを確認した形となっています。

さて、平成十四年四月一日現在、海津郡三町の一般職の職員の合計は四百八人（定数四百三十一人）、一般事務組合等は百七十二人（定数百八十七人）です。

市町村合併により行政事務が効率的に実施できるようになると、専門の職員を置いたり、更なる合理化も可能となります。新市では、計画期間を定め、目指すべき職員数及びそれを実現するための具体的方策を盛り込んだ定員適正化計画をつくることとなっています。

また、合併特例法では、合併後の職員の身分の取扱いについて、特定の合併関係市町村の職員であったことを理由に、その職員の勤務成績、勤労等とは無関係に、他の職員と比べて給与その他の身分取扱いに関して不公平にしてはならないとしています。なお、調整方針の「給与の適正化の観点から、合併時までに調整し統一を図る」というのは、給与をすべて合わせるというのではなく、ばらつきのある職階の制度を合わせようというものです。

ちなみに、平成十四年ラスパイレス指数（国家公務員の給与を一〇〇とした場合の指数）は、海津町九一・二、平田町八九・八、南濃町九〇・六と、三町の職員給与は、国のおよそ九割程度となっています。これは、県平均（九五・九）及び県下の町村のみの平均（九二・三）のいずれをも下回っています。

今後、現在の給与を保障するなかで、人件費の財政への影響を考慮していくこととなります。

**更に詳しい情報は…**
<インターネット>
http://www.nannou.com/~gappei/

新市のすがた ⑧ ▼将来像Ⅲ▲

# 光と風と『水』のふれあい庭園都市

## 歴史や文化を大切に

▶多くの釣り客で賑う大池（平田町調査）

現在、新市の将来像である「光と風と水のふれあい庭園都市」を部分ごとにシリーズでご紹介しています。今回は「水」です。

海津郡を語る上で欠かすことができない「水」。この地域の個性とも言うべき水郷景観、水辺景観の豊かさ、そのもとで培われた歴史や文化を今後も大切にしていきたいという意思が込められています。木曽三川の雄大な流れは言うに及ばず、犬堀川、大江川、串屋川など、どの河川も私たちの生活に密着したものとなっています。

第一に食生活です。海のないこの地域にとって川魚は重要なタンパク源でした。モロコなどの子魚を甘露煮にした郷煮、フナを醤油で煮込みじっくりと煮たアラメ巻き、ナマズの蒲焼、フナ味噌など独特の食文化を育んできました。また、団扇川や長良川では、シジミ漁やモエビ漁などが行われています。

次に、生活様式です。輪中地帯ではすぐより水上交通が盛んでしたし、船頭もありました。そして、輪中内の取り決めである井戸制度など。一方、養老山地に降った雨を集める揖斐川や山麓川では、ハリヨのすむ透き通った水で食器や野菜が洗われました。

また、海津郡は、養老平野の穀倉地帯の一角にあり、肥沃な大地と豊かな水が、多くの恵みをもたらしています。

しかし、水は恵みのみを与えてはくれませんでした。地域の歴史でもあったのです。宝暦治水に代表される薩摩藩による治水事業、コハキス・デ・レーケの指導による三川分流工事。先人たちは、血と汗と涙で今日の住みよい郷土を築いてきたのです。

私たちは、先人が築いてきた歴史や文化を大切に守り育てていくまちづくりを目指します。

# 次回の合併協議会

**10月14日(火)** 午後1時30分～

平田町役場大会議室

・傍聴は会議15分前より受け付けます。
・希望者が20名を超える場合は抽選となります。

## 海津郡3町の 施設探訪 Vol.11

### 高須保育所（海津町）

海津町の保育所は、公立二ヶ所、私立三ヶ所となっています。このうち、公立の施設は高須保育所と平高保育所ですが、現在保育を行っているのは高須保育所のみとなっています。定員は四十五人、施設は木の温かさを大切にしています。一方、私立保育所の定員の合計は、二百二十人です。

なお、海津町では、就学前二年間は小学校附属の幼稚園に入園することができることとなっています。

### 西駒保育園（平田町）

平田町には、三つの公立保育園があります。定員は、今尾保育園が二十人、西島保育園が九十人、西駒保育園が六十人となっています。

なお、平田町では小学校附属の幼稚園を設置していませんが、小学校入学前の多くの園児たちは、これらの保育園において保育されています。また、海津保育園敷地内には障害児通園事業施設であるオーロラ園があります。

### 南部保育園（南濃町）

南濃町には一つの公立保育園と五つの私立保育園があります。

このうち、公立は南部保育園。緑豊かな養老山地の麓にあって、定員は百二十人、通園バスが園児の送迎を行っています。一方、私立保育園の定員は合計で三百五十人です。

なお、南濃町では、就学前一年間は原則として町内に三つある小学校附属の幼稚園に入園することとなっています。

## 編集後記

私たちの生活において、もはやパソコンは欠かすことができません。仕事はもちろん、家庭においても利用度は高まっています。

特に目を見張るのがインターネット。ホームページから最新の情報を得るとともに必要に応じて発信し、チャット（文字情報による会話）やメールによって情報のやり取りを行います。国内は言うに及ばず、世界への窓がすぐ近くにあるのです。ネット上での世界旅行だって、いとも簡単。

IT社会に対応して、それぞれの町ではCATVなどによるブロードバンド（高速で大容量のデータ転送が行える）環境を整えようとしています。大きな可能性を秘めた新市の情報網。自宅にいながら施設予約ができたり、様々なサービスが受けることができるようになるかも知れませんね。

（T・M）

## 協議会の動き

### ▼第16回 合併協議会

第16回合併協議会が、10月14日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

**協議事項**

**○協議第48号**
**海津町長等の新市名称に関する要望への対応について**

新市名称など協議確認済みの合併協定事項の見直しに係る要望への対応等について調査検討するため「協定事項調査検討小委員会」を設置することとなりました。

**○協議第49号**
**合併の期日の変更について**

平成16年（2004年）3月29日に合併することが困難な状況となり、合併期日が変更されることとなりました。なお、変更後の合併期日については継続協議となりました。

**○協議第50号**
**合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて**

継続協議となりました。

CLOSE UP

## ⑪慣行の取扱い
# 市章等は新市において

海津郡三町が合併した場合の調整方針を詳しくご説明しているこのコーナー。第七回目の今回は、「慣行の取扱い」についてです。

①慣行の取扱い

調整方針は、「①市章、市民憲章、市の花、木等については、新市において定めるものとする。②各種宣言については、新市において定めるものとする。③名誉市民制度については、新市において、平田町及び南濃町の例により調整する。④表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。」となっています。

それぞれの町では、町章や町民憲章、町の花、町の木を定めており、こうしたものについては新市において定められます。このうち、町の花・木は、海津町が「あやめ」と「松」、平田町が「サルビア」と「キンモクセイ」、南濃町が「みかんの花（愛知の花ばバンジー）」と「けやき」となっています。

また、各種宣言も新市において定められます。現在、駒野町では定めていませんが、平田町（明るい選挙の町、青色申告の町、福祉のまちづくり）及び南濃町（交通安全の町、明るい選挙の町、人権尊重の町）では定められています。

一方、名誉町民条例は、平田町と南濃町が定めており、新市においてはこの制度をもとにして調整されます。

更に、それぞれの町では表彰規程（表彰規則）を定めていますが、こうした表彰制度については、新市において新たな制度を創設することとなります。

このほか、海津町が「海津音頭」「海津小唄」「鎌塚義士の唄」、平田町が「平田音頭」「平田小唄」、南濃町が「町民憲章歌」「南濃音頭」「南濃ジャンソン」という様に町の歌があります。



海津郡3町合併協議会
だより
No.13
2003年11月
海津郡・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会 〒503-0302
岐阜県海津郡平田町今尾387 平田町役場内
TEL 0584-68-6176 FAX 0584-68-6040
http://www.asaseo.com/~gappei/

▲平田町高田の「甘酒まつり」

# 地域の伝統を守る
## 各地で秋祭り

十月、それぞれの地域では秋祭りが行われました。主なものとして、海津町の秋の大祭（海水神社）、平田町の甘酒まつり（高田）、南濃町の八幡神社まつり（津屋）、素天神社まつり（駒野）、祖生神社まつり（太田）があります。

このうち、平田町高田の八幡神社の例祭として二百年以上の伝統をもつと伝えられているのが「甘酒まつり」です。平田町指定無形民俗文化財ともなっており、昔、この祭りには十五歳以上の male が全員参加するよう定められていたそうです。これは、祭りの準備や儀式のすべてを若者たちに任せることによって、話し合いや協調の気持ち、成人としてのきまりや責任感、村のしきたりや習慣を学ばせるというねらいがあったということです。

それぞれの地域の歴史や伝統を知って、お祭りに参加するのも楽しいかもしれませんね。

新市のすがた ⑨ ▼将来像Ⅳ▲

# 光と風と水の『ふれあい』庭園都市

## 交流を深める

▶羽根地だんだん公園グランドゴルフ交流大会にて（南濃町）

豊富の将来像である「光と風と水のふれあい庭園都市」。今話は「ふれあい」について考えてみましょう。

「ふれあい」とは、市民同士の交流は勿論のこと及ばず、市外の人々との交流、国際化をも含めた異文化交流を進めていくことを示しています。

新市になれば、市民としての一体感が生まれてくることでしょう。これを促すのが、市民同士の交流です。様々なボランティア活動や文化活動などを通じて交流が深まっていくものと思われます。特に公共施設が隣接する三町の役場は、それぞれ直線距離で五キロメートル以内にあって、従来に比べて著しく利便性が増されることは少ないのではないでしょうか。また、これを補うためにも新市における交通網の整備が望まれます。

新しい住民のネットワークができ、交流の輪も広がっていくことでしょう。

次に、市外の人々との交流です。国営木曽三川公園、お千代保稲荷、南濃温泉「水晶の郷」には、市内外より多くの人が訪れます。岐阜市に次いで県下第二位の観光入り込み客数を誇る新市は、全域が市外の人々との交流の場でもあり、情報発信基地となっていくのではないでしょうか。

そして、国際化。海津町ではアメリカ合衆国アラバマ州アボンデール市と姉妹都市、中国江西省南昌縁組村民実験小学校との交流が行われています。また、平田町は、アメリカ合衆国ユタ州と交流しています。

更に、平成十七年（二〇〇五年）八月二十八日～九月四日には、国際ボート連盟（FISA）主催の世界ボート選手権大会が、海津町の長良川国際レガッタコースにおいて行われます。アジア初のこの大会には、世界六十五カ国より千二百名にも上る選手が訪れるとみられています。新市スタートしてまもなく、全世界に向けての情報発信が可能であり、まさに「ふれあい」のイメージにぴったりではないでしょうか。



# 次回の合併協議会

**11月17日（月） 午後1時30分～**

平田町役場大会議室

・傍聴は会議15分前より受付付けます。
・希望者が20名を超える場合は抽選となります。

## 海津郡3町の 施設探訪 Vol.12

### 高須小学校（海津町）

海津町には、高須、吉里、東江、大江、西江の五つの小学校があります。

高須小学校は、高須藩の藩校「日新堂」を基に明治六年に開校しました。

学級数は、普通学級十四、特殊学級二の計十六です。

平成十年、緑かみのある素材を多く用いた、非常に広い多目的スペースを有する斬新なデザインの新校舎が完成しました。

校庭の二本松は、諸校の頃からのシンボルです。

### 今尾小学校（平田町）

平田町の小学校は、今尾と福西の二校となっています。

このうち今尾小学校は、藩校時代からの伝統ある学校。また、校舎前には、同校のシンボルでもある大きな「えのき」の木があり、子どもたちを見守っています。

学級数は、普通学級十二学級、特殊学級一学級の計十三学級という規模。「遠んでやりぬく」が教育目標です。

### 城山小学校（南濃町）

南濃町には、下多度、城山、石津の三小学校があります。

このうち、平成十四年に新校舎となったのが城山小学校。お城をイメージし、和風時計塔を備えた外観は、国境の緑の中に溶け込んでいます。ソーラーパネルが設置され、環境教育にも配慮。明治六年、両駒野、羽根、後条の三村組合で両駒尋常小学校を創立。改称して現在に。全学級数は、特殊学級も含めて十三学級。

## 編集後記

先日、近鉄養老線に乗りました。ワンマンになったためか、以前のチンチン・ポーという運転手と車掌との掛け合いによる発車の合図は聞かれません。わずかな寂しさを感じながら、電車は滑り始めます。乗客電話片手にしきりに携帯を動かす若い女性、眩い光を発するヘッドフォンを耳にはめて小刻みに首を振っている人、読書するグループ。それぞれに、様々な思いがあります。

一方、車窓を流れる景色は時の経過を感じさせません。ゴットン、ゴットン、というリズミカルな響きは、いつしか私を夢の世界へいざないます。

モータリゼーション時代にあっても公共交通網は大切。バス路線とも連携を図った新市の交通網、その充実が期待されます。そして私たち住民の心のネットワークも。（T・M）

海津郡3町合併協議会だより
No.14
2003.12.1
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会　〒503-0502
岐阜県海津郡平田町今尾587　平田町役場内
TEL 0584-68-0176　FAX 0584-68-0140
http://www.xxxxxx.com/~gappei/

# フルーティーな香り　漂う

## おいしいミカンはいかが

朝晩、めっきりと冷え込み、社くるも白くなりました。この季節には、あったかい部屋でフルーツを堪能するなんてのもいいですね。

海津町のメロン、平田町のイチゴ、南濃町のミカンは、どれも県内屈指。農業者の皆さんにも好評です。

このうち、南濃町では、南地ミカンの収穫作業が最盛期を迎えています。たわわに実った無数の果実は、山里を黄金色に染め上げます。以前は、表皮が厚く酸味が強い「尾張改良温州」という品種が主流でしたが、今は「興津温州」「青島温州」などに更新され、後強いファンも。栽培面積は九十九ヘクタール、生産量は一、九八三トン。

「今年の作柄は、まあまあ。おいしさには自信ありますよ。」とある農家。

誕生する新市は、甘い香りあふれるフルーツカクテルのような街？

［写真募集］ミカンの収穫作業





皆さんの疑問にお答えします。

# なぜ、合併期日は延びたのですか？

合併協議会事務局には、住民の皆さんなどから様々なお問い合わせがあります。今月より、よくあるご質問にQ&A形式でお答えをしていきます。

スタートとなる今回は、合併期日についてです。

**Q.** なぜ、合併期日（平成十六年三月二十九日）が延びたのですか。

**A.** 海津郡三町合併協議会では、平成十五年六月十日の第十三回合併協議会において、全ての協定項目を確認したところです。

合併を進めるためには、合併協議終了、合併協定調印、各町議会議決、県への合併申請、県議会議決という一連の手続きが必要です。さらに、電算システムの統合など新市スタートに向けての条件整備を合併申請の後から始めることになり、このために最低六ヶ月程度必要です。したがって、合併申請して六ヶ月以後に合併可能となります。

ところが、いくつかの課題があったため、調印以後の手続きを進めることが見合わされました。

まず、同年七月になって、新市名称に関する意向が発表されたことです。

次に、平田町と南濃町において大垣市等との合併協議会設置を求める住民発議が進行していたことがありました。

このうち、住民発議の問題については、平田町では、大垣市等との合併協議会設置については九月二十九日に住民投票が行われ、反対が賛成を上回りました。また、南濃町では、十一月四日に反入町長より議会（態度しないとの回答があり、いずれも大垣市等との合併協議について紙上将が打たれました。

残る課題となった新市名称に関する署名については、これへの対応を検討するため、「協定事項調査検討小委員会」を設置することとなりました（十月十四日の第十六回合併協議会）。

なお、小委員会の委員は次のとおりです。

（敬称略）

| | |
|---|---|
| 水谷武男 | （海津町） |
| 太田直治 | （　〃　） |
| 伊藤吉行 | （　〃　） |
| 永田英彦 | （　〃　） |
| 西脇幸雄 | （平田町） |
| 水谷守男 | （　〃　） |
| 小山　登 | （　〃　） |
| 水谷芳則 | （　〃　） |
| 芦刈信夫 | （南濃町） |
| 村山親平 | （　〃　） |
| 藤田明弘 | （　〃　） |
| 伊藤友貴 | （　〃　） |
| 松永信彦 | （協議会委員） |

そして、合併協議会では、第十六回合併協議会において合併期日を変更することとしました。なお、変更後の合併期日（目標）は、十月一日については、現在、継続協議となっています。

新市のすがた ⑩ ▼将来像V▲

# 光と風と水のふれあい『庭園都市』

## 自然を生かしたガーデンシティに

▶国営木曽三川公園の「冬の光物語」（海津町）

新市の将来像である「光と風と水のふれあい庭園都市」。今回は「庭園都市」に目を向けてみましょう。

庭園都市として知られるのは、カナダのビクトリア市、ニュージーランドのクライストチャーチ市、ミャンマーのヤンゴン市など。そのどこもが「ガーデンシティー」と呼ぶにふさわしい美しい街であるようです。国内においても、出雲市、和歌山市などが創造しようとしています。

新市が目指す「庭園都市」は、水辺環境、田園風景、都市景観、山々の緑など、豊富な自然的・文化的環境を私たちの誇りと考えて、市民みんなの大切な財産として守り育てていこうという願いが込められています。この地域には、海津町の国営木曽三川公園、平田町のリバーサイドプラザ、南濃町の月見の森など誇ることができる庭園があります。しかし、それだけではありません。非常に美しい自然景観があるのです。緑に映える木曽三川の川筋、四季折々にお化粧する山並み、春は菜の花のレモン色、秋は曼珠沙華が燃え盛る堤防の土手、そして散会地帯の流れるような輪。そのどれもが訪れる人たちを魅了するのではないでしょうか。

岐阜県においても首都機能移転候補地として庭園都市を提案しています。「緑に囲まれた都市」「地形を尊重した都市」「景観に配慮した都市」を都市の姿として、自然景観や農村風景を積極的に活用した有機的・健康型景観都市を目指しています。

新市は多くの資源を抱えております。住み良い、住みたい、住んでみたくなるようなガーデンシティとなることだって夢ではないと思います。

皆さんも、まず、庭先からあふれる花で飾ってみませんか。



海津郡3町の

# 施設探訪

Vol.13

## 日新中学校（海津町）

海津町唯一の中学校が日新中学校。旧海津の通称「日新堤」がその名の由来とされ、「日々に新たなり」という願いが込められています。校歌は合唱。歌声コンクールをはじめ定期的に校舎中庭でコンサートが行われています。また、もえぎ、銀杏祭、修学旅行先での合唱はマスコミなどでも取り上げられるほど好評です。

学級数は、普通学級十六、特殊学級一の計十七です。

## 平田中学校（平田町）

平田町の中学校は一つ。昭和五十八年、町のほぼ中央部に開校した平田中学校です。

「きたえあい自己を高める」を教育目標として、「さわやか挨拶」「ひざつき給食」「自分たちで創る授業」「4H合唱」に力を注いでいます。また、インターネット環境を生かしてプレゼンテーション、ホームページなどを作成。

全学級数は、特殊学級も含めて十学級です。

## 養南中学校（南濃町）

南濃町には三つの中学校があります。このうち、北部地区に位置するのが養南中学校。

養老山地の山麓、あふれる緑の中にあって、濃尾平野を見下ろす教育環境は抜群です。自主・協力・健康を教育目標に、シンセサイザー、器楽体験学習など特色ある活動を実践しています。昭和二十二年、養老郡南部中学校として創立。現在、普通学級三学級という規模となっています。

## 協議会委員の変更

十月二十七日に開かれた平田町議会において、合併協議会委員が次のようになりました。（敬称略）

西脇　幸雄（議会議長）
野村　治彦（議会議員）
木谷　守男（議会議員）

## 編集後記

色の美しさに心踊らされたことはありませんか。空を見ればさんばかりの夕焼け、芽を出したばかりの春草、抜けるような青空、キラキラと輝く川面。その見事な色彩を生み出す自然は、さらに偉大な芸術家。

そして、書から日本人はその色を巧みに表現してきました。紅（べに）、桜（さくら）、撫子（なでしこ）、紅梅（こうばい）、牡丹（ぼたん）、曙色（あけぼのいろ）など、赤系統の色だけとっても相当な数に上ります。先人たちは、この微妙な色の違いを、豊かにして繊細な感性で読み取ってきたのです。

真非だけではありません。印象派の画家クロード・モネは先きえもヤンバスの中に埋め込んでしまいました。誕生する新市、皆さんならどんな色に染め上げていきますか。

（T・M）

# 海津郡3町合併協議会だより

No.15

2004年1月
海津町・平田町・南濃町

編集・発行
海津郡3町合併協議会

## 新しい時代の幕開け

### ●住民の幸福を願って●

明けまして　おめでとうございます。

平成十六年、新しい時代の幕開けです。歴史を紐解いてみますと、「市制町村制（明治二十二年）」の施行に伴い行われた町村合併（「明治の大合併」と呼ばれています。）により、全国の町村数はおよそ五分の一になりました。

海津郡の各町が合併によって現在のような姿となったのは、南濃町が昭和二十九年、そして海津町と平田町が昭和三十年。当時の合併の動きを「昭和の大合併」と呼んでいますが、昭和二十八年から三十六年までに全国の市町村数はほぼ三分の一になっています。

そして今、「平成の大合併」では、海津郡三町が互いに手を携えて進もうとしています。

およそ、五十年刻みで行われている市町村合併。しかし、最も重要なのは、そこに暮らす住民の幸福であることを忘れてはなりません。



● 合併協議 Q&A

## 合併をめぐる動きは？

### 皆さんの疑問にお答えします。

合併協議会事務局には、住民の皆さんなどから様々なお問い合わせがあります。よくあるご質問にQ&A形式でお答えをしていきます。

第二回目は、「市町村合併をめぐる動き」についてです。

Q 新聞などで、毎日のように市町村合併の記事が掲載されていますが、海津郡以外の状況について教えてください。

A 総務省によると、昨年十月一日現在、法定協議会を設置している市町村数が全市町村数の過半数を突破（千六百五十二市町村、五一・九%）し、任意協議会を含めると三分の二以上（二千百五十二市町村、六七・七%）に達しているとしています。市町村合併も進み、昨年一年間に、六十三の市町村が合併して二十二の市町村が成立しています。このうち、県内では山県市（高富町、伊自良村、美山町が合併）、瑞穂市（穂積町、巣南町が合併）が、また三重県では、いなべ市（北勢町、員弁町、大安町、藤原町が合併）が誕生しています。

今後、市町村合併は、ますます加速していくものとみられ、今年二月一日には飛騨市（古川町、河合村、宮川村、神岡町が合併）、本巣市（本巣町、真正町、糸貫町、根尾村が合併）、三月一日には郡上市（八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村が合併）の誕生が県内で予定されています。

こうした背景には、国及び地方を通じた財政事情や三位一体の改革（補助金の削減、税源移譲、地方交付税の見直し）があります。財政支援措置を定めた「市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）」も見過ごすことができません。

この機会をとらえて、地域の将来を真剣に考えようという気運が盛り上がり、全国的な拡大を見せています。

## 協議会の動き

第十七回合併協議会が、十二月八日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

報告事項

○報告第二十八号
海津郡三町合併協議会委員の変更について

このほど、合併協議会委員が次のとおり変更になりました。　（敬称略）

平田町議会議長
㊎六鹿正規　㊐野村佳孝

○報告第二十九号
協定事項協議検討小委員会報告

第一回小委員会が十月二十九日、第二回小委員会が十一月十七日、第三回小委員会が十一月二十八日、第四回小委員会が十二月六日にそれぞれ開かれ、委員会より協議の状況についての報告がありました。なお、第一回小委員会において役

新市のすがた ⑪
▼水産業▲
水生生物の宝庫

特選 出かけ情報

国営木曽三川公園（海津町）

千代保稲荷神社（平田町）

月見の森（養老町）

海津郡3町合併協議会
だより
2004年2月
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会
No.16

▶冬の風物詩「大根の天日干し」

# 地域の風土が育む

## ▶大根の天日干し（平田町）◀

平田町の冬の風物詩の一つに「大根の天日干し」があります。

たくあん漬けを作る際の前段階として欠かせない作業で、例年十一月から翌年3月頃まで行われています。

木の棒と竹で組んだ「はさ」につるされた大根は、柔らかな日差しと身の引き締まるような寒風にさらされながら、じっくりと時がたつのを待ちます。豊かな大根は、折れるような背筋に映えてくっきりと浮かび上がり、まるですだれのよう。

肉質がしまり、水分が少なく乾きやすい特性を持つ品種の大根が最適だそうで、自然の恵みを地域の風土が育んでいます。

「この地方は、冬、冷たい伊吹おろしにさらされて、とてもいい干し大根ができます。平田のたくあん漬けは、風映堂かで素朴な味と皆さんに評判ですよ。」とある農家。

この大根の天日干しが終わる頃、春が訪れます。

▶合併協議会のようす

# 平成十六年度予算など確認

●第十八回合併協議会●

第十八回合併協議会が、一月二十日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

**報告事項**

○報告第三十号
協定事項調査検討小委員会報告

第五回小委員会が平成十五年十二月二十日、第六回小委員会が平成十六年一月六日にそれぞれ開かれ、松永委員長より協議結果についての報告がありました。

なお、「新市名の考え方は行わないが、新市名の下に、旧三町の名称を付ける」、「新市名について、意識調査を実施し、その結果に基づいて、新市名を最終決定する。」の二つの意見を併記したものを、小委員会の最終報告としています。

**協議事項**

○協議第四十八号
海津町長等の報酬名称に関する要望への対応について

協定事項調査検討小委員会報告を受けて協議が行われ、継続協議となりました。

○協議第四十九号
合併の期日の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十号
合併に期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて
継続協議となりました。

○協議第五十一号
合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十二号
合併の期日の変更に伴う新市建設計画の変更について
継続協議となりました

○協議第五十三号
町・字の区域及び名称の取扱いについて（再協議）
継続協議となりました。

○協議第五十四号
平成十五年度普通四三町合併協議会会計補正予算（第二号）について（案）
合併の期日が平成十六年三月二十九日から変更されたことに伴い、平成十五年度中に完了予定の新規拡充案・施定支援施設改修事業が平成十六年度においても継続実施する必要性が生じました。このため、繰越明許費により対応しようというもので、原案どおり確認されました。

○協議第五十五号
平成十六年度予算について（案）
歳入歳出予算の総額を二千万円とすることについて、原案どおり確認されました。主なものとしては、新市誕生等発ミーフレット及び幕らしの便利帳の作成、庁舎再編にかかるレイアウト設計・調査などがあります。

**その他**

委員の質疑を受け、再度、協定事項調査検討小委員会が開かれることとなりました。

## 募集結果

○応募方法の概要
平成１５年１月１日～平成１６年１月３１日にかけて募集を行い、１人１点限り専用応募はがき及びホームページより応募できることとしました。

○選定基準
①漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称
②合併により誕生する市の名称として最もふさわしいもの
（既存の市と同一の名称は採用されません。）

○選定方法
新市名の候補を選定する小委員会において、１０候補以内を選定し、最終的に合併協議会で決定します。

全応募総数（２，５５９通）のうち、有効数２，４０３通、６５６種類でした。
応募状況等は、次のとおりです。

○地域別応募状況

| 応募地区 | 応募件数 | 割合(%) |
|---|---|---|
| 海津町 | １，１２３ | ４６．８ |
| 平田町 | ２７２ | １１．３ |
| 南濃町 | ７７６ | ３３．３ |
| 小計 | ２，１７１ | ９０．４ |
| 県内 | １０９ | ４．５ |
| その他 | １２３ | ５．１ |
| 合計 | ２，４０３ | １００．０ |

○年齢別応募状況

| 年齢 | 応募件数 | 割合(%) |
|---|---|---|
| ９歳以下 | １０７ | ４．５ |
| １０歳～１９歳 | ４４４ | １８．５ |
| ２０歳～２９歳 | １８４ | ７．７ |
| ３０歳～３９歳 | ２５２ | １０．５ |
| ４０歳～４９歳 | ２７９ | １１．６ |
| ５０歳～５９歳 | ４１５ | １７．３ |
| ６０歳～６９歳 | ３７６ | １５．６ |
| ７０歳～７９歳 | ２１５ | ８．９ |
| ８０歳以上 | ６６ | ２．７ |
| 不明 | ６５ | ２．７ |
| 合計 | ３，４０３ | １００．０ |

○男女別応募状況（不明を除く）

| 性別 | 応募件数 | 割合(%) |
|---|---|---|
| 男 | １，２３２ | ５０．９ |
| 女 | １，１８８ | ４８．５ |

○１０件以上応募のあった新市の名前（あいうえお順）

| 応募名称 | よみがな | 応募件数 | 応募名称 | よみがな | 応募件数 |
|---|---|---|---|---|---|
| かいづ | かいづ | １７ | 高須 | たかす | １０ |
| 海津 | かいづ | １６６ | 治水 | ちすい | ５７ |
| かいづ | かいづ | １２５ | 国南 | となん | １６ |
| 海津 | かいつ | ５１１ | なんのう | なんのう | １０ |
| 海南平田 | かいなんひらた | １２ | 南農 | なんのう | １０３ |
| 木曽三川 | きそさんせん | ５７ | 西美濃 | にしみの | １２ |
| 三川 | さんせん | １４３ | 濃尾 | のうび | ４０ |
| 山川 | さんせん | １０ | ひなか | ひなか | １３ |
| 新海津 | しんかいづ | １２ | 平南海 | ひらなみ | １６ |
| 水郷 | すいごう | ２６ | 三川 | みかわ | １１ |
| 水都 | すいと | １０ | 美濃海津 | みのかいづ | １２ |
| 西南 | せいなん | ２０ | 輪中 | わじゅう | ３８ |
| 西濃 | せいのう | １６ | | | |

※詳しくは、海津郡３町合併協議会ホームページへ



# 新市の名前について

海津郡３町合併協議会では、昨年２月「ひらなみ」を新市の名前と確認しました。
ところが、６月～７月、新市名称の再考を求める動きが起き、海津町長などから要望書が提出されました。
合併協議会では、この問題を専門的に検討するため、協定事項調査検討小委員会を設置。現在、この報告を受けて、活発な論議が行われています。
第18回合併協議会（平成16年１月20日）までの経過をまとめました。

## 新市名称に係る現在までの経過のおさらい

**第２回合併協議会（平成１４年１１月　８日）**

「一般公募により募集し、小委員会で選定方法を検討の上、候補を選定し、協議会で決定する。」ことが確認されました。

**第２回新市名称候補選定小委員会（平成１４年１１月２２日）**

スケジュール、新市名称公募募集要領、募集専用様式について小委員会案がまとめられました。

**第３回合併協議会（平成１４年１２月　９日）**

新市名称候補選定小委員会報告が行われ、原案どおり確認されました。

# 新市名称に「ひらなみ市」

## 新市名称の再考を求める動き（平成１５年６月～７月）

○南淡町の住民グループが、４，４０６名の署名簿を添えて請願書を議長に提出
（請願不採択）
○梅津町の住民グループが、９，５５２名の署名簿を添えて請願書を議長に提出
（請願採択）

次のとおり合併協議会長に提出されました。
＊南淡町の住民グループが、４，４０６名の署名簿を添えて“新市名称「ひらなみ市」の変更に関する再考方要請嘆願書”を提出
＊梅津町の住民グループが、“「三町合併協の新市名称を梅津市に変更」に関する再考方要請についての要望書”を提出
＊西淡兵児島県人会が、要望書を提出
＊梅部：徳島地区九州県人会が、“「３町合併協の新市名称を梅津市に変更」に関する請願書”を提出
＊梅津町議会議長が、要望書を提出
＊梅津町長が、要望書を提出

（参考・梅津町長からの要望書）

要　望　書

平素は、行政諸般にわたり、ご指導、ご鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。とりわけ、現在進められております梅津郡３町の合併協議につきましては、格別のご尽力を頂いており、衷心より厚く感謝申し上げます。

さて、早速で恐縮ですが、去る７月８日梅津町の有志の方々から、更に７月１４日には梅津町議会から、梅津郡３町合併協議会で決められた新市の名称変更に関する要望書を頂きました。

両要望書共、先に決められた新市の名称「ひらなみ市」を梅津郡３町の歴史、文化、地理等の特性を考慮し、夢と誇りを持ち、愛着がわき、更には公募等の結果も参考にし、民意を反映した名称（具体的には梅津市）に再考願いたいという強い要望であります。

特に梅津町議会からの要望は、過日９，５５２人の町民の方々が梅津町議会に名称変更について陳願され、議会で協議された結果、議会としては過去「ひらなみ市」という名称で了承はされているものの、これら多くの請願者の民意を最大限に尊重され、賛成多数で請願を採択された経過を踏まえてのものであります。

このように、多くの町民からの願い、まして梅津町議会からのご要望は、有難ながら町長としても町民の民意として重く受け止めなければなりません。

従いまして、現在、梅津郡３町合併協議会では、所期の目的に向かって諸般の事項が順次進められている中、また、私も委員として協議に参画させて頂いております立場から、このようなことを申し上げることは、誠に申し訳なく存じますが、新市名につきましては、これら多くの町民の気持ちをお察し頂き、是非再考願いたく、ここに梅津町長としてご要望を申し上げる次第であります。

平成１５年７月１７日

梅津郡３町合併協議会会長　　張　山　曽　郎　　様

梅津町長　　平　野　義　明



## 第３回新市名称候補選定小委員会（平成１５年　２月１２日）

○広く皆さんよりアイデア募集を行ったものであり、小委員会において募集前に決めた候補選定の考え方に基づき、必ずしも応募数の多いものが選定されているわけではありません。
○漢字の名称とひらがなの名称は、それぞれ別のものとして扱われています。
○新市の名称にふさわしいと考えられる名称として、６５８種類の中から次の８候補（１０候補以内）を選定しました。

| 名称候補 | よみがな | 応募者の主な理由 |
|---|---|---|
| かいづ | かいづ | 梅津郡だから。ひらがなは親近で子供から大人まで親しめる。 |
| 梅　津 | かいづ | 郡の名前であり、親しみやすい。長い間使ってきた名前。 |
| 水曽三川 | きそさんせん | 全国的にも知られ、国営公園もあってなじみやすい。 |
| 三　川 | さんせん | 梅津郡は水郷のまち。３町が三川のように１つになって発展 |
| 他　水 | ちすい | 他水の大切さを考える。織座義士の偉業を顕彰し歴史に残す |
| なんのう | なんのう | 美豊の南部の市。鹿尾平野の南に位置している。 |
| ひらた | ひらた | 織座義士「平田靱負」の遺徳を偲ぶ。歴史にちなんだ名前 |
| ひらなみ | ひらなみ | 梅津、平田、南濃の一文字を取る。柔らかいひらがなとした。 |

## 第８回合併協議会（平成１５年　２月２４日）

○委員それぞれが考え方を発表、活発な議論が交わされました。

＊主な意見
- 最多数のものを採用するべき
- 最多数であれば、小委員会で候補を絞り込む必要などなかった
- 新市にふさわしい新しい名称とすべきではないか

○議論は並行線をたどり、最終的には委員による投票となりました。
○２９名の委員（うち１名の委員は棄権）により無記名方式で厳正な投票が行われ、次のような結果となりました。

| 名称候補 | 票　数 | 名称候補 | 票　数 |
|---|---|---|---|
| ひらなみ | １３ | 他　水 | ０ |
| 梅　津 | １２ | なんのう | ０ |
| かいづ | １ | ひらた | ０ |
| 水曽三川 | ０ | 無　効 | ３ |
| 三　川 | ０ | 合　計 | ２８ |

○投票の結果を受けて、委員全員で新市の名称は「ひらなみ市」とすることが確認されました。

海津郡3町合併協議会は、岐阜県合併協議会交付金を受けて事業を進めています。

## まちかど訪問

### ひまわりフェスティバル（南濃町）

「みんなで健康、みんなの福祉」をテーマに、十一月初旬、海津町総合福祉会館において行われているのが、「ひまわりフェスティバル」です。

三回目となった今年度は、親子二人の来場者が訪れ、恒例のウォークラリー、高齢者のファッションショー、血液サラサラチェック、お肌健康チェック、豆腐づくり体験などが行われました。

若さんも「ここ元気」と「からだ」をリフレッシュ。

### こん平田フェスティバル（平田町）

多彩な内容で人気を集めているのが「こん平田フェスティバル」。

かわいいキツネのキャラクター「こん平田」が皆さんをお出迎えします。

毎年、十一月初旬、体育館及びふるさと会館などを会場に行われています。今年度は、漫談ショーをはじめ、落花踊、商工祭、文化展、映画会などに、お子さんからお年寄りまで幅広い年代の人たちがイベントを楽しみました。

### オレンジタウンなんのう いきいきフェスタ（南濃町）

今年度、十五回年を迎えたのが「オレンジタウンなんのう・いきいきフェスタ」。町の総合イベントとしてスタートして、今では欠かせない行事に。

平成十五年十一月一日・二日の二日間に参加した人は延べ二万七千三百人。交通渋滞を緩和するため、シャトルバスなども運行されています。

東海ラジオの公開録音などのほか、いきいき健康まつりなども実施。

## 編集後記

パソコンを使うためには、オペレーティングシステム（OSと言います。）が必要です。このソフトウエアがないと、コンピュータもただの機械の箱に過ぎません。

OSとしては、ウィンドウズやマックOSが有名ですが、近年、注目を集めているのがリナックス（Linux）。

一九九一年、フィンランドのリーナス・トーバルズ氏によって開発されたOSで、特筆すべきはオープンソースであるということ。つまり、中核となる部分の複製・修正・再配布などが自由に認められているのです。このため、世界中の技術者たちが自由に参加して「より良いソフトをつくろう」としています。

町においてのまちづくりでもオープンソースの発想が必要ではないでしょうか。

（T・M）



### 第16回合併協議会（平成16年10月14日）

新市名称など協議確認済みの合併協定事項の見直しに係る要望へ対応するため、「協定事項調査検討小委員会」の設置を決めました。

### 第6回協定事項調査検討小委員会（平成16年　1月　6日）

協約された次の2つの意見を併記したものを小委員会としての最終報告としてまとめました。

①新市名の再考は行わないが、新市名の下に、旧3町の名称を付ける。
・町内の住所は、「ひらなみ市　旭徳町（又は平田町・南濃町）○○○××番地」となる。

②新市名について、次の調査を実施し、その結果に基づいて、新市名を最終決定する。

意識調査のあり方（骨子）

1　**調査の趣旨**
合併協議会で決定した事項を尊重し、かつ、新市名再考の要望趣旨を汲み取るという観点に基づいた調査とする。

2　**調査の内容**
各町住民が、「ひらなみ市」と「海津市」のどちらに賛同するかのアンケート調査を実施する。

3　**調査の対象**
満20歳以上のすべての住民とする。

4　**調査の方法**
できるだけ多くの回答が得られ、二重回答等を防止する方法（調査の対象者一人ひとりに回答用紙を郵便で配布し、回答を郵便で返送する方法）とする。

5　**調査結果と新市名の最終決定**
各町毎に回答を集計し、2以上の町で賛同が多かった方を、新市名とする。

### 第18回合併協議会（平成16年　1月20日）

協定事項調査検討小委員会報告が行われました。
委員の要請を受け、再度、協定事項調査検討小委員会が開かれることとなりました。
「海津町長等の新市名称に関する要望への対応について」は、継続協議となりました。

●動き●

合併期日の変更に伴う

# 新市建設計画の変更を確認

●第十九回 合併協議会●

第十九回合併協議会が一月三十日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

**報告事項**

○報告第三十一号
協定事項調査検討小委員会報告

第七回小委員会が一月二十八日に開かれ、松永委員長より「小委員会委員において、三町の学識経験者委員による会議を開催し、新市名称に関する意見（への対応について意見を聴くこととなった。」との協議結果の報告がありました。

**協議事項**

○協議第四十八号
海津町長等の暫定処務に関する意見への対応について
継続協議となりました。

○協議第四十九号
合併の期日の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十号
合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて
継続協議となりました。

○協議第五十一号
合併の期日の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十二号
合併の期日の変更に伴う新市建設計画の変更について

合併期日の変更について、「目標年の変更」、「新市建設計画に盛り込んだが、既に合併前にそれぞれの町において取り組んでいるもの」、「統計手法の変更」、「新たな統計データが発表されたためにデータを新しくしたもの」について変更しようというもので、原案どおり承認されました。

○協議第五十三号
町・字の区域及び名称の取扱いについて（再協議）
継続協議となりました。

**合併についての更に詳しい情報は…**

<インターネット>

http://www.nannou.com/~gappei/



海津郡3町合併協議会
だより
No.17
2004年3月
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会 〒503-0992
岐阜県海津郡平田町今尾2107 平田町役場内
TEL 0584-65-6175 FAX 0584-56-4140
http://www.nannou.com/~gappei/

# 春爛漫

▶山麓に梅が香漂う◀

春爛漫、様々なところから花の便りが届く季節となりました。

ここ、南濃梅園（南濃町神戸）でも梅の花が見頃を迎え、付近一帯に甘い香りを放っています。

揖斐川に面した約三万平方メートル（約一万坪）の敷地に、昭和六十年より十年かけて植えられた苗木は五千十本。手入れされた枝には、白や淡いピンクの花びらがつき、訪れる人たちの目を楽しませています。

「この梅園には、南高梅や古城など数種類の梅が植えられています。園内には、どなたでも自由に入れますので、ぜひご覧頂きたいと思います。」と、梅園を管理する永谷総合社の工場長さん。

梅は、昔「願いをかなえてくれる不思議な力をもつ花」として多くの人々に愛されていたという話も。新市が目指す「光と風と水のふれあい田園都市」となりますように。

● 合併協議 Q&A

# 国・県の財政支援措置は？

Q. 今、市町村合併が進んでいる理由の一つとして、国や県の様々な財政支援措置があるからだと聞きました。どのようなものがあるのですか。

A. 市町村は、合併することによって経費の節減が可能になるなど、より効率的な行財政運営が可能になりますが、その一方で、合併前後に新しい市町村のまちづくりなどのために多額の経費を必要とします。

このため、国・県では、合併前後の市町村におけるまちづくりを支援するとともに、その行財政基盤の強化を図るために、合併特例法の期限切れとなる平成十六年度末を区切りに次のような財政支援措置を講じています。

合併する前

①合併準備補助金（国）

合併協議会が行う市町村建設計画の作成などについて、構成市町村を対象として、一団体につき五百万円を上限として補助されます。三町では、平成十四年度に、それぞれ五百万円の補助を受けています。

②合併協議会支援交付金（県）

合併協議会が、合併の準備に係る経費に対して補助され、交付限度額は構成市町村数に五百万円を乗じた額としています。海津郡三町合併協議会では、今年度、交付のための手続きを行っており、その限度額は一千五百万円です。

③その他（国）

合併準備経費、合併後計画書に対する特別交付税措置や条件を満たした事業に対して合併推進債（地方債充当率九〇%、普通交付税元利償還金算入率五〇%といった市町村にとって有利な起債）の発行が認められています。

合併した後

①合併市町村補助金（国）

合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業のうち、条件を満たした場合に要する経費に対し、合併年度及びこれに続く二年度に限り交付されます。海津郡三町の場合、総額三億九千万円となります。

②合併市町村支援交付金（県）

市町村建設計画に基づき実施する事業で、県に事業計画について知事の承認を受けたものを対象に交付されます。合併年度及びこれに続く五年度を交付期間として、海津郡三町の場合、六億円を限度に交付されます。

③普通交付税による措置（国）

市町村は、合併することによって経費の節約が可能となるので、一般的には、必要となる地方交付税の額は、合併前に比べて少なくなると考えられます。

しかしながら、合併当初は、経費の節約も困難な面があることから、急に地方交付税が減少しないよう激変緩和措置（合併算定替）を合併年度及びこれに続く十五年間にわたって適用することとしています。

また、合併後における行政の一体化に要する経費等に対する措置（合併補正）も行われます。海津郡三町の場合、五年間でおよそ三億八千万円が普通交付税に上乗せされます。

④特別交付税による措置（国）

合併を機に行われる新しいまちづくり、合併関係市町村間の公共料金格差是正、公債費負担格差の是正や土地開発公社の経営健全化等についての措置に的確に対応するために特別交付税が合併年度又はその翌年度から三年度にわたり包括的に措置されます。また、公営企業会計の平準化措置もあります。

⑤合併特例債（国）

合併後十ヵ年度は、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債（地方債充当率九五%、普通交付税元利償還金算入率七〇%といった市町村にとって非常に有利な起債）を充てることができます。海津郡三町の場合、十年間の標準全体事業費百七十一億円に対して起債可能額は百六十二億五千万円、普通交付税算入額は百十三億八千万円になります。

また、新市町村単位の地域振興・住民の一体感醸成のため行う基金造成に対しても合併特例債が充当できます。海津郡三町の場合、標準基金規模十三億四千万円、上限は二十億二千万円となります。



# まちかど訪問

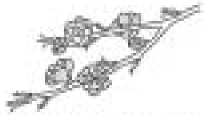

海津郡3町合併協議会は、岐阜県合併協議会支援交付金を受けて事業を進めています。

## 海津町の花「あやめ」

海津町の花「あやめ」は、昭和五十年、町制施行二十周年を記念して定められました。

「水郷のイメージにも合っており、栽培もしやすい」との理由から、当時の団体の代表二十七名から成る選定委員会において選ばれたものです。

あやめは、五・六月頃に青紫色又は白色の花をつけます。ハナショウブ、カキツバタは同科同属の別種、ショウブは別科。

## 平田町の花「サルビア」

平田町の花は「サルビア」。昭和四十九年に公募、町民の投票によって決められました。サルビアは、緋衣草（ひごろもそう）とも呼ばれ、夏から秋にかけて朱紅色の花を穂のようにつけます。

「情熱的な色で、花言葉が「尊敬」であることから、町将来の象徴としてふさわしい」との理由から選ばれ、庁舎前のプランターや花壇など随所に植えられています。

## 南濃町の花「みかんの花」

岐阜県唯一のみかん産地・南濃町。いわば、みかんは町のシンボルともいえるでしょう。そして、その花は、平成四年に町の花に指定されています。

例年四月、みかんは小さな純白の花をたくさんつけ、付近一帯を甘酸っぱい香りで包み込みます。現在のみかん栽培面積は九十九ヘクタール。

この他「家庭の花」として、パンジーが選ばれています。

## 編集後記

多くの人が愛読する「三国志（演義）」。ご存知のとおり、劉備（りゅうび）・曹操（そうそう）・孫権（そんけん）が、蜀（しょく）・魏（ぎ）・呉（ご）という国をつくり、それぞれ天下統一を目指すという、今から約千八百年前の中国を舞台とした話です。

その内容は、現代においても通じるところが多々あります。「三顧（さんこ）の礼」は、人に仕事を頼むのに、何度も訪問して礼を尽くすことですし、「水魚の交（まじ）わり」は、魚が水を必要とし、なければ生きていけないことから、離れることのできない非常に親密な交際をいいます。

このほかにも、たくさんあるのでは。

劉備・関羽（かんう）・張飛（ちょうひ）の「桃園の誓い」。そこから新たな歴史のドラマがスタートしたのです。（T・M）

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

# 海津郡3町合併協議会だより

No.18
2004年4月
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会

▲色とりどりの花が咲き乱れるチューリップ祭（去年の様子）

## Mooi!（モーイ）（オランダ語で「きれいだ」の意味）

### ▶ 4月3日からチューリップ祭 ◀

例年、多くの人が訪れるチューリップ祭。

今年の開催期間は、四月三日から十八日までです。

三千八百平方メートルの面積を持つ大花壇は、チューリップ八十二品種、ムスカリ一品種、約二十五万球が使われ、木曽三川の流れをモチーフにしてデザインされています。一方、チューリップ三品種、ムスカリ一品種、ヒヤシンス一品種、約十九万球を使ったミッフィー花壇は、オランダ生まれの人気キャラクター、うさぎのミッフィーがかたどられ、皆さんをお出迎えします。

このほか、公園内では、期間中、オランダ特産チーズやチョコレートの販売、ストリートパフォーマンスなど多彩な行事が行われます。

皆さんも、オランダののどかな田園風景を思わせる国営木曽三川公園へ、ご家族おそろいでお出かけになられてはいかがでしょう。



動き

## 活発な議論、交わされる

● 第二十回・第二十一回 合併協議会 ●

### 第二十回合併協議会

第二十回合併協議会が、二月二十四日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

**報告事項**

○報告第三十二号
協定事項調整検討小委員会報告

第八回小委員会が二月十八日に開かれ、委員長より「二回にわたる学識経験者会議における意見を踏まえて検討を行い、第十八回合併協議会への報告を小委員会としての最終報告とする旨を再確認した。（小委員会において、採決をとってほしいとの意見があった。）」との協議結果の報告がありました。

○報告第三十三号
新市建設計画（変更）事前協議に係る報告

岐阜県知事より、平成十六年二月十九日付けにて「市町村建設計画の変更に係る事前協議について」の回答があり、その報告が行われました。意見内容としては、字句の訂正にかかるもの二件でした。

**協議事項**

○協議第四十八号
海津町長等の新市名称に関する要望への対応について

対応方法については、三町長と県議会議員の協議に委ねられ、継続協議となりました。

○協議第四十九号
合併の期日の変更について

継続協議となりました。

○協議第五十号
合併に期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて

継続協議となりました。

○協議第五十一号
合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について

継続協議となりました。

○協議第五十三号
町・字の区域及び名称の取扱いについて（再協議）

継続協議となりました。

### 第二十一回合併協議会

第二十一回合併協議会が三月十九日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

**報告事項**

○報告第三十四号
新市建設計画（変更）正式協議に係る報告について

平成十六年三月五日付け、市町村第一六一八号において岐阜県知事より「異議なし」との回答があり、その報告が行われました。

**協議事項**

○協議第四十八号
海津町長等の新市名称に関する要望への対応について

三町長及び県議会議員の協議結果が報告されました。

主な内容としては、「住民意識調査を実施し、その結果に基づいて新市名称を再協議する。」、「町・字の名称については、協議第十八号に係る調査と併せて調査を実施し、その結果に基づいて、協議会で再協議する。」、「新市の事務所の位置について、『②統合庁舎については、新市において検討する。この場合において、総合庁舎の位置（新たな事務所の位置）に関しては、地理的条件、災害対策等様々な観点に基づいて、かつ、住民意識調査の結果等を踏まえ、選定する。』」というものです。

なお、継続協議となっています。

○協議第四十九号
合併の期日の変更について

継続協議となりました。

○協議第五十号
合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて

継続協議となりました。

○協議第五十一号
合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について

継続協議となりました。

○協議第五十三号
町・字の区域及び名称の取扱いについて（再協議）

継続協議となりました。

○協議第五十六号
新市の事務所の位置について（再協議）

継続協議となりました。

● 合併協議 Q＆A

## 新市建設計画について
# なぜ？計画変更なの・・・

**Q.** 新市建設計画とは、どのようなものですか。なぜ、変更しなければならなかったのですか。

**A.** 新市建設計画は、市町村の合併に際し、地域住民の皆さんに将来ビジョンを示すなど、マスタープランとしての役割を果たすものです。また、この計画を基礎として、様々な財政支援措置が講じられることとなっています。

海津郡三町合併協議会では、合併期日の変更前において、平成十六年三月二十九日を合併期日と定め、議論を進めてきました。新市建設計画につきましては、平成十五年一月二十二日に行われた第五回合併協議会において確認されているところです。

しかしながら、様々な議論があったことなどから、合併期日が変更されました。現在、合併協議会では、継続的に協議が進められています。

さて、合併期日が変更されると、それに伴って既に確認した事柄についても様々な影響が出てきます。たとえば、「議会議員や農業委員会委員の任期はどうするのか。」、「事務の統一はいつ行い、年間スケジュールはどう調整するのか。」などです。

もちろん、新市建設計画とも無関係ではありません。合併年度が変わることにより、十年後という目標年度を変更しなければなりません。財政計画にも影響をきたすのです。

合併特例法では、新市建設計画を変更したときにおいても作成したときと同様の手続きを求めています。

このため、合併協議会において「合併の期日の変更に伴う新市建設計画の変更について」を協議議題に掲げ、第十九回合併協議会において変更後の原案を確認。第二十回合併協議会では、県との事前協議に係る報告が行われています。そして、三月五日付けで、岐阜県知事より「異議なし」との回答がありました。

しかし、合併期日が変更されても新市の基本方針、主要施策などは、変わるものではありません。したがって、計画の変更は目標年の変更、時制の修正とともに既に構成町で取り組んでいるもの、県関係事業の見直し、新しい統計データが発表されたことによるものとなっています。また、新しい財政計画では、三位一体改革の実施などによる地方交付税への影響など、最新の情勢分析が盛り込まれています。

なお、変更後の新市建設計画（概要版）は、海津郡三町にお住まいの皆さんのご家庭にお配りを致します。

## まちかど訪問

### 海津町の木「松」

宝暦治水を成し遂げた薩摩藩士が植えたとされる千本松原の松並木。そして、高須小学校のシンボル「二本松」。松は、海津町民にとって最も縁の深い木といえます。昭和五十年、町の木として選ばれ、以来多くの人に愛されてきました。

しかし、その松も大きな危機にさらされています。松枯れです。今、千本松原では、たくさんの人の手で、樹幹注入処理などの対策が講じられています。

### 平田町の木「キンモクセイ」

平田町の木は「キンモクセイ」。昭和四十九年に公募、町民の投票によって決められました。

キンモクセイは、秋のお彼岸の頃、とてもよい香りを放つことで知られています。また、小さな花が散ると、じゅうたんを敷き詰めたように辺り一面を黄金色に染め上げます。

年中、緑を保っていることから、緑豊かな町にふさわしい木として選ばれています。

### 南濃町の木「ケヤキ」

将来に向かって発展する南濃町を象徴する「町の木」として、昭和四十九年にケヤキが選ばれ、定められました。ほうきを逆さにしたような樹形が、天に向かって伸びる姿を連想させます。

語源は「けやけき（秀でた）木」と言われ、南濃の山々や集落の木立に見受けられます。高さ二十～三十メートルまで成長します。

杉生神社（太田）のケヤキは県指定天然記念物で樹齢約八百年。

### 編集後記

「人事を尽くして天命を待つ。」―中学時代の恩師が、当時学生だった私たちに熱く語ってくれた言葉です。授業で教えていただいたことなど、すっかりどこかへ置き去ってきたのに、このときの記憶だけは風化することがありません。「人としてできる限りのことを実行し、その結果は天の意志にまかせる。」という意味なのですが、このとおり実行してきたかは疑問の残るところです。

私にとって、この言葉と重なるのが、幕末・維新の志士たち。なかでも、坂本龍馬には惹かれるものがあります。薩長同盟を成立させた人間性と行動力、亀山社中・海援隊の設立、船中八策など抜群のアイデア、そしてそのバイタリティも魅力的です。

私たちも、みんなの知恵と力で、住みよい故郷を築いていきたいものですね。

（T・M）

海津郡3町合併協議会は、岐阜県合併協議会支援交付金を受けて事業を進めています。

# 海津郡3町合併協議会だより

2004年5月
海津町・平田町・南濃町
No.19

編集・発行
海津郡3町合併協議会　〒503-0302
岐阜県海津郡海津町高須2557　平田町役場内
TEL 0584-65-0115　FAX 0584-66-4100
http://www.asamas.com/~gappei/

## 「いらっしゃ～い」

平田公園グリーンドーム こんぽ平田

「いらっしゃーい、安いよ、安いよ」―元気のいい掛け声が青空にこだまします。

平田公園グリーンドームでは、毎月第一・第三日曜日、こんぽ平田市が開かれています。

こんぽ平田は、お子代賢婦育のきっねをモチーフにしたキャラクターで、イベントなど様々なところで大活躍。平成四年に開催を始められています。ぬいぐるみなどを作られ、その愛嬌ある親しみやすい笑顔は、地域の人たちから愛されています。「おちょぼさん」は、病気封じ、厄除、家内安全にご利益のある神社とされています。皆さんも元気あふれる元気なまちにしたいものですね。

なお、平田町でも、あおぞら朝市、ふるさと朝市が定期的に開かれています。皆さんも、お誘い合わせのうえ、お出かけになられてはいかがでしょう。



## 合併協議会の動き

### 第二十二回 合併協議会

第二十二回合併協議会が、三月三十一日、平田町やすらぎ会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

#### 協議事項

○協議第四十八号 海津町長等の新市名称に関する意識への対応について

「住民意識調査を実施し、その結果に基づいて新市名称を決定する。」という調整方針案が提出されました。なお、調査の内容等は、次のとおりです。

①調査の趣旨で将来の名称について、住民の意識を把握するため、複数の候補を提示して調査を実施する。

②調査の内容で管内の住民が、新市名称候補選定小委員会の選定した8候補のうち、「かいづ市」を除いた7候補「海津市」、「三川市」、「末広三川市」、「ひらた市」、「ひらなみ市」のどれが適当と考えるかについての調査とする。

③調査の対象で満二十歳以上のすべての住民とする。

④調査の方法で調査の対象者一人ひとりに回答用紙「無記名アンケート用紙」を郵便で配布し、回答用紙を郵便で返送してもらう方法とする。

⑤調査結果と新市名称の決定で最多数のものを新市名称とする。

○協議第四十九号 合併の期日の変更について

新総協議会となりました。

○協議第五十号 合併の期日の変更に伴う調整方針の改廃について

新総協議会となりました。

○協議第五十一号 合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について

新総協議会となりました。

○協議第五十二号 町・字の区域及び名称の取扱いについて（再協議）

「町・字の名称については、協議第四十八号に係る調査と併せて調査を実施し、その結果に基づいて、協議会で再協議する。」という調整方針案が確認されました。なお、調査の内容等は、次のとおりです。

①調査の趣旨で町・字の名称について、住民の意識を把握するために調査を実施する。

②調査の内容で郡内の住民が、「町・字の名称は、現行のとおりとする」と「町・字の名称は、現行の町・字名の頭に、3町名「海津町、平田町又は南濃町」を付ける」のどちらに賛同するかについての調査とする。

③調査の対象で満二十歳以上のすべての住民とする。

④調査の方法で調査の対象者一人ひとりに無記名アンケート用紙「無記名アンケート用紙」を郵便で配布し、回答用紙を郵便で返送してもらう方法とする。

⑤調査結果と町・字の名称の決定で最多数のものを町・字の名称とする。

○協議第五十六号 新市の事務所の位置について（再協議）

新総協議会となりました。

### 第二十三回 合併協議会

第二十三回合併協議会が、四月二十九日、平田町役場において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

#### 報告事項

○報告第三十五号 海津郡三町合併協議会委員の変更について

このほど、合併協議会委員が次のとおり変更になりました。　＊敬称略

岩一人ひとりに無記名アンケート用紙「無記名アンケート用紙」を郵便で配布し、回答用紙を郵便で返送してもらう方法とする。

⑤調査結果と町・字の名称の決定で最多数の町・字の名称とする。

○協議第五十六号 新市の事務所の位置について（再協議）

新総協議会となりました。

#### 協議事項

○協議第四十九号 合併の期日の変更について

新総協議会となりました。

○協議第五十号 合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について

新総協議会となりました。

○協議第五十一号 合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について

新総協議会となりました。

○協議第五十二号 町・字の区域及び名称の取扱いについて（再協議）

新総協議会となりました。

○協議第五十六号 新市の事務所の位置について（再協議）

新総協議会となりました。

# 住民意識調査について

合併協議Q&A

**Q** 住民意識調査は、どのようにして行われるのですか。

**A** 「住民意識調査を実施し、その結果に基づいて新市名称を再協議する。」という三町長らによる調整方針案が、三月三十一日に行われた第二十二回合併協議会において確認されました。これを受けて、広く、住民意識調査が実施されます。

回答はがき等は、郵便にてお住まいの満二十歳以上の皆さん（今年三月三十一日現在、三町の住民基本台帳に登録されている方。なお、昭和五十九年四月一日以降にお生まれの方が対象となります。）に郵送し、回答期限は五月二十一日（金）当日差出分まで有効となっています。

設問は二つ。まず「新市名称について」そして「町・字の名称の取扱いについて」です。

記入していただきやすいように、どちらの設問も回答欄に○印を付けて頂く方式をとっており、新市名称については七候補一、町・字の名称の取扱いについては二者択一となっています。それぞれの設問について一つも○印が付いていない場合はもちろん、二つ以上付いている場合においてもその設問については無効となります。

また、郵送した法律の回答はがき以外のもの（たとえば、官製はがき、コピーしたもの など）は、無効となります。

回答の記入にあたっては、ボールペンなど消すことが困難な筆記用具を使っていただきますとともに、書き損じのないよう十分に注意してください。（誤答が訂正されているものは、無効となります。）

なお、回答はがきは必ず郵便をご利用ください。持参されましても、受け付けることができません。

一方、お一人につき、重複して回答されることを避けるため、再発行はしませんので、紛失することのないように十分にご注意ください。

住民意識調査の結果、最多数のものが新市名称となりますし、町・字の名称についても最多数が尚ります。

住民意識調査に、皆さんのご理解とご協力をお願いします。



## 図化財図訪①

「油島千本松原 締切堤」（海津町）

国の指定名称となっているのが「油島千本松原締切堤」です。

ご存知のとおり、料金川・揖斐川の締切堤約一キロメートルにわたる龍神の堤防です。薩摩藩士が工事完成のとき、宝暦の歴史とその魂をこの地にとどめるために、千本の日利松の苗を植えたものと伝えられています。

この周辺には、宝暦治水工事を記念して建立された宝暦治水碑があります。

「蛇池宝篋印塔」（平田町）

能楽宝篋印塔は、鎌倉時代のもので、県下では最も古い代表的な宝篋印塔として県の文化財指定を受けています。「未充塚」ともいこうづか」とも呼ばれ、地の者にお供を注いで飲めば、おこり病（マラリヤの一種）が治るとか、香を身につけていると言除けのお守りになると伝えられ、地域の人たちに信仰されてきました。

能楽塔は花崗岩製で、高さ百九十三センチ、宝塔等にあります。

「羽根谷 砂防堰堤」（南濃町）

国の有形文化財登録物にも指定されている羽根谷の二つの砂防堰堤（砂防の目的で、河川・渓谷を横断してつくられる堤防）。

コルネス・デ・レーケの指導により築造されたと言われ、最大級の規模や貴重な保存度から「我が国の砂防を語る上での貴重な遺産」と高い評価を受けています。明治時代に築造され、空積みによる技法が特徴で、現存をその後別を果たしています。

皆さんのご理解とご協力を

# 新市名称 町・字の名称の取扱い 住民意識調査

- 郵便をご利用ください。
- ご本人がお答えください。
- ボールペンを使ってください。
- 切手はいりません。
- 専用の回答はがきのみ有効です。
- 再発行はしません。
- 締め切り

5月21日（金）<当日差出分まで有効>

※余裕をもって、お出しください。

海津郡3町合併協議会だより No.20
2004年6月
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会

# 五月雨（さみだれ）を楽しむ

## 「月見の森」でアジサイ見頃

梅雨、低く垂れ込めた雲、重く湿った空気に気分も憂鬱になります。洗濯物は乾かないし、ワイシャツは肌にまとわりつくなどイライラする方も多いのではないでしょうか。

しかし、ちょっと観点を変えると、この季節の楽しみ方もあるのでは。トタン屋根をたたく五月雨は時に激しく、また繊細にリズムを刻み、カエルたちはそれに合わせて高らかに歌います。大きな葉の上の水滴は舞台でワルツを踊り、雨の山にかかる霧は幽玄の世界へいざないます。

植物が最も輝くのもこの季節でしょう。みどりは、スリガラスをはずしたように鮮明で、花々は美しさを競い合います。そして、雨の似合う花と言えば、やはりアジサイ。

月見の森では、今、およそ千二百本ほどのアジサイが見頃を迎えています。お出掛けして、次は何色に…。



# 市町村数は三、一〇〇に

## 全国各地で進む市町村合併

このほど、総務省では、合併協議会等の設置状況を調査しました（平成十六年四月一日現在）。

それによると、平成十五年四月一日から一年間で、合併により四十一市町が成立し、今年四月一日時点の市町村数は三、一〇〇となっています。また、四月十五日において二十八市町が法定協議会を構成しており、こうした市町村が合併した場合の市町村数は三、〇一七になると伝えています。

一方、全市町村の六割を超える市町村が法定協議会に参加しており、合併特例法の期限（平成十七年三月三十一日）を前に、市町村合併をめぐる動きは、益々活発化するものと思われます。

市町村合併の進捗状況

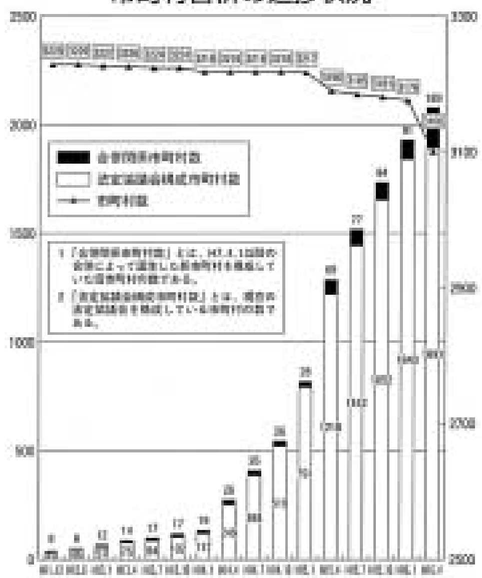


### 委員の変更

四月三十日、海津町及び南濃町において議会が開かれ、それぞれ議長などの役職が決められました。

海津郡三町合併協議会の委員は、次の通りです。

（敬称略）

海津町
水谷武博（議会議長）
大橋康治（議会議員）
伊田長平（議会議員）

南濃町
平井 勝（議会議長）
丹羽龍夫（議会議員）
田中 正（議会議員）

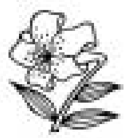

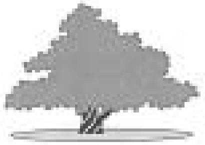

# 文化財探訪②

「八幡神社の社叢」（海津町）

海津八幡神社には、境内まで続く社叢（神社の竹やぶ）があります。この竹は、神社の流れ着いた箇所に、必ず自然に生えるといわれています。旧指定天然記念物。

古文書によると、八幡神社は、もともと下石津郡高田村稲荷神社の地にありました。その後、洪水のため本殿が流れ、福江村、宮地村、稲山村（現在の場所）へ次々と流れ着きました。そのとき、この竹も流れてきたと言われています。

「奉佐今尾茶路」（平田町）

瀬善作伝は、澳田作場を完成させた伝説上の人物で、一八五一年、今尾藩主竹腰正美に招かれて駿府の西に御茶寮を築き、三年余りの間に、数多くの作品を焼き上げました。

「瀬善茶碗今尾茶路」は、今尾神社にある作品であり、この二つは、町指定有形文化財となっています。

「庭田貝塚」（南濃町）

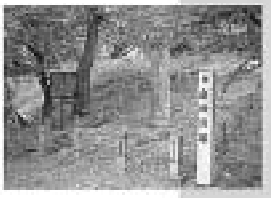

庭田貝塚は、岐阜県唯一の淡水産貝塚で県の指定史跡です。貝塚を構成する貝類はヤマトシジミで、ハマグリ、アカニシ、オオノガイなどとなっており、出土した土器片は、縄文中期のものが大半を占めています。

当時の貝塚は縄文後期、貝塚の形成は中期といわれ、海に適応した集団が移住してきたのではなく、庭田貝塚人が中間になって海に適応した生活をしたと考えられています。

## 随見俗記

私は、たまに大阪（名古屋）へ出かけます。目的地は、佐駿新と呼ばれる一角なのですが、まちの魅力もそのひとつ。日本の古き良き時代を思わせる店舗があるかと思えば、様々な国籍の料理店、最先端のIT機器を展示したコンピュータショップ。それぞれが、自分たちを主張するかのように軒を連ねています。個性的なラップがアーケードを流れ、若者たちがクレープを頬張る横を、お年寄りが乳母車を押しながら通り過ぎていきます。元気な街には、あふれる活気があります。

私たちの住む地域もたくさんの魅力にあふれています。ヨーロッパの田園風景を思わせる「国営木曽三川公園」、ノスタルジックな雰囲気の「おちょぼさん」、スパリゾートとして注目を浴びる「水晶の湯」。どれもが元気のみなもととなりそうですね。

（T・M）

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています



合併協議Q&A

# 現在における協議の状況は・・・

## ▼継続協議となっている協定項目▲

**Q** 現在、合併協議はどのようになっているのですか。また、今後、どうなるのでしょうか。

**A** 海津郡三町合併協議会は、平成十四年十月一日に設置され、協議を重ねてきました。

一度はすべての協定項目を確認したのですが、その後、海津町長などから新市名称に関する意見書が提出されました。合併協議会では、その対応を協議してきましたが、最終的に住民意識調査を実施し、その結果に基づいて新市名称を協議することとなりました。調査は、先月実施され、その結果は五月三十一日に行われた第二十四回合併協議会において報告されています。

しかし、継続協議となっているのはこれだけではありません。「新市の事務所の位置について（再協議）」「合併の期日の変更について」及びこれに伴う協議事項が残っているのです。

このうち、合併の期日及びこれに伴う関連項目が確認されていないのは、なぜなのでしょうか。

合併を進めるためには、合併協議終了、合併協定調印、各町議会議決、県への合併申請、県議会議決という一連の手続きが必要となります。さらに、電算システムの統合など事務スタートに向けての条件整備を合併申請の前後から始めることとなり、このために最低六ヶ月程度は必要です。したがって、合併申請して六ヶ月以後に合併可能となるのです。つまり、継続協議となっている諸課題を克服する目途が立たない状況においては、変更後の合併期日を決めることが困難と言わざるを得ません。

また、合併期日は、他の協定項目にも大きく影響します。議会議員や農業委員の在任特例期間はどのように扱うのか。団体であるとか、年間スケジュールに基づいて実施される事業のうち、年度途中に統一又は統合を図ることが困難であるものはどうするのかなどです。

なお、合併期日に関連して、現在継続協議となっている協定項目としては、次のようなものがあります。

- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
- 地方税の取扱い
- 消防団及び水防団の取扱い
- 国民健康保険事業
- 環境対策事業
- 保育事業
- 健康づくり事業

今後、変更後の合併期日が決まることに併せて、これら「合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて」及び「合併の期日の変更について」が協議・確認されていきます。

# 海津郡3町合併協議会だより No.21

2004年7月1日
海津町・平田町・南濃町

住民意識調査

## 皆さんのご協力ありがとうございました。

### 調査回答率は七八・〇四%

住民意識調査の集計結果

1 回答用紙の配布・回収の状況

| | |
|---|---|
| 配布対象 | 32,224 通 |
| うち居所不明等により配布できなかったもの | 85 通 |
| 配布数 | 32,139 通（ア） |
| 回収数 | 25,168 通 |
| うち所定の用紙を用いていないもの等集計の対象外 | 87 通 |
| 実回答数 | 25,081 通（イ） |
| 調査回答率（イ）／（ア） | 78.04% |

2 集計結果

設問1 新市名称について

| 新市名称候補 | 新市の名称としてよろしいとする回答数 |
|---|---|
| 海津 | 20,383 通 |
| 木曽三川 | 382 通 |
| 三川 | 186 通 |
| [illegible] | 166 通 |
| なんのう | 736 通 |
| ひらた | 151 通 |
| ひらなみ | 2,924 通 |
| 有効回答数（ウ） | 24,928 通 |
| 無効 | 153 通 |
| 有効回答率（ウ）／（イ） | 99.39% |

設問2 町・字の名称の取扱いについて

| | |
|---|---|
| 現行のとおり | 11,057 通 |
| 現行の町・字名の前に、3町名を付ける | 13,518 通 |
| 有効回答数（エ） | 24,576 通 |
| 無効 | 505 通 |
| 有効回答率（エ）／（イ） | 97.98% |

このほど、新市名称等に関する住民意識調査が実施され、五月三十一日、その集計作業が平田町役場において行われました。（結果は上記のとおり）

調査の対象は、郡内にお住まいの満二十歳以上の住民の方で、大勢の皆さんより回答が寄せられました。ご協力、大変ありがとうございました。（調査記事は二ページ、三ページに掲載）

〔右側写真〕三町からの代表委員らによる立会人が見守るなか、厳正に集計作業が進められていきました。

(1) 2004. 7. 1 海津郡3町合併協議会だより

動き ●● 三町名（海津町・平田町・南濃町）は付ける

## 新市名は「海津市」に

第二十四回合併協議会

第二十四回合併協議会が、五月二十一日、平田町役場において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

**報告事項**

○報告第三十九号 海津郡三町合併協議会委員の変更について

このほど、合併協議会委員が次のとおり変更となりました。（敬称略）

＊南濃町
議会議長
丹羽智夫⇒水井 猶
議会議員
村田政守⇒丹羽敏夫

○報告第四十号 住民意識調査集計結果について

合併協議会に先立って、三町の委員代表らの立会いにより住民意識調査の集計が行われ、その結果報告が行われました。居所不明などにより配布できなかったものを除く配布数三二、一三九通に対し実回答数は二五、〇八一通であり、調査回答率は七八・〇四%となっています。

設問一の「新市名称について」は、「海津」が二〇、三八三通、「木曽三川」が三八二通、「三川」が一八六通、「[illegible]」が一六六通、「なんのう」が七三六通、「ひらた」が一五一通、「ひらなみ」が二、九二四通となっており、また無効が一五三通ありました。

一方、設問二の「町・字の名称の取扱いについて」は、「現行の町・字名の前に、三町名を付ける」が一三、五一八通、「現行のとおり」が一一、〇五七通を上回りました。また、無効が五〇五通ありました。

**協議事項**

○協議第四十九号 合併の期日の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十号 合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて
継続協議となりました。

○協議第五十一号 合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十二号 町・字の区域及び名称の取扱いについて（再協議）

「町・字の区域及び名称の取扱いについて（平成十五年一月二十二日第五回合併協議会協議承認）」、次のとおり再協議する。「(1)町・字の区域は、現行のとおりとする。(2)町・字の名称については、現行の町・字名の前に、三町名（海津町、平田町又は南濃町）を付ける。」という調整方針（案）が承認されました。

○協議第五十六号 新市の事務所の位置について（再協議）
継続協議となりました。

○協議第五十七号 新市の名称について（再協議）

「新市の名称について（平成十五年二月二十四日第八回合併協議会協議承認）」、次のように再協議する。「新市の名称は、「海津市」とする。」という調整方針（案）が承認されました。

第二十五回合併協議会

第二十五回合併協議会が、六月十日、平田町役場において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

**報告事項**

○報告第四十一号 平成十五年度海津郡三町合併協議会繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第百四十六条第二項の規定により繰越明許費繰越計算書を合併協議会に報告するもので、新市建設計画・電算事業経費百五十七万五千円のうち、六十三万円を平成十六年度に繰り越すものです。

2004. 7. 1 海津郡3町合併協議会だより (2)

合併協議Q&A

# 住所はどうなるの？

## ▼回答はがきの番号について▲

Q 住民意識調査の結果により、新市における住所はどうなるのでしょうか。また、なぜ調査の回答はがきに番号がついていたのですか。

A 新市名称等に関する住民意識調査は、協内にお住まいの満二十歳以上の皆さんを対象に実施されました。設問は、「新市名称について」及び「町・字の名称の取扱いについて」であり、五月三十一日に集計作業が行われました。

配布対象は三三、二三四通。このうち八十五通は転居先不明等により配布することができず、三三、一三九通が配布されました。回答数は一五、一六八通でしたが、所定の用紙を用いていないなど八十七通が対象外となり、集計総数は一五、〇八一通でした。このため、調査回答率（配布数に対する集計総数の割合）は四五.〇四％となります。

集計結果は、「新市名称について」が①「海津」、②「ひらなみ」、③「なんのう」、④「木曽三川」、⑤「三川」、⑥「治水」、⑦「ひらた」という順でした。また、「町・字の名称の取扱いについて」は、「現行の町・字名の前に、三町名を付ける」が「現行のとおり」を上回りました。（詳しくは、前載掲載の集計結果をご覧ください。）

第二十四回合併協議会では、住民意識調査の結果が報告され、それに基づいて協議が行われ、新市名称は「海津市」、「現行の町・字名の前に、三町名を付ける」という調整方針（案）が確認されました。これにより、たとえば新市における現在の役場所在地は、海津町役場が岐阜県海津市海津町高須五一五番地、平田町役場が岐阜県海津市平田町今尾五七番地、南濃町役場が岐阜県海津市南濃町駒野奥条入会地九番地二となります。

さて、住民意識調査実施中には、回答用紙に付いている番号にご意見やお問い合わせを多くいただきました。

この番号は二重投函を防止する目的のみに用いられており、住民の皆さんから「回答はがきが届いていない」との連絡があった場合における対策です。実際に、このようなご連絡を頂き、調査を行ったのですが、回答はがきの再発行は原則できず、交付を行いました。集計作業では、届いていないとされた回答はがきが含まれていないかの確認作業も行いました。

なお、回答はがきは五月三十一日の集計日まで平田庁舎において厳重に保管されていましたし、集計番号を管理するための台帳は、集計作業日までに完全に処分されています。したがって、回答はがきと台帳を照合することは全く不可能であり、どなたが何と回答されたかは調べることができません。住民の皆様のプライバシーは固く守られておりますので、ご安心ください。

### 協議事項

○協議第四十九号
合併の期日の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十号
合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて
継続協議となりました。

○協議第五十一号
合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十六号
新市の事務所の位置について（再協議）
継続協議となりました。

なお、新市において検討することとしている総合庁舎の問題については、その調査案づくりを三町の町長・議長及び各議会協議の協議に委ねることとなりました。

## 文化財探訪③

### 本阿弥新田助命壇（海津町）

海津町本阿弥新田は、京都の豪商・本阿弥家が開発した新田です。この地域では、古くから洪水が続き、当時、水害が絶えませんでした。

地主である名野家は、困窮する周辺住民のために避難場所を築きました。これが助命壇であり、別名は命塚。海津町指定有形民俗文化財。

建物ではなく、下の石段を積んで、約一・五メートルほど土盛りした部分のところを助命壇と言います。

### 今尾常栄寺薩摩工事義殁者墓（平田町）

幕府の命令により、洪水に苦しむ美濃の人々のために、薩摩藩士がその命と引きかえに成し遂げたお手伝い普請（一七五四〜一七五五）。

薩摩藩の死者は、自害・病死合わせて八十数名と言われています。このうち、今尾常栄寺には、旧薩摩藩士の墓があり、安らかに眠っています。県史跡。

なお、平田という町名は、お手伝い普請の総奉行「平田靱負」翁にちなんで名付けられました。

### 松山諏訪神社の大クス（南濃町）

南濃山地の麓にあって、ひときわ目を引くのが松山諏訪神社の大クスです。樹齢約千年と推定され、この地域をずっと見守りつづけてきました。根回り九・五メートル、目通り八・五メートルの太さがあり、大きな樹冠がその威厳を保っています。県指定天然記念物。

昔、南濃伊予（嫁取）の戦乱で松山城が落城寸前になったとき、最後が鍛のともづなをこの大クスに結びつけたという言い伝えも。

### 編集後記

夜空には不思議な魅力があります。宿題を終えてついたように、無数に輝く星たち。寝苦しい夜にぽっかりと口を開けるまん丸の月。その先には、限りない未来が広がっているような気がします。新町誕生で数すれば、新しい建設が駆け足でやってくるのかも。

新市の名称にかかる住民意識調査で、「ひらなみ市」は「海津市」に変わりました。ひとつの課題にピリオドを打ったことになります。

この他にも懸案となっている事項はありますが、必ずや円満解決に向けての道が開けていくのではないでしょうか。

様々な意見がある中で、住み良い地域づくりを願う気持ちは皆さん同じだと思います。新市に向けて出発しようとする協議会の主役は、すべての住民なのですから。

（T・M）



R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

海津郡3町合併協議会
だより
No.22
2004年8月1日
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会

# 暑さを吹き飛ばせ！

## 海津町民プール

暑い日が続きます。こんなときには、プールでの水遊びが一番。

海津町民プールでは、通年利用できる屋内プールに加え、屋外プールもオープン。毎日のように、歓声が響いています。特に長さ五十メートルにも及ぶウォータースライダーは大人気。[illegible]んばかりにギラギラと照りつける日差し、しんしんと降り注ぐせみ時雨にあって、日焼けした子どもたちは、まさに水を得た魚のように次々と着水の上を滑り落ちていきます。

皆さんも、お出かけになられてはいかがでしょう。

なお、施設の利用料は町内者と町外者で違いますが、平田町と南濃町では、それぞれの町で助成制度を設けており、海津町の住民の方と同額で利用することができます。

詳しくは、それぞれの町の教育委員会へお問い合わせください。



## 第二十六回合併協議会

第二十六回合併協議会が六月二十九日、平田町やすらぎ会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

### 協議事項

○協議第四十九号
合併の期日の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十号
合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて
継続協議となりました。

○協議第五十一号
合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十六号
新市の事務所の位置について【再協議】
三町の町長・議長及び総務委員会の協議に委ねられていた総合庁舎方式の調査案が示され、継続協議となりました。

## 第二十七回合併協議会

第二十七回合併協議会が七月七日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

### 協議事項

○協議第四十九号
合併の期日の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十号
合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて
継続協議となりました。

○協議第五十一号
合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について
継続協議となりました。

○協議第五十六号
新市の事務所の位置について【再協議】
タイムリミットを設けて協議を行うこととなり、継続協議となりました。

## 岐阜県内の合併状況

(平成16年7月1日現在)

| 新市名 | 旧市町村名 | 合併期日 |
|---|---|---|
| 山県市 | 高富町、伊自良村、美山町 | H15.4.1 |
| 瑞穂市 | 穂積町、巣南町 | H15.5.1 |
| 飛騨市 | 古川町、河合村、宮川村、神岡町 | H16.2.1 |
| 本巣市 | 本巣町、真正町、糸貫町、根尾村 | H16.2.1 |
| 郡上市 | 八幡町、大和町、白鳥町、高鷲村、美並村、明宝村、和良村 | H16.3.1 |
| 下呂市 | 萩原町、小坂町、下呂町、金山町、馬瀬村 | H16.3.1 |

| 合併協議会の名称 | 合併予定日 |
|---|---|
| ①[illegible] | — |
| ②[illegible] | H16.11.1 |
| ③[illegible] | H17.3.31まで |
| ④海津郡3町合併協議会 | — |
| ⑤[illegible] | H17.1.31 |
| ⑥[illegible] | — |
| ⑦[illegible] | — |
| ⑧[illegible] | H17.2.7 |
| ⑨[illegible] | — |
| ⑩[illegible] | H17.2.13 |
| ⑪[illegible] | H16.10.25 |
| ⑫[illegible] | H17.2.1 |
| ⑬[illegible] | H17.2.13 |

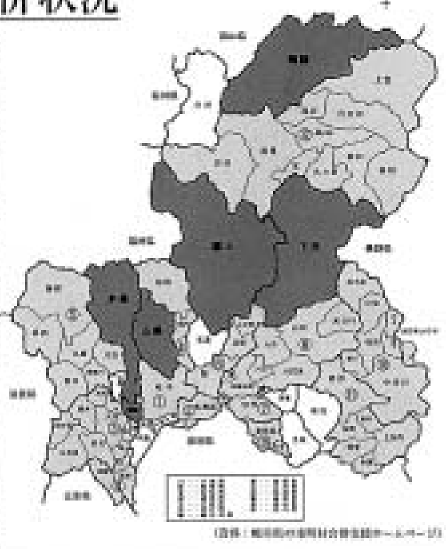

「新市の事務所の位置」の経緯は

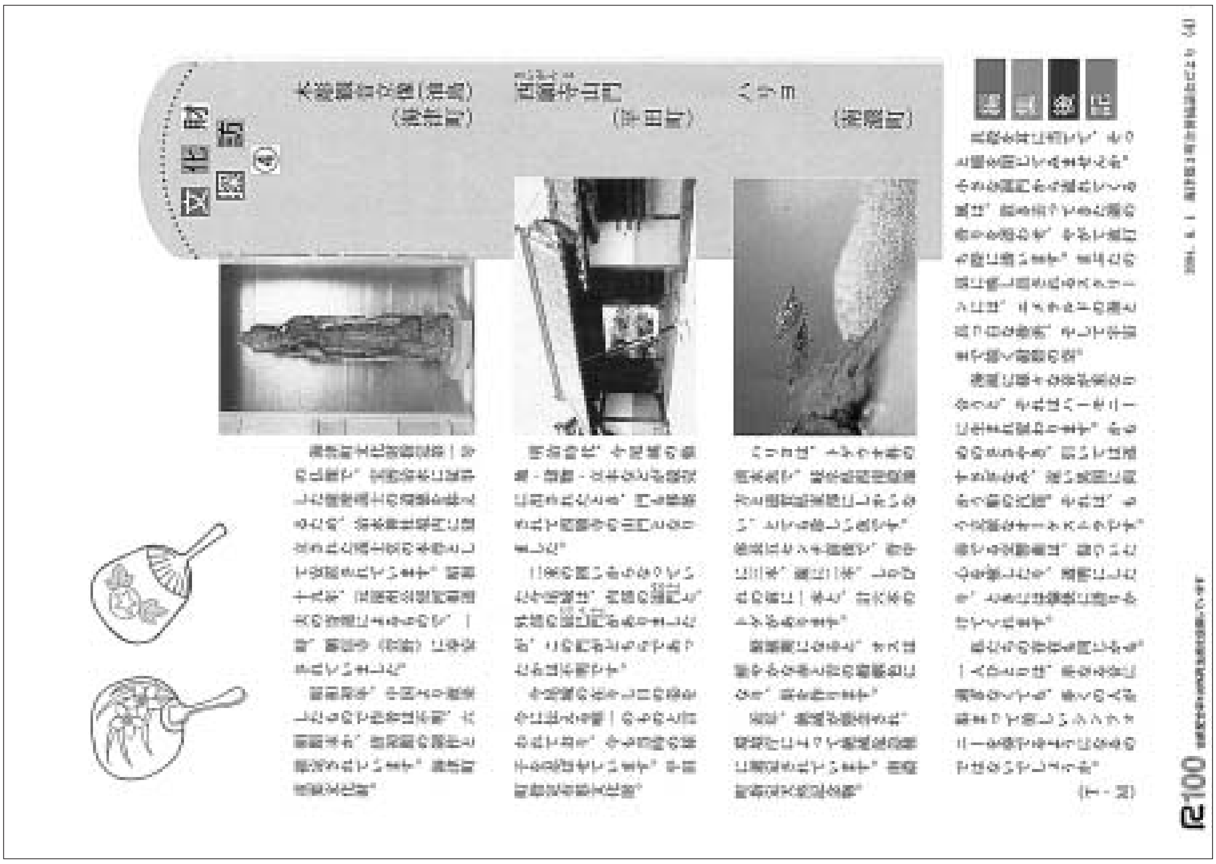

# 海津郡3町合併協議会だより

2004年9月
海津町・平田町・南濃町
No.23
編集・発行
海津郡3町合併協議会

## 友好の輪を広げる

### 「平田っ子」交流会

平田町では、由紀町(平田町)との青少年ふれあい交流事業を実施しています。

この二町は友好町として交流を進めており、今年で十二回を数えるこの「平田っ子」交流会もその一つ。山形の「平田っ子」たち二十名は七月三十日に出発を迎え、八月二日までの四日間、ホームステイしながら福島県での生活を楽しみました。

さて、海津郡三町合併協議会では、姉妹都市・国際交流関係事業として「交流事業」については、平成十七年度は引き続き実施し、平成十八年度以降については廃止において調整する。」という調整方針を確認しています。

なお、山形県平田町においても、酒田市など一市四町との合併協議が進んでいます。

(写真「秋田の赤い」であいさつする参加者)



## 動き

### 合併期日は

## 平成17年3月28日に変更

### 第二十八回 合併協議会

第二十八回合併協議会が七月二十八日、平田町でひらかれ合併において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

#### 報告事項

○報告第四十二号
平成十五年度海津郡三町合併協議会会計処理報告書について
歳入総額六十三百七十五万五千五十八円、歳出総額三十六百八十三万九千百四十三円、繰越明許費繰越額六十三万円で決算することについて、原案どおり承認されました。
なお、監査報告書二十六百二十八万九千九百十五円

#### 協議事項

○協議第五十五号
合併の期日の変更について
「合併の期日(平成十五年二月二十四日第八回合併協議会協議)を次のように変更する。合併の期日は、平成十七年(二〇〇五年)三月二十八日とする。」という調整方針(案)が確認されました。
○協議第五十号
合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて
原案協議となりました。
○協議第五十一号
合併の期日の変更に伴う調整方針の変更について
「合併の期日の変更に伴い、次に掲げる調整方針について、下記のとおり変更するものとする。
1 農業委員会委員の定数及び任期の特例に関する法律第六条第一項第一号の規定を適用し、平成十七年七月十九日まで引き続き新市の設置委員会の選挙による委員として任命する。
2 姉妹都市・国際交流関係事業(平成十五年二月二十日第七回合併協議会協議)を次のように変更する。
交流事業については、平成十七年度は引き続き実施し、平成十八年度以降については廃止において調整する。」という調整方針(案)が確認されました。
○協議第五十六号
新市の事務所の位置について
一部委員から、「調整方針に海津町を明記し、住民の意向も含めるべきではない。」という意見等が出され、二十六名による起立採決の結果、賛成多数で決定されました。
また、その後、「新市の事務所の位置について(平成十五年二月二十四日第八回合併協議会協議事項)の(1)を次のように変更する。
(1)統合庁舎については、新市において検討する。この場合において、統合庁舎の位置(新たな事務所の位置)については、交通性・地盤の強固さ、当該庁舎建設の位置決定の経緯を第一義として、利便性(駐車、高速道路、国道、その他主要道路へのアクセス、付近への人口の集中度、他の公共機関利用への利便、経済性(建設経費、管理経費)等を必須条件とし、住民の意向も含め、答議会、庁内等に設置を選択する。」という調整方針(案)が確認されました。

### 第二十九回 合併協議会

第二十九回合併協議会が、八月十日、平田町役場において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

#### 協議事項

○協議第五十号
合併の期日の変更に伴う調整方針の取扱いについて
原案協議となりました。
○協議第五十九号
合併協定書(案)について
次回協議となりました。

# 年表

- 1868（慶応4）年 江戸城無血開城
- 1869（明治2）年 版籍奉還
- 1871（明治4）年 廃藩置県
- 1872（明治5）年 学制公布
- 1873（明治6）年 徴兵令公布
- 1877（明治10）年 西南戦争
- 1889（明治22）年 大日本帝国憲法発布
- 1894（明治27）年 日清戦争
- 1904（明治37）年 日露戦争
- 1914（大正3）年 第一次世界大戦
- 1923（大正12）年 関東大震災
- 1925（大正14）年 普通選挙法成立
- 1931（昭和6）年 満州事変
- 1937（昭和12）年 日中戦争
- 1941（昭和16）年 太平洋戦争
- 1945（昭和20）年 広島・長崎に原爆投下
- 1945（昭和20）年 ポツダム宣言受諾
- 1946（昭和21）年 日本国憲法公布
- 1950（昭和25）年 朝鮮戦争
- 1951（昭和26）年 サンフランシスコ平和条約
- 1956（昭和31）年 日ソ共同宣言
- 1964（昭和39）年 東京オリンピック
- 1965（昭和40）年 日韓基本条約
- 1972（昭和47）年 沖縄返還
- 1973（昭和48）年 第一次石油危機
- 1978（昭和53）年 日中平和友好条約
- 1989（平成元）年 消費税導入
- 1990（平成2）年 東西ドイツ統一
- 1991（平成3）年 湾岸戦争
- 1995（平成7）年 阪神・淡路大震災
- 2001（平成13）年 アメリカ同時多発テロ
- 2003（平成15）年 イラク戦争
- 2004（平成16）年 スマトラ沖地震
- 2005（平成17）年 愛知万博



## 年表づくりの進め方

### 1 年表の題名を決める

### 2 年表に入れる事柄を選ぶ

### 3 事柄の年月日を調べる

### 4 年表の形を決める

### 5 年表に書き入れる

### 6 年表を仕上げる

## 年表づくりの進め方

年表は、歴史の流れを理解するのに役立ちます。ここでは、年表をつくる手順を説明しましょう。

### 1 年表の題名を決める

年表をつくるときは、まず、題名を決めます。題名は、年表の内容がはっきりわかるようにつけます。

### 2 年表に入れる事柄を選ぶ

年表に入れる事柄を選びます。事柄を選ぶときは、年表の題名にふさわしいものを選びます。

### 3 事柄の年月日を調べる

選んだ事柄の年月日を調べます。年月日は、正確に調べましょう。

### 4 年表の形を決める

年表の形を決めます。横書きにするか、縦書きにするかを決めます。

### 5 年表に書き入れる

調べた年月日と事柄を、年表に書き入れます。

### 6 年表を仕上げる

年表を仕上げます。





## 年表づくりの進め方

### 1 年表の題名を決める

年表をつくるときは、まず、題名を決めます。題名は、年表の内容がはっきりわかるようにつけます。

### 2 年表に入れる事柄を選ぶ

年表に入れる事柄を選びます。事柄を選ぶときは、年表の題名にふさわしいものを選びます。

### 3 事柄の年月日を調べる

選んだ事柄の年月日を調べます。年月日は、正確に調べましょう。

### 4 年表の形を決める

年表の形を決めます。横書きにするか、縦書きにするかを決めます。

### 5 年表に書き入れる

調べた年月日と事柄を、年表に書き入れます。

### 6 年表を仕上げる

年表を仕上げます。

10　特別職等の身分の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)新市の電算処理体制については、3町の便が図られるよう協議して定める。<br>(2)特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令等の定めがある場合は、その規定を適用する。なお、法令等の定めがない場合は、新市において新たに設置する。<br>(3)職員数を含む特別職の報酬の額等については、当面3町の例により調整し、新市において職員団体の特別職の報酬等の額等を参考にして定める。 |

11　条例、規則等の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、統一を図り新市における方の区分により整備するものとする。<br>①合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、制定施行し、施行させる必要があるもの<br>②合併後、一定の期間に制定時に施行させる必要があるもの<br>③合併後、適次制定し、施行させることとするもの |

12　事務機構及び組織の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 新市における事務機構及び組織については、新市建設計画時との整合性を図りながら次の「新市における組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。<br>「新市における組織・機構の整備方針」<br>①市民が利用しやすく、市民の声が適正に反映することができる組織・機構<br>②市民サービスが現行より低下しないよう配慮した組織・機構<br>③簡素で効率的な行政運営を高度かつ的確に対応できる組織・機構<br>④行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構 |

13　一部事務組合・広域連合等の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)海津郡の町で構成する一部事務組合及び広域連合については、合併の前日をもって当該組合及び広域連合を解散し、合併の日に全ての事務及び財産を新市に引き継ぐものとする。<br>(2)その他の一部事務組合については、3町は合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。<br>(3)大垣地域広域市町村圏協議会その他の協議会については、3町は合併の前日をもってこれらの協議会から脱退し、新市において合併の日に大垣地域広域市町村圏協議会その他必要と認められる協議会に加入する。<br>(4)大垣地域公平委員会については、合併の前日をもって脱退し、新市において公平委員会を設置する。<br>(5)3町の土地開発公社については、合併の前日までに解散する。 |

14　使用料、手数料等の取扱い（上下水道使用料、公営住宅使用料を除く。）

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)使用料については、同一又は類似する施設に係るものを除き、現行のとおりとする。同一又は類似する施設の使用料は、合併後又は合併後速やかに、可能な限り統一するものとする。この場合において、必要に応じて減額措置（激変緩和措置）を設ける。<br>(2)手数料については、受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一する。 |

15　公共的団体等の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの統廃を尊重しながら、そのあり方について調整につとめるものとする。<br>(1)各町共通の団体について<br>①新市との一体性を図るため、できる限り合併時に統合できるように調整につとめる。<br>②国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の協議・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。<br>③統合に当面を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整につとめる。<br>(2)各町独自の団体について<br>原則として、新市のとおりとする。 |

16　各種団体への補助金、交付金等の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、新市において調整するものとする。<br>①3町又は3町で同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。<br>②類似の補助金等については、従来の実績等を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整する。<br>③整理統合できる補助金等については、統合するよう調整する。 |

17　町・字の区域及び名称の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)町・字の区域は、現行のとおりとする。<br>(2)町・字の名称については、現行の町・字名の後に、3町名（海津町、平田町又は南濃町）を付ける。 |

18　銀行の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)指定、自治振興、市の元・本等については、新市において定めるものとする。<br>(2)各種官公については、新市において定めるものとする。<br>(3)名誉市民制度については、新市において、平田町及び南濃町の例により調整する。<br>(4)表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。 |



# 海津郡3町合併協議会だより（号外）

## 協議会で確認された合併協定項目

（平成16年8月23日現在）

1　合併の方式

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。 |

2　合併の期日

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 合併の期日は、平成17年（2005年）3月28日とする。 |

3　新市の名称

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 新市の名称は、「海津市」とする。 |

4　新市の事務所の位置

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)当分の間、現3町の庁舎を海津庁舎、平田庁舎及び南濃庁舎とし、各庁舎に、住民の利便及び組織運営の合理化という点に配慮して、総合支所的な機能を持たせる。また、この間の事務所の位置は、海津庁舎の所在地（海津町高須1516番地）とする。<br>(2)総合庁舎については、新市において検討することの時点において、現在庁舎の位置（新たな事務所の位置）については、安全性（地盤の強弱）、自然災害等面の危険度の低さ）を第一義として、利便性（鉄道、高速道路、国道、その他主要道路へのアクセス、他市への人口の集中度、他の公共機関利用への利便）、経済性（建設経費、管理経費）等を必須条件とし、住民の意向も含め、客観的、専門的に最適地を選定する。<br>(3)開発審議の支所は、現行のとおりとし、総合庁舎等行政は、将来の方向でそのための方策を検討する。 |

5　財産及び債務の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 3町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。 |

6　議会の議員の定数及び任期の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 新市における議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。<br>①現在の議会の議員の定数は、22人とする。<br>②議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後6月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。 |

7　農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)農業委員会の委員の定数及び任期については、新市に1つの農業委員会を置き、3町の選挙で選任された農業委員であった者は、当該町の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日までに引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。<br>(2)選挙による委員の定数は30人とし、選挙区については3選挙区とする。 |

8　地方税の取扱い（国民健康保険税を除く。）

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税及び入湯税については、市税として現行のとおり新市に引き継ぐものとする。<br>(2)国税については、異はする。<br>(3)入湯税については、温泉掘削について調整し、異議の例により新市に引き継ぐものとする。<br>(4)個人住民税の納期については、海津町及び平田町の例により調整するものとする。<br>(5)固定資産税の納期については、5月、7月、11月及び翌年2月で調整するものとする。また、農村地域工業等導入促進法に係る特例及び中部圏開発整備法の規定による不均一課税は、平田町及び南濃町の例により調整する。<br>(6)個人住民税及び固定資産税に係る前納報奨金制度については、当面存続し、報奨金の額等は合併時までに検討する。 |

9　一般職の職員の身分の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | (1)海津町、平田町及び南濃町の一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。<br>(2)海津西部広域連合、海津都サンスパー広域連合及び養老精神衛生施設事務組合の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。<br>(3)職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化につとめるものとする。<br>(4)職員の任免等については、人事管理の適正化の観点から、合併時に統一を図る。<br>(5)給与については、給与の適正化の観点から、合併時までに調整し統一を図る。<br>なお、合併時、現職員について現給を保障するとともに、合併後、給料の格差是正を行う。 |

### 20－13　上下水道事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ①水道事業<br>㋐加入金については、南淡町の例により、<br>一律　15,000円(消費税別途)とする。<br>㋑使用料金については、<br>洲本町　基本料金　1,400円／10m³<br>超過料金　140円／m³<br>平田町　基本料金　1,400円／10m³<br>超過料金　130円／m³<br>南淡町　基本料金　950円／10m³<br>超過料金　100円／m³<br>とし、合計額に消費税を加えたものとする。(10円未満切捨て)<br>上記使用料金については、合併3年後に適正な価格を定めて統一する。<br>㋒検針については、平日昼の時により順月検針とする。<br>㋓現金収分及び口座振替については、廃止する。<br>㋔南淡町の簡易水道料金については、事業完了まで、現行どおり南市に引き継ぐものとする。<br>②下水道事業<br>㋐受益者負担金及び納期については、現行どおり南市に引き継ぎ、事業完了後統一するものとする。公共桝を2個設置する場合及び宅等の取扱いについても同様とする。<br>㋑3町の公共下水道及び平田町の農業集落排水の使用料金については、南淡町の例による基本料金　1,400円／10m³　超過料金　140円／m³とし、合計額に消費税を加えたものとする。(10円未満切捨て)<br>㋒建物料の納期については、平日昼の時により統一(隔月)するものとする。<br>㋓南淡町の農業集落排水使用料金については、現行のとおり南市に引き継ぐものとする。 |

### 20－14　建設関係事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 現行どおり南市に引き継ぎ、南市において新たな道路整備計画等を策定していくものとする。 |

### 20－15　学校教育事業(通学区域)

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 通学区域については、南市のとおりとする。ただし、合併後速やかに教育的・社会的状況の変化に適応に対応し、通学区域の一部弾力化を検討する。 |

### 20－16　社会教育事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 社会教育(社会体育)事業については、新市の一体性を確立するため、その進め方について調整につとめる。<br>①地区共通の事業について<br>㋐新市の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整につとめる。<br>㋑関係機関の動向等に基づき進められている事業については、それらを踏まえその進め方について協議していくものとする。<br>㋒統合に時間を要するものについては、将来の統合に向け検討を進める。<br>②地区独自の事業について<br>当面現行のとおり継続していくものとする。 |

### 20－17　その他調整が必要な事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ①指定当番機関等について<br>指定当番機関等については、合併時までに調整するこの場合において、伝統性の高い当番機関等を除し、複数会当番機関等の期間付ローテーションは行わない。<br>②電算システム<br>㋐電算システムについては、可能な限り合併時までに統合する。<br>㋑統合できないシステムについては、住民サービスの低下を招かないよう対処するものとする。<br>③新市において、地域情報化計画を構築するものとする。 |

### 21　新市建設計画に係る事項

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 新市建設計画は、「新市建設計画」に定めるとおりとする。 |

### 19　消防団及び水防団の取扱い

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 消防団は、合併時に統合し、水防団は、新市に引き継ぐ。<br>なお、分団等の組織は当面現行のとおりとするが、新市において適正な組織体制について検討するものとする。 |

## 20　各種事務事業の取扱い

### 20－1　コミュニティ関係事業(自治組織)

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 自治組織を含め、依頼業務、財政的支援等について、合併時までにできる限り統一し、新市に引き継ぐ。 |

### 20－2　広報広聴関係事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ㋐新市において、広報紙を発行する。なお、発行日、発行回数及び配布方法は、合併時までに調整する。<br>㋑新市において、ホームページを開設する。<br>㋒その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。 |

### 20－3　姉妹都市・国際交流関係事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 交流事業については、平成17年度は引き続き実施し、平成18年度以降については新市において調整する。 |

### 20－4　人権対策事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ㋐人権・同和教育等事業については、これまでの取組の経緯を踏まえ、新市においても引き続き推進する。<br>㋑同和共同参画事業については、新市において計画を策定する。 |

### 20－5　総合交通関係事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ㋐地方バス路線補助、スクールバス及び巡回バス等の公共交通機関の確保に関する事業については、当面現行の制度を新市に引き継ぎ、新市において運行経路等の調整をするものとし、料金は、合併時までに調整する。<br>㋑その他総合交通関係については、新市において調整する。 |

### 20－6　国民健康保険事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ㋐国民健康保険税の税率については、合併時に調整する。<br>㋑国民健康保険税の賦課限度額、賦課割合については、現行のとおりとし、軽減割合については、南淡町の例による。<br>㋒国民健康保険税の納期については、南淡町の例による。ただし、平成については11月から30日までとする。<br>㋓保険給付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 |

### 20－7　環境対策事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ㋐ごみの収集方法については、新市までに統一を図り、調整する。<br>㋑一般家庭用指定ごみ袋については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。<br>㋒廃油処分場については、当分の間現行のとおりとし、新市において調整する。<br>㋓斎場については、市内の環境衛生施設を存続し、環境施設の組合を含む施設の在り方について、合併時までに調整する。 |

### 20－8　保育事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ㋐保育料については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。<br>㋑保育時間については、平日については現行どおりとし、土曜日は基本保育時間を午前8時から午前11時30分までとする。<br>㋒延長保育については、保育所の開設日に全ての保育所において実施し、保育時間を午前7時30分から午後7時までとし、費用は無料とする。<br>㋓一時保育については、南淡町の例により実施する。<br>㋔障害児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐ。<br>㋕乳児保育については、生後1.5月から対象とする。<br>㋖保育料については、南淡町の保育料を基本に、新市規定時に統一する。 |

### 20－9　福祉関係事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | 現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 |

### 20－10　健康づくり事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ㋐各種健(検)診については、南淡町の例により新市に引き継ぐものとする。<br>㋑淡洲都農病院合併協以外で、人間ドックを受けた人間ドック助成金については、南淡町の例により新市に引き継ぐものとする。 |

### 20－11　農林水産関係事業

| | |
|---|---|
| 調整方針 | ㋐新市において新たな農業振興地域整備計画を策定する。策定期を限定するまでの間は、現計画(農振農用地区域を含む)を新市に引き継ぐ。<br>㋑農業近代化資金等利子補給については、現行のとおり新市に引き継ぐ。<br>㋒地域農政推進対策事業については、引き続き実施するただし、当事業の促進体制については、新市において確立する。<br>㋓林業関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 |

### 20－12　観光関係事業(イベント)

| | |
|---|---|
| 調整方針 | イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、補助方法等については、新市において調整するものとする。 |

# 合併申請書を提出

## 「海津市」誕生に向けてカウントダウン

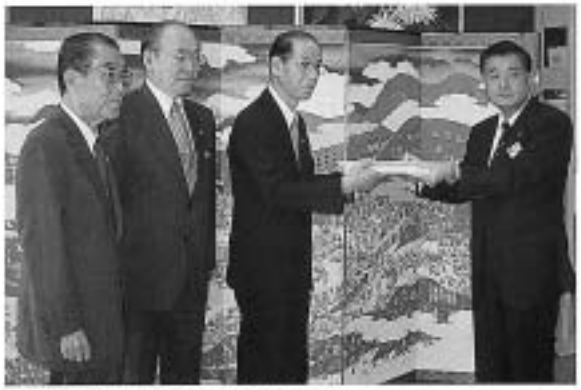

▲西淡地域振興局長に合併申請書を手渡す３町長

平成十六年九月十三日に海津町議会、十五日に平田町議会、十七日に南濃町議会において、それぞれ合併関連議案が可決されました。

これを受けて、九月二十二日、三町の町長は、藤野正敏西濃地域振興局長を訪れ、合併申請書を提出しました。

今後、県では、総務省との協議を行うとともに、その回答を受けて十二月の県議会に提案し、審議されることとなります。

また、県議会で議決されれば、県知事より総務大臣に総理分合の届け出が行われ、官報告示により法的な効力が発生することとなります。これにより、平成十七年三月二十八日、「海津市」が誕生することとなります。

## 議会議員の在任特例は六月間に

全協定調印式

第三十回合併協議会

第三十回合併協議会が、八月二十三日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

### 協議事項

○協議第五十号
合併に関する諸般の整備に伴う調整方針の取扱いについて

「議会の議員の定数及び任期の取扱いについて（平成十五年三月四日第九回合併協議会幹事会）の⑵を次のように変更する。

⑵議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後六月間、引き続き旧市町の議会の議員として在任する。」という調整方針（案）が確認されました。

○協議第五十九号
会津若松市（案）について

本件は、「協議第四十五号 合併協定書について」で確認済みですが、合併期日、新市名称等の調整方針が変更されたことなどにより、再び協議のテーブルに載せられました。

なお、原案どおり確認されました。



海津郡3町合併協議会だより
2004年10月1日
海津町・平田町・南濃町
No.24
編集・発行
海津郡3町合併協議会

# ３町長ががっちりと握手

## ●合併協定調印式●

九月十日、平田町ふるさと会館において、合併協定調印式が行われました。

調印式は、合併協議の集大成として、三町長がその内容を最終的に確認するものです。

町長らは、合併協議会委員、三町の議会議員が見守るなか、協定書に署名・押印。続いて、合併協議会委員及び議会議長を代表して三町の議長と松永協議会議員が、立会人として署名しました。

また、協議会長である横山荒雄平山町長が、「合併後、新しく生まれる海津市は、人口約四万一千二百人、面積約十二平方キロメートルとなります。県立病の南の玄関口として、製造・商業などの面において県内屈指の地域として発展していく可能性を秘めていると、大きな期待を抱いております。」と、主催者を代表してあいさつ。会場から大きな拍手が送られました。

（写真）固い握手を交わす三町長

# 来年3月28日に誕生する私たちの"新しいまち"を知ろう!

## 新市散策

① 大字・町名

人口：41,204人（平成12年国勢調査）

面積：112km²

※①この地図は、海津郡3町が合併した場合に誕生する「海津市」のエリアについて図示しました。
②大字・町名は、国土行政区画総覧（（財）国土地理協会）によります。
③通行経路は、国・県道等



---

**まちづくりアルバム**

### 海津義士太鼓（海津町）

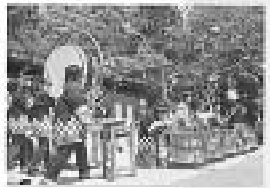

宝暦治水工事に従事し、命を落とした薩摩義士の遺徳を偲ぶ「治水神社春季大祭」。この神事で披露される奉納太鼓が海津義士太鼓です。

現在、四歳から高校生までの十五人が参加。桃い太鼓、音太鼓、鈴ばやしなどにバチを振るいます。「感謝の気持ちを忘れず、受け継いでいってほしいものです」と指導者。三十年ほどの歴史を持ち、その活動は地域に根付いています。

### 平田千代保太鼓（平田町）

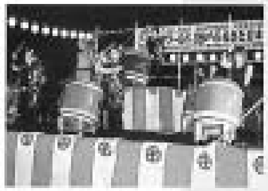

伝統芸能の継承、和太鼓の楽しさを広く皆さんに知ってもらおうと、平成十二年に設立されたのが平田千代保太鼓保存会。

会員は一般の方だけでなく、小・中・高校生も加わり総勢を超えます。毎週月曜日、社会教育施設を会場に練習が行われ、「こんぺい平田フェスティバル」、「こんぺい平田ワールドーn宴・ふるさと夏まつり」などに出演、イベントを盛り上げています。

### ゆとりの森・夢太鼓（南濃町）

ふるさと音楽文化振興事業として平成十二年度にスタートしたのが「ゆとりの森・夢太鼓」です。

会員は、全員が女性。太鼓が大好きという皆さんばかりとあって、リズムも良く息もぴったりです。「まだ未熟ですが、いつまでも健康で若々しくありたいという願いを込めて参加しています」と会員の一人。「いきいき　なんのう」や盆踊り大会で発表しています。

---

松山（南濃町）には、千本にも及ぶ桜を誇る大桜があります。生まれたのは平安時代。紫式部の「源氏物語」や清少納言の「枕草子」などの作品が生まれた頃です。樹高約九メートルを越える桜木は、しっかりと大地をくわえ込み、天に向けてその枝をかざします。

数多の地震や台風にも負けず、戦禍を免れて、たくましく生きてきました。地域で暮らす多くの人たちの生活や営みを眺めながら。「おーい、大桜。私たちはあなたに比べて、何てちっぽけなんだろう。でも、一生懸命に生きているよ」

大桜が、サワサワと緑の葉を揺らせ、ゆっくりと大きな返事をします。やがて、それは一陣の風となって緑色に輝くススキの穂を揺らせ、田圃に光の帯を残し駆け抜けます。皆さんも秋を探しに出かけてみては。（T・M）

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

海津郡3町合併協議会だより
No.25
2004年11月
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会

# 秋を詠う（うた）
## 「月見の森」で観月会

月見の森（南濃町）の標高三百メートルにある月見台では、中秋の名月に観月会が行われています。今年は、天候が心配されましたが、イベントが始まる頃には空も晴れあがり、すすきやお団子などが飾られ、詩吟が披露されました。

「ちゅうしゅう」とは、旧暦の秋の真ん中の時期をさします。昔は、旧暦七月・八月・九月（現在の八月・九月・十月頃）を秋としていました。七月を初秋、八月を中秋、九月を晩秋とよんでいました。

さて、海津郡三町合併協議会では、海上観光遊覧事業（イベント）として、「イベントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。ただし、運営方法等については、新市において調整するものとする。」という調整方針を確認しています。

（写真）南濃町詩吟協会の皆さんによる吟詠



# 総務省が 市制施行認める

合併後の市制施行については、県知事への廃置分合（合併）申請の後、県と総務省の間で協議されてきました。このたび、十月十三日付けで、総務省から岐阜県知事に海津郡三町の廃置分合（合併）に伴う市制施行の協議について、「異議なし」との回答がありました。

今後、県議会、総務大臣の告示を経て、来年三月二十八日に岐阜県で二十一番目の市として、海津市が正式に誕生することになります。

海津市の人口は、四万一千二百四人（平成十二年国勢調査）、面積百十二平方キロメートルであり、県内の市の中では、人口で十五番目（平成十六年十月一日現在）、面積では十三番目となります。

◎平成十六年十月一日現在、県内において、町村のみで合併し新たに市制施行した自治体は次の通りです。
（平成元年以降）
（ ）内は市制施行日

＊山県市
（平成十五年四月一日）
＊瑞穂市
（平成十五年五月一日）
＊飛騨市
（平成十六年二月一日）
＊本巣市
（平成十六年二月一日）
＊郡上市
（平成十六年三月一日）
＊下呂市
（平成十六年三月一日）

## 県内において市制を施行している自治体（平成16年10月1日現在）

| | 自治体名 | 人口（人）※H12国勢調査 | 面積（㎢） | | 自治体名 | 人口（人）※H12国勢調査 | 面積（㎢） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 岐阜市 | 402,751 | 195.12 | ⑪ | 美濃加茂市 | 50,063 | 74.81 |
| ② | 大垣市 | 150,246 | 79.75 | ⑫ | 土岐市 | 63,283 | ※ 116.16 |
| ③ | 高山市 | 66,430 | 139.57 | ⑬ | 各務原市 | 131,991 | 79.75 |
| ④ | 多治見市 | 104,135 | ※ 77.88 | ⑭ | 可児市 | 91,652 | 84.99 |
| ⑤ | 関市 | 74,438 | 102.51 | ⑮ | 山県市 | 30,951 | 222.04 |
| ⑥ | 中津川市 | 54,902 | ※ 275.93 | ⑯ | 瑞穂市 | 46,571 | 28.18 |
| ⑦ | 美濃市 | 24,662 | 117.05 | ⑰ | 飛騨市 | 30,421 | 792.31 |
| ⑧ | 瑞浪市 | 42,298 | 175.00 | ⑱ | 本巣市 | 33,800 | 374.57 |
| ⑨ | 羽島市 | 64,713 | 53.64 | ⑲ | 郡上市 | 49,377 | 1,030.79 |
| ⑩ | 恵那市 | 35,677 | ※ 172.49 | ⑳ | 下呂市 | 40,102 | 851.06 |

注）面積の※は、境界未定のため昭和62年10月1日現在の数値

## 第三十一回 合併協議会

第三十一回合併協議会が十月二十三日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は次のとおり。

### 報告事項

○報告第四十三号
海津郡三町合併協議会委員の変更について

このほど、合併協議会委員が次のとおり変更となりました。（敬称略）

＊南濃町議会議長
平井　修→内田和夫
＊南濃町議会選出委員
内田和夫→平井　修
＊海津町議会議長
水谷政枝→服部　寿
＊海津町議会選出委員
大橋政治→水谷政枝

○報告第四十四号
合併協議案に係る三町の議決報告について

海津町議会で九月十三日、平田町議会で同月十五日、

# 「市」と「町」の主な相違点

| | 市 | 町 |
|---|---|---|
| 地方自治法<br>○議会の議員の定数（例 人口4万人の自治体の上限）<br>○議会の議決を必要とする契約、財産の取得・処分の基準<br>○議会の招集告示<br>○収入役事務の町長・助役による兼務・兼掌<br>○選挙管理委員会書記その他の職員 | 30人<br>※海津市20人。<br>請負契約…150,000千円以上<br>不動産の買入れ、売払い等…20,000千円以上<br>開会の7日前までに<br>不可<br>書記長、書記その他の職員 | 22人<br><br>請負契約…50,000千円以上<br>不動産の買入れ、売払い等…7,000千円以上<br>開会の3日前まで<br>可<br>書記その他の職員 |
| 公職選挙法<br>○選挙期日の告示<br>○供託 | 7日前まで<br>長…100万円、議員…30万円 | 5日前まで<br>長…50万円、議員…なし |
| 社会福祉法<br>○福祉事務所の設置<br>○社会福祉主事の設置 | 必ず設置<br>必ず配置 | 任意<br>任意 |
| 生活保護法<br>○要保護者に関する保護の決定及び実施 | 実施 | 一定の場合のみ |
| 特別児童扶養手当等の支給に関する法律<br>○障害児福祉手当の支給等<br>○特別障害者手当の支給等 | 実施<br>実施 | なし<br>なし |
| 国民年金法等の一部を改正する法律<br>○経過的福祉手当の支給 | 実施 | なし |
| 地方教育行政の組織及び運営に関する法律<br>○教育委員会の組織 | 5人 | 3人とすることができる |
| 文化財保護法<br>○史跡・名勝・天然記念物の軽微な現状変更等の許可、その取消、停止命令 | 実施 | なし |
| 児童扶養手当法<br>○児童扶養手当の支給等 | 実施 | なし |

南濃町議会で同月十五日に合併関連議案が可決されたことについて、三町の議長より報告がありました。

○報告第四十五号
専決処分の報告について
平成十六年十月一日付けで、平成十六年度海津郡三町合併協議会会計補正予算（第二号）の専決処分が行われ、その報告がありました。歳出三十九万二千円を追加して、予算総額三千十八万九千円とするもので、原案どおり承認されました。

○報告第四十六号
事務分合に伴う市制施行協議について
合併後の市制施行について、「異議なし」との通知があり、報告されました。

**その他**
新市の市章などについて検討が行われました。



# いしぶみ ～道しるべ～

（海津町）

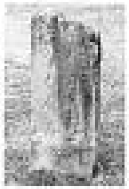

海津町馬目公民館前には、「おかさまつ、右くわな」と記された道しるべが展示されています。昔は、舟運の拠点として人や物が盛んに行き交う港町として発展していた所であり、ここは東海道の宿場町として栄えました。この道しるべは、明治三十年十一月、旧馬目村（現在の海津町馬目）の人々によって設置されたことが分かっています。

江戸時代には「道分けの石」とか「しるべ石」また「石しるべ」とも言われていたようです。

（平田町）

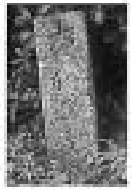

平田町の仏師川に、「右かさまつ道」の道しるべがあります。この道しるべに従って進むと大榑川の堤防によることができ、この道のことを「かさまつ道」と言っていました。この道は、濃尾から長良川を渡ると、竹鼻・笠松・岐阜に通じ、江戸時代から明治にかけてとても大切でした。「かさまつ道」は、六尺道と呼ばれ、当時としては道幅が広く、この道しるべの近くには宿・砂糖・味噌・醤油などを売る店が明治三十年代までありました。

（南濃町）

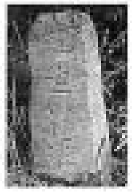

南濃町の庭田、志津からそれぞれ山頂に向かう道の交差点に、指し示す指と「おいせ道」と刻まれた道しるべがあります。この道しるべは江戸時代末期に建てられたもので、京都へは養老山地を越え、近江を経て時山に入り、五僧峠を越えて近江路から京都へと通じていました。山道は多いが、距離的には最も短いので、現在は改修され、志津林道として山頂に通じています。付近には他にも「右にわだ、左志津」などの道しるべがあります。

## 事務局の人事異動

（平成十六年十月一日付）
（ ）内は前職

岐阜県へ
奥田 [illegible]（事務局長）

事務局長
三木孝典（事務局次長）

## 編集後記

先日、子供の運動会に出かけました。日頃デスクワークばかりで運動不足な私は、数日前からランニングを開始。そして待ちに待った運動会当日。今までの運動の成果を発揮するはずだったのですが、筋肉痛でおもうように体が動きません。不安そうな子供に、「大丈夫」と答えながらも、やせ我慢をし、筋肉痛に耐えながら、なんとか競技をする私がいました。残念ながら、結果は・・・。よく継続は力なりと言いますが、やはり、日頃からコツコツと続けなければ成果は出せないのですね。

私たちの住む地域もいろいろな魅力にあふれています。この魅力を活かし、すばらしいまちにしていくためにも、コツコツと積み重ね、新しい海津市に向けて取り組んでいく必要があるのではないでしょうか。

（N・A）

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

# 海津郡3町合併協議会だより

No.26

2004年12月
海津町・平田町・南濃町

## みんながいきいきと暮らせるまちづくりを

十月三十・三十一日の二日間、海津町総合福祉会館において「みんなで健康、みんなの福祉」をテーマに、第四回ひまわりフェスティバルが行われました。このイベントは、平成十三年から始まり、第四回目となった今年は、四千人の来場者があり、車いすウオークラリー、むかしのオモチャ作り体験教室、ストレス測定、足湯づくり体験などで、「こころ」と「からだ」をリフレッシュしました。

健康は幸せの原点。病気の予防指導・早期治療のために、現在各町において各種健（検）診を実施しています。新市まちづくり計画でも安心できる地域医療・福祉の充実を基本方針に掲げ、その柱として、保健・医療体制の充実、健康づくりの推進、子育て支援体制の充実、障害者（児）福祉の充実、高齢者福祉の強化を進めることとしています。新市においても皆さんがいきいきと暮らせるまちを実現したいものですね。



## 動き movement 市章を一般公募

第三十二回合併協議会が十一月五日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は次のとおりです。

### 報告事項

○報告第四十七号
新市の指定金融機関について

新市の指定金融機関については、株式会社大垣共立銀行とするとの報告がありました。

### 協議事項

○協議第六十号
市章について

市章については、合併前に一般公募を行うこととし、その中から選定することとなりました。（詳細は回覧チラシをご覧ください。）

### その他

・新市議会議員等の報酬については、三町の町長、議長及び助役の協議により案を示すこととなりました。

・三町の財政分析調書（参考資料）の資料が配付されました。

・合併に伴う国民健康保険税、介護保険料（保険税）、老人保健及び福祉医療、乳幼児医療費助成などの取扱いについて、協議スケジュールが示されました。協議スケジュールについては、次回以降に詳しくお知らせいたします。」

## 合併までのながれ

【合併申請書提出】
3町で合併関連議案が可決され、県知事に対して合併の申請を行いました。

【総務大臣市制施行協議】 現在

【県議会議決】
総務省との協議及び総務大臣の同意を経て、県議会に上程されます。（12月予定）

【廃置分合の決定】
県知事により廃置分合（合併）が決定されます。

【総務大臣への届け出】
県議会の議決を経て、県知事から総務大臣へ合併の届け出を行います。

【総務大臣の告示（官報）】
総務大臣の告示により、合併の効力が発生します。（1月予定）

【新市誕生】
海津町・平田町・南濃町が合併
平成17年3月28日 「海津市」誕生

## 文化財探訪 ⑥

### 薩摩義士像（海津町）

海津町油島にある治水神社の境内に薩摩義士像があります。この像は、昭和五十六年に鹿児島ライオンズクラブ結成二十周年の記念事業として、鹿児島ライオンズクラブが海津町内の各ライオンズクラブを通じて、ゆかりの地、治水神社境内に建てたものです。薩摩義士の苦闘の姿を鹿児島から搬出した石の台の上に再現し、永遠にその事業を多くの人々に知らせることを願っています。薩摩義士たちの尊い心は今も人々を感動させるものです。

### 今尾城跡（平田町）

平田町の今尾に今尾城跡があります。室町時代に中島三郎太夫直員により築城されたと伝えられています。その後、城主が次々と替わり、江戸時代には竹腰氏が尾張藩の付家老として今尾入りをしました。堀と塀に囲まれたこの城は、天守閣はなかったものの三つの櫓と二つの城門があり、二重の囲いとなっていました。今はこの遺構（現在の今尾小学校）に石碑と松並木の一部が残っています。現町名に「堀内」とあるのも城下町の名残りです。

### 板碑（南濃町）

南濃町の上野河戸に行基寺があります。天平時代に行基菩薩が開基し、またここで入滅したとも伝えられています。山腹の平地には開山堂と行基墓があり、墓には中央に梵字（五輪ダンドの文字）が彫られた板石形の板碑が建っています。頭部は山形になり額と胴は刻工されていますが、背面は荒削りしたままで凹凸があります。板碑は、多くは供養のために建てられたものと言われ、室町時代に盛んに造られたと言われています。

## 市章デザイン募集中

募集期間 平成16年11月24日（水）～平成17年1月5日（水）

※詳しくは、別紙チラシをご覧ください。



## 岐阜県内の市章です。

～市章ギャラリー～

| 市章 | 市名 | 市章の由来 |
| --- | --- | --- |
| | 岐阜市 | [illegible] |
| | 大垣市 | [illegible] |
| | 高山市 | [illegible] |
| | 多治見市 | [illegible] |
| | 関市 | [illegible] |
| | 中津川市 | [illegible] |
| | 美濃市 | [illegible] |
| | 瑞浪市 | [illegible] |
| | 羽島市 | [illegible] |
| | 恵那市 | [illegible] |
| | 美濃加茂市 | [illegible] |
| | 土岐市 | [illegible] |
| | 各務原市 | [illegible] |
| | 可児市 | [illegible] |
| | 山県市 | [illegible] |
| | 瑞穂市 | [illegible] |
| | 本巣市 | [illegible] |
| | 飛騨市 | [illegible] |
| | 郡上市 | [illegible] |
| | 下呂市 | [illegible] |

※市章については各市で制定しております。 GALLERY

海津郡3町合併協議会
だより
No.27
2005年1月
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会

# 千代に保て
## ～海津市誕生の年～

明けまして　おめでとうございます。

「おちょぼさん」の愛称で親しまれている平田町のお千代保稲荷は、年間約二百万人の参拝者で賑わっています。正式な呼び名は「千代に保て」の由来から来ています。社殿の入口の近くには、お供え用のお酒と油揚げを売るお店があり、参拝者は、前に並べられた三角の油揚げをお供えして、願完結成などのお願い事をします。このお供え物が拝殿の前にどっさり並べられる様子は、ほかの神社では見られない風景です。

平成十七年は、海津郡三町合併の年。およそ、五十年余りで行われてきた旧町村合併。その新たな時代の幕開けを、皆さんはどのように感じておられるのでしょうか。

どうか、新市「海津市」が活性化し、住民の皆さんの笑顔が千代に保てますように。



# 新年を迎えて

海津郡三町合併協議会　会長　横山善郎

新年　明けまして　おめでとうございます。

年頭にあたり、皆様のご健康とご多幸をお念じ申し上げます。

さて、本年は、海津町・平田町・南濃町の三町が合併をいたしまして、新市「海津市」が誕生するという歴史的な年でございます。三町の合併につきましては、合併協議会を進め始めてから約三年、様々な難局を乗り切って、ここまで歩を進めることができました。これも、ひとえに協議会委員並びに議会議員を始めとする関係者、また住民の皆様の温かいご支援、ご協力の賜物であると衷心より感謝申し上げます。

思い起こしますと、平成十四年二月二十二日に三町議会に「合併協議会設置議案」が提出され、三町の議会議員（各町五名ずつ）により組織された海津郡三町合併協議会「海津郡三町合併協議会」（事務局　平田町役場内）を設置、現在まで三十三回にも及ぶ合併協議では、郡民の皆様方の幸せを第一に考え、新しい海津像を求めてまいりました。

この間、平成十五年九月二十八日、平田町におきまして、大垣市等一市八町との合併協議会の設置を問う住民投票が行われましたが、反対が過半数を占め、大垣市等一市八町との合併協議会の設置には至りませんでした。三町の合併を進める立場として、責任の重大さを痛感いたしました。また、新市名称を見直す要望書等が提出され、三町にお住まいの満二十歳以上の方を対象に「新市名称等に関する住民意識調査」を実施し、うちアンケートを実施し、回答をいただいた住民の方の約七割が「合併を進めるべき」とのことであり、更にそのうちの約七割が海津郡三町の合併を支持されました。こうしたことから、同年十月一日には、法定合併協議会「海津郡三町合併協議会」（事務局　平田町役場内）を設置、現在まで三十三回にも及ぶ合併協議では、郡民の皆様方の幸せを第一に考え、新しい海津像を求めてまいりました。

この間、平成十五年九月二十八日、平田町におきまして、大垣市等一市八町との合併協議会の設置を問う住民投票が行われましたが、反対が過半数を占め、大垣市等一市八町との合併協議会の設置には至りませんでした。三町の合併を進める立場として、責任の重大さを痛感いたしました。また、新市名称を見直す要望書等が提出され、三町にお住まいの満二十歳以上の方を対象に「新市名称等に関する住民意識調査」を実施し、最終的には「海津市」と決まりました。このほか、事務所の位置についてお詳び協議のテーブルに乗せられました。しかし、三町合併への思いは強く、こうした難関を克服して、同年九月十日、合併協定書の調印を行うとともに、それぞれの議会において廃置分合（合併）関係議案が可決され、同月二十二日、県知事へ廃置分合（合併）の申請を行い、同年十二月十六日に県議会において、海津郡の廃置分合（合併）議案が可決されました。

さて、三位一体の改革が進められる中、地方財政は非常に厳しい状況にございます。地方視中心の財政構造にしていくためには、一定規模の自治体でなければなりません。また、住民に最も身近な行政として市町村への権限移譲が進められており、それに相応しい行政組織が必要であることから、市町村合併は避けて通れない道であると考えております。海津郡三町の合併は住民サービスを大きく低下させることなく、行政改革、コスト削減を進めるという意味合いにおいてベストな合併であると信じて疑わないところでございます。

新市誕生まで、残すところあと二ヶ月余り。新市の目指す将来像である「水と緑と木のふれあい健康都市」に向けて、一層の力を傾ける所存ですので、住民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

住所表示のお知らせ

# 総務大臣より告示
## ▽合併手続きのすべてを終了△

平成十七年二月十七日付けで総務大臣による海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町の廃置分合告示がされました。

この総務大臣告示により法律に基づいた合併手続きはすべて終了し、正式に平成十七年三月二十八日に「海津市」が誕生することになります。「新市誕生に伴う住所表示については、六ページをご覧下さい。」

（総務省告示第三十五号）

**市町の廃置分合**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、海津郡海津町、同郡平田町及び同郡南濃町を廃し、その区域をもって海津市を設置する旨、岐阜県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十七年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年二月十七日

総務大臣　麻生太郎

官報第四〇三三号二月十七日掲載

## 第三十三回合併協議会

第三十三回合併協議会が十二月二十日、平田町役場大会議室において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

### 報告事項

**○報告第四十八号**
**専決処分の報告について**

平成十六年十一月十二日付けで、平成十六年度海津郡三町合併協議会会計補正予算（第三号）の専決処分が行われ、その報告がありました。歳入歳出それぞれ六百十万円を追加して、予算総額三十六百二十八万九千円とするもので、原案どおり承認されました。

**○報告第四十九号**
**廃置分合決定書について**

岐阜県知事より、平成十六年十二月十六日付けで、廃置分合決定書が交付されたとの報告がありました。

**○報告第五十号**
**特別職職員の報酬等について**

次回に表現することとなりました。

**○報告第五十一号**
**新市の組織・機構について**

新市の組織・機構について意見がありました。詳細については、四・五ページをご覧下さい。

合併協議会のようす




# 海津郡3町合併協議会だより

No.28

2005年2月
海津町・平田町・南濃町

編集・発行
海津郡3町合併協議会　〒503-0981
岐阜県海津郡海津町今尾537　平田町役場内
TEL. 0584-68-3115　FAX 0584-68-3180
http://www.asano.com/~gappei/

## ちょっとひと息

### 国道一八号 月見の里南濃

昨年十二月十二日にオープンした道の駅「月見の里南濃」は、金華山麓のすそ野に広がる穂波越に建てられ、濃尾平野が見渡せる絶好のロケーションとなっています。

敷地面積約二万一千平方メートルと県内最大級を誇る施設には、物産館や農作物直売所、軽食レストランなどのほか、足湯（無料）なども併設。オープン以来、地域の皆さんをはじめ国道二五八号を利用する方々などで賑わっています。

道の駅は、道路利用者のための休憩施設はもちろんのこと、道路利用者と地域の方々に向けた情報発信施設や、まちとまちとが手を結び合う地域の連携施設などを併せ持った観光施設。

岐阜県の青の玄関口にあって、「日本の道の駅」タレール早田」とともに、地域活性化の核施設として期待されています。

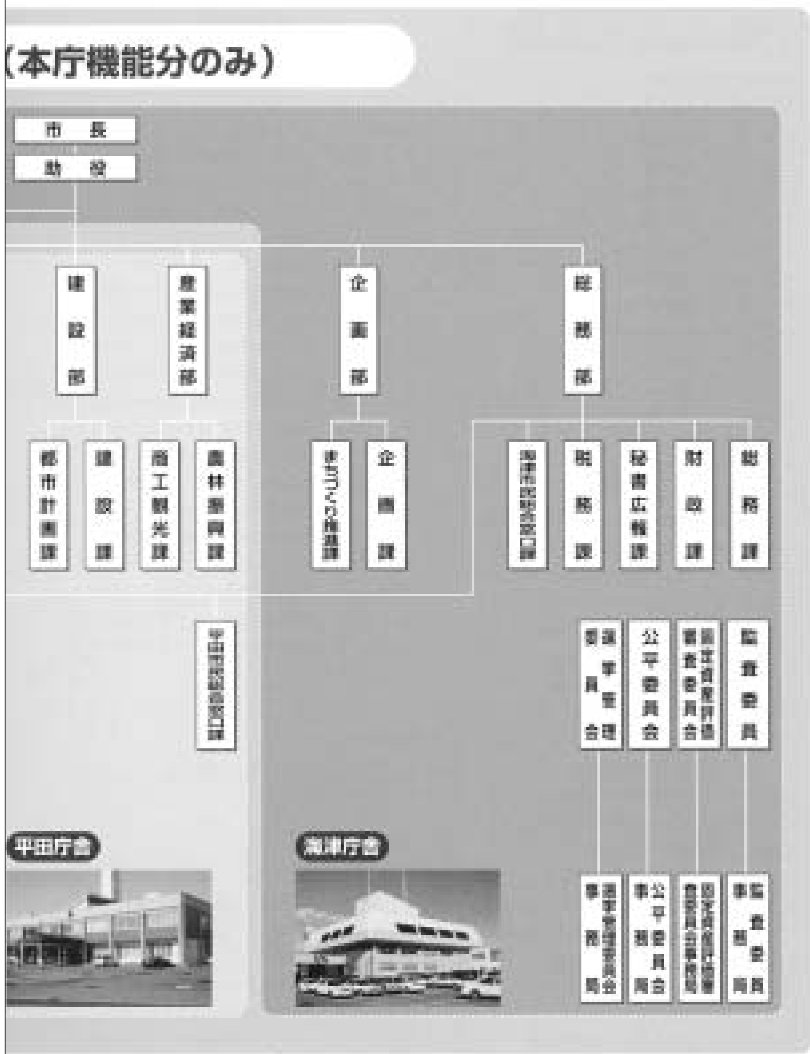


2005. 2. 1 海津郡3町合併協議会だより (4)

## 海津市人事

3月20日付 【課長級以上】

| | |
|---|---|
| 【部長級】 | |
| 津野基紀 | 総務部長 |
| 小澤一郎 | 企画部長 |
| 藤田輝由 | 産業経済部長 |
| 伊藤牧弘 | 建設部長 |
| 髙木康次 | 水道環境部長 |
| 大倉富夫 | 市民福祉部長 |
| 森　賢一 | 議会事務局長 |
| 藤田正俊 | 総務部次長兼総務課長 |
| 田中俊雄 | 消防長 |
| 【課長級】 | |
| 岩田正弘 | 市民福祉部参事 |
| 福田政寿 | 総務部財政課長 |
| 伊藤久義 | 総務部秘書広報課長 |
| 服部義春 | 総務部参事兼税務課長 |
| 佐藤博幸 | 総務部参事兼海津市民総合窓口課長 |
| 小野清貴 | 総務部参事兼平田市民総合窓口課長 |
| 川瀬義信 | 総務部参事兼南濃市民総合窓口課長 |
| 森島英雄 | 企画部参事兼企画課長 |
| 三木孝典 | 企画部まちづくり推進課長 |
| 水谷明寛 | 産業経済部農林振興課長 |
| 横井五月 | 産業経済部商工観光課長 |
| 丹羽　功 | 建設部建設課長 |
| 伊藤恵二 | 建設部都市計画課長 |
| [illegible] | 水道環境部水道課長 |
| 高木宏夫 | 水道環境部下水道課長 |
| 安藤博司 | 水道環境部参事兼環境衛生課長 |
| 安藤　昭 | 市民福祉部市民課長 |
| 大倉明男 | 市民福祉部福祉総務課長 |
| 谷　秀和 | 市民福祉部参事兼高齢福祉課長 |
| 後藤昌司 | 市民福祉部参事兼障害福祉課長 |
| 平野　稔 | 市民福祉部児童福祉課長 |
| 高木伊吉 | 市民福祉部健康課長 |
| 吉安明義 | 会計課長 |
| 服部司郎 | 議会事務局次長兼議事係長 |
| 高木　策 | 監査委員事務局長 |
| 藤田義博 | 選挙管理委員会事務局長 |
| 加藤賢治 | 農業委員会事務局長 |
| 伊藤貴次 | 海津消防署長 |
| 伊藤佐三郎 | 松風荘施設長 |
| 安達和光 | 参事兼はつらつ事務長 |
| 藤田康夫 | 海津市社会福祉協議会派遣 |
| 大橋茂一 | 総務部総務課主幹兼総務係長 |
| 鈴木康美 | 総務部秘書広報課主幹兼情報公開係長 |
| 石原八十司 | 総務部財政課主幹兼契約係長 |
| 児玉正明 | [illegible] |
| 木村元康 | 総務部税務課主幹兼管理係長 |
| 水谷　武 | [illegible] |
| 田永康浩 | 企画部企画課主幹兼企画調整係長 |
| 青木　毅 | 産業経済部農林振興課主幹兼農務係長 |
| 大倉　正 | 産業経済部商工観光課主幹兼交流推進係長 |
| 鷲田　明 | 建設部建設課主幹兼管理係長 |
| 近藤博幸 | 水道環境部下水道課主幹兼下水道第2係長 |
| 木村次郎 | 水道環境部下水道課主幹兼浄化センター所長 |
| 片野　正 | [illegible] |
| 鈴木康英 | [illegible] |
| 伊藤　一 | [illegible] |
| 岡田健治 | [illegible] |
| 山田政義 | [illegible] |

（教育委員会）

| | |
|---|---|
| 【部長級】 | |
| 岡田秀樹 | 教育次長 |
| 【課長級】 | |
| 渡辺尚光 | 教育総務課長 |
| 横井信雄 | 学校教育課長 |
| 日比正親 | 社会教育文化課長 |
| 大井喜代次 | 参事兼スポーツ課長 |
| 水谷辰巳 | 図書館長 |
| 神野正美 | 歴史民俗資料館館長 |
| 伊藤幹男 | 生涯学習課学校給食センター所長 |
| 田中英美 | スポーツ課主幹兼スポーツ振興係長 |

(3) 2005. 2. 1 海津郡3町合併協議会だより

# お知らせ

## 住所表示について



## 国民健康保険等について（重要）





# 海津市行政組織図

# 特別職及び議員の報酬等決める

## 第二十四回合併協議会

第二十四回合併協議会が一月十七日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は次のとおりです。

### 報告事項

□報告第五十号
**特別職職員の報酬等について**

「常勤の特別職等の給料額については、人口同規模程度の市町村の給料額に引き上げることはせず、三町のそれぞれ従来の給料額により調整した。なお、三町のそれぞれ従来ごとの平均額を基準にするとともに、一般職職員との権衡を失しないように配慮して定めるものとし、首長において特別職報酬等審議会に諮問し、決定する。

通知期間については、海津市において設置される特別職報酬等審議会において審議の上、新たな給料額が決定されるまでの間とする。

また、議員の報酬額については、人口同規模程度の市町村の給料額に引き上げることはせず、三町の報酬額により調整した。なお、議長、副議長及び議員については、三町のそれぞれ従来ごとの平均額を基準にするとともに、委員会については海津市の例により副議長と同額にした。

適用期間については、「在任特例期間中（六ヶ月間）とする。また、在任特例期間後の議員、副議長、委員長及び議員の報酬額については、新市において特別職報酬等審議会に諮問し、決定する」との旨の発言があり、承認されました。

□報告第五十一号
**合併時まで協議すべき事項について**

次の項目について報告が行われました。

**地方税の取扱い　国民健康保険税を除く。**

市民税、固定資産税にお

### 常勤の特別職及び教育長並びに議員の報酬

（単位：人、円）

| 自治体名 | 人口（H12国調） | 常勤の特別職 | | | | | 議会議員 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 首長 | 助役 | 収入役 | 教育長 | 退職給与金 | 議長 | 副議長 | 委員長 | 他の議員 |
| | | 月額 | 月額 | 月額 | 月額 | | 月額 | 月額 | 月額 | 月額 |
| 海津町 | 15,864 | 720,000 | 560,000 | 520,000 | 465,500 | － | 250,000 | 230,000 | － | 220,000 |
| 平田町 | 8,806 | 700,000 | 545,000 | 500,000 | 270,000 | － | 240,000 | 210,000 | － | 200,000 |
| 南濃町 | 17,534 | 765,000 | 640,000 | 590,000 | 520,000 | － | 290,000 | 260,000 | 260,000 | 240,000 |
| 海津市 | 41,204 | 730,000 | 580,000 | 540,000 | 530,000 | 730,000 | 260,000 | 230,000 | 230,000 | 220,000 |
| 養老町 | 40,256 | 680,000 | 730,000 | 670,000 | 650,000 | － | 430,000 | 380,000 | － | 375,000 |
| *垂井町 | 35,677 | 650,000 | 730,000 | 667,000 | 623,000 | － | 414,000 | 371,000 | － | 356,000 |
| 山岡町 | 30,851 | 850,000<br>770,000 | 700,000<br>620,000 | 650,000<br>590,000 | 610,000<br>570,000 | 770,000 | 380,000<br>380,000 | 350,000<br>260,000 | 335,500<br>250,000 | 330,000<br>245,000 |
| 揖斐町 | 46,563 | 840,000<br>790,000 | 720,000<br>680,000 | 680,000<br>650,000 | 640,000<br>620,000 | 790,000 | 335,000<br>320,000 | 275,000<br>270,000 | 265,000<br>250,000 | 255,000<br>240,000 |
| 大野町 | 30,421 | 830,000 | 680,000 | 610,000 | 550,000 | 630,000 | 370,000 | 350,000 | 280,000 | 270,000 |
| 本巣町 | 33,900 | 740,000 | 660,000 | 560,000 | 545,000 | 740,000 | 280,000 | 240,000 | － | 220,000 |
| 糸上町 | 40,377 | 850,000 | 680,000 | 620,000 | 500,000 | 850,000 | 380,000 | 320,000 | － | 268,000 |
| 下呂市 | 40,302 | 850,000 | 760,000 | 660,000 | 610,000 | 850,000 | 370,000 | 350,000 | － | 270,000 |

※市議会議員が設置選挙区市（両議員、下呂市）以外は特例中の人数の報酬額を協議会で決定し、特例終了後の報酬額は新市の報酬審議会で決定。
*二段書きの上段は改正後、下段は合併時（在任特例期間中）の額を示す。
*垂井町については、合併前のデータを使用。



海津郡3町合併協議会だより
2005年3月
海津町・平田町・南濃町
No.29
編集・発行
海津郡3町合併協議会　〒503-0000
岐阜県海津郡平田町今尾1533　平田町役場内
TEL 0584-68-3275　FAX 0584-68-4140
http://www.aaaaa.com/~gappei/

# お気づきですか・・・海津市はハート型

## 3月28日「海津市」誕生

皆さんお気づきですか、誕生する海津市がハート型であることを。

三町及び合併協議会では、合併PR事業として、「みんなでつなぐ愛（ハート）の輪」をキャッチフレーズとして「海津市」PRポスターを作成し、各町や民間団体、教育施設などに配布しました。デザインは、ハート型をモチーフとしてローマ字表記「KAIZU」のうち「AI（愛）」を赤色で強調し、各町のイメージ色で構成。また、海津市が東西三県の中心部にあることから、その位置図も記載しています。

このほかにも合併PR事業として、各庁舎に観覧者の設置や海津市の観光地・施設などを紹介するリーフレット、暮らしのガイドブック、新聞広告、公用車へのマグネット広告等の制作を手がけています。

［写真］「海津市」誕生ポスター

# 住所変更に伴う諸手続き

## 市関係

| 項目 | 該当者 | 手続きの方法など |
|---|---|---|
| 住民票・戸勢 | 住所・本勢のある方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 印鑑登録証 | 印鑑登録証をお持ちの方 | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>介護後の印鑑登録証も使用できます。合併後に新下された際に新しい登録証と引替しますので、本人確認ができるものをご持参下さい。同居の親族以外の代理の方の場合は、委任状が必要です。 |
| 外国人登録証明書 | 外国人登録をされている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>合併後、申付された際に住所変更の内容を記載します。 |
| 住民基本台帳カード | カードをお持ちの方 | 住所変更の手続きは必要ありません。<br>合併後、申付された際に住所変更の内容を記載します。 |
| 国民健康保険被保険者証<br>国民健康保険標準負担額減額認定証<br>国民健康保険特定疾病療養受領証 | 左記の被保険者証等をお持ちの方 | 新しい被保険者証等は、平成17年3月末日までに郵送します。住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 国民年金被保険者の住所 | 国民年金の被保険者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 児童手当<br>児童扶養手当（証書を含む。）<br>特別児童扶養手当（証書を含む。） | 左記の手当を受給している方 | |
| 乳幼児医療費受給者証<br>重度心身障害者医療費受給者証<br>重度心身障害老人医療費受給者証<br>福祉老人医療費受給者証<br>母子家庭等医療費受給者証 | 左記の受給者証をお持ちの方 | 新しい受給者証は、平成17年3月末日までに郵送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 母子健康手帳 | 左記の手帳をお持ちの方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 妊婦一般健康診査受診票 | 左記の受診票をお持ちの方 | |
| 老人保健医療受給者証<br>老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証<br>老人医療の特定疾病療養受療証 | 左記の受給者証等をお持ちの方 | 新しい受給者証等は、平成17年3月末日までに郵送します。<br>住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 精神障害者保健福祉手帳<br>精神障害者通院医療費公費負担受給者証 | 左記の手帳等をお持ちの方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 心身障害者福祉手当<br>特別障害者等手当 | 左記の手当を受給している方 | |
| 身体障害者手帳<br>療育手帳 | 左記の手帳をお持ちの方 | |
| 保育園(所)、幼稚園、小学校、中学校への住所変更の手続き | 在園(所)、在学の方等 | 海津市立の保育園(所)、幼稚園、小学校、中学校については、住所変更の手続きは必要ありません。 |



合併協議会において確認済み。

**会共的諸体等の取扱い**

できる限り合年齢に統合できるよう引き続き調整に努める。

**コミュニティ関係事業（自治組織）**

コミュニティ関係事業については、海津町及び平田町の自治会と南濃町の区を同一レベルの自治組織と位置付け、統一した活動助成金等の交付を行う。なお、自治組織の運営については、新市の自治協議会を設置し、その下に各地区ごとにブロック会議及びブロック会議より選出された理事の理事会を組織する。

**広報広聴関係事業**

広報紙については、毎月一日に発行とする。ただし、一日が祝休日にあたるときは、祝休日明けとする。

配布方法については、自治会を通じて各戸へ配布することとし、広報等配布協力費を交付する。また、市役所、支所及び南濃町においては自治会から各戸へ配布することとし、広報等配布協力費を交付する。また、市役所から自治会への配布日は、広報発行日に合わせる。

**海津町自主バス、南濃町巡回バスは統一して大人は百円、老人・子供は五十円とする。**

**広域バスは、現行のとおり一律百円とする。**

**国民健康保険診療事業**

国民健康保険診療については、医療給付分として前期五・医等、百五億二千九千円、前期分二百三十円、介護納付金分として前期分〇・五%、均等割五・五%、均等割五千円、平等割四千円とする。ただし、税率は十月末日現在の課税所得額、国定資産税額、被保険者数及び世帯数で試算したものであり、本算定時の八月時点において再算、税率を試算し、決定するため、今回決定した税率とは異なる場合もある。

**環境対策事業**

環境対策事業については、ごみ排出量を平成九年度時より五%減量しなくてはいけないため、ごみ収集品目毎に調整。その結果は次のとおり。

・燃やせるごみ

現行のとおり。

（新市で平成九年より五分類品目毎に検討）

・燃やせないごみ

月一回の回収。

・ビニール・プラスチック

月二回の回収。

・ビン

現行のとおり月一回。

・カン（アルミ・スチールは分別）

現行のとおり月一回。

・ペットボトル

現行のとおり月一回。

・発泡スチロール・トレイ

現行のとおり。

・粗大ごみ

現行のとおり年二回。

・がれき類

年二回粗大ごみの日に収集。

・有害ごみ

随時回収。

設置場所は海津市役所三庁舎及び二支所の五か所とする。

**直営・委託・業者について**

現行のとおりとする。

**資源について**

中資源に火が増設されるまでの間は、海津町・平田町の住民は南濃衛生施設を使用し、南濃町の住民は南濃資源を使用する。

**社会教育事業**

・各種スポーツ大会

現状維持で当分の間、各町で開催し順次一本化を図っていく予定。

・もびっこ広場

**補助金制度によって統一を図る。**

・成人式

**事業内容、会場現状維持を含め、新市において検討する。**

・文化財調査・保護事業

**合併後に海津市文化財保護審議会として組織化し、統一を図る予定。**

・文化祭

現状維持で当分の間、各町で開催し順次一本化を図っていく予定。

**その他協議が必要な事業**

**当面全組織間ついては、大垣共立銀行とする。**

**○報告第五十三号**

**監査委員の定期監査について**

一月十七日付けで総務大臣より、海津町、平田町及び南濃町の財政分の自治が行われ、その報告がありました。

## 協議事項

**○協議第六十一号**

**海津郡三町合併協議会の廃止について**

平成十七年三月二十七日をもって、海津郡三町合併協議会を廃止することが確認されました。

| 項　目 | 該当者 | 手続きの方法など | お問い合わせ先 |
| --- | --- | --- | --- |
| 旅券（パスポート） | 旅券（パスポート）所持者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。最終ページの「旅券人記入欄」の現住所等はご自身で訂正いただいて結構です。ただし、他のページに書き込みをすると旅券（パスポート）が無効となりますのでご注意ください。 | 岐阜県旅券センター<br>〒500-8384<br>岐阜市薮田南5-14-53<br>県民ふれあい会館内<br>TEL 058-277-3080 |
| | 旅券（パスポート）申請者 | 旅券（パスポート）発給申請のために申請時から6か月以内に戸籍の附票、戸籍謄（抄）本は、合併前のものでも住記できます。 | |
| 宗教法人の主たる事務所、従たる事務所及び代表役員の住所 | 法人及び代表役員 | 市町村名の変更による住所変更の手続きは必要ありません。3町に所在する主たる事務所、従たる事務所及び役員の住所は岐阜県で修正します。なお、この修正がされるまでの間に住所変更を希望される方は、最寄で受付する住所変更の証明書等を添付して、変更の申し出をすることができます。（旧町村名変更に伴う変更の申し出は無料です。） | 岐阜県総務部文書室<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 特定非営利活動法人の主たる事務所、従たる事務所及び理事の住所 | 法人及び理事 | | |
| 学校法人寄附行為変更認可申請書 | 私立学校を設置する法人 | 合併後すみやかに県庁で手続きを行ってください。 | 岐阜県教育福興部<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 位置（地番）変更届<br>学（園）則変更届 | 私立学校 | | |
| 計量証明事業登録<br>特定計量器製造（修理、販売）事業届出<br>適正計量管理事業所の指定 | 左記の登録等を受けている方 | 住所変更の届出は必要ありません。計量証明事業者登録者の住所変更を希望される方は、最寄で受付する住所変更の証明書を添付のうえ住所変更の手続きを行ってください。 | 岐阜県計量検定所<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 結核医療費公費負担 | 対象となる方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 西濃地域保健所健康増進課<br>〒503-8638<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表）<br><br>岐阜県保健医療課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 小児慢性特定疾病医療受給者 | 左記の受給者をお持ちの方 | | |
| 特定疾患治療研究事業医療受給者証 | 左記の受給者証をお持ちの方 | | |
| 被爆者健康手帳（被爆者健康診断受診者証を含む。） | 左記の手帳をお持ちの方 | 合併後、西濃地域保健所への来庁の際に住所変更の手続きを行ってください。 | |
| 高齢者住宅整備資金貸付 | 貸付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県高齢福祉課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 社会福祉法人の主たる事務所 | 社会福祉法人 | 合併後、所在地名に変更があった場合は定款変更後、県福祉事務所に届出を行ってください。 | 岐阜県福祉政策課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 社会福祉法人の代表権を有する者の住所 | 社会福祉法人 | 役員の住所は法務局で修正します。なお、この修正がされるまでの間に変更を希望される方は、変更の申し出をすることができます。（市町村名変更に伴う変更の申し出は無料です。） | |
| 麻薬施用者手帳 | 手帳を持っている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |



| 項　目 | 該当者 | 手続きの方法など |
| --- | --- | --- |
| 介護保険被保険者証 | 左記の被保険者証をお持ちの方 | 新しい認証証等は、平成17年3月末日までに発送しますので、住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 介護保険標準負担額減額認定証<br>介護保険特定標準負担額減額認定証<br>（特別養護老人ホームの日常生活費入所者に関する認定証）<br>介護保険利用者負担額減額・免除等認定証<br>（特別養護老人ホームの短期入所者に関する認定証）<br>介護保険利用者負担額減額・免除等認定証<br>訪問介護利用者負担額減額認定証<br>（広島庁舎の訪問介護利用者等の判断者負担額減額証書）<br>社会福祉法人等利用者負担減免確認証（社会福祉法人等による利用者負担の減免措置） | 左記の認定証等をお持ちの方 | |
| 原動機付自転車（125CC以下のバイク）、小型特殊自動車及び二ニカーの標識（ナンバープレート）と交付証明書 | 左記の標識の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 |
| 犬の飼い主の住所 | 犬の飼い主 | |
| 墓地・斎場又は火葬場の経営許可 | 左記の許可を受けている方 | |

## 農業関係

| 項　目 | 該当者 | 手続きの方法など | お問い合わせ先 |
| --- | --- | --- | --- |
| （海津の所管に属する）<br>公益法人の登記事項変更の届出 | 各公益法人 | 変更の届出は必要ありません。 | 文書法務室（実際の届出先は各公益法人所管課・室）<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 農地受給者台帳 | 農地受給者 | 対象者に住所変更届出等を郵送しますので、届出書記入後、当庁福祉事務所へ提出してください。 | 岐阜県福祉部生活<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 不動産鑑定士（補）の登録（変更） | 不動産鑑定士（補） | 合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。<br>所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、最寄で発行する住所変更の証明書を添付して県庁土地対策室に提出してください。 | 岐阜県土地対策室<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 不動産鑑定業者の登録（変更） | 不動産鑑定業者の方 | 合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。<br>所定の変更登録申請書に変更内容を記入し、県庁土地対策室に提出してください。 | |
| 造成家内工業免許 | 左記の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、手続きを行ってください。 | 岐阜県商務室<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |

| 項　目 | 該当者 | 手続きの方法など | お問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 母子家庭等対策資金貸付金 | 貸付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県児童家庭課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 公害関係法令の届出・登録 | 届出・登録をされている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県大気環境課・水環境課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 産業廃棄物処理業許可<br>産業廃棄物処理施設設置許可 | 左記の許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県廃棄物対策室<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 小規模焼却等廃棄物処理施設設置等届出<br>特例保管施設、再生利用施設設置届出 | 左記の届出をされている方 | | |
| 一般廃棄物処理施設設置許可<br>登録廃棄物再生事業者<br>小規模一般廃棄物処理施設設置届出 | 左記の許可等を受けている方 | | |
| 浄化槽設置届出<br>浄化槽保守点検業者登録 | 左記の届出をされている方 | | |
| 狩猟免状 | 狩猟免状の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。狩猟免許の変更時に住所表記を変更します。ただし、変更を希望される方については当農地域振興局で手続きします。 | 西濃地域振興局　環境課<br>〒503-8638<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |
| 鳥獣飼養登録 | 鳥獣の飼養登録を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。飼養登録の変更時に住所表記を変更します。ただし、変更を希望される方については当農地域振興局で手続きします。 | |
| 温泉法掘削、増掘、動力装置許可 | 左記の許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。また、市町村及び市町村が加入している団体等については手続きが必要ですのでお問い合わせください。 | 西濃地域振興局　環境課<br>〒503-8638<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表）<br><br>岐阜県自然環境保全課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 温泉法届出利用許可 | 左記の許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。また、市町村及び市町村が加入している団体等については手続きが必要ですのでお問い合わせください。 | 西濃地域環境部　生活衛生課<br>〒503-8638<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表）<br><br>岐阜県自然環境保全課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 農地転売届の届出 | 農業基盤整備の方 | 合併後すみやかに住所変更の手続きを行ってください。<br>所定の変更届出書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して関係各課等に提出（正副２部）してください。 | 岐阜県中濃地域振興局<br>〒500-8570<br>岐阜市又丸729<br>TEL 058-239-0161 |
| 農業改良資金 | 農業改良資金を借り受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県水産農政課農業<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |



| 項　目 | 該当者 | 手続きの方法など | お問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 食品衛生法に係る許可<br>と畜場に係る許可<br>食鳥処理法に係る許可<br>化製場に係る許可<br>危険な動物に係る許可 | 左記の許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 西濃地域振興局生活衛生課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表）<br><br>岐阜県生活衛生課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 動物取扱業に係る届出 | 左記の届出をしている方 | | |
| 調理師名簿の住換 | 調理師の方 | | |
| 製菓衛生師名簿の訂換 | 製菓衛生師の方 | | |
| クリーニング師届出等の訂換 | クリーニング師の方 | | |
| 理容師免許証<br>美容師免許証<br>クリーニング師届出証<br>プール設置届 | 左記の届出をしている方 | | |
| 調剤従事許可<br>公衆浴場営業許可<br>興業場営業許可 | 左記の許可を受けている方 | | |
| 特定建築物の届出 | 左記の届出をしている方 | | |
| 建築物衛生管<br>建築物空気環境測定業<br>建築物空気調和用ダクト清掃業<br>建築物飲料水水質検査業<br>建築物ねずみ昆虫等防除業<br>建築物環境衛生総合管理業 | 左記の登録をしている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、登録証明書を添付の うえ変更手続きを行ってください。 | |
| 薬局開設許可 | 左記の許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 西濃地域振興局生活衛生課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1312（代表）<br><br>岐阜県薬務課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 医薬品販売業許可 | | | |
| 医療用具販売業・賃貸業届出 | 左記の届出を提出している方 | | |
| 配置販売業者の身分証 | 左記の身分証をお持ちの方 | | |
| 医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具の製造・輸入販売・修理業許可 | 左記の許可を受けている方 | | |
| 毒物劇物販売業登録 | 左記の登録を受けている方 | | |
| 毒物劇物製造・輸入業登録 | | | |
| 介護サービス提供事業者の指定・許可 | 指定サービス事業者の方等 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県介護支援課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 介護福祉士等修学資金貸付 | 貸付を受けている方 | | |
| 岐阜県心身障害者扶養共済制度 | 制度に加入している方<br>年金受給権者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県障害福祉課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 障害者生活福祉資金貸付 | 貸付を受けている方 | | |

| 項　目 | 該当者 | 手続きの方法など | お問い合わせ先 |
| --- | --- | --- | --- |
| 肥料登録の申請 | 普通肥料（海洋堆積）生産業者の方 | 余裕をもみやかに住所変更の手続きを行ってください。<br>同法の肥料登録申請書変更届出書及び肥料登録証の信機申請書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して県庁水田営農課窓口に提出（1部）してください。（変更手続きに伴う手数料は必要ありません。） | 岐阜県水田営農課農業室<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 肥料販売業者の届出 | 肥料販売業者の方<br>肥料生産業者の方 | 余裕をもみやかに住所変更の手続きを行ってください。<br>同法の変更届出書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して県庁水田営農課窓口に提出（1部）してください。（変更手続きに伴う手数料は必要ありません。） | |
| 特殊肥料生産業者の届出 | 特殊肥料生産業者の方 | 余裕をもみやかに住所変更の手続きを行ってください。<br>同法の変更届出書に変更内容を記入し、合併後の市町村長による変更の証明書を添付して県庁水田営農課窓口に提出（1部）してください。（変更手続きに伴う手数料は必要ありません。） | |
| 動物用医薬品販売業許可証 | 左記の許可証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県家畜保健衛生所<br>〒500-8385<br>岐阜市今嶺4-3-22<br>TEL 058-272-6118<br><br>岐阜県家畜衛生課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 診療施設の保証証 | 左記の届出をしている方 | | |
| 漁船登録 | 漁船登録証明の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。登録漁船の新規申請時や変更登録申請時に住所表記を変更します。ただし、構造の面に住所変更を必要とされる方は、本庁係員室で手続きを行ってください。 | 岐阜県水産振興課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 漁船船舶の登録 | 漁船船舶の登録を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。漁船船舶の変更申請時や変更登録申請時に住所表記を変更します。ただし、契約等の面に住所変更を必要とされる方は、本庁係員室で手続きを行ってください。 | |
| 独行業及び独行業代理業 | 岐阜県知事登録独行業者の方及び独行業者代理業者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。登録時や変更届時に併せて手続きを行ってください。 | 河渡地域農林振工事務所　産業労働課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |
| 建設工事入札参加資格者名簿登録 | 建設工事入札参加資格者名簿登録の方 | 同町村名のみ変わる場合には手続きの必要ありません。<br>ただし、字名等が変わる場合は右記問い合わせ先に変更届を提出してください。 | （県外業者）<br>岐阜県建設業課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表）<br><br>（県内業者）<br>大垣建設事務所　管理課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |



| 項　目 | 該当者 | 手続きの方法など | お問い合わせ先 |
| --- | --- | --- | --- |
| 建設業許可 | 建設業の許可を受けている方 | 同町村名のみ変わる場合には手続きの必要ありません。<br>ただし、字名等が変わる場合は右記問い合わせ先に変更届を提出してください。 | （大臣許可）<br>岐阜県建設業課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表）<br><br>（知事許可）<br>大垣建設事務所　管理課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |
| 鉄筋工事業の登録 | 鉄筋工事業の登録を行なっている方 | 同町村名のみ変わる場合には手続きの必要ありません。<br>ただし、字名等が変わる場合は右記問い合わせ先に変更届を提出してください。 | （石材業者）<br>岐阜県建設業課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表）<br><br>（石以外業者）<br>大垣建設事務所　管理課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |
| 浄化槽工事業の登録 | 浄化槽工事業の登録を行なっている方 | | |
| 特例浄化槽工事業の届出 | 特例浄化槽工事業の届出を行なっている方 | 同町村名のみ変わる場合には手続きの必要ありません。<br>ただし、字名等が変わる場合は右記問い合わせ先に変更届を提出してください。 | 大垣建設事務所　管理課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |
| 道路占用許可 | 道路の占用許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 大垣建設事務所　管理課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |
| 河川占用許可 | 河川の占用許可を受けている方 | | |
| 砂防指定地内行為許可 | 砂防指定地内の行為許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 大垣建設事務所　河川砂防課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |
| 地すべり防止区域内行為許可 | 地すべり防止区域内の行為許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県砂防課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 急傾斜地崩壊危険区域内行為許可 | 急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 大垣建設事務所　河川砂防課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表） |
| 都市公園占用、設置、管理、相談等許可 | 都市公園施設及び条例の許可を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県公園緑地課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 宅地建物取引業免許証及び宅地建物取引主任者証 | 各免許証及び主任者証の交付を受けている方 | 名称変更上の書換え（登録を含む。）時に変更しますので手続きは必要ありません。 | 岐阜県建築指導課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 建築士事務所登録<br>二級・木造建築士免許登録 | 建築士事務所登録、二級・木造建築士免許登録を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| 準用水路の届出申請又は廃止準用水路の届出 | 帯用水路を設置されている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 河渡地域農林振工事務所　産業労働課<br>〒503-0838<br>大垣市江崎町422-3<br>TEL 0584-73-1111（代表）<br><br>岐阜県上下水道課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 森林国定保険の保険証書 | 保険契約者の方<br>被保険者の方 | 住所変更の手続きが必要ですので、岐阜県森林組合連合会・各森林組合・国庁森林整備事務所造園課窓口にお問い合わせください。（ただし、変更期間の設定はありませんので、契約している森林に損害が発生し、保険金の支払い手続きを行う時点で変更していただいても支障はありません。） | 岐阜県森林整備課国庁事務所造園係<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南2-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |

| 事　目 | 該当者 | 手続きの方法など | お問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 自動車保管場所証明証<br>道路使用許可証<br>駐車許可証<br>通行禁止道路通行許可証<br>駐車外観観許可証<br>車輪外観観許可証<br>積合車車許可証<br>駐車外けん引許可証<br>緊急通行車両等前届出証 | 左記の許可証等の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 海津警察署交通課<br>〒503-0655<br>海津町萩原341-2<br>TEL 0584-53-0110<br><br>岐阜県交通部部課<br>〒500-8384<br>岐阜市加納大黒町3-18<br>TEL 058-272-8409（代表） |
| 緊急自動車指定（届出確認）証<br>若葉番号作業用自動車指定（届出確認）証 | 左記指定（届出確認）証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。ただし、合併に伴い、会社名や組織名等が変わる場合、緊急自動車は警察署又は交通規制課で、道路維持作業用自動車は交通規制課でそれぞれ手続きを行ってください。 | |
| 自動車運転免許証 | 自動車運転免許証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可申請等に合せて手続きを行います。ただし、変動前に変更を希望される方は、警察署又は運転者講習センターで手続きを行ってください。 | 海津警察署交通課<br>〒503-0655<br>海津町萩原341-2<br>TEL 0584-53-0110<br><br>岐阜県運転免許課<br>〒502-0003<br>岐阜市三田洞東1-23-8<br>TEL 058-237-3378（代表） |
| 厚生年金の受給者の住所 | 年金受給の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 大垣社会保険事務所<br>〒503-8555<br>大垣市八島町114-3<br>TEL 0584-78-5368 |
| 不動産（土地登記簿、建物登記簿）の所在 | | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜地方法務局大垣支局<br>〒503-8668<br>大垣市丸の内1-19<br>TEL 0584-78-3947 |
| 不動産所有者<br>抵当権者<br>仮登記権利者等（土地登記簿、建物登記簿等の住所等） | 土地登記簿、建物登記簿等に3町の住所で登記されている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、新住で発行する住所変更の証明書等を添付して登記することができます。 | |
| 会社等（商業登記簿、法人登記簿等）の本店（主たる事務所）と役員等の住所 | 3町に本店を有する会社等及びその代表者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。登録時で順次修正します。なお、住所変更を希望される方は、新住で発行する住所変更の証明書等を添付して登記することができます。 | |
| 自動車検査証 | 軽自動車（三輪、四輪）の使用者・所有者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、新住で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。（車車届を含む。） | 軽自動車検査協会 岐阜事務所<br>〒501-6122<br>柳津町高桑2274-1<br>TEL 058-279-1134 |
| 自動車検査証 | 普通自動車及び小型二輪自動車（排気量250cc以上）の使用者・所有者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、譲渡及び廃車される際は、新住で発行する住所変更の証明書等を添付のうえ手続きを行ってください。 | 中部運輸局岐阜自動車検査官<br>〒501-6193<br>岐阜市日置江2648-1<br>TEL 058-279-3711 |
| 軽自動車届出済証 | 二輪の軽自動車（126cc～249cc）の使用者・所有者の方 | | |

※団体の組織は改正されることがあります。



| 事　目 | 該当者 | 手続きの方法など | お問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 特殊車両許可 | 左記の許可証の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 西濃地域森林組合連合会 森林保全課<br>〒501-3603<br>郡上郡白鳥町上谷片1-1<br>TEL 0575-33-1111（代表） |
| 保安林内立木伐採許可 | 左記の許可証の交付を受けている方 | | |
| 保安林内立木伐採届 | 左記の届出をしている方 | | |
| 保安林内開墾届 | 左記の届出をしている方 | | |
| 保安林内作業許可 | 左記の許可証の交付を受けている方 | | |
| 保安林内製品作業届 | 左記の届出をしている方 | | |
| 保安林内下草、落葉又は落枝の採取届 | 左記の届出をしている方 | | |
| 保安林の指定及び解除の解除 | 左記の申請をしている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県森林保全室<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 森林整備入札参加資格者名簿 | 森林整備入札参加資格者名簿に登録している方 | | |
| 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外） | 名簿登載者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。ただし、役外登載者は、変更届により住所変更を行ってください。 | 岐阜県建築管理課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 口座振込依頼書兼架橋情報登録票 | 登録申請者の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | |
| （知的障害）の療育手帳のための）登録票 | 登録票を持っている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県障害福祉課<br>〒500-8388<br>岐阜市千手堂42-1<br>TEL 058-275-0111 |
| （教育委員会の所管に属する）公益法人の登記事項変更の届出 | 各の当該法人 | 合併後すみやかに新所管課・室に登記簿の謄本を添付して届出を行ってください。 | 岐阜県教育総務課（旧郡の届出先は各公益法人所管課・室）<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| （解雇予告除外認定に必要な）職業技能者証 | 職業技能者証を持っている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県社会教育課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 公立学校教員採用選考試験 | 受験を申込んだ方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県学校人事課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 県職員、警察官及び本岡村立小中学校職員等採用試験 | 受験を申込んだ方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 岐阜県人事委員会事務局職員課<br>〒500-8570<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-272-1111（代表） |
| 警察官証交証<br>警察員等標識被管受証書証（本部）<br>機械警備業務管理者証（本部）<br>警備業者検定証（本部）<br>古物営業許可証<br>質屋営業許可証<br>風俗営業許可証 | 左記の許可証等の交付を受けている方 | 住所変更の手続きは必要ありません。更新時や変更許可の際時に合せて手続きを行います。 | 海津警察署生活安全課<br>〒503-0655<br>海津町萩原343-2<br>TEL 0584-53-0110<br><br>岐阜県本部安全総務課<br>〒500-8501<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-271-2424 |
| 銃砲刀剣類所持許可証<br>風俗案内業等講受許可証 | 銃砲刀剣類を所持している方、猟銃等を所持している方 | | 海津警察署生活安全課<br>〒503-0655<br>海津町萩原343-2<br>TEL 0584-53-0110<br><br>岐阜県生活安全課<br>〒500-8501<br>岐阜市薮田南3-1-1<br>TEL 058-271-2424 |

## その他官公署関係

| 項 目 | 該当者 | 手続きの方法等など | お問い合わせ先 |
|---|---|---|---|
| 電話番号<br>電話帳記載の住所 | 電話利用の方 | 電話番号は変わりません。住所変更の手続きは必要ありません。 | NTT西日本岐阜支店<br>〒500-8818<br>岐阜市柳ケ枝町3-31<br>TEL 116／0120-420506 |
| 郵便番号 | | 郵便番号は変わりません。 | 郵便局 |
| 郵便貯金通帳等<br>簡易保険 | 預金者等の方、保険者等の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を希望される方は、郵便局の窓口で手続きを行ってください。 | |
| キャッシュカード（郵便局） | キャッシュカード所有の方 | 一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個別手続については郵便局の窓口にお問い合わせください。 | |
| 預金通帳等 | 預金者等の方 | 普通預金通帳等・定期預金証書等については、住所変更の手続きは必要ありません。<br>なお、各種預金、融資取引等のある方は、住所変更の手続きが必要になってくる場合がありますので、各金融機関の窓口にお問い合わせください。 | お取引きの金融機関（郵便局を除く。） |
| キャッシュカード（郵便局を除く。） | キャッシュカード所有の方 | 一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個別手続については各金融機関の窓口にお問い合わせください。 | |
| 保険証書（証券）等 | 保険加入の方 | 一般的には、住所変更の手続きは必要ありませんが、個別手続については各保険会社の窓口にお問い合わせください。 | お取引きの保険会社 |
| クレジットカード | クレジットカード所有の方 | 詳細については、各クレジットカード会社の窓口にお問い合わせください。 | お取引きのクレジットカード会社 |
| 各種有価証券 | 株券等の有価証券所有の方 | 詳細については、各取扱いの窓口にお問い合わせください。 | 契約等に定める窓口 |
| 電気保障者の住所 | 電気使用の方 | 住所変更の手続きは必要ありません。 | 中部電力大垣営業所<br>〒503-8694<br>大垣市浅草緑町2-25<br>TEL 0584-81-3111 |

# 住所表示のお知らせ

海津市になると、次のように住所表示が変わります。
（現在の庁舎を例にすると）
岐阜県海津郡海津町高須515番地 → 岐阜県海津市海津町高須515番地
岐阜県海津郡平田町今尾557番地 → 岐阜県海津市平田町今尾557番地
岐阜県海津郡南濃町駒野奥条入会地1番地2 → 岐阜県海津市南濃町駒野奥条入会地1番地2
つまり、現在の住所の「郡」が「市」に変わることになります。
※上記の表示については、合併日（平成17年3月28日）からとなります。

## 市章デザイン応募状況

応募者数 650人　応募総数 1,310点

# ご協力ありがとうございました。

### 応募者住所別

| 住所別 | 人数 | 割合 |
|---|---|---|
| 海津郡内 | 158 | 24.3% |
| 海津町 | 61 | 9.4% |
| 平田町 | 26 | 4.0% |
| 南濃町 | 71 | 10.9% |
| 県内 | 63 | 9.7% |
| 岐阜市 | 10 | 1.5% |
| 養老町 | 8 | 1.2% |
| 羽島市 | 7 | 1.1% |
| 各務原市 | 6 | 0.9% |
| 大垣市 | 5 | 0.8% |
| その他 | 27 | 4.2% |
| 県外 | 429 | 66.0% |
| 東京都 | 47 | 7.2% |
| 大阪府 | 37 | 5.7% |
| 愛知県 | 33 | 5.1% |
| 神奈川県 | 27 | 4.2% |
| 埼玉県 | 21 | 3.2% |
| その他 | 264 | 40.6% |
| 合計 | 650 | 100.0% |

### 男女比

| 男 | 女 | 不明 |
|---|---|---|
| 73.5% | 22.2% | 4.3% |

### 応募者年齢別

| 年齢別 | 人数 | 割合 |
|---|---|---|
| 9歳以下 | 6 | 0.9% |
| 10歳～19歳 | 80 | 12.3% |
| 20歳～29歳 | 77 | 11.8% |
| 30歳～39歳 | 87 | 13.4% |
| 40歳～49歳 | 91 | 14.0% |
| 50歳～59歳 | 140 | 21.5% |
| 60歳～69歳 | 102 | 15.7% |
| 70歳～79歳 | 46 | 7.1% |
| 80歳以上 | 13 | 2.0% |
| 不明 | 8 | 1.2% |
| 合計 | 650 | 100.0% |

### 応募者男女別

| 年齢別 | 男 | 女 | 不明 |
|---|---|---|---|
| 9歳以下 | 1 | 4 | 1 |
| 10歳～19歳 | 43 | 37 | 0 |
| 20歳～29歳 | 45 | 30 | 2 |
| 30歳～39歳 | 54 | 30 | 3 |
| 40歳～49歳 | 75 | 14 | 2 |
| 50歳～59歳 | 118 | 16 | 6 |
| 60歳～69歳 | 89 | 6 | 7 |
| 70歳～79歳 | 38 | 6 | 2 |
| 80歳以上 | 12 | 0 | 1 |
| 不明 | 3 | 1 | 4 |
| 合計 | 478 | 144 | 28 |

### 編集後記

いよいよ海津市が今月二十八日に誕生します。思い起こしますと、平成十四年十月一日に海津郡三町合併協議会が発足してから二年五ヶ月、様々な議題を協議しながら協議が進められてきました。現在は、合併の手続きも終了し、事務調整も大詰めを迎えています。合併は、スタート地点。これからが本当の意味で地域の力が試されるときなのです。

さて、皆さんは「海津市」をどのような地域だと思いますか。私は、水・緑・気候など、美しい自然に恵まれたところだと思います。今、合併という一大転換期にあるわけですが、自然を今後さらに活用できるようなまち、「水と緑と木のふれあい交流都市」となりますように。

（N・A）

2005. 3. 1　海津郡3町合併協議会だより　(16)

(15)　2005. 3. 1　海津郡3町合併協議会だより

海津郡3町合併協議会だより
最終号
2005年3月27日
海津町・平田町・南濃町
編集・発行
海津郡3町合併協議会　〒503-0392
岐阜県海津郡平田町今尾557　平田町役場内
TEL 0584-66-0070　FAX 0584-66-4240
http://www.sannou.com/~gappei/
No.30

# 市章デザイン決まる

（最優秀賞受賞者）
千葉県松戸市
神保　米雄さん（五十五歳）
グラフィックデザイナー

【デザインコンセプト】
3町が合併により躍動感あふれる市を築き、いきいきと元気に暮らす様子と、緑に囲まれ木曽三川が織り成すふれあい交流都市をイメージ。水と共生するなかで市民の個に抱かれながら成長する様も示す。

「躍動感あるデザインと高い評価」
市章選定会議における最優秀賞の選考理由は、次のとおりです。
三本のグリーンの線は、みどり豊かな三町の合併を意味し、二本のブルーは水の流れを表現していると思われる。また「川」という文字をデフォルメして木曽三川との関係が深いことを強調しているとも考えられる。加えて、市民の輪が実り豊かな農産物を大切に抱きかかえ、成長させていくといった願いも込められているのではないだろうか。
新市の特徴や願いを表現しようとしている作品である。
大胆なフォルムが元気よく、動きを感じさせる作品に仕上がっている。五つの形のバランスも良く、全体の形に広がりや楽しさ、親しみがある。グリーンとブルーの二色の印象は新鮮で躍動感があり優れた作品となっている。



海津市長職務執行者に
平田町長　横山　善郎氏

第三十五回 合併協議会

第三十五回合併協議会が二月十八日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

報告事項

○報告第五十四号
海津市長職務執行者について
海津市長職務執行者に、平田町長の横山善郎氏が選任されたとの報告がありました。
○報告第五十五号
海津市市章デザインの内定について
市章デザインの募集については、平成十六年十一月二十四日から平成十七年一月五日までの約六週間に、合計一、三三〇点の応募が寄せられました。その後、第一次審査として、平成十七年一月十一日から二十一日までの間、愛知県立芸術大学美術学部の大谷学部長、日本陶芸家、岐阜県講師の三名が五点を選考し、第二次審査として、平成十七年二月十八日、第一次審査者の三名に加えて三町長で組織する市章選定会議において、第一次審査通過作品五点の中から市章として採用する最優秀賞を選定しました。
その結果、千葉県松戸市の神保米雄さん（グラフィックデザイナー）の作品が最優秀賞に選ばれました。（詳しくは表紙）
また、優秀賞は岐阜県養老町の長屋輝さん（高校生）、宮城県柴田町の渡辺朝一さん（グラフィックデザイナー）、愛知県額田郡幸田町の鈴木さん（ヴィジュアルコミュニケーションデザイナー）、東京都目黒区の安田哲さん（会社員）の作品が入賞となりました。

その他

○開庁式について
合併日（平成十七年三月二十八日）午前八時より海津庁舎玄関前において、開庁式が行われる旨の報告がありました。
なお、平田庁舎及び南濃庁舎においては、それぞれ庁舎職員立ち会いのもと海津市役所看板除幕、看板掲揚を行います。
○海津郡三町合併協議会の会議資料及び会議録の公開について
合併後においても、引き続き公開していくことについて承認されました。

第三十六回 合併協議会

第三十六回合併協議会が三月十四日、平田町ふるさと会館において開催されました。協議会の概要は、次のとおりです。

報告事項

○報告第五十六号
平成十六年度海津郡三町合併協議会会計の歳入歳出決算見込みについて
平成十六年度海津郡三町合併協議会会計の三月一日現在における歳入歳出決算見込みについて報告がありました。
歳入総額二千七百万五千二十一円、歳出総額二千七十一万五千四百七十一円の見込みであり、差引収支額千六百二十八万九千五百五十円は、合併後、海津郡三町合併協議会会計精算金として、海津市の一般会計に引き継がれることになります。
○報告第五十七号
市長職務執行者が専決処分する条例について
市長職務執行者が合併日に専決処分する予定の条例について報告がありました。

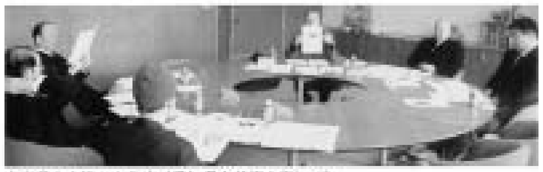
市章選定会議のようす（愛知県立芸術大学にて）

## 新市誕生までの主な動き

| 年月日 | 内容 |
|---|---|
| 平成14年 2月22日 | 海津郡町村合併問題検討会を設置（各町2名ずつの議会議員及び町長）<br>第1回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 3月中旬 | 市町村合併啓発パンフレットを郡内全戸配布 |
| 3月25日 | 第2回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 4月1日 | 海津町役場分庁舎内に町村合併事務室を設置 |
| 4月22日 | 第3回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 5月7日 | 第4回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 6月初旬 | 市町村合併啓発パンフレットを郡内全戸配布 |
| 6月4日～26日 | 市町村合併住民説明会を開催（郡内10会場） |
| 6月21日 | 第5回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 6月28日～7月15日 | 市町村合併に関する住民意識調査実施（郡内20歳以上無作為抽出5,000人を対象）<br>※住民意識調査集計結果<br>回答者数2,146人（42.7%）<br>「合併協議を進めていくことが望ましい」――1,568人（71.7%）<br>上記のうち「海津郡3町の組合せが望ましい」――1,120人（71.4%） |
| 7月25日 | 第6回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 8月5日 | 第7回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 9月5日 | 第8回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 9月18日～25日 | 各町の議会において、それぞれ海津郡3町合併協議会設置議案等を可決 |
| 9月26日 | 第9回海津郡町村合併問題検討会開催 |
| 9月30日 | 海津郡町村合併問題検討会解散 |
| 10月1日 | 海津郡3町合併協議会を設置<br>平田町役場内に海津郡3町合併協議会事務局を開設<br> |
| 10月2日 | 合併重点支援地域に指定される。 |
| 10月21日 | 第1回海津郡3町合併協議会開催<br> 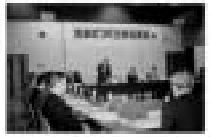 |
| 11月6日 | 第2回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協議項目<br>「合併の方式」 |
| 11月20日 | 第1回新市名称候補選定小委員会開催 |
| 11月27日 | 第2回新市名称候補選定小委員会開催 |
| 12月9日 | 第3回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協議項目<br>「財産及び債務の取扱い」、「地方税の取扱い」、「慣行の取扱い」 |
| 平成15年 1月1日～31日 | 新市名称候補募集 |



## 市章デザイン 入賞作品

デザインの趣旨
輪中をイメージしてこの作品を作りました。外側の三つの円は揖斐川、長良川、木曽川を表していて、真中の円が海津市です。

審査評
「明快でシンプル」
驚くほど明快な表現である。日の丸の象徴である国旗デザインが示す究極の表現と同じ考え方で造られている。あまりにもシンプルなだけに、もの足りなさを感じるかもしれないが、複雑で難しい現代社会に対して、心洗われる要素を感じる。その点も含め、大人っぽい普遍性の高い作品に仕上がっている。ただし、白い線が縮小時につぶれる恐れがあり、加筆修正が必要。同時に、色彩提案も必要である。

受賞者
岐阜県養老町
松岡 [illegible]さん

デザインの趣旨
「海」の字をモチーフに、オレンジの光・緑の風・青い水をデザインしました。フリーハンドのタッチは自然の恵みを大切にする新市をイメージしたものです。

審査評
「明るく、健康イメージ」
明るくのびのびとしたデザインで健康的な印象がある。海津市の一文字「海」をモチーフとしており、他の市町村との差別化が明快にできている。また、可読できる限界まで文字を変形しており、デザインに奥行きを増している。ただし、造形や色彩にリゾートの雰囲気も感じないわけでもない。したがって、民間企業やグループに印象がよく似た「形は異なるが雰囲気が似ている」デザインが存在する可能性もある。

受賞者
宮城県村田町
渡辺 [illegible]さん

デザインの趣旨
「海」の篆字をモチーフにしたもの。「海」は、「氵」（流れる水の様子）と「毎」（髪飾りをした女性）から成り、「美しいひとと川が在るまち」として海津市を象徴している。

審査評
「独自でユーモラス」
文字の古典的な書体である篆書を基本としており知的な発想である。漢字の起源と象形のユーモラスな造形に歴史観や目新しさがあり、健康なデザインに仕上がっている。また造形の完成度も普遍性も高い。印鑑を彷彿する作品で、まさに「しるし」順序であろう。その点でも、市章としては珍しいのではないだろうか。伝統、戦略さと個性が強く印象力があるが、一般には好き嫌いがあることも考えられる。

受賞者
愛知県[illegible]
佐藤 [illegible]さん

デザインの趣旨
頭文字「K」をモチーフにし、揖斐・長良の両河川に囲まれた水郷地帯海津市の木曽三川との戦いの歴史と飛躍・発展をチューリップの形でイメージ表現。海津市の将来像「光と風と水のふれあい田園都市」をデザイン。

審査評
「素直でまとめ」
海津市の将来像の標語を色と形で素直に表現した明るくさわやかな作品だと思われる。造形バランスも良く、親しみや安心感はある。反面、新しさや独創性は薄く、一度見たら忘れないような特徴や印象力の強さはなく、この作品も単色で提案されており、造形にも動きがなく、弱いやすい作品であろう。

受賞者
東京都世田谷区
安田 [illegible]さん

審査▶愛知県立芸術大学美術学部：大谷学部長、白木助教授、塩崎講師

| 年　月　日 | 内　　容 |
|---|---|
| 6月30日 | 第1回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「環境対策事業」 |
| 6月24日～28日 | 新市建設計画を含む全38項目の合併協定項目の調整方針が確認されたことを受け、住民説明会を実施（郡内5会場） |
| 7月8日～17日 | 海津郡3町合併協議会長に対して、新市名称希望の要望書等が提出される。 |
| 7月14日 | 第1回海津郡3町合併協議会開催 |
| 8月21日 | 第2回海津郡3町合併協議会開催 |
| 9月29日 | 平田町において、大垣市等1市3町との法定合併協議会設置を問う住民投票実施<br>（反対3,511票、賛成1,237票　投票率34.8%） |
| 10月14日 | 第3回海津郡3町合併協議会開催<br>新市名称等希望団体が提出されたことを受け、その取扱いを協議するため、協定事項調査検討小委員会を設置 |
| 10月29日 | 第1回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 11月17日 | 第2回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 11月28日 | 第3回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 12月6日 | 第4回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 12月8日 | 第17回海津郡3町合併協議会開催 |
| 12月30日 | 第5回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 平成16年<br>1月6日 | 第6回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 1月20日 | 第18回海津郡3町合併協議会開催 |
| 1月28日 | 第7回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 1月30日 | 第19回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「新市建設計画（変更）」 |
| 2月16日 | 第8回協定事項調査検討小委員会開催 |
| 2月24日 | 第20回海津郡3町合併協議会開催 |
| 3月26日 | 第21回海津郡3町合併協議会開催 |
| 3月31日 | 第22回海津郡3町合併協議会開催<br>新市名称等住民意識調査実施を確認 |
| 4月初旬 | 変更後の新市建設計画概要版を郡内全戸配布 |
| 4月16日 | 第23回海津郡3町合併協議会開催 |
| 5月7日～21日 | 新市名称等住民意識調査実施 |
| 5月31日 | 第24回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「新市の名称（変更）」、「町・字の区域及び名称の取扱い（変更）」<br>※新市名称等住民意識調査集計結果<br>実施世帯数35,801通（76.04%）<br>「設問1　新市名称について」<br>海津：25,383通　本巣三日：305通　三日：186通　西本：166通<br>なんのう：238通　ひらた：181通　ひらなみ：2,953通<br>「設問2 町・字の名称の取扱いについて」<br>配付のとおり：11,057通<br>配付の町・字名の前に、3町名を付ける：13,553通 |
| 6月30日 | 第25回海津郡3町合併協議会開催 |
| 6月29日 | 第26回海津郡3町合併協議会開催 |
| 7月7日 | 第27回海津郡3町合併協議会開催 |
| 7月28日 | 第28回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「合併の期日（変更）」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（変更）」、「補助率カット関係事業（変更）」、「新市の事務所の位置（変更）」、「一部事務組合・広域連合等の取扱い（変更）」 |
| 8月10日 | 第29回海津郡3町合併協議会開催 |



| 年　月　日 | 内　　容 |
|---|---|
| 1月7日 | 第3回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| 1月14日 | 第4回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「一般職の職員の身分の取扱い」、「特別職等の身分の取扱い」、「条例、規則等の取扱い」、「事務機関及び組織の取扱い」、「一部事務組合・広域連合等の取扱い」 |
| 1月25日 | 第5回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「新市建設計画」、「諸税特、手数料等の取扱い」、「公共的団体等の取扱い」、「各種団体への補助金、交付金等の取扱い」、「町・字の区域及び名称の取扱い」 |
| 1月31日 | 第3回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| 2月3日 | 第3回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| 2月7日 | 第4回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| 2月13日 | 第3回新市名称等検証確定小委員会開催<br>※新市名称等候補として、「かいづ」、「海津」、「本巣三日」、「三海」、「始本」、「なんのう」、「ひらた」、「ひらなみ」の3候補を選定<br>第6回海津郡3町合併協議会開催 |
| 2月13日～22日 | 新市建設計画、合併説明のため住民説明会を開催（郡内8会場） |
| 2月14日 | 第3回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| 2月18日 | 第4回事務所の位置等検討小委員会開催 |
| 2月20日 | 第7回事務所の位置等検討小委員会開催<br>第7回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「広報公聴関係事業」、「海津都市・国際交流関係事業」 |
| 2月24日 | 第8回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「合併の期日」、「新市の名称」、「新市の事務所の位置」 |
| 3月4日 | 第9回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「議会議員の定数及び任期の取扱い」、「課税権及び税額の取扱い」、「総合交通関係事業」、「福祉関係事業」、「農林水産関係事業」、「商工観光関係事業」、「建設関係事業」、「学校教育事業」、「社会教育事業」 |
| 3月15日 | 第8回事務所の位置等検討小委員会開催<br>第10回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「人権対策事業」、「国民健康保険事業」、「上下水道事業」 |
| 4月初旬 | 新市建設計画概要版を郡内全戸配布 |
| 4月3日 | 第4回新市名称等候補確定小委員会開催<br>第11回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「コミュニティ関係事業」、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」、「継続づく5事業」、「保育事業」、「その他協議が必要な事項（指定金融機関等・電算システム）」 |
| 5月8日 | 第12回海津郡3町合併協議会開催<br>新市名称等住民意向調査実施決定 |
| 5月初旬 | 「海津郡の合併効果調査・詳細項目素案概要版」を郡内全戸配布 |

# 市章デザイン最優秀賞受賞者

**神保　米雄**（じんぼ　よねお）さん

東京都品川区生まれ
グラフィックデザイナー
銀谷・入江デザイン室、JGL、MacJapanを経て、現在「べあ」で活躍中。

○主なデザインコンペ入賞歴

- 全国カレンダー展「キロニーカレンダー」日本窯工会議所会頭賞
- 国際コンベンションシティ岐阜レンボルマーク最優秀賞
- 日本医学会レンボルマーク最優秀賞
- 葛飾区文化会館レンボルマーク最優秀賞
- 日本塑料工業会レンボルマーク最優秀賞
- 愛媛県人にやさしいまちづくりレンボルマーク優秀賞
- 伊勢崎佐波医師会立看護専門学校レンボルマーク一等賞
- 大分大学学章レンボルマーク最優秀賞
- 福島大学学章レンボルマーク最優秀賞
- 阿波市レンボルマーク優秀賞　等

## 受賞者の声

この度は、海津市市章デザインにおいて最優秀賞を頂き、誠に光栄に思います。

仕事の関係上、岐阜県に本社のある会社との関係も深く、以前から岐阜県には興味がありましたので、海津市市章デザインを応募いたしました。

デザインの作成にあたって、海津郡の情報を集めましたところ、水谷三川の水郷地帯と自然に恵まれたまちというイメージであり、三町が合併し、いきいきと元気に暮らす様子を前向きで表現しようと試行錯誤を繰り返した末、私自身満足のいく作品ができました。その結果、高い評価をいただき、より岐阜県を身近に感じることができ、本当に嬉しく思います。

今後、海津市が益々発展いたしますことを心よりお祈りいたします。

（N・A）

## 編集後記

議会だよりもついに最終号（三十号）となりました。今までお読みいただきましてありがとうございました。

二年六ヶ月という短い期間でしたが、合併協議の難しさを感じました。しかし、その都度、皆さんの合併に対する熱い思いや地域を思う気持ちに触れることができ、貴重な体験ができました。

さて、三町にはそれぞれ違った味があります。これからは「海津百」という大きな器の中でその良味を活かしながらブレンドし、新しいものをつくる必要があります。そのためには、皆さんといっしょにまちづくりをしていくことが大切です。海津市全体が一つになったとき、まっと様さんに合う味、香り豊かなコクのある「海津百」ができあがることでしょう。



| 年　月　日 | 内　　容 |
|---|---|
| 8月23日 | 第30回海津郡3町合併協議会開催<br>○確認された協定項目<br>「議会の議員の定数及び任期の特例（拡張）」ほすべての協定項目を確認 |
| 9月10日 | 合併協定調印式<br> |
| 9月13日 | 海津町議会にて合併関連議案を可決 |
| 9月15日 | 平田町議会にて合併関連議案を可決 |
| 9月17日 | 南濃町議会にて合併関連議案を可決 |
| 9月22日 | 海津町長、平田町長及び南濃町長より岡道海域漁業協同組合へ合併申請書を提出<br> |
| 10月13日 | 関係者から県知事に職業分合に伴う市町境界の協議について「異議なし」との回答 |
| 10月22日 | 第31回海津郡3町合併協議会開催 |
| 11月1日 | 第32回海津郡3町合併協議会開催 |
| 11月24日 | 市章デザイン募集（期間：平成16年11月24日～平成17年1月31日） |
| 12月16日 | 岐阜県議会にて海津郡3町に関する財特の廃置分合を可決<br> |
| 12月20日 | 第33回海津郡3町合併協議会開催 |
| 平成17年<br>1月17日 | 第34回海津郡3町合併協議会開催<br>答申内容（総務省告示第29号　旧町の廃置分合） |
| 2月10日 | 市章選定会議 |
| 2月18日 | 第35回海津郡3町合併協議会開催<br>・岐阜県知事代理者に徳山書記長との報告<br>・市章デザイン内定 |
| 3月16日 | 第36回海津郡3町合併協議会開催 |
| 3月28日 | 「海津市」誕生 |

## 4．海津市誕生新聞広告

中日新聞
平成１７年
３月２７日掲載

岐阜新聞
平成１７年
３月２７日掲載

海津町･平田町･南濃町合併の記録

発行　平成17年7月
編集　海津市役所企画部まちづくり推進課
岐阜県海津市海津町高須５１５
０５８４（５３）１１１１（代表）

海津市
KAIZU

市章のデザインコンセプト

3町が合併により躍動感あふれる市を築き、いきいきと元気に暮らす様子と、緑に恵まれ木曽三川が織り成すふれあい交流都市をイメージ。水と共生するなかで市民の懐に抱かれながら成長する様も示す。

R100 古紙含有率100%の再生紙を使用しています。
PRINTED WITH SOY INK 環境に配慮した植物性大豆油インキを使用しています。